平成29年第1回宇城市議会定例会 会期日程表

会期23日間

月日	曜	会議の種別	件名
2月28日	火	本会議	 ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 所信表明 ○ 専決処分の報告 ○ 承認第1号から同意第5号までの37議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
3月 1日	水	休会	○議事整理
3月 2日	木	休会	〇 議事整理
3月 3日	金	本会議	 ○ 開議 ○ 承認第1号の質疑・討論・採決 ○ 議案第1号から議案第31号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第1号から同意第5号までの質疑 ○ 議案第32号から議案第34号までの追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 同意第6号及び同意第7号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑
3月 4日	土	休 会	○ 市の休日
3月 5日	日	休 会	○ 市の休日
3月 6日	月	休 会	総務文教常任委員会建設経済常任委員会民生常任委員会
3月 7日	火	休会	〇 市の休日
3月 8日	水	本会議	○ 開議○ 議案第1号から議案第34号までの委員長報告・質疑・討論・採決○ 同意第6号及び同意第7号の討論・採決【 散 会 】

月日	曜	会議の種別	件名
3月 9日	木	本会議	○ 開議○ 一般質問(代表質問)【 延 会 】
3月10日	金	休 会	○ 議事整理
3月11日	土	休 会	○ 市の休日
3月12日	日	休 会	○ 市の休日
3月13日	月	本会議	○ 開議○ 一般質問【 延 会 】
3月14日	火	本会議	○ 開議○ 一般質問【 延 会 】
3月15日	水	本会議	 ○ 開議 ○ 一般質問 ○ 議案第35号及び議案第36号までの追加上程・ 提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 【 散 会 】
3月16日	木	休会	〇 総務文教常任委員会
3月17日	金	休 会	○ 建設経済常任委員会○ 民生常任委員会
3月18日	土	休 会	○ 市の休日
3月19日	日	休 会	○ 市の休日
3月20日	月	休 会	○ 市の休日
3月21日	火	休 会	〇 議事整理
3月22日	水	本会議	 ○ 開議 ○ 議案第9号から議案第31号及び議案第35号から議案第36号並びに請願第1号及び請願第4号の委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第1号から同意第5号までの討論・採決 ○ 発議第1号の趣旨説明・質疑・討論・採決 ○ 宇城市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 【 閉 会 】

第 1 号 2月28日 (火)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第1号)

平成29年2月28日(火) 午前10時00分 開議

		午前10時00分 開議
1 議事日程	Ē	
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		所信表明
日程第5	報告第1号	専決処分の報告について
日程第6	承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1
		号)
日程第7	議案第1号	平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)
日程第8	議案第2号	平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3
		号)
日程第9	議案第3号	平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算
		(第3号)
日程第10	議案第4号	平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第11	議案第5号	平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第4
		号)
日程第12	議案第6号	平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第7号	平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第8号	平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)
日程第15	議案第9号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
		例の制定について
日程第16	議案第10号	宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第11号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号
		の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個
		人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて
日程第18	議案第12号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第13号	宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例の
		制定について

日程第20 議案第14号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

日程第21	議案第15号	宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定
		数を定める条例の制定について
日程第22	議案第16号	宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて
日程第23	議案第17号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第18号	財産の無償譲渡について
日程第25	議案第19号	宇城市市道路線の認定について
日程第26	議案第20号	建設事業に関する基本協定書の変更について
日程第27	議案第21号	指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城市
		松合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、宇
		城市不知火グラウンド)
日程第28	議案第22号	宇城広域連合規約の一部変更について
日程第29	議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算
日程第30	議案第24号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第31	議案第25号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第32	議案第26号	平成29年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第33	議案第27号	平成29年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第34	議案第28号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
日程第35	議案第29号	平成29年度宇城市水道事業会計予算
日程第36	議案第30号	平成29年度宇城市下水道事業会計予算
日程第37	議案第31号	平成29年度宇城市民病院事業会計予算
日程第38	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸氏)
日程第39	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(山本正治氏)
日程第40	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中島美世子
		氏)
日程第41	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(村本憲昭氏)
日程第42	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明氏)
日程第43		休会の件

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

橋 佳 大 君 1番 高 3番 大 村 悟 君 5番 福 永 貴 充 君 雄 7番 遠 田 幸 君 \equiv 君 9番 福 田 良 11番 渡 邊 裕 生 君 13番 尾 﨑 治 彦 君 15番 長 谷 誠 _ 君 学 17番 入 江 君 19番 堀 Ш 三 郎 君 21番 石 Ш 洋 君

2番 髙 敬 義 本 君 星 正 弘 君 4番 田 6番 溝 見 友 君 五. 8番 嶋 映 司 君 野 10番 河 正 明 君 君 12番 大 嶋 秀 敏 14番 河 野 郎 君 16番 永 伸 君 木 18番 豊 田 紀代美 君 20番 中 弘 君 Щ 幸 22番 出 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 史 田 憲 君 育 槻 英 君 教 長 大 企画部長 孝 君 髙 島 健康福祉部長 本 間 健 郎 君 土木部長 岩清水 伸 君 会計管理者 戸 田 博 俊 君 企画部次長 下 堅 君 木 健康福祉部次長 那 須 聡 英 君 土木部次長 成 松 英 隆 君 三角支所長 亨 君 谷 П 小川支所長 園 田 敏 行 君 市民病院事務長 澤 和 弘 君 吉 監査委員事務局長 中 村 久美子 君

市 井 文 君 副 長 浅 正 総務部長 渡 伸 之 君 猿 市民環境部長 秀 幸 君 松 本 経 済 部 長 清 成 晃 正 君 教育部長 緒 方 昭 君 博 君 総務部次長 成 田 正 原 幸 君 市民環境部次長 上 久 経済部次長 吉 田 裕 次 君 中 君 教育部次長 村 誠 _ 不知火支所長 Ш 広 倫 君 辛 豊野支所長 木 村 隆 之 君 農業委員会 重 田 公 介 君 務局長 事 財 政 課長 君 JII 竜 治 天

開会 午前10時01分

○議長(入江 学君) ただいまから、平成29年第1回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(入江 学君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、14番、河野一郎君及び15番、長谷誠一君の2人を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(入江 学君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月28日から3月22日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日 までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(入江 学君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告として、1ページから8ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、平成28年10月分から平成29年1月分が提出されております。

また、公式行事については、9ページのとおりであります。

次に、陳情書等について申し上げます。去る2月20日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定しました2件の陳情書等につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

また、私議長宛に、2月7日付で会派解散届並びに会派異動届が提出されております。以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出があっておりますので、これを許します。市長、 守田憲史君。

○市長(守田憲史君) 平成28年12月、宇城市議会定例会以降の行政報告をいたします。

はじめに、熊本地震からの復旧・復興状況に関する報告です。熊本地震発災から、10か月以上が経過しました。市では公共施設の復旧や、市民生活への支援などに全力で取り組んでおり、徐々にではありますが、以前の活気を取り戻しつつあります。そのような中、2月末現在で災害関連死の申請が14件上がっており、このうち6件について関連死と認定されております。亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、遺族の方への支援手続を進めてまいります。

住家被害の程度を証明する罹災証明書については、昨年5月24日の混乱の中から発行が始まり、2月末において約8,600件の発行を行っております。平成29年に入り、申請も落ち着きが見られているため、本年4月28日をもって罹災証明書の新規申請を終了することとしました。

また、半壊未満、いわゆる一部損壊の被災者に対する市独自の支援である被災住 宅等再建支援事業については、10月3日から受付を開始し、2月27日現在で9 57件について交付決定を行い、約4,500万円分の復興券を交付いたしました。

さらには、仮設住宅入居者やみなし仮設住宅入居者のうち、将来的に自宅再建が 困難と予想される方々への対応策として、100戸の災害公営住宅の建設を計画し ておりますが、今月23日に独立行政法人都市再生機構と、建設整備に関する基本 協定を締結するなど、本格的な復旧・復興に向けて、着実に前進しております。

次に、女性の人権に関する不適切な発言についてです。先週の宇城市嘱託員合同会議の中で、非公式ではありますが嘱託員から女性蔑視の発言があっております。 正確な情報を掌握した上で、全ての市民一人一人の個性や違いを尊重し認め合い、 人権尊重意識を高めるための啓発を行って、再発防止に努めます。

次に、地方創生事業及びその実現に向けた行政経営改革に関わる包括的連携協定についてです。市では、これまでに様々な人口減少対策に取り組んできたものの、人口は減少傾向にあり、将来にわたって地域の活性化が失われていくことが危惧されています。人口減少を抑制するためには、行政の仕事のあり方や、行政経営のあり方についても質の改革が必要であると思っています。

このような行政経営改革にあたっては、自助努力はもちろんのこと、客観的な外部の視点が必要であるため、1月24日に株式会社肥後銀行及び公益社団法人地方経済総合研究所との包括的連携協定を結んでおります。行政経営改革に金融機関や研究機関が積極的に関する連携協定の締結は、全国的にも先駆的な取組みであります。

この連携協定を機に、金融機関や研究機関が持つ情報やネットワーク、知見を共有し、相互の連携協力関係を一層深め、災害からの着実な復旧・復興や、更なる地方創生事業の推進に取り組んでまいります。

次に、第2次宇城市総合計画策定についてです。平成29年度から8年間を見据えた第2次宇城市総合計画については、先日の第4回宇城市総合計画審議会において草案を作成しており、3月1日から市ホームページ上にて、パブリックコメントを募集いたします。市議会議員の皆様には、今会期中に計画案の説明を行い、御承認をいただければ年度内に計画を決定した上で、平成29年度からの事業に反映してまいります。

次に、青海小学校の文部科学大臣賞受賞についてです。全校生徒約90人の青海小学校では、古くから学校関係者や地域の皆様の御協力により、手づくりのサトウキビから黒砂糖づくりに取り組んでいます。今回、2016年度自然体験活動支援事業、文部科学大臣賞を受賞されましたが、このことは三角町の地域の皆様や、サトウキビ保存会の皆様並びにPTA、学校関係者の皆様の御支援の賜物であります。今後も引き続き地域全体で宇城市の次代を担う子どもたちの育成をお願いしたところです。

最後に、熊日駅伝大会の報告です。1月25日に開催された、第33回熊日郡市 対抗女子駅伝大会におきまして、宇城市は見事3位という結果でした。また、2月 12日に開催された男子の第43回郡市対抗熊本駅伝大会においても4位と健闘し、 宇城市の力を存分に発揮していただきました。選手の皆さん、役員の皆さんには改 めまして「おつかれ様」と申し上げたいと思います。

以上、行政報告といたします。

〇議長(入江 学君) 以上で、行政報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 所信表明

- **〇議長(入江 学君)** 日程第4、所信表明について、市長から所信表明の申し出がありますのでこれを許します。市長、守田憲史君。
- ○市長(守田憲史君) 平成29年第1回宇城市議会定例会の開会に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べる機会を得ましたことは、私の大きな喜びとするところであります。

私は、先の市長選挙におきまして、市民の皆様からの温かい御支援をいただき、 引き続き市長として2期目の舵取りを任せていただくこととなりました。

改めてその責任の重さを痛感するとともに、市民の皆様の大きな期待と信頼に応 えられるよう、ふるさと宇城市の復興と発展のために全力を傾注していく所存であ ります。市民の皆様並びに市議会議員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し 上げます。 1期4年間を振り返って。平成25年2月27日、宇城市長に就任させていただき、早いもので1期4年が経過しました。この間皆様方からの多大なるお力添えを頂きながら、市政運営に取り組んでまいりました。ここに改めて、心からの感謝を申し上げます。

就任早々、宇城クリーンセンター移転問題に始まり、交付税の一本算定化の中、 国からの交付税が5年間で大幅に削減されることが避けられないという当時の状況 でした。そしてそのことは今も直面する命題であります。

このような状況の中、五大プロジェクトの一つである「豊野小中一貫校校舎の完成」、「三角西港の世界文化遺産への登録」、「宇城・氷川スマートインターチェンジの開通」、「JR松橋駅駅舎と駅の東西を結ぶ自由通路の完成」などの成果を着実に積み重ね、また戸馳大橋架け替え事業、長崎・久具線でも完成に向けて、予定どおり進捗しています。

合併後10年が経過し、地方交付税の減少や人口減少・超少子高齢化などの多様な財政的課題が山積みしていますが、手付かずであった公共施設の統廃合や事務事業の見直しなどの行財政改革により、市の財務状況は確実に改善されてきていました。

このような中に昨年、熊本地震また集中豪雨により未曽有の災害が発生したことは痛恨の極みでありましたが、私たちは一日も早い災害からの復旧・復興を目指して全力で取り組んでいます。

今年度末に策定予定の「第2次宇城市総合計画」においては、「災害からの復旧・復興」と「地方創生」を主とし、すべての市民がこの先もずっと安心して快適な暮らしができるよう、これまで1期4年間の多くの成果を礎として、これからの厳しい時代を見据え、時代を切り開く覚悟を持ち、全身全霊を傾け、市政運営に取り組んでまいります。

さて、わが国の情勢につきましては、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、経済の再生、財政健全化、エネルギー政策など、多くの難しい課題を抱えております。

特に、急速な人口減少・超少子高齢化を迎えるわが国が、今後も安心して暮らせる国であるためには、年金・介護・医療などの社会保障制度改革など重要な課題を 先送りしてはいけません。

また、昨年も全国各地で自然災害が相次いで発生している中、防災・減災に向けた即効性のある対策が急務です。

このように、わが国がさまざまな課題に直面している中、宇城市として行うべき 改革や時代の潮流を踏まえた施策を確実に進めることにより、市民の皆様の幸せな 暮らしを実現し、地方が元気になることで、国の発展に寄与していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、今後の市政運営に当たっての重要な課題を6点述べたい と存じます。

1点目、復興するまちづくり。昨年4月に発生した「熊本地震」、6月の「集中 豪雨」を受け、被災者の生活再建支援や住宅確保を第一に全力で取り組んでまいり ました。その結果、徐々にではありますが以前の活気を取り戻しつつあります。

住宅応急修理や家屋解体をスピーディに実施することはもとより、仮設住宅やみなし仮設住宅入居者への将来の住宅確保対策として、まず、「独立行政法人都市再生機構」と基本協定を締結し、100戸の災害公営住宅の建設をスタートさせました。また、ソフト事業として「宇城市地域支え合いセンター」が中心となって、仮設住宅やみなし仮設住宅入居者への心のケアを更に充実させます。

今回の震災の教訓として、市民の皆様が安心して避難できる耐震性を有する公共施設が必要であると感じました。地域の自治公民館は住民のよりどころであるとともに、有事の際の避難所としての機能も有しておりますので、現松橋公民館北側に「災害用コミュニティ施設」を建設し、松橋町の自治公民館を有していない行政区にも積極的に利活用していただきたいと考えております。

この度の市長選挙を通して、市民の皆様のふるさと宇城市を思う気持ちを直接お聞きし、豊かな地域づくりに努力されている姿に接し、深い感銘を受けたところです。その反面、市民の皆様からは災害対応に対する厳しい御意見を頂いたことも事実であります。

災害からの一日も早い復興を成し遂げ、活力と笑顔あふれる豊かな宇城市を築いていくことが、私の使命であると決意を新たにしているところであります。

災害からの復旧・復興に当たりましては、市民の皆様との対話を重ね、知恵を出 し合い、限られた財源を有効に活用し、全力で取り組んでまいります。

平成29年度熊本地震等災害関連経費として、総務費・熊本地震復旧基金事業費600万円、民生費・災害救助費7,400万円、衛生費・災害廃棄物処理業務委託料35億9,400万円、損壊家屋解体撤去業務委託料20億7,700万円、災害廃棄物処理事業負担金5億300万円、農林水産業費・被災農業者向け経営体育成支援事業補助金6億300万円、土木費・がけ崩れ防止施設設置工事費1,700万円、消防費・被災者生活再建システム導入事業900万円、災害復旧費・公共土木施設災害復旧工事費2億7,800万円、庁舎等災害復旧工事費9,800万円。

重要課題2点目、育てるまちづくり。全国的な少子化の中で、各地方公共団体が 競って子育て支援に取り組んでいます。 宇城市の子育で支援策は他の自治体と比較しても、遜色のないレベルの手厚いものとなっています。今後も保育料を国基準より低く設定することや、第3子以降の保育料の無料化及び待機児童対策に取り組むとともに、中学校3年生までの医療費無料化を継続いたします。

熊本地震により甚大な被害を受けた市内小中学校の校舎や体育館などはスピード感を持って復旧させるとともに、老朽化した松橋・不知火・豊野の各給食センターを統合の上移転し、新しい給食センターを建設することにより、新衛生基準を満たした安心安全な給食サービスを提供します。

また、一般財源による学習支援員・生活支援員の確保、論語教育など、宇城市の将来を担う子どもたちの教育環境整備に取り組みます。

重要課題3点目、「持続する」まちづくり。これからの市政運営に重要なことは、「市民との協働」であります。行政だけでものを決めるのではなく、市民の皆様と 一緒になって考え、行動していく姿勢を大事にしてまいります。

地方交付税の一本算定による大幅な減少が見込まれる中、適正課税や未収金対策に取り組むとともに、維持管理費等の見直しによる経常経費の抑制に努めます。

さらには、行財政改革の大きな柱である公共施設の再編や民間委託の推進などについては、公共施設などの総合的かつ計画的な管理の推進に向けた「公共施設等総合管理計画」に沿って、行政のさらなる効率化やスリム化を強力に進めてまいります。

また、産業振興についても課題が山積しており、若年層の流出を食い止める良質な雇用を創出するための抜本的な対策を行うことが必要です。そのためには、金融機関をはじめとした外部組織との強力な連携を取りながら、地域全体での地場産業の稼ぐ力を高める施策を講じなければなりません。

農業は宇城市の基幹産業でありますが、一方で、農業従事者の約66%が60歳以上となっており、農業従事者の高齢化が顕著であります。その結果、農業生産を行わない農地の荒廃が進んでいます。このことを踏まえ、農地の適正管理を行っていくために、担い手の確保が課題となっています。

特に、市の山間部では「稼ぐ農業」を推進し、農家所得の向上を図ることで担い 手の確保が不可欠です。青年就農給付金7,000万円を活用しながら、地域をけ ん引する農家への重点的な支援を通じて、市の農業全体の底上げを進めてまいりま す。

また、農業基盤を整備することは、農家の規模拡大につながり、農業所得の向上が期待されます。農地の大区画化や地下水制御システムの導入と併せて、農地の汎用化及び湛水被害の解消に必要な農業用排水施設の一体的な整備のため国営ほ場整

備事業を実施します。

ほ場整備事業においては、土地利用型作物と施設園芸団地などのゾーニングを行い、担い手への農地集積・集約化を目指します。また、施設野菜の高品質化と畑作物の導入促進による収益性の高い農業経営が可能となり、稼げる農業の実現につながります。

「活躍する」まちづくり。超高齢化時代が進行している中、宇城市においても医療費・介護費が年々増加しており、既に市財政を大きく圧迫しています。今後の高齢者数を考慮すれば、このまま医療費・介護費が増加し続けることは、市政の多くの分野に重大な影響を及ぼしていくと懸念されます。

このため、従来型の介護が必要となった人への対症療法的対応だけでなく、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができる環境を整備し、高齢者の健康寿命を伸ばすための取組みが重要であると考えます。

社会福祉の充実につきましては、「地域福祉計画」に基づき、すべての市民が健康で安心して自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、関係機関、団体及び市民の皆様との協働により、福祉コミュニティーの醸成に努めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、人々が互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会を実現するために、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実に努めてまいります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた上で、地域包括支援センターを中心とした医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の構築に取り組み、介護の必要な高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスの充実に努めてまいります。

市民のこころの健康づくりにつきましては、「宇城市地域支え合いセンター」と 連携協力しながら、相談事業の充実や被災地サロンを実施するなど、市民の皆様の 心身両面のケアに努めてまいります。

また、病気の早期発見・早期治療につなげられるよう、各種健診の充実強化や、 受診しやすい環境の醸成と受診率の向上に努めながら、市民の皆様の健康増進を推 進してまいります。

5点目、「住み続ける」まちづくり。宇城市は地理的・社会的な環境に恵まれ、 他の自治体と比べ生活の利便性が整っているにも関わらず、残念ながら人口減少傾 向にあります。

このため、社会的好条件に更に磨きをかけるために、都市機能強化策として、「道の駅うき」から県道14号八代鏡宇土線鎗ノ柄(やりのえ)橋までをバイパス道

路として整備いたします。

さらに、JR松橋駅西側及びJR小川駅西側を新たなまちづくりの拠点として整備することにより、県央の交通の要衝地としての人口増加策につなげます。宇城市の中心部は、子育て世帯の流入という傾向があります。

一方で、その周辺部は市外への流出が多くなっており、市全体として人口流出を 抑制するためには、中心部がダム機能を果たすことが必要となります。

そして市外からの移住、定住者にとって住んでみたい、ずっと住みたい、住んで 良かったと評価されるよう、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組み、魅力あふれる未来都市を目指して環境整備を続けていきます。

その前提には、すべての男性と女性がお互いを対等なパートナーとして認め、人権を尊重し、ともに協力していくまちづくりが必要です。市、市民、事業者などがワーク・ライフ・バランスの配慮に努め、みんなが子育てしやすい環境整備を推進し、女性が活躍し、より働きやすい環境づくりを目指してまいります。

平成29年度当初予算(骨格)の歳出概要として、総務費・諸証明コンビニ交付サービス事業800万円、農林水産業・生産総合事業補助金1億500万円、果樹競争力強化推進事業補助金1,700万円、土木費・道路新設改良事業費23億4,00万円、駅周辺開発推進事業費2億800万円。

6点目、「選ばれる」まちづくりについて。平成27年7月に世界文化遺産に登録された三角西港については、残念ながらこの資源の魅力を充分にいかしきれていないという御意見があるのも事実であります。SNSを活用した観光情報PRなどにより、三角東港を含めた「三角エリア」の総合的な振興策を行い、観光客を呼び込むとともに地元の経済効果につながる施策を展開します。

また、観光資源と同時に豊富な農林水産物を市内の物産館などでの販売はもとより、県内外にも強くPRしていきます。

さらには、宇城市ふるさと応援寄附についても、返礼品は全て宇城市の地元産品 (肉・トマト・デコポン・メロン・米など)であります。市の財政面だけではなく、 地場産業振興に大きく貢献するふるさと納税も引き続き PRをしてまいります。

最後となりますが、私は市民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、開かれた市政を推進し、災害からの復旧・復興を最優先に取り組むとともに、「住んで良かった」と市民の皆様が実感でき、宇城市の次代を担う子どもたちが「ふるさと宇城に住み続けたい」と思えるような「笑顔あふれる」まちづくりを目指すことが、私に課せられた使命であります。

これらの施策を円滑に推進し、必ず目的を達成してまいりますので、改めて市民の皆様並びに市議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げて、私の所信表明

といたします。平成29年2月28日、宇城市長、守田憲史。

○議長(入江 学君) これで、所信表明を終わります。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

- **○議長(入江 学君)** 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、総務部長に報告を求めます。総務部長。
- ○総務部長(猿渡伸之君) 報告第1号、専決処分の報告についてでございます。議案 集の4ページから5ページにかけて、詳しくは5ページに詳細が載っておりますの で御覧いただきたいと思います。

本件は、平成28年11月24日に三角町三角浦地区において、消防団が鉄塔に掛けて干しておりました消防ホースの固定ロープが強風で外れ、ホースの金属結合部が近くに駐車していた車両のフロントガラス及び車両本体を破損させたことで、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は72万3,589円です。損害賠償金については、全て全国町村会総合賠償保険により支出されております。

以上、市が賠償責任において処理した専決処分の報告です。

○議長(入江 学君) 報告第1号の説明が終わりました。

これで、報告第1号を終わります。

日程第6	承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第
		1号)
日程第7	議案第1号	平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)
日程第8	議案第2号	平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第
		3号)
日程第9	議案第3号	平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算
		(第3号)
日程第10	議案第4号	平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3
		号)
日程第11	議案第5号	平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第
		4号)
日程第12	議案第6号	平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第7号	平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第8号	平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)
日程第15	議案第9号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
		条例の制定について

日程第16	議案第10号	宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定につい
		τ
日程第17	議案第11号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番
		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
		定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第18	議案第12号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第13号	宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例
		の制定について
日程第20	議案第14号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第21	議案第15号	宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
		定数を定める条例の制定について
日程第22	議案第16号	宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第23	議案第17号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第18号	財産の無償譲渡について
日程第25	議案第19号	宇城市市道路線の認定について
日程第26	議案第20号	建設事業に関する基本協定書の変更について
日程第27	議案第21号	指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城
		市松合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、
		宇城市不知火グラウンド)
日程第28	議案第22号	宇城広域連合規約の一部変更について
日程第29	議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算
日程第30	議案第24号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第31	議案第25号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第32	議案第26号	平成29年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第33	議案第27号	平成29年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第34	議案第28号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
日程第35	議案第29号	平成29年度宇城市水道事業会計予算
日程第36	議案第30号	平成29年度宇城市下水道事業会計予算
日程第37	議案第31号	平成29年度宇城市民病院事業会計予算
日程第38	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸
		氏)

日程第39 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(山本正治 氏)

日程第40 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(中島美世 子氏)

日程第41 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(村本憲昭 氏)

日程第42 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明 氏)

- 〇議長(入江 学君) 日程第6、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1号)から、日程第42、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明氏)までを一括議題とします。市長から一括して提案の理由の説明を求めます。市長、守田憲史君。
- 〇市長(守田憲史君) 平成29年第1回宇城市議会定例会で大変お世話になります。 今回提出します議案としまして、承認案件が1件です。

次に予算案件です。平成28年度一般会計補正予算(第6号)を含め、8件あります。

次に条例案件です。宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を始め、条 例制定及び一部改正合わせ9件あります。

次に、その他案件です。財産の無償譲渡についてを含め、5件あります。平成2 9年度当初予算です。一般会計を含め、9件あります。

最後に、同意案件として固定資産評価審査委員会委員の選任について5件あります。合計37件の議案提出、そして審議をお願いすることになります。

予算案件につきましては、平成29年度宇城市一般会計予算につきましては、歳 入歳出の予算総額を349億5,734万円とするものでございます。

詳細につきましては、関係部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(入江 学君) 提案理由の説明が終わりました。これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1号) 及び議案第1号平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)の詳細説明を求め ます。総務部長。

〇総務部長(猿渡伸之君) 承認第1号平成28年度宇城市一般会計補正予算(専決第6号)について御説明いたします。議案集の6ページから7ページにかけて、専決処分書と承認を求める旨の資料が掲載しております。それから、別冊で横長の宇城市各会計補正予算書一般会計補正予算(専決第6号)、もう一つ6号というのもあ

りますが、専決の第6号の予算書、それから専決第6号の概要とされました1枚紙の参考資料もございますので、御参照いただきたいと思います。基本的にはこの横長の補正予算書で御説明したいと思います。

本件は、地方創生拠点整備交付金の交付内示に伴う早急な事業対応、及び公立学校ですね、小中学校の災害復旧工事において、熊本地震に伴う工事単価の増加等に対応した予算措置を行う必要が緊急に生じたため、専決処分を行ったものでございます。

まず、この補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。予算の総額です。歳入歳出予算の補正で歳入歳出それぞれ2億3,557万2千円を追加しております。

それから、3ページをお願いいたします。主な歳出費目でございます。総務管理費 1 億 4 0 0 万円、文教施設災害復旧費 2 億 2 , 8 2 5 万 4 千円の追加でございます。

続きまして4ページが第2表繰越明許費でございます。地方創生拠点整備交付金 事業ほか4件の追加でございます。

それから5ページ、こちらも事業に伴います変更でございます。地方債の補正で ございます。追加で、地方創生拠点整備事業費を追加し、変更で社会福祉施設整備 事業費ほか1件の起債限度額を変更しているものでございます。

具体的な歳出について御説明します。9ページをお願いしたいと思います。予算書の9ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目19地方活性化関連経費、節13委託料900万円、節15工事費9,400万円、節18備品購入費100万円の増加をしております。これは、小川の地域福祉センター跡地に地域主体活動創出拠点という新しい考え方の施設を整備するものでございます。特定財源として、総務管理費国庫補助金4,900万円、地方創生拠点整備事業債5,220万円を計上しております。

もう1点が10ページになります。款10災害復旧費、項4文教施設災害復旧費、 目1公立学校施設災害復旧費、節15工事請負費で2億2,825万4千円の増額 です。こちらは、松橋中学校や当尾小学校の災害復旧工事費、先ほど申し上げまし たように施工費が最近高騰しております。そちらに対応するための増額になってお ります。特定財源としまして、災害復旧債の文教施設災害復旧債2億2,810万 円の計上をしております。以上で平成28年度一般会計補正予算(専決第6号)の 詳細説明を終わります。

続きまして、宇城市一般会計補正予算、今度は第6号の御説明を申し上げます。 こちらも別冊で予算書があるかと思います。ちょっと厚めのもので、平成28年度 宇城市各会計補正予算書ということで、一般会計から始まってその他特別会計もまとめてございますこの補正予算書、こちらで御説明したいと思います。これにつきましても、簡単でございますけど概要書ということで、A4版の1枚紙を補正予算第6号として付けているところでございます。

まず、平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)の予算書の1ページ、お願いしたいと思います。予算の総額でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ25億3,425万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ461億8,095万1千円としております。今年度、補正と専決も含めますと12回の補正を重ねまして、最終的に461億8,095万1千円まで予算が膨らんだところでございます。

主な内容ですけれども、平成28年熊本地震に係る県の復興基金事業と、災害公営住宅事業の補助内示に伴います事業費の増加が主なものでございます。そのほかは、各部局の事業実績が大体出そろってまいりました。その見込みに応じました予算の減額が主なものでございます。

飛びまして、7ページをお願いいたします。7ページ、第2表繰越明許費補正です。本庁舎耐震調査業務委託ほか37件を追加しているところでございます。それから2番目、2の変更で災害関連地域防災がけ崩れ対策事業ほか4件を下記のとおり変更しているところでございます。

続きまして、9ページです。第3表債務負担行為補正です。1、追加で松橋駅自由通路エレベーター保守点検業務委託ほか8件を追加しているところでございます。 続きまして、10ページです。第4表地方債の補正です。1、追加で防災基盤整備事業費ほか2件の追加、それから2、変更で庁舎等施設改修事業費ほか29件の起債限度額を変更したものでございます。

続きまして、具体的な歳出の主な増額分を中心に説明したいと思います。25ページまで飛びます。よろしくお願いします。歳出のうち、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等で1,946万8千円を増額しております。勧奨退職等に伴う退職手当の組合特別負担金などでございます。

続きまして、26ページをお願いします。節13委託料1,976万円を増額しています。こちらの、今年度非常に多くのふるさと納税を頂きましたけれども、その増加に伴いまして事務一括代行業務の委託料も比例して増えております。そちらの増額対応分になっております。それから、目3財政管理費、節25積立金7,401万円の増額です。こちらのふるさと納税、ふるさと寄附金関連で地域振興基金元金積立金として増額したものです。

それから、30ページまで飛びますけども、30ページをお願いします。目21

熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金1,656万4千円の増額です。こちらは、平成28年熊本地震農地災害復旧支援事業補助金2,000万円が主なものでございます。特定財源として総務費県補助金、総務管理費補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金1,998万7千円などを計上しているところでございます。

少し飛びます。54ページをお願いいたします。54ページ、款7土木費です。 項6住宅費、目2住宅建設費、節17公有財産購入費2億5,500万円の増額で す。こちらのほう、既に建設費用計上しております災害公営住宅建設に関する事業 用地の用地取得費にあたります。

続きまして、66ページをお願いいたします。款9教育費です。項8学校給食費、目1給食総務費、節15工事請負費で1,300万円を増額しております。こちら、小川小学校で発覚しました給食室のアスベストの除去工事費になります。そのほかの大半は、御覧いただくと分かるように、各事業の実績に伴います減額が主なものでございます。本日は歳出予算のうちの増額分を主に御説明いたしました。

続いて、歳入予算の説明を申し上げます。ちょっと戻ります。14ページをお願いいたします。歳入で款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で4億8,742万9千円の増額です。こちら、災害等に伴いまして、特別交付税が見込みよりも多く交付いただけたということで増額したものでございます。

続きまして、21ページに飛びます。款18繰入金です。項2基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金で財源調整のために5億8,246万9千円を減額しまして、 補正後の財政調整基金繰入額は16億608万5千円となっております。以上で、 平成28年度一般会計補正予算(第6号)の詳細説明を終わります。

○議長(入江 学君) 承認第1号及び議案第1号の詳細説明が終わりました。 次に、議案第2号平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 及び議案第3号平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の 詳細説明を求めます。市民環境部長。

〇市民環境部長(松本秀幸君) 議案第2号国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について御説明申し上げます。

補正予算書の101ページをお開きください。今回の補正は、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億3,024万7千円を減額し、それぞれ<math>9962,273万4千円とするものでございます。

まず、歳入を説明いたしますので106ページをお願いいたします。款3国庫支 出金、項1国庫負担金、8,876万4千円の減額は、療養給付費等負担金及び特 定健康診査等負担金について、変更申請額及び前年度給付率を参考に見込みました 結果、減額となったものでございます。項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金1億546万1千円の減額は、交付申請額を基に見込みました結果、減額となったものでございます。節2特別調整交付金7,026万7千円は、熊本地震による半壊以上の被災者に係る保険税の減免額、一部負担金の免除額、還付額に対する財政支援分が主なものでございます。当初、減免・免除費等の総額の10分の2が災害臨時特例補助金、残り10分の8が特別調整交付金として交付予定でございましたが、災害臨時特例補助金の交付申請が国の予算額を大幅に上回りましたことから、申請額を圧縮して交付決定がなされ、不足額については特別調整交付金で補填されることになったものでございます。このような理由から、特別調整交付金を増額し、次の目2災害臨時特例補助金を1,072万5千円減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。款7共同事業交付金8,977万1千円の減額は、国保連合会からの確定通知による調整でございます。款9繰入金、目1一般会計繰入金は909万6千円を減額するものでございます。主な内容は、基準内繰入の節2財政安定化支援事業繰入金が2,525万8千円の増額、節5その他一般会計繰入金として基準外繰入金、いわゆる赤字繰入を歳出における保険給付費等の減額により、3,439万8千円減額するものでございます。

続きまして、歳出を説明いたしますので109ページをお願いいたします。款2 保険給付費、項1療養諸費、合計欄になりますが7,112万7千円の減額及び項2高額療養費3,710万円の減額につきましては、本年度これまでの伸び率を基に算定しました結果、年度末の見込みで減額するものでございます。なお、熊本地震被災者に対する一部負担金の免除につきましては、今月末までとされておりましたが、先に皆様方にも情報提供させていただきましたとおり、国10分の8、県10分2での財政支援により、9月末まで延長する予定との通知があっているところでございます。

次のページになります。款7共同事業拠出金1億758万6千円の減額につきましては、歳入における交付金同様、拠出金負担金の確定通知による調整でございます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。補正予算書の201ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,576万8千円を減額し、それぞれ6億4,816万3千円とするものでございます。

まず、歳入を説明しますので206ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料の目1特別徴収保険料4,472万5千円の減額及び目2普通徴収保険料

104万3千円の減額は、保険料決定によるものでございます。

続きまして、歳出は次のページになります。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 4,576万8千円の減額につきましては、保険料決定によります保険料負担金の 減額でございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(**入江 学君**) 議案第2号及び議案第3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第4号平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を求めます。健康福祉部長。

〇健康福祉部長(本間健郎君) 議案第4号平成28年度宇城市介護保険特別会計補正 予算(第3号)について説明申し上げます。

予算書が301ページというところからになっています。第1条ですけれども、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,981万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,237万8千円とするものでございます。

特徴的なことを申しあげます。 306ページをお願いいたします。歳入予算ですけれども、款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料で 1 億 1 ,0 39 万円を減額いたしております。これは主に震災に伴います保険料減免分でございます。

その次に款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金で5,868万6千円を増額いたしております。これにつきましては、給付実績に基づく946万1千円の減額と、12月までの震災におけます保険料及びサービス利用料の減免分の8割、6,805万7千円の増額となっております。

次に目4介護保険事業費補助金で2,429万4千円を増額しております。これ につきましても、本年度中の震災における保険料、サービス利用料の減免分でござ います。先ほど調整交付金で8割と申し上げましたが、これは県の補助金で残りの 2割を災害臨時特例補助金として交付されるものでございます。

このほか、歳入歳出の増減につきましては、今回の補正予算が最終補正予算でございますので、歳入歳出全般にわたり平成28年度中の給付状況を見ながら歳入歳出の見込額を精査いたしまして、予算の関係費目を調整したものでございます。

それと、先ほど市民環境部長から御案内がありましたとおり、国保の保険料と同様に介護保険料につきましても9月までというような延長になっております。国保と若干違っておりますのは、国保は全県下的な取組みでございますけれども、介護保険料につきましては、現在希望市町村がというところでございますので、本市で

はそのような取組みを進めていきたいと考えております。

以上で、平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を 終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第4号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

----- 休憩 午前10時58分 再開 午前11時15分

○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第5号平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) から、議案7号平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)までの詳細 明を求めます。土木部長。

〇土木部長(岩清水伸二君) それでは、議案第5号平成28年度宇城市簡易水道事業 特別会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の401ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1条です。 今回の補正で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ624万7千円を減額し、 予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,244万7千円としています。

404ページをお願いいたします。第2表繰越明許費になります。款2建設改良費、項1施設改良費で、記載の事業につきまして800万円計上しております。

それでは、歳入から詳しく御説明申し上げます。 407ページになります。款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 1 繰入金を 474 万 7 千円減額し、款 7 諸収入、項 2 受託事業収入、目 1 受託事業収入を 150 万円減額しております。いずれも決算見込みによる減額でございます。

次に、408ページをお願いいたします。歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を399万7千円減額しております。これは、主に委託料の業務実績に応じた減額でございます。款2建設改良費、項1施設改良費、目1施設改良費を75万円減額しております。項2事業費、目1事業費、節13委託料で50万円、節15の工事請負費では100万円を減額しておりますけども、いずれも決算見込みによる減額でございます。以上で、議案第5号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)について詳細説明を申し上げます。補正予算書の501ページをお願いいたします。 第2条収益的収入の既決予定額から補正予定額7,585万5千円を減額し、収入 予算の総額を10億2,437万7千円とし、収益的支出につきましては既決予定額から支出補正予定額1,810万7千円を減額し、支出予算の総額を11億83 3万6千円としております。

502ページをお願いします。第3条の資本的支出につきましては、既決予定額から補正予定額2,096万4千円を減額し、支出予算の総額を5億7,216万1千円としております。条文では、資本的収支における不足財源の補塡内容の改正について説明をいたしております。第4条は議会の議決を経なければ流用することができない経費で、記載のとおり改正しております。

それでは、収入から詳しく御説明申し上げます。507ページをお開きいただきたいと思います。宇城市水道事業会計補正予算(第4号)の明細書になります。まず、収益的収入です。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金を5,785万5千円減額し、目2受託工事収益、節1受託工事収益においても1,800万円を減額しております。この減額につきましては、熊本地震による水道料金の減免と、市道等改良工事や下水道工事の受託が少なかったことによる減額でございます。収益的収入合計で7,585万5千円の減額となります。

508ページをお願いいたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費が360万4千円、目2配水及び給水費が385万2千円、目3受託工事費1,800万円がいずれも減額となっております。これは、実績及び精算によるものでございます。次に、目4総係費で、主に人事異動による職員の人件費として560万2千円を増額いたしまして、目5原価償却費も174万7千円を増額しております。収益的支出合計で1,810万7千円の減額でございます。

510ページをお願いいたします。資本的支出になります。款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費を発注実績によりまして501万2千円を減額しております。目2施設改良費の工事請負費は、工事実績に基づき380万円を減額しております。目3施設拡張費における委託料、工事請負費につきましても実績に基づきまして1,215万2千円を減額しております。資本的支出の合計で2,096万4千円の減額となります。以上で、水道事業会計の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第7号平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)について詳細説明を申し上げます。補正予算書の601ページになります。第2条は収益的収入及び支出についてでございます。収入の第1款収益的収入の既決予定額から補正予定額1,001万9千円を減額しまして、予算総額を14億3,086万円とするものでございます。条文には、営業費用の企業債の変更を説明しております。

602ページをお開き願いたいと思います。支出の第1款下水道事業費用の既決

予定額から補正予定額6,111万2千円を減額しまして、予算総額を14億5,5 26万2千円としております。第3条につきましては、収入の第1款資本的収入の 既決予定額から補正予定額2,094万2千円を減額しまして、予算総額を4億6, 665万8千円としております。

支出になります。第1款資本的支出の既決予定額から補正予定額1,874万6 千円を減額し、予算総額を8億8,616万9千円としております。その他、条文 には資本的収支における不足財源の補塡の改正を説明しております。

603ページでございます。第4条は企業債の限度額を記載のとおり減額しております。第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を記載のとおり改正しています。

それでは、609ページをお願いします。収益的収入でございます。款1下水道 事業収益、項1営業収益、目2下水道使用料におきましては、熊本地震による減免 等で1,050万円の減額となっております。項2営業外収益では、目4長期前受 金戻入として48万1千円を増額し、収益的収入合計で1,001万9千円の減額 としています。

- 610ページをお願いいたします。支出の款1下水道事業費用、項1営業費用、 目1管渠費におきましては、実績によりまして、1,932万円を減額しておりま す。目2処理場費におきましても、実績により2,964万7千円を減額しており ます。
- 611ページの目4総係費では109万8千円を増額しておりますけれども、節8退職給付費248万8千円の増額がその主なものでございまして、退職給付費引当金の将来負担額が確定したことによるものでございます。目5原価償却費は、517万7千円を減額しています。
- 612ページをお願いいたします。項2営業外費用、目1支払利息で376万6 千円を減額し、収益的支出の合計で6,111万2千円の減額としています。
- 613ページになります。資本的収入及び支出の詳細説明になります。款1資本 的収入、項1企業債、目1建設改良企業債を2,230万円減額し、資本的収入の 合計で2,094万2千円を減額しています。

続きまして、614ページをお願いします。資本的支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費で、1,874万6千円を減額しております。事業費の確定によるもので、資本的支出合計で1,874万6千円を減額しております。

以上で下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議の ほどよろしくお願いします。

- ○議長(入江 学君) 議案第5号から議案第7号までの詳細説明が終わりました。 次に、議案第8号平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)の詳細説明を求めます。市民病院事務長。
- ○市民病院事務長(吉澤和弘君) 議案第8号平成28年度宇城市民病院事業会計補正 予算(第4号)について詳細説明を申し上げます。

補正予算書701ページをお開きください。第1条は総則になります。第2条です。収益的収入及び支出を補正するものです。まず、収入です。第1款病院事業収益、第1項医業収益を補正予定額55万円減額し、第2項医業外収益を補正予定額42万6千円の増額、合計12万4千円を減額し、病院事業収益の総額を5億1,728万円とするものです。

次の702ページをお開きください。支出になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用を補正予定額393万5千円の減額、第2項医業外費用を補正予定額110万円の増額、第3項特別損失を50万円の減額、合計333万5千円を減額し、病院事業費用総額を5億579万9千円とするものです。その下の第3条です。資本的収入及び支出を補正するものです。条文は資本的収支における不足財源の補填を説明しております。その下になります。収入の補正です。第1款資本的収入の第1項企業債を補正予定額400万円減額し、資本的収入総額を2,911万3千円とするものです。

次の703ページになります。支出です。第1款資本的支出の第1項建設改良費を補正予定額100万円増額し、資本的支出総額を3,899万3千円とするものです。第4条です。病院事業の企業債の変更になります。起債の目的、病院事業で2,680万円とするものです。

次の704ページの第5条、第6条、705ページから710ページの実施計画書及び給与費明細書については、説明を省略させていただきます。

補正の内容になります。711ページをお開きください。補正予算(第4号)の明細になります。まず、支出です。決算見込みにより補正するものです。節の欄になります。上の方からです。費用の減額補正に伴い、節1他会計負担金を55万円と、その下になります節1他会計補助金を7万1千円減額、貸倒見込額の減少により、節1その他引当金戻入益を49万7千円増額するもので、補正予定額合計の12万4千円を減額するものです。

次の712ページをお開きください。次に支出になります。こちらも決算見込みにより補正するものです。主なものは目1給与費、節4報酬の減額248万8千円の減額は、非常勤医師が出勤できなかった分と、8月に非常勤職員が1人退職した分の報酬の減額です。次に目3経費の節16委託料の増額210万円は、入院患者

の増加に伴う給食数の増加により、給食業務委託費の増額によるもので、補正予定額合計で333万5千円を減額するものです。

次の714ページをお開きください。資本的収入及び支出の明細になります。下段の支出からの説明になります。熊本地震による災害復旧方法等の変更により、復旧工事費を減額し、伝染病棟の解体工事費を実施設計の積算に基づき増額するもので、補正予定額合計の100万円を増額するものです。上の収入になります。支出補正による建設改良企業債の補正になります。企業債対象事業の減により、補正予定額合計の400万円を減額するものです。

以上で、議案第8号平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)につきましての詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(入江 学君) 議案第8号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第9号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について及び議案第10号宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定に ついての詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(猿渡伸之君) 議案第9号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてでございます。

議案集の8ページから10ページ、それから別冊の説明資料というのがございますけれども、そちらは3ページから8ページに新旧対照表に載せておりますので、そちらを御参照ください。本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、こちらの法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本市の条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものでございます。例えば、非常勤職員における育児休業の取得要件等の緩和に伴う拡大でありますとか、養子縁組を希望する里親等に委託する場合における委託されている子の定義等の対象となる子の範囲というのを改めて定義をしたものでございます。以上、法律の改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要が生じましたので提案するものでございます。

続きまして、議案第10号宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。こちら議案集の11ページから12ページを御覧いただきたいと思います。本市では、昨年の熊本地震を踏まえまして、現行の地域防災計画の見直しを検討しているところでございます。今後、計画の改定を検討するに当たりまして、専門知識を有します方、それから行政機関、地域の代表者の方々、こういっ

た方を委員として構成します新しい部会を設置することに伴いまして、宇城市防災会議条例の一部改正を行う必要が生じたものでございます。また、この部会を設置することに伴いまして、委員に対する報酬の額について規定する必要があるため、併せまして宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例についても一部改正を行うものでございます。以上で詳細説明を終わります。

○議長(入江 学君) 議案第9号及び議案第10号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第11号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第12号宇城市税条例の一部を改正する条例制定についての詳細説明を求めます。市民環境部長。

○市民環境部長(松本秀幸君) 議案第11号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。議案集の13ページと14ページ、説明資料は11ページを御覧ください。本案は、いわゆるマイナンバー法が昨年一部改正されまして、本年5月30日から施行されることになりました。この法律の一部改正で、条文の追加等がありまして、条

続きまして議案第12号宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。議案集は15ページから21ページ、説明資料は12ページから27ページになります。本案は地方消費税率の引き上げの施行日が平成31年10月1日に変更になったことを受けまして、地方税法等の一部改正が行われましたこ

例で引用しております条文に号のずれが生じることになりましたので、一部改正す

とから、税条例等の一部を改正するものでございます。

るものでございます。以上で、議案第11号の説明を終わります。

主な改正内容1点目といたしまして、議案集は15ページの第1条、説明資料は12ページになりますが、附則第7条の3の2第1項を改正し、個人市民税における住宅借入金等の特別税額控除制度の適用期限を平成33年まで延長するものでございます。

2点目は、説明資料になりますが、説明資料の21ページ下段、第1条の2におきましては、条例第34条の4法人税割の税率引下げにつきまして、説明資料の26ページの中段になりますが、附則第1条第4号では、実施時期変更に伴う施行期日の変更等を阻止するもので、平成31年10月1日施行とするものでございます。

3点目としまして、議案集16ページから20ページ、説明資料は21ページから25ページになります。軽自動車税に係る改正でございまして、環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う施行期日の変更及び軽自動車税グリーン化特例の

1年延長に係る経過措置の新設と、規定の整備を行うものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第11号及び議案第12号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第13号宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制 定についての詳細説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長(本間健郎君) 議案集は22ページ、23ページです。資料集が28ページになります。それでは、議案第13号宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

宇城市小川総合福祉センターの建物のうち、耐震不足と診断された一部の建物を解体し、施設区分を変更することに伴いまして、宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正するものでございます。小川総合福祉センターにつきましては、老人福祉センターと地域福祉センター、この2つからなっております。また、老人福祉センターにつきましては、隣接して旧保健センターがあるような状況でございます。今回、現地域福祉センターを解体いたしまして、旧保健センターを地域福祉センターとして利用するということで、別表の区分及び使用料を別表のとおり改正するものでございます。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第13号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第14号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。土木部長。

〇土木部長(岩清水伸二君) 議案第14号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集の24ページから28ページ、それと説明資料が29ページから35ページになります。併せて御参照いただきたいと思います。道路法施工令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容としましては、道路法第32条第1項第1号から第6号に掲げる物件の単価の改定、並びに道路法第32条第1項第2号に掲げる水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件についての段階区分の変更で、これまで6段階であったものを9段階に変更するものでございます。

また、道路法施工令第7条第1号から第8号に掲げられた物件の単価についても 改定をしますとともに、第9号から第13号までの物件について追加するものでご ざいます。

以上で、議案第14号についての詳細説明を終わります。御審議のほどよろしく お願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第14号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第15号宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数 を定める条例の制定についての詳細説明を求めます。農業委員会事務局長。

〇農業委員会事務局長(重田公介君) 議案第15号宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について説明を申し上げます。

議案集29ページ、30ページをお願いします。農業共同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律が改正されました。平成28年4月1日より施行されました改正農業委員会法により、既存の条例、宇城市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。今回の改正で、農地利用の最適化の推進、具体的には担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の事務が必須事務となり、農業委員会の重点事務になりました。それにより、新たに現場活動を担う農地利用最適化推進委員の新設が規定されました。

それでは、本条例で規定する主な内容について説明します。農業委員の定数につきましては、改正農業委員会法では、農業委員の半分程度とされ、また活動区域は市内全域とされており、農業委員を27人から13人に改めるものでございます。

次に、農地利用最適化推進委員の定数につきましては、区域に精通し、密接した活動を行う必要がありますので、農地利用最適化推進委員を20人にするものでございます。

報酬につきまして説明いたします。説明資料36ページをお願いします。現行の報酬額に能率給を加えるものでございます。新たに設置されます農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員と基本給を同額とし、能率給を加えるものでございます。なお、現行の農業委員の任期満了日は改正法の経過措置により、平成29年7月19日が任期満了日となります。以上、宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第15号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第16号宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第17号宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。教育部長。

○教育部長(緒方昭二君) 議案第16号宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する 条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案集31ページをお願いいたします。文部科学省初等中等教育局長の通知により、就学指導委員会については就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称が適当であると

されましたので、宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する必要が生じましたので、提案するものでございます。

説明は新旧対照表で行います。説明資料の37ページをお願いいたします。まず、題名を右側の現行段にあります宇城市就学指導委員会条例を、改正案では宇城市教育支援委員会条例に改め、第1条中「ため、宇城市就学指導委員会」を「とともに、早期からの一貫した教育支援を充実させるため、宇城市教育支援委員会」に改めます。なお、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。議案集32ページをお願いいたします。厳しい経済状況の中、失職、破産、事故、病気等若しくは火災、風水害、地震等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた学生を救済するため、また大学の医学部、薬学部等は就学期間が6年でありますが、現条例では返還が10年を超えない範囲となっておりますので、就学期間が6年の学生の返還を救済するため、宇城市奨学金条例の一部を改正する必要が生じましたので提案するものでございます。

説明は新旧対照表で行います。説明資料の38ページをお願いいたします。まず、右側の現行欄第2条の条文2行目の「すべて」を統一性を図る上から、改正案では漢字表記の「全て」に改め、第3号を改正案のとおり「経済的理由により、就学が困難であると認められるもの又は家計が急変したことによる経済困難が継続すると見込まれる者であること。」を追加し、家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生に対し、いつでも貸付けを行うものでございます。

次に、第11条の現行欄「10年」を改正案では「12年」に改めます。就学期間が6年の学生に対する返還期間を他の学生と同じ2倍の12年にするものでございます。なお、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(入江 学君) 議案第16号及び議案第17号の詳細説明が終わりました。
 - 次に、議案第18号財産の無償譲渡について詳細説明を求めます。健康福祉部長。
- **○健康福祉部長(本間健郎君)** 議案第18号財産の無償譲渡について詳細説明を申し上げます。

議案集が今の続きの33ページ、資料集についても39ページになります。資料集の39ページは、今回の対象案件の位置図ということになっております。それでは説明いたします。平成29年4月1日から、宇城市河江保育所を民間移譲することに伴い、建物及び附属設備を無償譲渡する案件でございます。財産の表示といたしまして、所在地が宇城市小川町川尻134番地の1、それと142番地の3、建物の種別が建物になっております。細目といたしまして、用途が保育所、構造が鉄

筋コンクリート造平屋建、延べ床面積が606平方にほか附帯設備を含みます。保育所としての供用開始日が昭和55年4月1日となっております。相手方につきましては、宇城市小川町海東2049番地の1、社会福祉法人小川福祉会代表者理事長藤岡宏輝となっております。

譲渡の検討にあたりましては、河江保育所施設の建物評価鑑定を実施いたしまして、699万6,000円の鑑定評価がでておりますが、移管後3年以内の園舎建て替えを移管条件としております。移管後直ちに法人では整備計画の策定に入っていかなければなりませんし、また、施設整備後現園舎は解体されますので不要な投資となります。その分、法人様におかれましては保育の充実にあてていただきたいという考えでございます。このようなことから、建物を無償で譲渡したいということでございます。価値のある財産の無償譲渡でございますので、今回の議会に提案するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第18号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第19号宇城市市道路線の認定について及び議案第20号建設事業に 関する基本協定書の変更について詳細説明を求めます。土木部長。

○土木部長(岩清水伸二君) それでは、議案第19号宇城市市道路線の認定について詳細説明いたします。議案集の34ページ、それから説明資料が41ページになります。御参照いただきたいと思います。道路法第8条第1項の規定に基づく宇城市市道路線の認定で、今回提案しますのは松橋地区の1路線でございます。松橋地区の築切1号線は開発区域内の道路でございまして、幅員4点、延長140点分について昭和62年6月に当時の松橋町に寄附されたものでありまして、現在は住宅が立ち並び、生活道路として市が維持管理をしていくために市道認定するものでございます。以上で議案第19号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第20号建設事業に関する基本協定書の変更について詳細説明を申し上げます。議案集35ページで御説明申し上げます。今回、協定の変更の議決をお願いいたしますのは、平成26年10月2日に議決を頂いた協定書の工事施行期間の変更でございます。当初の協定では、平成26年度から着手し、平成28年度をもって完了する予定でございました。しかしながら、昨年発生しました熊本地震による影響で、工事中断等を余儀なくされたため、平成28年度中の事業完了が見込めなくなりましたので、協定期間を1年間延長するものでございます。残された工事の内容につきましては、線路への侵入防止フェンスの設置等でございますので、駅利用者への影響はごくわずかでございます。なお、変更内容は期間の延長のみでございまして、金額については変更ありません。

以上で、議案第20号の詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(入江 学君) 議案第19号及び議案第20号の詳細説明が終わりました。 ここでしばらく休憩します。

> ------休憩 午前11時58分 再開 午後 1時00分 -----

○議長(**入江 学君**) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第21号指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城市松 合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、宇城市不知火グラウンド)の 詳細説明を求めます。教育部長。

- ○教育部長(緒方昭二君) 議案第21号指定管理者の指定につきまして詳細説明を申し上げます。議案集36ページをお願いいたします。
 - 1、管理を行わせる公の施設の名称、(1) 宇城市立不知火体育館、(2) 宇城市立松合体育館、(3) 宇城市不知火温水プール、(4) 宇城市武道館、(5) 宇城市立不知火グラウンド。2、指定管理者となる団体の名称、NPO法人不知火クラブ。3、指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

不知火温水プールにつきましては、平成22年4月から指定管理者制度を導入しており、平成29年3月をもって指定管理期間が満了するため、新たな指定管理者の指定が必要となります。今回は、これまでの不知火温水プールに加え、不知火地区の社会体育施設全てに指定管理者の導入を行うものでございます。

平成22年度から指定管理者となっていますNPO法人不知火クラブは、総合型地域スポーツクラブの強みをいかし、利用者に対するサービス向上に努め、ここ数年の利用者実績は年間約5万8,000人と高水準となっています。また、安全対策に対しても、職員が救命対策の資格を持っており、各種の安全対策講習を実施しています。

今回、新たに指定管理者制度を導入する体育館及びグラウンド等についても、総合型地域スポーツクラブの利点をいかした新たなイベント企画等による利用者の増加が期待できます。

また、平成31年度から、小学校運動部活動が社会体育へ移行することになりますので、その受皿として不知火温水プールの指定管理者であるNPO法人不知火クラブを含め、本市に3団体ある総合型スポーツクラブに協力を依頼しており、クラブ会員の増加等の相乗効果もできると考えています。総合型スポーツクラブが指定

管理者の選定を請け負うことで、クラブの財政的な基盤の強化や経営の安定化にもつながり、地域活性化への波及も期待されます。

以上の理由により、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条指定管理候補者の選定の特例第1項第4号公の施設の性格、規模及び機能等を考慮し、設置目的を効果的且つ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると判断する時に該当しますので、宇城市指定管理者審査会に諮り、非公募で現在の受託者NPO法人不知火クラブを指定管理者に指定するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(入江 学君) 議案第21号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第22号宇城広域連合規約の一部変更についての詳細説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(猿渡伸之君) 議案第22号宇城広域連合規約の一部変更についてでございます。議案集の37ページから39ページにかけて、それから説明資料は42ページを参照いただきたいと思います。宇城地域のごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場の設置、並びに管理運営に関する経費につきましては、宇土清掃センターの経費は宇土市が全額負担しております。また、宇城クリーンセンターの経費につては宇城市及び美里町で現在は負担しているところでございます。

平成29年度から、これらの2つの施設を統合して、償却業務のみを宇城クリーンセンターに一本化することで、関係市町の経費の負担割合に一部変更が生じますため規約を変更するものでございます。

主な変更内容ですけども、宇城クリーンセンターのうち栗崎最終処分場費を除く部分につきましては、新たに宇土市、それから宇城市、美里町が均等割10%、搬入割90%でそれぞれが負担をいたします。ただ、公債費の負担割合につきましては資料編の42ページにございますが、それぞれ均等割27%、人口割73%で合意いたしましたので、この割合で負担をするということで、規約を変更することとしております。以上で説明を終わります。

〇議長(入江 学君) 議案第22号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。はじめに、総務部長に求めます。

○総務部長(猿渡伸之君) 議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。一般会計予算はボリュームも結構ございまして、各部ごとの説明となりますけれども、総務部所管に入ります前に、平成29年度の予算編成の考え方、それから予算の総額等について御説明したいと思います。

資料はまず、サーモンピンクというんでしょうか、こういう表紙がついた平成29年度宇城市一般会計予算書、これで御説明したいと思います。そのほかに、コピー用紙で別冊になっておりますA4横の平成29年度宇城市予算附属資料、これも一定のルールで増減等もまとめております。結構見やすい資料になっておりますので、こちらも適宜参照いただければと思います。それと、更に概要版ということで、A4縦ですけれども、平成29年当初予算(骨格の概要)という2枚綴りの別資料もございます。資料が多くございますが、基本的にはこの予算書で御説明させていただきたいと思います。

宇城市におきましては、地方交付税の減少傾向、それから戸馳大橋架替え、長崎 久具線新設、それから宇城広域連合のクリーンセンター建て替え事業等々の大型建 設事業によります財政需要の増加に加えまして、熊本地震からの復旧・復興、こち らに向けての財源の確保、公共施設の老朽化に伴います維持管理、建て替え費用の 増大、これらの新たな課題への対応が今まさに求められているところでございます。

平成29年度の当初予算は、市長選挙のあった関係もございまして、従来に習いましていわゆる骨格予算として編成しております。義務的な経費や、継続的な事業に要する経費を中心に今回は編成しているところでございます。ただ、新規性のある事業につきましても、年度当初からすぐに着手しなければ、事業の進捗、今後の展開に大きな支障が生じるものであったり、災害復旧事業と市民の生活に直接影響を与える事業等につきましては、当初予算、骨格予算への計上を今回行っております。

それでは、平成29年度宇城市一般会計予算書の冊子の1ページから御説明してまいります。1ページのまず第1条、歳入歳出予算の総額ですけども、それぞれ349億5,734万円と定めております。

ちょっと飛びますけども、14ページをお願いいたします。14ページに歳出の総括表が載っております。前年度の当初予算と比較しますと、表の中の左から4つ目ぐらいに比較というところがございますが、ここに増減がありますけれども、全体として51億9,490万5千円の増、率にいたしまして17.5%の増加となっております。主な増減費目は、ここに数字に三角がついたりありますが、衛生費の59億8,940万2千円、それから農林水産業費の3億7,337万9千円の増加などをはじめ、骨格編成予算に伴いまして、減少でいきますと教育費の7億3,907万7千円、土木費7億1,663万2千円の減、こういったものの増減が合わさってこの数字になっているところでございます。改めて言うまでもないですが、肉付け予算で更に新規性のある事業については、また改めて御提案差し上げる予定でおります。

すみません、ちょっと戻ります。8ページに戻りまして、第2表債務負担行為でございます。平成29年度中の契約を行って、再来年度になりますけど、30年度以降の支出を約束する債務負担行為になります。記載のとおり各事項につきまして、期間、限度額を設定しております。

飛びますけど12ページでございます。第3表地方債でございます。災害廃棄物 処理事業費をはじめとして、様々な地方債をあげておりますけれども、災害廃棄物 処理事業費は、熊本地震等に係ります災害対策債でございます。それから、海岸施 設整備事業費から、学校給食施設整備事業費については建設事業の財源で、更に農業用施設災害復旧事業費から総務施設災害復旧事業費は災害復旧債でございます。末尾の臨時財政対策費は、地方交付税の振替分に当たります。この地方債合計で56億7,340万円を限度額として設定したところでございます。

それでは、総務部所管の歳出の主なものを説明したいと思います。 40ページを 御覧いただきたいと思います。歳出予算で、まず款 2総務費、項1総務管理費、目 1一般管理費で17億4,491万円、そのうち節1報酬ですけども、主なものは 嘱託員報酬1億870万6千円です。その他、総務部、企画部が主になりますけれ ども、職員の給料、職員手当等、共済費と職員手当の退職手当組合負担金が主なものでございます。

続きまして、42ページを御覧いただきたいと思います。節13委託料でございます。今年度中途からお願いしておりました、ふるさと納税事務一括代行業務委託料、こちらを当初予算として7,776万円を新規計上としております。

続きまして、44ページになります。目3財政管理費1億3,216万9千円を計上しております。主な要因ですけども、45ページに出てまいりますけども、節25積立金の元金積立金で、地域振興基金積立金にあたります。これは、先ほどからも出てきておりますふるさと納税に関するふるさと応援寄附金、こちらを1億1,000万円の見込みで積立てを計上しているところでございます。

また大きく飛びますけども、63ページから64ページにかけてでございます。 項4選挙費でございます。平成30年4月執行予定の市議会議員の選挙、それから 平成29年9月執行予定の三角町土地改良区総代選挙費等々の選挙経費を計上して いるところでございます。64ページに合計が載っております。887万6千円で ございます。

それから、また大きく飛んで126ページをお願いいたします。款8消防費でございます。項1消防費、目1非常備消防費で8億9,438万2千円、消防団関係経費、消防事務担当者職員人件費、宇城広域連合消防費負担金が主なものでございます。

続きまして、128ページをお願いいたします。同じく消防費の中の目3災害対策費で4,220万円、防災無線設備等の維持管理費及び被災者生活再建支援システム、罹災証明書等がリンクしたシステムでございますけれども、こちらを新年度からは業務委託料が発生する関係でこちらの委託料等が主なものとなっております。

続きまして、また大きく飛んで申し訳ございません。170ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項4その他施設災害復旧費、目1総務施設災害復旧費で9,807万円、熊本地震で被災しました市役所本庁舎等の災害復旧費になります。

続いて、款11公債費、項1公債費、合計で40億7,394万円、元金で5,988万円減の37億9,871万円、利子で6,074万6千円減の2億7,523万円となっておるところでございます。

続きまして、主な歳入を御説明いたします。また大きく戻りまして、16ページをお願いいたします。歳入でございます。款2地方譲与税から17ページの款10地方交付税までにつきましては、例年どおり地方財政計画に基づきまして積算をしたものでございます。

17ページです。款 6 地方消費税交付金で 9 億 2, 2 9 7 万 7 千円、こちら 3, 8 1 2 万 3 千円の減額となっております。平成 2 9 年度はこの金額で計上しております。それから、款 1 0 地方交付税 9 5 億 1, 1 6 0 万円、減少額が 5 億 1, 3 3 4 万 2 千円となっております。このうち、普通交付税につきましては、前年度に比べまして、4 億円減少の 9 2 億円を計上しております。

合併後 10年経過後の一本算定の 3年度目の平成 29年度につきまして、平成 27年度に試算した時は 9億 1 千万円の減額見込みとしておりましたが、現在の試算では 5億 7 千万円の減額まで圧縮される見込みとなっているところでございます。それから、特別交付税につきまして、これも前年度比 1億 1, 334万2 千円の減額、 3億 1, 160 万円の計上となっております。主には、公的病院等運営助成金分 1億円余りの減少が原因となっているところでございます。

飛び飛びで申し訳ございません、32ページをお願いいたします。32ページ、 款17寄附金でございます。項1寄附金、目1指定寄附金1億2,000万2千円、 これはふるさと応援寄附金の増によるものでございます。

続きまして款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金6億1,0

26万9千円、こちらは平成29年度の全体としての財源不足を基金からの繰入れで収支の調整を図っているものでございます。

続きまして、同じく目2減債基金繰入金で2億970万円を計上しております。 合併特例基金造成に伴います合併特例債の元利償還額の交付税措置がある分を除い た30%に相当する額を計上しているところでございます。

続きまして、市債、地方債について説明いたします。37、38ページになります。市債総額は56億7,340万円で、前年度に比べますと、23億7,990万円の増加となっております。特に目1衛生債、こちら熊本地震等に係る廃棄物処理等の災害対策債でございます。それから目2農林水産業債から目4教育債につきましては、建設事業の財源としての借入れです。それから目5災害復旧債は平成28年度熊本地震豪雨災害に対応する分でございます。

宇城市のルールとしまして、地方債につきましては元金償還額以内の借入れを基本として取り組んでまいりました。ただ、平成29年度につきましては、元金償還額から市債の総額を差し引きますとマイナス25億7,136万円余りとなっております。地方債の新規発行額を元金償還額以下に抑制することが現在のところできておりませんが、災害対策債でありますとか、災害復旧債につきましては、熊本地震、豪雨災害から早期復旧を図る事業でございます。やむを得ない対応で、早期に実現する必要があると考え、このような編成としたところでございます。

以上で、総括それから総務部所管の予算についての説明を終わります。

〇議長(入江 学君) 総務部長の説明が終わりました。

次に、議会事務局長に求めます。

〇議会事務局長(木村和弘君) 議会費の予算につきまして、詳細説明をいたします。

一般会計予算書の39ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1 議会費の予算額は、2億1,383万5千円を計上いたしております。前年度と比較しまして、281万7千円の増額となっております。

歳出の主なものを申し上げます。節4共済費の共済組合負担金4,260万6千円の中には、議員共済年金に係る負担金3,668万3千円が含まれております。この負担金は、全国地方議会議員年金制度が平成26年6月1日をもって廃止されたことによる本市の負担額でございます。節9旅費の費用弁償797万3千円の中には、各常任委員会及び議会運営委員会の行政視察に前年度と同額の委員1人10万円、また、2つの特別委員会の要望活動や先進地視察としまして、委員1人6万円を計上しております。節13委託料の会議録作成業務委託料624万5千円は、年4回の定例会や臨時会、各委員会の会議録作成業務委託料を計上しております。

次に、40ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金で下段の交

付金、政務活動費528万円は、前年度と同額の議員1人当たり年間24万円を計上いたしております。

以上が歳出の主なものでございます。歳入はございません。以上で議会費の詳細 説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議会事務局長の説明が終わりました。

次に、会計管理者に求めます。

〇会計管理者(戸田博俊君) それでは私から、会計課所管の予算につきまして詳細説明をいたします。まず、歳入から説明します。

一般会計予算書の33ページをお開きください。款20諸収入、項2市預金利子、 目1市預金利子、節1市預金利子15万円は、歳計現金の定期預金分の利子でございます。

次に、歳出を説明いたします。おそれいりますが、予算書の45ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費300万1千円を計上いたしております。主なものといたしまして、節11需用費の印刷製本費29万2千円は平成28年度の決算書の印刷製本費です。続いて節12役務費の手数料235万7千円は収納代理金融機関の窓口収納手数料及び口座振替等の手数料でございます。

以上で会計課所管の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(入江 学君) 会計管理者の詳細説明が終わりました。

次に、企画部長に求めます。

○企画部長(髙島孝二君) 続きまして、企画部所管の詳細を御説明いたします。まず、 歳出からです。

予算書48ページをお開き願いたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で1億2,977万3千円を計上しておりますが、主なものについてはそのページの1番下、節13委託料の329万7千円は、観光情報発信のためホームページとして「うきめぐり」を開設しておりますが、その運用保守業務委託59万7千円と、三角西港のお客様の安全確保のため、交通誘導業務委託料270万円であります。

次に、49ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金1億1,8 16万7千円の内訳でございますが、説明欄のとおり、各協議会等における負担金 と、バス路線の赤字補塡で地方バス運行等特別対策補助金1億138万3千円、そ れと乗合タクシー運行等補助金554万4千円がその主なものでありまして、市民 の交通手段確保のための経費であります。 次のページ50ページをお願いいたします。目7雇用対策費は、615万1千円を計上しておりますが、節19負担金補助及び交付金242万1千円のうち、補助金の雇用奨励金200万円は、宇城市企業振興促進条例に該当する施設の新設あるいは増設などに伴い、宇城市在住者を雇用した場合の奨励金であります。

次に53ページをお願いいたします。目11公聴広報費1,215万5千円は、 広報活動に係る経費でありまして、節11需用費で広報うきの印刷製本費866万 3千円、節14で使用料及び賃借料で市のホームページのインターネット回線賃借料285万2千円がその主なものであります。

一番下の行から54、55ページにかけて電算がありますが、目12電算運営費1億4,939万5千円の内訳は、節11需用費でプリンタートナー等の消耗品、各種帳票の印刷費、機器修繕料の1,069万円、節13委託料で各種機器とシステムの保守業務などで1,781万4千円、節14使用料及び賃借料で、各システムの使用料9,967万4千円、節18備品購入費1,080万円は、今回個人番号制度導入に伴いまして、国基準のセキュリティ強化対策が必要となり、本市では業務用パソコンなど個人番号系と業務系、それとインターネット系の3つに分割して運用することとしておりますが、その情報システム用機器のうち、長期使用分の交換のため、全体でパソコン80台、プリンター10台などを購入する経費であります。目14道の駅維持費1,034万2千円は、道の駅の「不知火」450万円、「うき」570万円の管理業務委託料が主なものでございまして、1,020万円を計上しております。

次に、58ページをお願いいたします。一番下、地方活性化関連経費、これが廃 目となっておりますのは、今回骨格予算編成のためでありまして、今後予測されま す地方創生推進交付金事業等は、補正予算で対応したいと考えております。

少し飛びまして、64ページをお願いします。下段の項5統計調査費、目1統計 調査総務費1,411万円は、統計担当職員の人件費が主なものでございます。

65ページをお願いいたします。目2基幹統計調査費190万円は、平成29年 度予定されております学校基本調査、工業統計調査、就業構造基本調査に係る調査 員報酬等を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。予算書23ページをお開きください。下段の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金の社会保障・税番号制度補助金115万2千円は、個人番号制度導入に伴いまして、厚生労働省所管のシステム対応改修分の補助金であります。参考までに、一つ上の節1総務管理費補助金の687万8千円は、こちらは総務省管轄の同補助金でございまして、個人番号カード交付事務等の補助金となっております。

次に、26ページをお願いいたします。款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1で総務管理費補助金1,523万9千円のうち、企画部所管は地方バス運行等特別対策補助金848万3千円で、宇城市内の運行路線バス及び乗合タクシーに対する県の補助金であります。

次に、29ページをお願いいたします。下段の項3県委託金、目1総務費県委託金、節4統計調査費委託金191万9千円は、説明欄に記載しております就業構造基本調査費委託金ほか、6つの統計調査に関する委託金であります。

次に33ページをお願いいたします。一番下、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目3宇城市NPO法人運営等貸付金収入465万9千円は、JFAサッカーアカデミー熊本宇城への貸付金に伴う元利収入であります。

最後、34ページをお願いいたします。項6雑入、目3他団体補助交付金、節1 総務費補助金、自治総合センターコミュニティ助成事業補助金950万円は、財団 法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業補助金であります。以上で、企 画部所管の説明を終わります。

○議長(入江 学君) 企画部長の説明が終わりました。

次に、市民環境部長に求めます。

〇市民環境部長(松本秀幸君) それでは、市民環境部所管について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたしますので、予算書の62ページをお開きください。 目1戸籍住民基本台帳費において、4月1日から開始いたしますコンビニ交付関連 で、諸証明コンビニ交付システム保守業務委託料として、節13委託料になります が、451万1千円を計上いたしました。なお、コンビニ交付導入後の経費につき ましては、2分の1が当初3年間特別交付税で措置されることになっております。

続きまして、68ページをお願いたします。目3国民健康保険費は、前年度比3,363万6千円減の7億4,434万8千円を計上いたしました。財源として保険基盤安定事業費のうち、保険者支援分として国庫負担率2分の1、県負担率4分の1、保険税軽減分として県負担率4分の3をそれぞれ充当いたしております。なお、繰出金のうち、基準内繰出が右の説明欄になりますが、保険基盤安定事業繰出金から事務費繰出金までの6億1,052万1千円、次のページになりますが基準外繰出、いわゆる赤字繰出が前年度比3,350万3千円減の1億3,382万7千円となっております。

続きまして、74ページをお開きください。目5後期高齢者医療費では、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金として、療養給付費負担金8億1,078万円などを計上いたしました。財源として保険基盤安定負担金の県負担率4分の3を充当い

たしております。

次に、95ページをお願いいたします。項3清掃費、目1清掃総務費は熊本地震に係る災害廃棄物処理事業費約61億8,800万円を含んだところで、前年度費61億7,746万6千円増の67億9,960万3千円を計上いたしております。節11需用費2,730万5千円のうち、2,616万9千円がゴミ袋購入費でございまして、節12役務費1,750万3千円のうち、766万8千円はごみ袋指定販売店に支払う手数料でございます。また、節13委託料57億5,244万4千円のうち、震災分の廃棄物処理業務委託料として35億9,441万1千円、損壊家屋解体撤去業務委託料として、20億7,684万3千円を計上いたしました。

96ページになりますが、その他通常分として、ごみ収集運搬業務委託料が7,563万円でございます。節19負担金補助及び交付金では、宇城広域連合負担金として浄化センター事業費負担金1億2,018万6千円、及び宇城クリーンセンター事業費負担金3億7,487万4千円を計上しております。浄化センター事業費負担金につきましては、新施設の建設工事等に着手するため、1,147万5千円の増額となっております。また、震災分として家屋を自主解体された方々への災害廃棄物処理事業負担金といたしまして、5億267万1千円を計上しております。なお、震災に係る災害廃棄物処理事業費につきましては、補助率2分の1の国庫補助金、補助裏財源として充当率100%の災害対策債をそれぞれ約30億9,400万円ずつ充当いたしております。この災害対策債の借入れに伴います後年度の元利償還金につきましては、普通交付税で95%が措置されることになっております。

また、県に設置の災害廃棄物処理基金での財政措置も予定されておりますので、 実質的な市負担は事業費の0.6%程度になる見込みでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、13ページにお戻りいただきたいと思います。事項別明細書の上段、款1市税につきましては、熊本地震や豪雨災害の影響から、前年度より7,473万7千円を減額し、<math>55億2,018万5千円、前年度費98.7%を見込んだところでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。目2衛生手数料として6,812万3千円を計上しておりますが、可燃ごみ袋及び粗大ごみシールの販売代金であります節2一般廃棄物処理手数料6,648万4千円が主なものでございます。

次のページになります。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金として、国民健康保険基盤安定負担金7,950万4千円を計上いたしました。

次のページになりますが、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費補助金として、先 ほど歳出で御説明しましたように、災害等廃棄物処理事業費補助金30億9,38 8万7千円を計上したところでございます。

最後になりますが、25ページをお願いいたします。款15県支出金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金として、国民健康保険保険基盤安定負担金2億6,388万9千円、節3老人福祉費負担金として、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1億7,793万3千円を計上したところでございます。

以上で市民環境部所管の説明を終わります。

O議長(入江 学君) 市民環境部長の説明が終わりました。

次に、監査委員事務局長に求めます。

〇監査委員事務局長(中村久美子君) 監査委員事務局所管の詳細説明を申し上げます。 歳入はありませんので、歳出についてのみ説明いたします。

予算書の65ページをお開きお願いいたします。目1監査委員費、本年度予算額2,592万7千円、前年度と比較して15万7千円の減額となっております。主な要因は、事務局職員の人件費の減によるものでございます。

次に、節の主なものにつきまして説明いたします。節1報酬265万5千円は、 監査委員3人分の報酬でございます。節2給料から節4共済費までは、事務局職員 3人の人件費になります。節9旅費109万1千円は、監査委員の費用弁償及び職 員の旅費になります。節11需用費38万4千円は、書籍の追録代が主になります。 以上で監査委員事務局所管の予算書説明を終わります。御審議のほど、よろしく お願いいたします。

- O議長(入江 学君) 監査委員事務局長の説明が終わりました。
 - 次に、健康福祉部長に求めます。
- **○健康福祉部長(本間健郎君)** それでは、健康福祉部所管の予算について説明申し上げます。

予算書の58ページからになります。歳入につきましては、補助事業等の特定財源等々について、規定の補助率等で歳入予算に計上しておりますとともに、対象費目ごとに充当している状況でございます。58ページで款2総務費、項1総務管理費、目19熊本地震復興基金事業費で590万9千円を計上しております。前年度がゼロですので、新規事業ということになりますけれども、これは応急仮設住宅の維持管理に要する経費でございます。中身的には、報酬の応急仮設に対応する非常勤職員であったり、需用費の光熱水費、また浄化槽設備の点検等の委託料となっております。

それでは、66ページをお願いします。66ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で738万4千円減の、3億4,175万円を計上しております。これにつきましては、高齢介護課、社会福祉課地域福祉係、障害福祉係の

職員人件費、それと社会福祉協議会生活困窮者自立支援事業、民生委員児童委員協議会、戦没者追悼式などの経費になっております。減要因といたしましては、職員人件費で約300万円、それと産休代替臨時職員がおりましたので、そこで140万円、それと県への生活困窮者自立支援負担金が約150万円等の減となっております。

次に68ページをお願いいたします。目2社会福祉施設費で1億3,439万8 千円減の1,006万2千円を計上しております。ここは、小川総合福祉センター、 三角ふれあい館の維持管理経費でございます。減の要因といたしましては、前年度 小川総合福祉センターの改修工事費経費約1億3,000万円、それと豊野福祉センターの解体設計費200万円等がございましたので、その減となっております。

69ページをお願いいたします。項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費で、393万4千円増の1億7,291万4千円を計上しております。ここは、重度心身医療費助成事業、障害者手当、地域療育センター事業、障害者支援相談事業、障害者団体などの経費を計上しているところでございます。増要因といたしましては、委託料にございますが第3期障害者計画、第5期障害福祉計画策定業務委託料の約350万円の増などでございます。

下に70ページがございます。目2障害者自立支援費で2億5,835万円増の19億391万6千円を計上いたしております。ここは障害福祉サービス事業、児童発達支援事業、公費負担診療報酬扶助費、地域生活支援事業などの経費でございます。増加の要因といたしまして、扶助費の障害福祉サービス事業等で約1億3,000万円程度、その児童発達支援事業で1億5,000万円等の増があっております。

72ページをお願いいたします。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費で、1億9,284万7千円を計上いたしております。養護老人ホーム措置費であったり、シルバー人材センター、地区敬老会、老人クラブ連合会、在宅支援事業などの経費を計上しているところでございます。予算的にはほぼ前年並みでございますけれども、委託料で第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料で297万円、それと老人ホーム入所システム導入業務委託料で205万2千円などが増えております。また、負担金補助及び交付金では老人ホーム入所措置費負担金で273万8千円の減などがございます。

73ページをお願いいたします。目2老人福祉施設費で609万2千円減の2,380万7千円を計上しております。ここは、三角、不知火、松橋の老人福祉センターと、松橋の元気老人交流施設の管理経費になっております。予算減につきましては、昨年度松橋老人福祉センター空調改修工事費650万円がありましたので、

その影響でございます。

次に目3介護保険費で6,287万7千円増の9億5,736万8千円を計上いたしております。介護施設や地区公民館への施設整備等の補助金、また介護保険特別会計繰出金などの経費になっております。予算増につきましては、介護施設や地区公民館への地域介護・福祉空間整備等補助金で3,000万円、介護施設開設準備経費助成特別対策補助金で780万円、介護給付費繰出金で2,596万7千円の増などが影響しているところです。

75ページをお願いいたします。項4児童福祉費、目1児童福祉総務費で1,803万3千円減の7,385万2千円を計上しております。こども福祉課、児童福祉センター職員の人件費、それと子ども・子育て会議費用などの他の児童福祉に属さない費用をこの総務費で計上しているところでございます。予算減につきましては、公立保育園民営化引継業務委託料712万9千円、保育所等整備事業補助金1,190万2千円の減などが影響しているものです。

76ページの目2児童手当費で3,312万円減の9億6,889万2千円を計上しております。予算減につきましては、過去の支出実績等によりまして精査した結果でございます。目3子ども・子育て支援費で1億9,019万4千円増の21億1,584万4千円を計上しております。ここは、民間保育所等の運営経費、それと延長保育等の特別保育事業、障害児保育事業、学童保育事業、子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、また児童福祉センター事業などに要する経費を計上しております。予算増につきましては、河江保育所民営化や、処遇加算の増などによりまして、私立保育所運営費負担金が約1億2,334万円の増、また認定こども園が増えておりますので、認定こども園施設型給付費負担金6,236万2千円の増などでございます。

78ページをお願いいたします。目4保育園運営費で、8,292万4千円減の4億6,596万5千円を計上いたしております。公立保育園の管理運営経費でございます。予算減につきましては、河江保育所の管理運営費の減などによるものでございます。

83ページをお願いいたします。項5母子福祉費、目1母子福祉費で2,760万8千円減の3億1,815万1千円を計上いたしております。ここは児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業、母子生活支援施設入所者負担金などの経費でございます。予算減につきましては児童扶養手当で2,627万5千円の減などでございます。

85ページ下にございますけども、目2生活保護費で5,889万4千円減の8億9,095万5千円を計上いたしております。予算減につきましては、医療扶助

費で3,571万4千円、生活扶助費で2,616万7千円の減などでございます。

87ページをお願いいたします。項8災害救助費、目1災害救助費で7,355万5千円を計上いたしております。ここでは、地域支え合いセンター事業、災害弔慰金、災害障害見舞金、義援金等の事務職員派遣委託などの経費を計上いたしております。

88ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で9,442万9千円減の2億979万2千円を計上しております。健康づくり推進課の職員人件費であったり、在宅当番や輪番制病院運営事業、健康づくり事業、食生活改善推進事業、予防接種事故障害年金給付費などの経費でございます。予算減につきましては、公的病院等運営助成補助金約1億円につきまして、肉付予算での要求としたことによるものなどでございます。

90ページをお願いいたします。目3母子衛生費で525万1千円減の2億2,747万7千円を計上いたしております。こども医療費助成事業、妊婦乳児検診事業、未熟児養育医療給付費などの経費を計上いたしております。予算減につきましては、嘱託医報酬で216万円、こども医療扶助で241万5千円の減などでございます。目4健康増進事業費で、259万6千円減の8,681万5千円を計上いたしております。各種住民検診に係る経費でございます。予算減につきましては、個別検診業務、がん検診推進業務委託料で179万8千円の減などでございます。

次に、特定財源以外の歳入について申し上げますので、31ページをお願いいたします。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,690万8千円のうち、松橋・河江保育園土地貸付収入といたしまして、554万3千円を計上しております。

33ページをお願いいたします。33ページの下の方ですけれども、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金収入で、平成28年度末の貸付金残高を998万6千円と見込みまして、収納率を8%として予算額を79万8千円計上しているところでございます。

以上で、健康福祉部所管の一般会計予算の説明を終わります。

〇議長(入江 学君) 健康福祉部長の説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----休憩 午後2時03分 再開 午後2時15分

○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に経済部長に求めます。

〇経済部長(清成晃正君) 経済部所管の詳細説明をいたします。

まず、歳出の主なものを説明いたします。予算書の98ページをお開きください。 款5農林水産業費、項1農業費、目2農業経営基盤強化促進対策事業費、節19負 担金補助及び交付金、これはこの中の補助金ですけど、農地中間管理事業補助金3 00万円は、農業経営を転換する場合等の農地を集積するための補助金です。

100ページをお開きください。目5農業振興費、節19負担金補助及び交付金、節の中の補助金、この中の環境保全型農業直接支払交付金222万5千円は、現在3団体が取り組まれております。財源としましては、国50、県25となっております。続きまして、生産総合事業補助金1億500万円は、低コスト耐候性ハウスの導入分で、事業認可があった場合に即対応できるように当初に計上しております。次に、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金6億300万円は、熊本地震災によるもので、今までの申請分、391経営体が申請されていますが、平成28年度着工で、平成29年4月以降に完成するものは繰越しで対応させていただきます。それに、今度は着工が平成29年4月1日以降になる場合は、当初予算で対応しなさいということを国の動向ですので、それとまた国の動向に備えての計上となっております。果樹競争力強化推進事業補助金は、柑橘部会及びぶどう部会の事業です。国の50%の補助金です。青年就農給付金7,012万5千円は、42経営体53人と新規分を見込んでの計上です。目6水田農業構造改革対策費1,187万4千円は、米の需要調整に関する予算となります。

101ページをお願いいたします。目8中山間地域等直接払制度事業費6,123万6千円は、36集落への補助金と推進事務費を計上しております。

102ページ、目10農地総務費、節11需用費の中の修繕料2,026万円は老朽化した排水機場等の故障に備えての計上です。

103ページをお開きください。節19負担金補助及び交付金、多面的機能支払 事業補助金は、地域共同活動等に取り組む72地区と、新規見込分補助金1億9, 166万4千円を計上しております。これは国50、県25となります。目11農 業施設維持管理費、節13委託料、施設管理業務委託料1,475万1千円は、排 水機場維持管理業務委託料を計上しています。平成29年度より電気代と燃料費は 需用費に計上しております。

104ページ、目12農地等整備事業費、節19負担金補助及び交付金、県営海岸保全事業負担金は、宇城海岸等の事業費の5%です。目13農道整備事業費、節19負担金補助及び交付金、これは県営農道整備事業負担金で、不知火中腹3期分のです。これは事業費の10%分です。目15ほ場整備事業費は、大口西部地区畑

地帯総合整備事業及び国営基盤整備事業関係の予算でございます。

105ページをお開きください。目16湛水防除事業費、節15工事請負費998万円は砂川排水機場の適正化工事費用として、節19負担金補助及び交付金、県営湛水防除事業負担金は4か所の改築事業負担分です。これは事業費の13%となります。次に、排水機場適正化事業拠出金は、老朽化した施設を計画的に改修するもので、国、県、事業主体及びそれぞれ30%は5年間で積み立てるものです。

106ページ、項2林業費、目1林業総務費1,783万8千円は、有害鳥獣駆除対策費として台湾リスの捕獲活動の人件費及び宇城市猟友会へのイノシシ、シカなどの駆除業務委託料等を計上しています。

107ページをお開きください。項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担 金補助及び交付金、補助金としまして養殖漁業確立を目指した稚魚・稚貝等の放流 事業補助金などを昨年同様計上しております。

108ページ、目3漁港管理費、節13委託料、樹木伐採業務委託料300万3 千円は、松合漁港内のワシントンヤシの枝等を伐採するものです。これは強風等により枝が道路等に落ち、危険なためでございます。

110ページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費3,407万5千円は、商工会及び地域商店街等を振興する予算として、そのうち節19負担金補助及び交付金、住宅リフォーム助成事業補助金1,300万円も平成29年度国へ要望しており、承認された場合即対応できるよう当初で計上しております。目4観光費、節8報償費、報償金のうち744万円は地方創生施策の一つ、地域おこし協力隊活動費として3人の謝意金に、また、活動費補助金として405万円を計上しております。主に戸馳島の観光推進等に活動していただいております。

111ページをお開きください。節13委託料、観光施設の清掃業務委託料及び管理花壇花苗等配布業務委託料、観光施設案内業務の委託料などとなっております。

113ページをお開きください。節19負担金補助及び交付金、補助金として7 月開催のみすみ港祭り実行委員会補助金は、当初予算に計上しております。

114ページ、目5花の学校費1,030万円は、指定管理に伴う管理業務委託料880万円と、老朽化した施設の改修経費などです。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。19ページをお願いします。款13使 用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料114万8千円は説明欄各施 設の使用料で、20ページ、目5商工使用料482万円は、若宮海水浴場施設使用 料とフィッシャーマンズワーフの指定管理以外の店舗の施設使用料などです。

27ページをお願いします。款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費 県補助金、節1農業費補助金8億8,399万1千円のうち、28ページにかけて 農業委員会の事業を除き、説明欄のとおり歳出で説明した事業費補助金などです。

30ページをお願いします。項3県委託金、目4農林水産業費県委託金591万 2千円と、目5商工費県委託金566万円は、県の委託を受けている説明欄の事業 及び施設管理委託費です。

32ページをお願いします。款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節2 商工費寄附金1,000万1千円は、アグリパーク豊野及び農林水産物直売交流施 設字城彩館の指定管理者からの寄附金を見込んでおります。

以上で、経済部所管の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 経済部長の説明が終わりました。

次に、農業委員会事務局長に求めます。

○農業委員会事務局長(重田公介君) 農業委員会所管の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出の主なものについて説明いたします。予算書の97ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費としまして5,485万6千円をお願いしております。節1の報酬のうち、1,099万8千円は、任期満了日までの農業委員27人分と、それ以降の農業委員13人分、農地利用最適化推進委員20人分の報酬でございます。同じく報酬133万5千円は、事務補助員として非常勤職員の予定をしているものでございます。次に、節9旅費256万円は、任期満了までの農業委員の費用弁償とその後の農業委員、農地利用最適化推進委員の費用弁償が主なもので、毎月の総会及び現地検討会等の費用でございます。

続きまして、歳入の主なものについて説明を申し上げます。27ページをお願いします。下段になります。款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金の説明欄の一番上になります。農業委員会費交付金450万円は、職員に要する経費の一部として交付されるものでございます。

次に28ページをお願いします。説明欄の中段になります。機構集積支援事業費補助金170万円は、歳出で申し上げました農地法の一部改正に伴い、事務適正化支援補助金として設けられておりまして、非常勤職員等の報酬等に充てるための補助でございます。

最後に34ページをお願いします。上段になります。款20諸収入、項4受託事業収入、目2農林水産業費受託事業収入、節1農業費受託事業収入では、農業者年金受託事業収入として200万円を計上しております。これは、職員人件費及び農業者年金加入促進活動費などに充てる経費として計上をしているものでございます。

以上で、農業委員会所管の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

次に、土木部長に求めます。

〇土木部長(岩清水伸二君) 土木部所管の説明になります。

まず、歳出から行いたいと思います。予算書の92ページをお願いいたします。 款4衛生費、項1保健衛生費、目6上水道費で2億855万3千円を計上しており ます。水道事業への補助金、それから出資金と簡易水道事業への繰出金でございま す。

次に、95ページをお願いいたします。項2環境衛生費、目3生活排水対策費で 6,000万3千円を計上しております。その主なものとして、合併浄化槽設置費 補助金の説明欄にありますとおり2つ、5,878万円と116万円の合計5,994万円でございます。

少し飛びますけども、114ページをお願いいたします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費で1億3,101万8千円を計上しております。主なものは職員人件費<math>1億1,962万5千円等でございます。

116ページをお願いします。項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費で9,336万7千円を計上いたしております。その主なものは、道路橋りょうの職員人件費、9,314万円でございます。次に、目2道路維持費で3億690万1千円を計上いたしております。地区要望や国庫補助金を活用した道路維持補修事業に要する費用でございまして、主なものは工事請負費の1億8,040万円でございます。

次の117ページをお願いいたします。目3道路新設改良費で23億3,954万9千円を計上しております。戸馳大橋架替工事や、長崎久具線道路改良工事などの道路新設改良事業に要する費用で、その主なものとして工事請負費の20億3,170万円を計上しております。

続きまして、119ページをお願いいたします。目4橋りょう維持費で1億円計上しております。老朽化した橋りょうの補修工事など、橋りょうの維持管理に要する費用で、委託料の6,000万円と工事請負費の4,000万円でございます。次に、項3河川費、目1河川総務費で3,429万4千円を計上しております。その主なものとして、護岸等除草業務委託料で、2,590万3千円を計上しております。目2河川維持費で5,389万7千円を計上しております。河川の維持管理に要する費用でございます。主なものは工事請負費の4,140万円となっております。

次に、122ページをお願いいたします。項5都市計画費、目2下水道費で5億 2,760万1千円を計上いたしております。下水道事業会計の補助金、出資金と なっています。

次に、目3駅周辺開発推進事業費で、2億844万5千円を計上しております。 今年度の主な事業として、駅周辺開発工事費の1億7,600万円を計上しております。

123ページをお願いいたします。目4公園費で3,421万9千円計上いたしております。主なものとして、公園管理業務委託料の2,011万9千円でございます。続きまして、項6の住宅費、目1住宅管理費で1億3,600万3千円計上いたしております。市営住宅の維持管理に要する費用で、主なものは職員人件費8,635万1千円等でございます。

次に126ページをお願いいたします。項7防災対策事業費、目1急傾斜地崩壊対策事業費で3,007万2千円を計上しております。がけ崩れ防止施設設置工事費1,707万2千円、単県急傾斜地崩壊対策事業負担金400万円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金900万円でございます。

少し飛びますけども、169ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費で、2億8,849万5千円を計上いたしております。主なものは熊本地震による工事請負費2億4,330万円でございます。

続きまして、歳入の説明を行います。前に戻っていただきまして、20ページをお願いいたします。款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 6 土木使用料で 1 億 3, 363万2 千円を計上いたしております。その主なものといたしまして、節 6 住宅使用料 1 億 2, 355 5 5 6 千円を計上いたしておりまして、公営住宅の使用料でございます。

次に、23ページをお開き願いたいと思います。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金で1億2,659万8千円を新たに計上しております。熊本地震による補助対象災害復旧工事費の66.7%を計上したところでございます。

24ページをお願いいたします。項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費補助金のうち、合併浄化槽設置費補助金として1,176万1千円を計上しております。次に、目4土木費国庫補助金で15億9,454万6千円を計上いたしております。主なものは、節1道路橋りょう費補助金14億9,760万円で、道路改良事業等に対するものでございます。うち、戸馳大橋大規模修繕更新事業費補助金が4億2,000万円となっております。

27ページをお願いいたします。款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金に合併浄化槽設置費補助金2,155万6千円を計

上しております。

28ページになります。項6土木費県補助金で2,230万4千円を計上いたしております。節2住宅費補助金900万円は、土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金で3戸分でございまして、補助率が10分の10の事業でございます。節3防災対策事業費補助金1,280万4千円は、防災がけ崩れ対策事業費補助金で、補助率が4分の3となっております。

30ページをお願いいたします。項3県委託金、目6土木費県委託金で1,476万2千円を計上しております。節1土木管理費委託金1,466万1千円は、県からの管理委託金等でございます。

以上で土木部所管の予算説明を終わらせていただきます。

〇議長(入江 学君) 土木部長の説明が終わりました。

次に、教育部長に求めます。

○教育部長(緒方昭二君) 教育部所管の一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出の主なものを御説明いたします。130ページをお開きください。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は学校教育全般に関わる経費で、節1報酬2,912万7千円は、学校での英会話講師や授業改善を指導する学校教育審議員など、非常勤職員の報酬が主なものでございます。

131ページをお願いいたします。節8報償費192万円は、不登校対策指導やのびのび学習会、外国からきた子どもを支援し、指導するための報償金でございます。

133ページをお願いいたします。目4語学指導費、節13委託料453万6千円は、平成27年7月に任期が切れておりました英語指導助手(ALT)を英語教育充実のため、再度1人を雇用するための委託料となります。項2小学校費、目1学校管理費は小学校13校の管理運営に要する経費で、節1報酬7,152万9千円は学校医、歯科医、薬剤師と小学校に勤務する非常勤職員の報酬です。年々支援を必要とする児童が増加しておりますので、平成29年度は支援員を18人から23人に増員しています。

続きまして、136ページをお願いいたします。目2教育振興費、節20扶助費の説明欄、要保護及び準要保護児童援助費3,715万2千円は、経済的に就学させることが困難な家庭に援助を行うもので、特別支援教育就学奨励費221万9千円は、障害を抱え、就学するために特別な支援が必要な子どもに対する就学のための奨励費です。

137ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費は、中学校5

校の管理運営費に要する経費でして、節1報酬3,071万円は学校医、歯科医、 薬剤師と中学校に勤務する非常勤職員の報酬です。中学校におきましても、小学校 同様に年々支援を必要とする生徒が増加しておりますので、平成29年度は支援員 を9人から10人に増員しています。

続きまして、139ページをお願いいたします。目2教育振興費、節20扶助費は小学校費と同様に、経済的に就学させることが困難な家庭に援助を行う就学援助費2,836万4千円と、障害を抱え就学するために特別な支援が必要な生徒に対する就学奨励費149万円です。

140ページをお願いいたします。項4幼稚園費、目1幼稚園費1,715万円は、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減する就園奨励費補助金1,644万円と、宇城市独自で実施している第3子無料化事業補助金71万円でございます。

少し飛びまして、151ページをお願いいたします。項6文化費、目2文化財保護費、節13委託料の欄の一番下にあります測量設計業務委託料1,400万円は、市道としても利用されています市指定の文化財である鴨籠橋が地震により一部崩落し、全面通行止めとなっていますので、石橋補修と拡幅工事を行うための設計業務委託料となります。

154ページをお願いいたします。目5 松橋総合体育文化センター費、節13委託料は、ウイングまつばせの指定管理委託料5,178万2 千円が主なものでございます。

155ページをお願いいたします。目6小川総合文化センター費、節13委託料の説明欄最下段にあります文化ホール指定管理業務委託料481万1千円は、ラポート文化ホールの指定管理の経費でございます。目7世界遺産登録推進費、節13委託料308万5千円は、ユネスコから義務付けられた三角西港修復・整備活用計画策定業務委託料249万5千円が主なものになります。

157ページをお願いいたします。項7保健体育費、目1保健体育総務費、節13委託料のうち、上から4段目の不知火地区体育施設指定管理業務委託料3,600万円は、平成29年度から指定管理に出します不知火温水プールほか、不知火地区4体育施設の経費となります。

158ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金のうち、体育協会補助金1,786万3千円は、5町の体育協会支部と30競技団体が加盟します宇城市体育協会に対する補助金です。県民体育祭や郡市対抗駅伝大会等への選手派遣費も含んでいます。

続きまして、少し飛びまして166ページをお願いいたします。項8学校給食費、

目4給食センター費、節13委託料の最下段、給食調理配送業務委託料5,961 万6千円は松橋学校給食センターの調理配送業務委託料です。

167ページをお願いいたします。目5給食センター建設費1億4,958万円は、新学校給食センター建設に係る経費で、節13委託料4,158万円は給食センター実施設計業務委託料です。節15工事請負費1億800万円は、敷地を南消防署並みにかさ上げするための造成工事費となります。

続きまして、歳入を御説明いたします。戻りまして24ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1小学校費補助金と、節2中学校費補助金の説明欄に記載の要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助金は、生活困窮家庭の要保護児童生徒に対する就学援助費で、特別支援教育就学奨励費補助金は障害を有する児童生徒の就学を援助するものでございます。また、節3幼稚園費補助金521万6千円は、私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減する幼稚園就園奨励費補助金でございます。節4文化費補助金は、重要文化的景観保護推進事業費補助金190万6千円と、埋蔵文化財の緊急調査等に対する補助金211万6千円で、補助率は事業費の2分の1でございます。

29ページをお願いいたします。款15県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節1教育総務費補助金52万4千円は、地域未来塾実施事業費補助金で、8月から毎週土曜日中学3年生を対象として実施するのびのび学習に対する補助金です。節2小学校費補助金77万3千円は、環境問題を水俣で学ばせるための子供エコセミナー補助金で、小学校5年生を対象としています。節4社会教育費補助金245万3千円は、人権教育を推進する地域人権教育指導員の設置補助金と、地域ぐるみで子どもを育てる放課後子ども教室など、社会教育推進事業費補助金です。節5文化費補助金120万円は、三角西港の世界文化遺産登録推進事業に係る県からの補助金です。

31ページをお願いいたします。項3県委託金、目7教育費県委託金、節1教育 総務費委託金90万円は、小中一貫教育推進事業として平成27年度から委託を受 け、平成29年度で最終年度となります。

以上で教育部所管の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 教育部長の説明が終わりました。これで、議案第23号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第24号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算及び議案第2 5号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を求めます。市民 環境部長。 ○市民環境部長(松本秀幸君) それでは、議案第24号国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。先ほどまでの一般会計予算書とは別冊の特別会計予算書をお開きいただきたいと思います。

特別会計予算書の101ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の総額を、前年度に比べ、1億3,508万8千円減額いたしまして、歳入歳出それぞれ99億4,020万1千円と定めるものでございます。

まず、歳入を説明しますので108ページをお開きください。款1国民健康保険税は、被保険者数や農業所得の減少などの要因で、109ページに合計記載してありますけれども、合計で前年度比1,264万7千円減額の16億8,545万4千円を計上いたしております。同じページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、合計欄になりますが16億5,324万5千円は、療養給付費、高額医療費共同事業、特定健康審査等の負担金でございます。項2国庫補助金、目1財政調整交付金8億3,845万7千円は、説明欄にありますが普通調整交付金7億3,981万6千円、特別調整交付金9,864万1千円を計上いたしました。

次のページになります。款4療養給付費等交付金は、退職者医療制度の廃止に伴う経過措置が終了したことで、対象者数の大幅な減少等が見込まれますことから、前年度に比べ1億3,441万8千円減の9,840万6千円を計上したところでございます。次の款5は、前期高齢者の加入率が全国平均よりも低い健保組合などが前期高齢者納付金を拠出し、全国平均よりも高い国保などが、前期高齢者交付金を受け取るという仕組みの前期高齢者交付金でございまして、前年度同額の19億8,561万1千円を計上させていただきました。款7共同事業交付金は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金で、前年度比563万4千円減の23億5,068万5千円を計上したところでございます。

次に、111ページをお開きください。款 9 繰入金、目 1 一般会計繰入金は、前年度比 3, 2276 千円減の 7 億 4, 434 万 8 千円を計上いたしました。内訳は基準内繰入金が 6 億 1, 052 万 1 千円、基準外繰入金いわゆる赤字繰入が 1 億 3, 382 万 7 千円となっております。

続きまして、歳出を御説明いたします。114ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費では、一般・退職被保険者等の療養給付費及び療養費等負担金として、合計になりますけれども50億8,376万9千円を計上いたしました。被保険者数の減少や、退職者医療制度の廃止に伴う経過措置の終了等により、対象者の減少等が見込まれますことから、前年度比3.3%減額したところで計上したものでございます。

次のページになりますが、項2高額療養費では、一般・退職被保険者等の高額療

養費及び高額介護合算療養費負担金といたしまして前年度費4.8%増の7億8,671万1千円を計上したところです。

次のページの款3後期高齢者支援金等10億4,264万2千円は、75歳以上の後期高齢者医療への支援金及び関係事務費拠出金の負担金でございます。

続きまして、117ページになります。款6介護納付金3億7,316万6千円は、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金の負担金、それから款7共同事業拠出金合計23億5,069万6千円は、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業等に係る拠出金負担金でございます。

最後に、次のページの款8保健事業費、項1特定健康審査等事業費5,211万7千円につきましては、特定健康審査等事業の事務費及び委託料でございます。項2保健事業費、目2疾病予防費、節13委託料1,325万円につきましては、450人分の人間ドック委託料を計上したものでございます。以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。 予算書の201ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の総額につきましては、前年度に比べ3,097万5千円増額したところで、歳入歳出それぞれ7億2,687万7千円と定めるものでございます。

まず、歳入を説明しますので206ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料の4億6,576万2千円は、特別徴収、普通徴収の現年度分及び滞納繰越分の保険料でございます。款4繰入金、項1一般会計繰入金2億4,084万4千円は、保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金でございます。

207ページの款6諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入1,924万2千円につきましては、健診事業収入でございます。

続きまして歳出です。208ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金7億300万8千円は、被保険者保険料分といたしまして4億6,576万3千円、保険基盤安定分といたしまして2億3,724万5千円を熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担するものでございます。

最後に、次のページ209ページの款3保険事業費の節13委託料1,863万 8千円につきましては、集団健診、個別健診、人間ドックなどの特定健康審査委託 料でございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第24号及び議案第25号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第26号平成29年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を求めます。健康福祉部長。

〇健康福祉部長(本間健郎君) 議案第26号平成29年度宇城市介護保険特別会計予 算について説明いたします。

引き続きまして、301ページをお願いいたします。第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,386万3千円といたしております。前年比で約2億4,000万円の増加となっております。主に、保険給付費の増が影響しているところでございます。

それでは歳入から説明いたしますので、307ページをお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で予算額を12億1,260万7千円といたしております。65歳以上の第1号被保険者を大体1万8,900人と想定いたしまして予測しております。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金を予算額で11億1,262万6千円といたしております。居宅サービス給付費の20%、施設サービス給付費の15%と法定負担率により計上いたしております。

次に、項2国庫補助金、目1調整交付金を4億8,498万円といたしております。後期高齢者の割合や、所得状況を考慮いたしまして、介護給付費に対し補正交付される調整交付金でございまして、給付総額に平成28年度交付率を参考に7.96%といたしまして計上いたしております。目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)を4,636万6千円といたしております。介護予防生活支援サービス事業の対象額に、国の法定負担率25%を算定いたしまして計上しているところでございます。

下の308ページの目3地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)で3,604万1千円を計上いたしております。保険給付費の対象額の国の負担割合39%分を計上しているところでございます。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金を17億795万3千円、それと下の目2地域支援事業交付金を5,193万円としております。介護給付費、地域支援事業費、それぞれ法定負担率が28%となっておりますので、その分で計上しているところでございます。次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金を8億6,981万9千円といたしております。居宅介護給付費、介護予防給付費、高額介護費等の12.5%、それと施設等給付費、特定入所者介護費等の17.5%を合算した額を計上しているところでございます。項3県補助金、目1地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)で2,318万3千円といたしております。県の負担率が12.5%でございますので、その分を計上しております。

309ページをお願いいたします。目2地域支援事業交付金(総合事業以外の地

域支援事業)で1,802万2千円を計上いたしております。ここの県の負担率は19.5%となっておりますので、その分で計上いたしております。

次に款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金を7億6,247万7千円、その下の目2地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)ですけれども、そこを2,318万2千円といたしております。介護給付費地域支援事業等について、県の負担率と同様の12.5%を計上しているところでございます。

次の目3地域支援事業費繰入金(総合事業以外の地域支援事業)ですけれども、 1,802万円を計上いたしております。負担割合は19.5%となっております。 目4事務費繰入金で、6,343万1千円を計上いたしております。介護保険に係 ります所要の事務費を計上しているところでございます。目5低所得者保険料軽減 繰入金で1,250万円を計上いたしております。ここも市の負担割合4分の1の 額で計上しているところでございます。

310ページになりますけれども、款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付 費準備基金繰入金について5,000万円を計上いたしまして、歳入歳出予算の財 源調整をいたしているところでございます。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。 312ページをお願いいたします。下に款2保険給付費、項1保険給付費、目2介護サービス等給付費を55億1, 204万円といたしております。総給付費の95.7%を支払うもので、介護1から介護5までの約2,800人の給付見込額でございます。

313ページをお願いいたします。目3介護予防サービス等給付費で1億8,436万3千円を計上いたしております。ここにつきましては、総給付費の4.3%分を支払うものでございまして、要支援1、2の介護予防サービスの給付見込みでございます。目4高額介護サービス等費で、1億1,091万3千円といたしております。介護サービスの利用者負担が上限を超えた場合に、その差額を支給するものでございます。目5高額医療合算介護サービス等費を1,600万円としております。介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は、合算することができますので、それぞれに設定された限度額を超えた場合、その差額を支給するものでございます。目6特定入所者介護サービス等費を2億6,941万5千円といたしております。施設給付費のうち、居住費、食費の自己負担額が限度額を超えた部分について、その差額を支給するものでございます。同じところですけども、項2地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費を1億1,936万1千円といたしております。これは、要支援1、2を対象とした介護予防、日常生活支援総合事業の通所型介護予防事業、訪問型介護事業等の経費でございます。

314ページの目2一般介護予防事業費を6,610万円といたしております。 社会福祉協議会に委託しております「かたろう会」、巡回型介護予防、介護予防サポーター運営費等に係る予算でございます。その下の目3包括的支援事業・任意事業費を9,241万1千円といたしております。節13委託料の地域包括支援センター委託料7,501万1千円と、節20扶助費の高齢者介護用品給付事業の1,050万円が主なものでございます。

以上で、平成29年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。御 審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) 議案第26号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第27号平成29年度宇城市奨学金特別会計予算の詳細説明を求めます。教育部長。

○教育部長(緒方昭二君) 議案第27号平成29年度宇城市奨学金特別会計予算について、詳細説明を申し上げます。

引き続き401ページをお開き願います。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,551万円と定めるものでございます。

まず、歳出から御説明いたします。407ページをお願いいたします。款1育英事業費、項1育英事業費、目1育英事業費、節21貸付金については、平成29年度の奨学金貸付金として1,164万円を予定しております。節25積立金については、奨学基金積立金として387万円を見込んでおります。

次に、歳入を御説明いたします。戻りまして、406ページをお願いいたします。一番上の表ですが、款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は奨学基金利子として7千円、そして一番下の表の款4諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は奨学金の返済金でして、滞納繰越分を含めて1,550万円を予定しております。なお、平成29年度の貸付けについては、平成24年度から平成28年度までの継続者13人と、平成29年度新規貸付者を11人と見込んでおります。

以上で、平成29年度宇城市奨学金特別会計予算の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(入江 学君) 議案第27号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

----- 休憩 午後3時15分 再開 午後3時30分 ○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第28号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算から、議案第30号平成29年度宇城市下水道事業会計予算の詳細説明を求めます。土木部長。

〇土木部長(岩清水伸二君) それでは、議案第28号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

特別会計予算書の501ページになります。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,309万8千円と定めております。第4条で一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。 5 1 1 ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出予算でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費を 1 億 6 4 3 万 4 千円としております。職員の 4 人分の人件費と 5 つの簡易水道施設の経常的な維持管理費用を計上しております。主なものは、節 1 1 需用費の 1,9 1 0 万 1 千円、節 1 3 委託料の 2,1 5 3 万 4 千円でございます。ポンプ等の電気料や老朽化する施設の修繕費、また浄水場の運転管理費、保守点検業務費、水道検針等の委託料でございます。節 1 4 使用料及び賃借料は水道企業団から豊野西部簡水への受水費 1,8 8 2 万 2 千円がその主なものでございます。

次に、款2建設改良費、項1施設改良費の1,425万円は、新規の水道加入や 改良によります給水管等の布設工事に係る設計業務委託料及び工事費として計上し ております。

次の513ページになります。項2事業費、目1事業費の300万円は、下水道工事等に伴う旧配水管の布設替え工事に係る設計業務委託料と受託工事費を計上しております。款4公債費、項1公債費、目1元金7,324万1千円、目2利子1,587万円は、起債の元金及び利息の償還金でございます。

次に、歳入歳出について御説明申し上げます。508ページにお戻りいただきたいと思います。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1水道加入者負担金で205万7千円を計上しております。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料で1億2,011万3千円を計上しております。

続きまして、509ページをお願いいたします。款5繰入金、項1繰入金、目1 繰入金8,186万1千円は、一般会計からの繰入金で、国からの交付税で算定されます基準内繰入金と歳出財源の調整を行う基準外繰入金でございます。次に、款7諸収入、項2受託事業収入の300万円は、歳出で説明いたしました下水道工事等に伴うもので、受託工事費として受け入れるものです。

510ページをお願いいたします。最後に款8市債、項1市債、目1簡易水道事

業債としまして、590万円を計上しております。以上で、議案第28号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第29号平成29年度宇城市水道事業会計予算につきまして詳細説明を申し上げます。予算書の601ページをお願いいたします。第1条は総則になります。第2条、業務の予定量は、平成29年度の目標とする給水戸数や年間総給水量等の業務の予定量を記載しております。第3条は、収益的収入及び支出予算です。収入で第1款水道事業収益を11億526万8千円としております。

602ページをお願いします。支出では、第1款水道事業費用を10億7,79 1万8千円としています。第4条の資本的収入及び支出予算では、第1款資本的収入で1億5,751万3千円、支出では第1款資本的支出7億75万円としております。

次に、603ページをお開き願います。第5条債務負担行為でございますけれど も、平成30年度に業務委託を予定する債務負担行為の事項及び期間と限度額を記 載しております。第6条、起債の目的、限度額を定めております。建設改良事業と して、借入限度額を1億4,000万円としております。

604ページの第7条から、第11条までの説明は省略させていただきます。また、次の605ページの予算実施計画から635ページの注記についても同じく省略をさせていただきます。

次に、636ページをお願いいたします。宇城市水道事業会計予算明細書でございます。収益的収入及び支出でございます。まず、収入についてでございます。款 1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益で、8億5,471万9千円を計上 しております。

次に、639ページからの支出でございますけれども、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、4億1,529万円のうち、一番大きな費用は<math>640ページに記載しております。中段になりますけども、節37受水費の3億6,051万9千円でございます。説明につきましては、説明欄に書いてあるとおりでございます。

641ページをお願いいたします。目3受託工事費の4,210万円は、道路改良や下水道工事の支障となる水道管の移設工事費を計上しております。次の目4総係費は、職員等の人件費を計上しておりますけども、大きなものは642ページの節18委託料6,844万2千円でございます。主に、検針業務の委託、水道施設等管理業務等でございます。

次に、643ページの目5減価償却費で、3億3, 330万1千円を計上いたしております。

次に、646ページをお願いいたします。ここからは資本的収入及び支出の予算でございます。まず、収入から説明いたします。項1企業債としまして1億4,00万円を計上しております。項3出資金、目1他会計出資金で1,751万円を計上しております。

次に、647ページの支出でございます。項1建設改良費、目1固定資産購入費 としまして量水器購入費1,057万6千円を計上いたしております。

次に、目2施設改良費は記載のとおり2億1,275万円を計上しており、また、 目3施設拡張費におきましては配水管拡張工事費等の費用を1,180万円計上し ております。最後に項2企業債償還金は、4億6,562万3千円を建設改良企業 債償還金として計上いたしております。以上で、議案第29号の詳細説明とさせて いただきます。

続きまして、議案第30号平成29年度宇城市下水道事業会計予算について、詳細説明を申し上げます。

701ページをお願いいたします。第1条は総則でございます。第2条、業務の予定量は平成29年度の目標とする排水人口及び排水区域面積の予定を記載しております。第3条は収益的収入及び支出予算です。収入で第1款下水道事業収益12億8,720万9千円としています。

次に、702ページに移ります。702ページの支出では、第1款下水道事業費用を15億363万5千円としております。第4条の資本的収入及び支出予算では、第1款資本的収入を3億9,471万4千円とし、支出では第1款資本的支出8億2,645万1千円としております。

703ページになります。第5条は債務負担行為ですけれども、平成30年度に 資材購入及び業務委託を予定する債務負担行為の事項、期間及び限度額を記載して おります。第6条では、起債の目的、限度額等を定めております。公共下水道とし ての借入限度額を1億8,470万円としております。

第7条から次の704ページになります第10条までの説明は省略させていただきます。また、次の705ページの予算実施計画から、731ページの注記までについても省略させていただきます。

次、732ページをお開き願います。宇城市下水道事業会計予算明細書になります。収益的収入及び支出でございます。まず、収入の部でございます。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は5億4,190万8千円計上しております。項2営業外収益、目2他会計補助金で3億9,792万8千円を一般会計から繰り入れることとしております。

次に、734ページからの収益的支出でございます。款1下水道事業費用、項1

営業費用、目1管渠費3,784万2千円のうち、節18修繕費としまして路面舗装修繕等で1,375万円を計上しております。

続きまして、735ページでございます。目2処理場費、節15動力費におきまして、3,528万円を計上しております。

736ページをお願いいたします。節25手数料に6,839万7千円を計上しております。汚泥処分の手数料でございます。節26委託料として1億6,721 万8千円を計上しておりますが、処理場の維持管理業務委託費でございます。

次、737ページをお願いします。目4総係費、節35負担金1億918万6千円を計上しておりますけれども、主に八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。目5減価償却費で7億7,368万6千円を計上しております。

738ページをお願いします。項2営業外費用、目1支払利息として1億8,5 11万8千円を計上しております。

739ページになります。資本的収入及び支出予算でございます。収入の各科目は、平成29年度に予定する交付金事業等の特定財源であります。企業債、国庫補助金、出資金、受益者負担金としまして、合計で3億9,471万4千円を計上いたしております。

740ページから741ページの支出予算でございますけれども、款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費の人件費は、工務係職員3人に係る費用を計上しております。平成29年度の施設整備費用としまして、節26の設計委託料500万円及び節29工事請負費の1億6,300万円を計上いたしております。

741ページになります。目2施設改良費では、耐震補強詳細設計業務等の委託費として、委託料4,600万円を計上いたしております。項2企業債償還金では、企業債の元金償還金として5億5,539万円を計上しているところでございます。以上で、議案第30号の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

- ○議長(入江 学君) 議案第28号から議案第30号までの詳細説明が終わりました。 次に、議案第31号平成29年度宇城市民病院事業会計予算の詳細説明を求めます。市民病院事務長。
- 〇市民病院事務長(吉澤和弘君) 議案第31号平成29年度宇城市民病院事業会計予算について詳細説明を申し上げます。特別会計予算書の801ページをお開きください。第1条は総則になります。第2条です。業務の予定量になります。第2号年間延患者数を入院・外来合わせ3万70人、第3号一日平均患者数を入院・外来合わせ96人としております。第3条収益的収入及び支出予算です。収入になります。第1款病院事業収益5億199万6千円を計上、次の802ページになります。支

出になります。第1款病院事業費用、5億193万1千円を計上しております。

次の第4条、資本的収入及び支出予算です。収入になります。第1款資本的収入 2,328万8千円を計上、下の支出になります。第1款資本的支出2,481万2 千円を計上しております。資本的収支の不足財源については、条文のただし書で補 塡することとしております。

次の803ページになります。第5条です。債務負担行為の設定になります。記載の3件を設定するものです。次の第6条です。起債の目的、限度額等を定めるものです。病院事業としての借入限度額1,590万円としております。

次の第7条から次のページ、804ページになります第11条までの説明は省略させていただきます。また、次の805ページの予算実施計画から、833ページの注記についても説明を省略させていただきます。

834ページをお開きください。予算の明細書になります。まず、収益的収入及び支出の収入になります。款1病院事業収益の本年度欄になります。5億199万6千円を計上しております。その主な内訳になります。医業による収入です。項1医業収益4億523万9千円ですが、昨年に比べ991万9千円の減額です。この主な要因は、外来患者の減少によります。目2外来収益964万円の減額によるものです。次、医業外収入によります項2医業外収益4,675万5千円は、前年に比べ548万9千円の減額です。この主な要因は不採算地区要件の改正による一般会計からの繰入金の減少でして、次の835ページの上から2番目になります。目2他会計負担金381万2千円の減額によるものです。

835ページの下段になります、項3特別利益の目3その他特別利益5,000 万円は、平成26年度の企業会計制度の改正にあたり、退職引当金を約2億5,00万円計上していました分の平成26年度からの5年分割でして、毎年5,00 0万円を一般会計から繰り入れるものです。

次の836ページをお開きください。収益的収入及び支出になります。款1病院事業費用の今年度欄になります。昨年とほぼ同額の5億193万1千円を計上しております。その主な内訳になります。項1医業費用は医業に要する費用になります。目1給与費は、職員や非常勤職員の人件費で、昨年とほぼ同額の3億2,999万6千円を計上しております。次の837ページになります。目3経費は水光熱費、賃借料及び委託料などの費用で、昨年とほぼ同額の1億656万9千円を計上しております。

続きまして、843ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入になります。資本的収入の本年度欄になります。2,328万8千円を計上しております。 その主な内容になります。機械及び備品購入のため、起債借入の収入です。項1企 業債を1,590万円、機械及び備品の購入のための国庫補助金収入であります項4補助金を598万6千円計上しております。

次の844ページになります。資本的収入及び支出になります。款1資本的支出の本年度欄になります2,481万2千円を計上しております。その主な内訳になります。医療に使用します機械及び備品購入費で、X線テレビシステムと電子内視鏡装置の購入を予定しております。項1建設改良費、目2有形固定資産購入費2,200万1千円を計上しております。

次の845ページは平成29年度末での企業債残高等を記載しております。

以上で、議案第31号平成29年度宇城市民病院事業会計予算につきましての詳 細説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(入江 学君) 議案第31号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸氏)から同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明氏)までの詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(猿渡伸之君) 同意第1号から同意第5号固定資産評価審査委員会委員の 選任についてでございます。

議案集に戻りまして、40ページから44ページでございます。別冊の説明資料の43ページから47ページにかけて履歴書がついております。経歴等御確認いただければと思います。現在5人の委員の方は、平成29年3月23日をもって任期満了となります。そこで、全員の方を再任するにあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会に選任同意をお願いするものです。前田信幸氏、山本正治氏、中島美世子氏、村本憲昭氏、福田道明氏の5氏は、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員として申し分ない方々であり、再任に係る選任同意をここに御提案するものでございます。以上です。

○議長(入江 学君) 同意第1号から同意第5号までの詳細説明が終わりました。

日程第43 休会の件

○議長(入江 学君) 日程第43、休会の件を議題とします。

お諮りします。

明日3月1日及び2日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、明日3月1日及び2日は休 会することに決定しました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会 午後4時00分

第 2 号 3月3日(金)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第2号)

平成29年3月3日(金) 午前10時00分 開議

1 議事日程		
日程第1	承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第
		1号)
日程第2	議案第1号	平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)
日程第3	議案第2号	平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第
		3号)
日程第4	議案第3号	平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算
		(第3号)
日程第5	議案第4号	平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第6	議案第5号	平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第
		4号)
日程第7	議案第6号	平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第8	議案第7号	平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第9	議案第8号	平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第9号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
		条例の制定について
日程第11	議案第10号	宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定につい
		て
日程第12	議案第11号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番
		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
		定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第13	議案第12号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第13号	宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例
		の制定について
日程第15	議案第14号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第16	議案第15号	宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
		定数を定める条例の制定について
日程第17	議案第16号	宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定

について

日程第18	議案第17号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第18号	財産の無償譲渡について
日程第20	議案第19号	宇城市市道路線の認定について
日程第21	議案第20号	建設事業に関する基本協定書の変更について
日程第22	議案第21号	指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城
		市松合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、
		宇城市不知火グラウンド)
日程第23	議案第22号	宇城広域連合規約の一部変更について
日程第24	議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算
日程第25	議案第24号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第26	議案第25号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第26号	平成29年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第28	議案第27号	平成29年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第29	議案第28号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
日程第30	議案第29号	平成29年度宇城市水道事業会計予算
日程第31	議案第30号	平成29年度宇城市下水道事業会計予算
日程第32	議案第31号	平成29年度宇城市民病院事業会計予算
日程第33	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸
		氏)
日程第34	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(山本正治
		氏)
日程第35	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中島美世
		子氏)
日程第36	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(村本憲昭
		氏)
日程第37	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明
		氏)
日程第38	議案第32号	工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下
		部工 (A1・P1) 工事)
日程第39	議案第33号	工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸
		馳大橋) 交付金(A1橋台)工事)
日程第40	議案第34号	工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸
		馳大橋) 交付金(P4橋脚)工事)

日程第41 同意第6号 教育長の任命について(平岡和徳氏)

日程第42 同意第7号 教育委員会委員の任命について (藤田雄美氏)

日程第43 休会の件

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

1番 高 橋 佳 大 君

3番 大村 悟君

5番 福 永 貴 充 君

7番 園 田 幸 雄 君

10番 河 野 正 明 君

12番 大 嶋 秀 敏 君

14番 河 野 一 郎 君

16番 永 木 伸 一 君

18番 豊 田 紀代美 君

20番 中 山 弘 幸 君

22番 岡 本 泰 章 君

2番 髙 本 敬 義 君

4番星田正弘君

6番 溝 見 友 一 君

8番 五 嶋 映 司 君

11番 渡 邊 裕 生 君

13番尾﨑治彦君

15番 長 谷 誠 一 君

17番 入 江 学 君

19番 堀 川 三 郎 君

21番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員(1人)

9番福田良二君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君 副 市 長 浅 井 正 文 君 教 育 長 大 槻 英 君 総務部長 猿渡 伸 之 君 企画部長 髙 島 孝 君 市民環境部長 松本 秀 幸 君 晃 健康福祉部長 本 間 経済部長 清 成 君 健 郎 君 正 土木部長 君 教育部長 方 昭 君 岩清水 伸 緒 会計管理者 戸田博 俊 君 総務部次長 成田正 博 君 堅 企画部次長 木下 君 市民環境部次長 上原久 幸 君 健康福祉部次長 那 須 聡 英 経済部次長 吉田裕 君 次 君 土木部次長 松 英 隆 君 教育部次長 中 村 誠 君 成 三角支所長 亨 辛川 谷 君 不知火支所長 広 君 П 倫 之 小川支所長 遠 田 敏 行 君 豊野支所長 木 村 隆 君 農業委員会 市民病院事務長 澤和弘 君 重 田 介 君 吉 公 事務局長 監査委員事務局長 中 村 久美子 君 財 政 課 長 天 川 竜 治 君

開議 午前10時01分

○議長(入江 学君) これから、本日の会議を開きます。

総務部長から発言の申し出がありますので許可します。総務部長。

- ○総務部長(猿渡伸之君) 訂正の申し出をさせていただきたいと思います。平成29年2月28日議会の初日に行いました承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについての提案理由に、一部誤りがありましたので訂正をお願いいたします。議案書でいきますと6ページになります。下から3行目に、平成28年4月12日付市長において専決処分をしたと表記しております。こちらの部分を、正しくは本日議員の皆様に配布してあります正誤表のとおり、また議案集7ページに専決処分書の正しいものがございます。これが2月6日付でしてありますけれども、正しくは平成29年2月6日付専決処分とすべきでありましたので、ここに訂正をお願いいたします。以上、深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。
- 〇議長(入江 学君) 報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。お手元に配布しております議事日程(第2号)の日程第38、議案第32号から日程第42同意7号までであります。

日程第1 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1号)

○議長(入江 学君) 日程第1、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めること について(専決第1号)を議題といたします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。 1 1 番、渡邊裕 生君。

○11番(渡邊裕生君) ただいま議題にあがっております承認第1号宇城市一般会計補正予算(第6号)の9ページ、総務管理費の目19の中の工事請負費、地域主体活動創出拠点整備工事費等9,400万円が計上してありますが、そもそも地域主体活動創出拠点整備事業なるものが、いかなるものかというのをお聞きしたい。

それと、小川総合福祉センターの改修工事とこれが予算の組替えといいますか、 そうなった経緯、これがまた専決処分となった経緯を併せてお伺いしたいと思いま す。よろしくお願いいたします。

○企画部長(髙島孝二君) 今回の専決処分ということで、なぜそういうことになったのかということと、内容について御説明いたします。

今回の専決予算は、国の地方創生拠点整備交付金を活用して小川総合福祉センターを健康・福祉・スポーツのそれぞれの機能を有しながら、コミュニティービジネス創出の拠点とする複合施設に整備するというものであります。地方創生拠点整備

交付金は、昨年8月24日に閣議決定され、平成28年度補正予算のため申請から 交付決定まで時間がなく、市としましては市内数ケ所の候補地を検討いたしました 結果、小川総合福祉センターを活用するということで申請をいたしました。結果、 交付内示が本年2月3日、2月24日に交付決定がありました。

御承知のとおり、この交付金は、平成28年度交付決定がなされたため、繰越しの上、平成29年度中に事業を完了する必要があり、早急に事業を実施しなければ 完了できない。そのために、やむを得ず専決処分をさせていただいたものです。

内容につきましては、小川総合福祉センターの一帯は、老人福祉センター、地域 福祉センターの屋内運動場、それと屋内グラウンド、それとそのほかに旧保健セン ターで構成されておりましたけども、老朽化と地震被害により、耐震改修が必要と なっていましたので、改修の予算措置をしておりました。しかしながら、今回の交 付金を活用して伝統芸能体験やワークショップ等に多面的に活用できるホールにし ます。それと、チャレンジショップやイベント、地域交流の場としてオープンスペースなど、複合的に地方創生拠点整備を計画したもので、款2総務費、項1総務管 理費、目19地方活性化関連経費で、その費用1億400万円を計上いたしました。

一方、既に予算措置をしておりました款3民生費、項1社会福祉費、目2社会福祉施設費で、改修を予定しておりましたので改修費用を全て減額いたしまして、それに加え、現在の屋内運動場と地域福祉センターの解体費用3,000万円を計上したところであります。

○11番(渡邊裕生君) 概略は理解できました。ほかに候補地があったということでもありますので、どのようなところが候補として挙がったのかというのをよかったらお聞かせいただきたいというのと、この地域主体活動創出拠点整備事業というのが、今後も予算として国から下りてくるのかどうか。国は、地方創生予算として今年度も1兆円余りの予算を付けております。まだ地方創生始まったばっかりで、基本的にあと数年は続くかと思われます。

しかし、このような性格、要するに今設計をして、もう工事の手はずまで整ったものでないと、次年度に完成ができないというような性格であれば、非常にこれは対象が難しくなってきはしないかと私は思うわけですが、今後、このようなことがまだ国から下りてくる可能性はあるのかどうかというのを、よかったら教えてください。

○企画部長(髙島孝二君) まず候補地、どの辺りを考えていただろうかというお話ですけども、三角地区で温泉部分、あるいは西港部分で物産関係の部分等を検討した結果、どうしてもそこのキャパといいますか、面積的なものと活動団体等がなかなか難しいところがあったもので、今回は小川福祉センターをしたところでございま

す。

今後、地方創生交付金については議員おっしゃられるとおり、私どもも何らかの 形であると考えます。ただ、どのくらいくるかはちょっと分かりませんけども、そ の時にじゃあ、今度つくるときはどうするのかということですけども、基本的に地 方創生は既に各自治体がこういう事業に取り組みたいということで考えている部分 を国が後押しするという形でございますので、手持ちの玉といいますか、材料を既 に用意しておく必要があるということです。

今回、宇城市の場合はその部分がまだ弱かったということで、バタバタしたところもありますけども、今後は各部署連携をもって、地方創生の意識といいますか、考え方を徹底させて、何をしたいかを事前に考えておくと、そういう手立てが必要であるかと思います。

- **〇11番(渡邊裕生君)** ありがとうございました。今のような考え方で今後進まれる ことをお願いします。
- ○議長(入江 学君) これで、承認第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、委員会付託を省略 したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、委員会付託 を省略することに決定しました。

これから、承認第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第1号を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。承認第1号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第2 議案第1号 平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)

○議長(入江 学君) 日程第2、議案第1号平成28年度宇城市一般会計補正予算 (第6号)を議題といたします。 これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。 1 1 番、渡邊裕 生君。

○11番(渡邊裕生君) 議案第1号平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)の68ページ、款10災害復旧費についてでありますけども、各節の減額の中身と、それから8ページの災害復旧費、農林水産系から公共土木系ずっとありますけども、これの繰越明許費との関係をお聞かせいただきたいと思います。

災害復旧で、いろいろな工事関係がでていると思いますが、この平成28年度 予算の中で何ケ所とか、何本とかいう数字でいうと、どれぐらい工事ができたのか。 パーセントにすると何割ぐらい災害復旧ができたのか。今年度できなかったものは どれくらいあるのか。それは、この繰越しの中にどういう形で入っているのか。新 年度、平成29年度の予算の中に、災害復旧としてどれくらいまだ、何ケ所ぐらい とか、何本とかいう数字で表現すると、どれぐらいの災害復旧関連の工事があるの かというのをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○土木部長(岩清水伸二君) ただいまの災害復旧費についての説明ということでございます。先ほどの補正予算書69ページをお開きいただきたいと思います。節15工事請負費について説明いたします。100万円未満は簡略した額で御説明申し上げます。

昨年、熊本地震、それから6月の豪雨によりまして、数回において専決処分、あるいは補正予算編成を行ってきておりまして、今回、補正する前の予算額が工事請負費におきましては22億円となっております。今回、補正で7億7,100万円を減額しまして、予算の減額を14億2,800万円とするものでございます。この補正後の予算の額、14億2,800万円から繰越明許費としまして先ほどありました8ページを併せて御覧いただきたいと思います。8ページの上の枠でいきますと、下から5行目になりますけども、単独災害復旧事業というのがございます。これで5,600万円、それからその下段に補助災害復旧事業6億9,500万円、合計で7億5,200万円を繰り越します。工事請負費として7億2,700万円を、7億5,200万円のうち、7億2,700万円を工事請負費として翌年度に繰り越して事業を実施いたします。

それから次に、一般会計の予算との関係でございます。先ほど申し上げました、今回補正いたします節15工事請負費7億7,100万円のうち、平成28年度に着手が見込めない事業につきましては、平成29年度で実施するため、当初予算書の169ページに記載しております、目1公共土木施設災害復旧費、節15工事請負費で2億4,300万円計上しております。この2億4,300万円の内訳としましては、河川災害復旧工事費1億4,400万円、これは不知火町の救の浦川の河

川災害、それから橋りょう災害復旧工事費 3,400万円は三角町浦石打線の橋りょう災害、それから道路災害復旧工事費は補助 1 件 100 万円と、そのほか単独事業それぞれいろいろ合わせまして、6,400 万円としております。つまり、補正第6号で減額しました 7 億 7,100 万円、それから平成 29 年度当初予算に計上しました 2 億 4,300 万円の差、つまり 5 億 2,800 万円が実質的な不用額として減額しております。

なお、委託料等につきましても同じような考え方で取り扱っておりますので、 御理解いただきたいと思います。

それから、件数ですけども、今回災害を申請しました件数が145件ございました。このうち、先ほど申しましたように3件はもう今年度の着手が見込めないということで、次年度に事業を実施します。

現在の状況ですけども、145件のうち76件、52%が事業が完了しております。完了見込です、今年度中に。繰り越しますのが66件でございます。金額についてはちょっと詳細には承知しておりません。

○経済部長(清成晃正君) 経済部の説明をいたします。災害復旧予算について、議案第1号補正予算で3億4,800万円ぐらいを減額しております。今回、熊本地震、大雨等で総予算として6億7,000万円程度承認いただいております。その中で、なぜこういう減額が出たのかという主な要因は、鐙ケ鼻ため池、これを熊本地震で中堤が大規模な、また大雨で上堤がやられました。その災害工事費を大体3億円程度と見込んでいます。その災害復旧を県の方でお願いしました。県も受託していただきましたので、その工事費が3億円減ったということで、大体減額の主な理由でございます。

それと、ほかの市で発注します工事については、通常は平成29年3月までにすべて完了予定でおりましたが、人員不足、また膨大な工事等でなかなか完成ができなかったという諸事情もありまして、やむを得ず繰り越さなければならなかったということになります。発注の方は、もうほとんどその手続きは終わっていますが、工事の不調等もありまして、あと二、三件3月までに入札を行う予定でございます。

あと、当初予算については補助金として2,710万円、経済部は計上しておりますが、これは単独災害、地元でされる8割補助、これのまた未申請分があるだろうということで、それも加味しまして2,710万円、その未申請分に備えて計上しております。

すみません、細かい件数については今手持ち資料ありませんので、控えさせて いただきます。

〇11番(渡邊裕生君) ありがとうございました。状況的には分かりましたが、1月

分までの入札結果をネット上で見ると、災害関連関係の工事発注が不調に終わっているのが大変目立ちます。それらの工事は今後どうなるのか。同じのが、2か月続けて同じ箇所のが不調になっているケースもあります。こういう部分に関して、じゃあ、いつそれが工事発注できるのか。なぜこれが不調に終わるのか。ここで聞いていい質問かどうか分かりませんが、もしお答えになられる、あればお聞かせください、その不調の原因。

- ○議長(入江 学君) 不調が多かった部長はどっちですか。総務部長。
- ○総務部長(猿渡伸之君) 宇城市にとどまらず、県内不調・不落というのは大きな課題になっているかと思います。不調の原因はいろいろあるかと思いますが、まずはやはり昨年末ぐらいから非常に手持ち工事数が複数工事を持っている業者が非常に多くなってまいりました。その中で、現実的に物理的に、もう作業班を組めないという声を多く聞いております。そのせいもありまして、12月議会でもお願いいたしましたけども、工期をちょっと繰越しも承認増やしまして、来年度入ってからでもちょっと遅くなってもいいから、とにかく適正工期を確保して、やれるように配慮しているところでございます。そういった工夫をしながら、それから中小においては受けられないという場合もございますので、合札等すこし大きめの工事にして、上位ランクの業者に受けていただくというのを繰り返しております。それで落札しているケースも出てきておりますが、二度、三度とも不調・不落になれば、もうその、今は地元発注というのを原則としておりますけれども、旧町にこだわらず、宇城市全体で受けていただける業者を選定するとか、そういった工夫も重ねながら先ほど言いました適正工期、新年度にまたがっての工期というのも十分視野に入れて、安定して受けていただくように働き掛けをしてまいりたいと思っております。
- **〇11番(渡邊裕生君)** 結構です。ありがとうございました。
- 〇議長(入江 学君) 次に、8番、五嶋映司君。
- ○8番(五嶋映司君) ただいま議題になっています議案第1号一般会計補正予算(第6号)について質疑をいたします。

まず、最初にページ26款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費について、3点伺いたいと思います。説明では、ふるさと納税分の積立との説明だったように思いますが、まず第1点は、現在までの市に寄せられた災害義援金としての寄附と、災害に対すると思われるふるさと納税分と分けて、どのくらいの金額、総額どのくらいあったのか、まず教えていただきたい。

2点目は、この積立先が地域振興基金となっておりますが、地域振興基金の中に 分類していくつかに分けて積み立てるものか、その辺を確認をしたい。

3点目は、その使いみちをどのようにお考えになっているのか。この3点、まず

お伺いしたいと思います。

次に、ページ54土木費、項6住宅費、目2住宅建設費の土地購入費が2億5, 500万円ほど計上されていますが、どの辺の場所をどのくらいの面積購入を予定 されているのか教えていただきたい。

次に、ページ59款9教育費、項5社会教育費、目2公民館費、節19負担金補助及び交付金の自治公民館等整備費補助金が2,100万円ほどの減額になっていますが、この詳細を教えていただきたい。

ページ65、款9教育費の項7保健体育費、目5プール施設費について、当初予算は6,400万円、発注した時の予定価格は3,472万2,000円、落札率98.6%で、落札額が3,423万6,000円となっております。この落札額は予算の53%になっております。数値的には6,400万円から3,400万円ほど引くと、この補正予算では2,000万円減額になっておりますから、その数字の計算をすると1,000万円ほどが合わないということになっていますが、この辺の説明と同時に予算に対して落札額が3,400万円と、53%と非常に低い。予算の積算自体に問題はなかったのか、その辺の御説明をいただきたい。

ページ68、このページ68は先ほど渡邊議員が質問なさいましたので割愛をいたしますが、これの繰越しが見てみますとあったり、この部分についてはお願いしておきたいのは、通告の中には入れておりませんが、繰越しが25億円ほどになっております。これは、農水産予算の経営体育成の部分です。その辺は委員会で是非議論をいただきたいということを要望をしておきます。

次に、ページ69についても渡邊議員の説明で了解をいたしましたのでこれは割 愛をいたします。よろしくお願いいたします。

○総務部長(猿渡伸之君) 議員からの質問、最初の質問です、ふるさと納税に係る質問だったかと思います。今年度は、地震の関係の温かい支援もありまして、全体として今、2月末現在ですけれども、1億3,300万円ほどふるさと納税があっております。そのうち、地震に特化した緊急支援的なものが3,500万円ほどございます。

次に、振興基金積立はこれは特に目的に限らず全てを積み立て、使途については 以前同様の教育でありますとか、環境でありますとかそういったものを目的、ルー ルは変わっておりませんので、特定財源としてはこれはまだ充てておりません。

- 〇議長(入江 学君) 順次、お願いします。
- ○土木部長(岩清水伸二君) ただいま御質問のありました災害公営住宅建設に伴う用地購入費でございます。予算書の54ページをお願いします。目2住宅建設費、節17公有財産購入費で、土地購入費として2億5,500万円計上をいたしており

ます。これは、災害公営住宅建設に伴う用地購入費でございまして、現在建設戸数 を 1 0 0 戸予定しております。このうち 3 0 戸については市有地を使用する予定で、 残り 7 0 戸分を民有地に求めたいと考えております。

1戸当たりの必要面積につきましては、県からの資料に基づきまして、大体1戸当たり300平方にぐらいいるだろうと。その関係で、残りの70戸分、若干の余裕を見て現在2万5,000平方に程度を予定しております。

場所についてでございますけれども、はっきり申しまして、全然どこか決まっておりません。これからになると思います。ただ、急ぎたいとは思っております。

○教育部長(緒方昭二君) 59ページをお願いいたします。款9教育費、項5社会教育費、目2公民館費、節19負担金補助及び交付金2,100万円の減額につきましては、昨年11月に熊本県総務部長名で熊本地震復興基金第1次配分に係る事業の予算化の通知があり、12月の一般会計補正予算(第5号)で新たに款2総務費、項1総務管理費、目21熊本地震復興基金事業費に、自治公民館等整備事業費補助金4,736万1千円を計上いたしました。

その後、1月に熊本地震復興基金の交付要綱が作成されたため、12月時点では 款9教育費と、款2総務費に二重計上していましたので、今回の一般会計補正予算 (第6号)で款9教育費の自治公民館等整備補助金を減額するものでございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。項7保健体育費、目5プール施設費、節15工事請負費2,080万円の減額につきましては、不知火温水プールの非構造部材の改修工事を当初予算では現在の吊り天井板を張り替える工法としておりましたが、昨年4月の熊本地震でも温水プールの吊り天井は全く損傷がなく、老朽化もありませんでした。そのため、平成23年の東日本大震災により定められた基準で、特定天井の改修工事を行うより、現在の吊り天井をいかしたまま、安全性を確保するためステンレスワイヤーと防護ネットを設置する天井落下防止のネット工法に変更したことで、工事費が安価となりましたので減額をしたところでございます。

あと1点、予算減額が1,000万円程度合わないという御質問でございます。 これにつきましては、昨年12月の全員協議会の中で説明、おことわりをいたしま した不知火温水プールの空調設備がかなり傷んでおりましたので、緊急に工事をす る必要があるということで、その工事費として900万円程度を使っておりますの で、そのために今回2,080万円を減額したところでございます。

○8番(五嶋映司君) 大体分かりましたが、まず、ふるさと納税の部分は、市の独自 予算で5億円かけて、独自に予算を組んでありますから、その分で充当される分が あるということは多少分かるんですけども、皆さんが寄附ないしは義援金をお送り 土木費の件については、今の説明で分かりました。実は、私ども心配しているのは、早くつくっていただきたい。それはもう市長も一生懸命、早くつくるために努力されているのは認めますが、当尾は運動場がないんです。当尾グラウンドがなくなっていますので、この展望で何とか開きたい。どこかにつくっていただくという、そういう部分に、この予算是非充当していただけるんじゃないかという期待感を持って、どの辺につくられるのか、是非一つ早く検討していただきたいというような御要望も含めて、質問いたしました。この分は答弁要りません。分かりましたので、是非、早めに災害復興住宅の建設をしていただきたいと思います。

ページ59の公民館整備補助金の部分は予算の組替え、よく理解できました。

ページ65のプールについては、空調設備は当初予算で別の項目で空調予算の予算が入っているような、今ちょっと数字は覚えていませんが、この1,000万円はどうも違うんじゃないかという気がするんですけど、その前に全員協議会の時に説明なさったというのは覚えてませんで、その辺は大丈夫なのかちょっと気になりますので、もし違っていたらそういう御説明を頂きたいと思います。

以上、総務部と教育部の部分、もしあったらお答えを頂きたい。

○総務部長(猿渡伸之君) まず、すみません、数字の訂正をさせてください。先ほど 1億3,300万円と申し上げたのは、ふるさと納税の制度を始めてからの9年間 トータルでございます。

今年度のみに限定しますと、トータルは約1億1,500万円、ほとんどが今年度、9年分の中のほとんどが今年度きているというような意味で過言ではございません。ただ、3,500万円というその災害支援と特化した数字はそのままでございます。

3,500万円を早くその災害支援に使えないのかという御質問だったかと思います。今、実際に配分する財源として別途義援金というのは市で独自に受けております。これは6,000万円ほどあったかと思うんですけども、そちらちょっと遅れておりますけども、今6,450万円ほどあります。それを分配委員会で遅くなりましたけども、近々配分を始めたいと考えております。このふるさと納税できた

部分につきましては、一旦市の中に納めて、実際には災害支援に関してはあらゆる 分野で一般財源を使いながらやっておりますので、一旦はプールした形であります けども、既に出動しているという考え方もあるやに思います。ただ、直接的にふる さと納税で災害に使ってくださいという志がどうなったかといわれると、まだ実際 に基金に入ったままになっておりますので、これにつきましても新年度緊急に財政 出動が必要な場合等については、これを財源に事業等を進めることも検討したいと 思います。

○教育部長(緒方昭二君) 昨年の12月15日、全員協議会でも説明いたしましたが、不知火温水プールにつきましては平成10年度に開館した施設でございまして、18年が経過しているところでございます。そのため、各箇所で老朽化が進んでいるところでございます。その中でも、エアコンが本年夏頃から故障が顕著に表われるようになりました。

現在、エアコンが4基使用できないということで、それの修理を行ったところでございます。本来、エアコンについては修理を模索してまいりましたが、設置から既に18年が経過しておりましたので、仮に修理ができても他の箇所が再度故障したり、近いうちに部品がなくなったり、修理ができなくなるということがありましたので、全員協議会でお願いして、エアコンの設置工事を行ったわけでございます。当初予算には、エアコンの予算については計上しておりませんでした。

〇8番(五嶋映司君) ありがとうございました。大体分かりましたが、この義援金と 寄附金については是非もう少し検討していただきたいと思います。

それと、今後どうするか別として、振興基金の中に振り込んだら、その部分は例えば振興基金の中に分けて、この部分はこのくらい、振興基金の中にでもいいですけど、その中に枝番をつけて分けてその分をおいていていただいたほうが、実際に義援金を送った方たちは、災害に対して義援金を送ったということをあれして、例えば振興基金の場合には、ふるさと応援の場合には例えば教育費に使ってくれ、何に使ってくれといろいろと目的あるから、そういう意味では振興基金は振興基金としていいと思うんですけども、災害に特化した部分については、是非、意志としては皆さんそういう形で、大変だろうから何とかその部分ということだと思いますから、今おっしゃった6,500万円を配分するなら、その部分と一緒にどうかできないのかということも含めて、御検討していただけたらというお願いをして私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長(入江 学君) これで、議案第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第2号 平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第

3号)

		0 7)
日程第4	議案第3号	平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
日程第5	議案第4号	平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3
T (153) 0	は入入のこと	号)
日程第6	議案第5号	マグ 平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第
口性分口	球条分 り ク	
	** =	4号)
日程第7	議案第6号	平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第8	議案第7号	平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第9	議案第8号	平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第9号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
		条例の制定について
日程第11	議案第10号	宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定につい
		τ
日程第12	議案第11号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番
		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
		定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第13	議案第12号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第13号	宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例
	-	の制定について
日程第15	議案第14号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
11230	H3X2[42]3 3	について
日程第16	議案第15号	宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
п (± ж) г О	競米 切 1 0 万	定数を定める条例の制定について
口和笨17	詳安等16只	
口性弗 1 /	팷条 弗 0 万	宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定
- 10 th	=**	について
日程第18	議案第17号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第18号	財産の無償譲渡について
日程第20	議案第19号	宇城市市道路線の認定について
日程第21	議案第20号	建設事業に関する基本協定書の変更について
日程第22	議案第21号	指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城
		市松合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、
		宇城市不知火グラウンド)

日程第23 議案第22号 宇城広域連合規約の一部変更について

○議長(入江 学君) 日程第3、議案第2号平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から、日程第23、議案第22号宇城広域連合規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

日程第24 議案第23号 平成29年度宇城市一般会計予算

○議長(入江 学君) 日程第24、議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算を 議題とします。

これから、質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。11番、渡 邊裕生君。

○11番(渡邊裕生君) 議案第23号宇城市一般会計予算の12ページ地方債の中に、 臨時財政対策債というのがあります。以前も一度お聞きしたんですが、もう少し詳 しいことをお聞きしたくて通告をしました。

今年の国のこの臨時財政対策債の総予算は4兆452億円であります。昨年の3 兆7,880億円から6.8%の伸びということで今年も増えているわけですが、宇 城市においては平成27年度、平成28年度も約9億円、そして今年が8.6億円 ということになっております。国の予算は伸びているわけですけども、市の予算と しては若干横ばいと表現した方がいいのか、それとも少し減ったといっていいのか、 そこら辺の見解をまずお尋ねしたいと思います。

この性格として、よく分からないのは、こちら側からいわば借金でありますので、こちら側から国に対して要求するものなのか、国がこれだけ予算をつけて、要するに地方交付税の足りない分をこれで賄ってくださいということで割り振ってくるのか、そこら辺の部分。それから、この使いみちに関しては地方交付税と同じ使い方がなされると思いますが、使いみちについても説明をしていただければと思います。それから、この8億6,300万円の金額の根拠が分かればお願いしたいと思います。

さらに、国は折半ルールという言葉で、今までもそうだったのか、国の資料を見ると、平成29年から平成31年までは折半ルールで行いますというような書き方をしております。ただし、その折半ルール分の財源不足分として国は6,651億円を計上しております。ここら辺の話がどうも私たちにはよく理解できない。実際自治体としては、このお金をどう扱って、どういうふうに返していくのかというところを分かりやすく解説していただければありがたいと思います。よろしくお願い

いたします。

○財政課長(天川竜治君) 制度的な面でございますので、財政課長から説明させていただきます。まず、お尋ねの市から要求するものなのか、国が割り振るものかということなんですけども、臨時財政対策債は市から要求するものではなく、国が定める地方財政対策の中の基準財政需要額、基準財政収入額等の数値を使って算定されるということで、市が要求するものではなく、国によって算出されるものになります。

2番目の地方交付税と同じ扱いになるかということで、臨時財政対策債自体はあくまでも形式的ではございますが、地方公共団体の借入金、借金になりますが、実質的には元利償還金の全額を地方交付税に算入されるということで、財政課としては地方交付税と同等と認識しております。

3番目、金額の根拠についてはということで、先ほど申しましたように、基準財政需要額、基準財政収入額、あるいは各地方公共団体の財政力、あるいは不足額等を考慮されて算出する財源不足方式という形で、毎年度毎年度、地方交付税と同様に算定されて算出されます。

続きまして折半ルール、先ほど渡邊議員が話されたように、平成29年から平成31年度という新たなルールで行われるんですけども、これは毎年度、毎年度続いておりまして、平成13年度からずっと折半ルールということで、財源不足額について国と地方で折半するというルールはずっと続いております。平成29年度から平成31年度についても同じルールでなるという形になります。

1番最初に御質問いただきました国の地財計画の中で臨時財政対策債が伸びているのに、なぜ市の臨時財政対策債が伸びてないのかと申しますと、そもそも宇城市の基準財政需要額が皆さん御承知のとおり、一本算定による算定替えがございまして、宇城市の基準財政需要額が減っておりますので、その分だけ臨時財政対策債は減るという形で、需要に応じて発行するという形になりますので、今年度は微減という形になっております。

- ○11番(渡邊裕生君) 私の知る範囲とほぼ同じ答えであったので、もう少し何かお答えがあるのかなと思ってましたが、ただ、その折半ルール分のいわばそれを補う部分という分もまた国からきているのかなというのを、ちょっとお尋ねしたいんですけど。
- **○財政課長(天川竜治君)** 折半部分の国の分については地方交付税という形でまいっております。市の方は臨時財政対策債で補塡するという形になります。
- **〇11番(渡邊裕生君)** 市が返さなければならない分に関しても、それは市の持ち出しになるから、その分についても手当をしますよというのが、6,651億円では

ないかと私は思っていたんですが、違いますか。

- **〇財政課長(天川竜治君)** 御指摘のとおり、6,651億円については今後返す分に ついても入っておりますので、全てが全てという形ではございません。議員御指摘 のとおりでございます。
- ○11番(渡邊裕生君) ただ、これの返済計画が、もし、年にどれくらいずつ返していくのかと、今まで借りていた分もあります。国からそういった返さなければいけない部分に関する補塡があります。実際、宇城市はどれくらいの額を毎年返していくのかというのを、あとで結構です。良かったら教えてください。終わります。
- 〇議長(入江 学君)では、答弁は追って。次に、8番、五嶋映司君。
- ○8番(五嶋映司君) 平成29年度一般会計予算について質疑をいたします。まず、ページ17、今渡邊議員からも質問がありましたけども、地方交付税について伺いたいと思います。

今年度の一本算定による交付税の減額は、想定の半分程度であったというような 詳細説明の中でございました。一本算定が始まったのが平成27年からで、平成2 7年、平成28年を見てみると、平成27年は予算が104億2,600万円の予 算に対して、決算では交付税112億1,100万円来ております。7億8,000 万円ほどの増額になっています。本年度はまだ決算が済んでおりませんが、予算額 は100億2,400万円の予算に対して、結果的には今回の補正でほぼ決まるん だろうと思いますが、今回の補正で来る予定額は106億2,800万円というこ とで、予算額に対しては6億4,000万円ほどの増額となっています。予算との 比較では、減るはずのものが結果的には増加になっている。この辺の説明をいただ きたいのと同時に、決算で見ると、一本算定の最初の平成27年度は、平成26年 度の決算で来た交付税が110億2,300万円に対して、1億8,800万円増の 交付税が平成27年度の決算になっております。じゃあ、今度は平成28年度につ いては、今からの問題ですけれどもそういう状況になっていまして、結局、この2 年間が、実はここにシミュレーションいただきましたからあとでこれ説明いただき たいと思いますけども、5年間の軽減緩和措置期間の2年が過ぎました。これで、 大体交付税がどの程度になるのかというのは先が見えてくると思うので、こういう ものが出てきたんだと思いますが、今回の予算の中でいくと、当初予算の骨格の概 要という書類を頂きましたら、今回予算を計上された一般会計当初予算の交付税は いわゆる今も話が出ましたが、基準財政需要額が減ったために1億3,000万円 減額になって、基準財政需要額が増えたために2億円の減額になっていると。そし て、一本算定による減額は5,000万円。結局合計で5億円程度の減額になって

いるという、そういう説明の資料は私が今言ったような理解でよろしいのかどうか、 ということを説明いただきたいのと、3点目は軽減緩和の5年間が経過しましたが、 この2年間の経過を見て、今後の見通しはどうなのか。この表が多分それの説明表 だと思いますが、その辺を分かりやすく説明をいただきたいと思います。

それでは次、ページ49総務費の項1総務管理費、目6企画費、節19負担金補助及び交付金の地方バス運行等特別対策補助金で、今回の補正予算で1千何百万円かの補正が出されてます。それで、合計1億円を超える金額に今年の決算はなるんだろうと思いますが、来年の予算も1億円を超える金額が、今年の予算と今回補正を組んだ部分の数字がそっくり平成29年度の予算に計上されていますが、これ、どんどん増えてくるんですが、今後どの程度増えていくのか。そして、ますますこれはバスの赤字は増えていくと思うんです。その辺のことをどういう具合に考えていったらいいのかということの執行部の展望を是非お聞かせいただきたい。

次に102ページ款5農林水産業費、項1農業費、目9畜産業費についてです。 予算額が骨格予算とはいえ、84万9千円しかあがっていません。宇城市の畜産業の経営体はどのくらいあって、どういう経営状態になっているのか。経営体の数はどのくらいあるのかということをまず教えていただきたいのと、畜産業界見ると、TPPについてはトランプ政権の離脱表明によって先行きが非常に不透明になりました。しかし、政府は残る11か国でも進めるといっていますし、TPPの合意を土台にして各国間の新しいFTAが進められる可能性も含んでますから、畜産業界にとっては厳しい情勢が続いているということは否定できないと思います。このような状況にある時、畜産経営体に対して市の施策として骨格といいながらもこんな予算でいいのかという気がするんですが、この辺の見解を伺いたいと思います。

133ページ、款9教育費の項1教育総務費、目4語学指導費、節13委託料の外国指導助手派遣業務委託料、このいわゆるALTについては、前年度から宇城市の中にも語学に関しては堪能な方がたくさんおいでになるから、そういう人たちの能力をうまく活用して、語学教育にいかしていきたいということで、ALTを廃止したように聞いております。廃止したような説明を受けて、そういう状況だと思います。ところが、今回新しくALTを採用する予算が入りました。僕は語学教育の上では非常に必要だと思うんですけども、この辺どういう経過でそういう形になったのか、1人だけではなかなか足りないような気もしますけども、この語学教育の問題、教育部としては今後どういう展望をもって進めていかれるのかの御説明をいただきたいと思います。

- ○議長(入江 学君) 質問があった順に答弁いかがですか。財政課長。
- **○財政課長(天川竜治君)** 先ほど五嶋議員からお尋ねがありました交付税総額につい

て、議員御指摘のとおり平成25年度が110億円、平成26年度が110億円、 平成27年度が112億円ということで、総額自体は減っておりませんけども、中 身的にいいますと、平成27年度につきましては合併特例債の合併特例基金分の返 済分6億円分の70%とかいろんな要件が入ってきて、見かけ上は減ってないんで すけども、実際中身的には変わってきているという形になります。

また、今年度につきましても106億円組んでおりますけども、あくまでも今分かっている12月の特別交付税の数値までをおっております。今後、また3月交付の交付税につきましては、まだ私たちの方でも全然分からない状況ですので、決算時点ではもしかすると変わるかもしれないと思っております。

それと、交付税総額につきましては、皆さんのお手元に配っております。当初は25億円減るというお話だったんですけども、平成27年度算定では18億円減る、今お示ししているのは14億円減るということで、一番大きな要因は、支所算定経費というのが新たに出まして、そこについては当初時点では全然予想されなかったんですけども、政府で支所算定経費について見ていただけるということになりまして、段々縮減額が減ってきているような状況になっております。ただ、これにつきましてもあくまでも現時点での把握している数字でございまして、平成29年度の算定についても今後具体的な詳細な数値が出てくると思いますので、それを基にもう一度再算定して正しい数値を9月補正にするという形になっていくと思われています。

- ○総務部長(猿渡伸之君) 私も不勉強な部分がありましたので、財政課長から制度、 状況については御説明申し上げました。ただ、全体としてもう一度確認しておきた いんですけども、当初見込よりは交付税の減額が抑えられたというのは喜ばしいこ となんですけども、減ることには変わりないので、前よりも余裕があるんだから、 どんどん財政出動したらどうかというスタンスで、どうしても言われているように 聞こえるんですけども、それに対して、我々として今の時点で確たるお答えがちょ っとしかねるのというのは申し上げておきます。
- **〇企画部長(髙島孝二君)** 予算書の49ページ、下から2行目でございますが、御質問の地方バス運行等特別対策補助金、これはバス事業者の運行系統、路線系統がございますが、その系統ごとの経常損益が補助の対象となります。いわゆる赤字補塡でございます。

平成29年度当初予算は、宇城市内の路線を運行している九州産交バス、産交バス、熊本バス、その3社の20系等の平成28年度補助金実績ベースを計上しております。議員おっしゃるとおりでございます。昨年度比1,053万9千円の増となっており、1億138万3千円となっております。同補助金は、近年増加傾向に

ありましたけども、昨年は特に熊本地震の影響で、道路通行できないところでう回 運行が発生しております。燃料費等、運行経費が増加いたしました。さらに、路線 を変更しました関係で、渋滞等のところに行ったり、利用者が減少しております。 バス事業所の欠損額を押し上げたものと考えております。

各自治体の補助金の算定は、バス事業者の経常損益を市町村内の実写走行距離で 案分する方式をとられておりまして、利用者の減少に歯止めが掛からない状況では、 今後も公共交通維持での財政負担は増加するということが考えられます。地域公共 交通の維持は、皆さん御承知のとおり、市民生活のみならず、観光をはじめとした 経済活動に欠くことのできない大切なものでありまして、これは全国的にも同じ悩 みを持つ状況になっております。したがいまして、全国の自治体と情報共有研修に 参加しております。

今後も、利用推進、まず利用推進に取り組むとともに、バス事業者や近隣自治体 と連携して路線の再編、それと時間帯によるダイヤの見直し等を検討して、少しず つですけども補助金の削減に努めてまいりたいと思っております。

○経済部長(清成晃正君) 今回の当初予算は、議員話されましたように、法令外負担金などの経常経費を計上させていただいております。宇城市内には、乳用牛12戸約600頭、肉用牛21戸約2,700頭、養豚5戸約800頭、馬2戸約350頭、採卵鶏11戸約23万羽、ブロイラー2戸約8万5,000羽、それとミツバチ11戸の畜産農家がいらっしゃいます。

畜産施設の被害については、被災農業者向け経営体育成支援事業を活用されています。TPPなど、関連予算のいろんな支援事業がありますので、このような畜産農家に情報周知を行いながら、政策的な予算については6月の議会に提案させていただきたいと思っております。

○教育部長(緒方昭二君) 133ページをお願いいたします。目4語学指導費、節13委託料453万6千円の増額につきましては、平成27年度途中まで総務省が所管しますJETによります外国語指導助手を3人採用しておりました。しかし、年度途中に帰国されましたため、以降の採用を中断しておりました。これには、在日採用外国語指導助手の個人の力量が大きく影響され、授業重視より個人の要求等が目立つようになり、学校からもいろいろな意見をいただき、検討を重ねた結果、外国語指導助手の検証を行う期間が必要との判断に至りました。

しかし、学校現場からは外国人による生きたネイティブな英語も必要との声が強く、また、受験においてもリスニングテストがあり、日頃から生きた英語に触れる機会をつくることが重要でありますことから、今回、民間業務委託で人材の派遣による業務を行うことといたしました。委託により、人材が当市において対応できな

い状況が発生した場合には、別の人材に変更していただくことも可能とのことでありますので、より的確な人材を確保できると期待しているところでございます。まずは管内5つの中学校でありますが、1人体制で業務を行っていきたいと考えております。

○8番(五嶋映司君) 交付税の問題については、総務部長最後におっしゃったが、どんどん使えるかということは一切考えておりませんで、減るのは減る、事実減るわけですから、ただ、最初減ることに、25億円ぐらい減るというのは、今の数字このシミュレーションでいくと、大体14億円ぐらいですから、半分までいかないですけど、非常に助かる状況です。これは消防費についてもかなり算定をされているんじゃないかという、消防費がどのくらいあるのかというのははっきり分かりませんけども、是非こういうこと、財政は確かにおっしゃるようにくるくる変わっていて分からない部分があるのは事実ですけども、この財政のある程度長期的な展望をもって総合計画も立てるし、全体をやるわけですから、そういう意味ではなるべくその違いの幅を小さく想定することが、やっぱり財政に非常に課せられた課題で、大変な能力を要すると思いますけど、皆さんの御努力をお願いしたいと思います。

痛しかゆしで、財政収入額が増えると減っちゃう、人口が減ると今度は財政需要額が減るから減っちゃう、ちょっと痛しかゆしの部分があるんですけども、税収を上げるように努力はしなきゃいけないけども、すると交付税が減ると。というようなことがありますけど、その辺は是非勘案をしながら、人口が減らないようにする施策がやっぱり一番大きな課題だろうと思います。この辺は努力をしていただいて、これだけ状況が変わってきますから、十二、三億円は減らないという状況がきますから、そういう意味では財政としては使いみちを考えることができる。減るのは減るんだけども、それはあると思いますから、行政改革その他についてもこれは一つの考える要素になってくるんだろうと、是非その辺はそういう形で考えていただきたいと思います。答弁は要りません。

バス運行費の件は、企画の話は分かりました。これはなかなか、これも痛しかゆしの問題で、本当に難しい問題だろうと思いますが、今、循環バスだとか、いわゆる過疎地域の交通機関をどうするかという問題ありますから、その辺との兼ね合いをやっぱりこれ、ちょっと総合計画、広い意味でちょっと計画をしてみないと、これはバス会社を助けるわけじゃありませんけども、ないと困るけれども、財政的には非常に大きな負担になると。だからその辺は是非、いろいろ大変なことだろうと思いますが、この地方創生も含めてこの辺は検討いただきたいと思います。

畜産費の問題は、今数字をいろいろ聞きましたが、生産額がかなり大きいんです よね、これ。乳牛が12戸、牛が21戸ですか、豚が5戸ですか、馬が2戸とか、 卵が11戸とか、ブロイラーが2戸とかという数字をおっしゃいましたが、これの生産額というのは、普通の農家に比べるとものすごく大きいんですね、多分。だから、TPPや何かの影響する機関も多いけども、昨年の予算を見ても、今の骨格に足して480万円ぐらいしか足していないんです。それでは、この地域の農業を守ることにはならないんじゃないかと思うんですけども、今、そういう今後、どういう展望をもってこの畜産経営の問題を考えるとかと、その辺をちょっと答弁をいただけなかったけども、あんまり言うのはあれですから、その辺はあんまり言わない、酷ですから、それはもっと執行部全体で考えてどうするのか、そうしないと、これは例えば非常に大きな問題は、この地域の農業を再生するためには、畜産物を、畜産廃棄物をいかに利用して、有機的な農業形態をどうつくるか、地域循環型の農業をどうつくるかというのは、いわゆるこの畜産がなければそれができないんですよね。その辺に対する予算も是非、前はあったんです、30万円か50万円だったですけど。そういう形の予算も是非、骨格だということですから、本予算を組む時には是非御検討をいただきたいと思います。

教育費の問題は、僕が説明を聞いた時とはちょっと違う、前の時はたぶん必要ないんじゃなかろうかという話を前の教育部長の説明の時はそういう気がするけど、今の説明では、個人的な問題があってうんぬんという、そういう点はよく分かります。確かにそういう部分はあると思います。金掛けて雇ったんだけど、「結局この子は日本に遊びに来てるのかどうか、分からないね」という感じのニュアンスかもしれませんけども、そういう部分は確かに異文化の中に来ているわけですからあると思いますけども、今おっしゃるように小学校まで英語教育が入ります。ネイティブな英語の必要性というのは非常に大事だろうと思いますから、今後、この問題は教育長、この辺はどういう具合に展望を持っておられますか。部長でもいいですけども、今回やっぱりALTを何とか確保しようという方向で、人選をどうするかという問題はありますけど、その辺の基本的な方向だけお聞かせください。

- 〇議長(入江 学君) 簡潔に、教育部長。
- ○教育部長(緒方昭二君) 今後の展望ということでございますが、まず、今回1人を 委託するわけでございます。平成29年度で、1人でできるのか、できないかを今 後検証して、その後考えていきたいと思います。
- ○8番(五嶋映司君) ありがとうございました。是非、このALTの問題、英語教育の問題は、私も一番苦労しました。商事会社にいて英語が話せなくて本当に苦労しましたので、是非考えていただきたいと思います。これで私の質疑は終わります。
- **〇議長(入江 学君)** これで議案第23号の質疑を終わります。 ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前11時15分 再開 午前11時30分

○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第25 議案第24号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第26 議案第25号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第27 議案第26号 平成29年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第28 議案第27号 平成29年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第29 議案第28号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算

日程第30 議案第29号 平成29年度宇城市水道事業会計予算

日程第31 議案第30号 平成29年度宇城市下水道事業会計予算

日程第32 議案第31号 平成29年度宇城市民病院事業会計予算

○議長(入江 学君) 日程第25、議案第24号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算から、日程第32、議案第31号平成29年度宇城市民病院事業会計予算までを一括議題とします。これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第1号平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)から、議案第31号 平成29年度宇城市民病院事業会計予算までにつきましては、お手元に配布しております平成29年第1回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します

日程第33 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸氏)

日程第34 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(山本正治氏)

日程第35 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(中島美世子 氏)

日程第36 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(村本憲昭氏)

日程第37 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明氏)

○議長(入江 学君) 次に、日程第33、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の 選任について(前田信幸氏)から、日程第37、同意第5号固定資産評価審査委員 会委員の選任について(福田道明氏)までを議題とします。これから、質疑に入り ますが通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号から同意第5号までに

ついては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、同意第1号から同意第5号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第38 議案第32号 工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下 部工(A1・P1)工事)

日程第39 議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線 (戸馳大橋)交付金(A1橋台)工事)

日程第40 議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線 (戸馳大橋)交付金(P4橋脚)工事)

日程第41 同意第6号 教育長の任命について(平岡和徳氏)

日程第42 同意第7号 教育委員会委員の任命について (藤田雄美氏)

○議長(入江 学君) 日程第38、議案第32号工事請負契約の締結について(長崎 久具線交付金橋梁下部工(A1・P1)工事)から、日程第42、同意第7号教育 委員会委員の任命について(藤田雄美氏)までを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長、守田憲史君。

○市長(守田憲史君) 今回の追加議案として提出します議案としまして5件あります。まず、その他案件3件です。工事請負契約の締結について、内容は長崎久具線交付金橋梁下部工(A1・P1)工事について1件、工事請負契約の変更契約の締結について、内容は黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(A1橋台)工事について1件、黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(P4橋脚)工事について1件、合計3件です。

次に同意案件です。 2件あります。教育長の任命について 1件であります。教育 委員会委員の任命について 1件であります。

合計 5 件の追加議案提出、そして審議をお願いすることになります。詳細につきましては、関係部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

- **○議長(入江 学君)** 提案理由の説明が終わりました。これから、議案第32号の詳細説明を求めます。土木部長。
- **〇土木部長(岩清水伸二君)** それでは、議案第32号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。

議案集の2ページ、それから併せて説明資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。今回の長崎久具線交付金橋梁下部工($A1 \cdot P1$)工事に係る工事請負契約の締結につきましては、平成29年2月20日に契約の相手方と既に仮契約を締結しております。本工事の予定価格が1億5,000万円を超えてお

りますので、議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

契約の内容でございます。まず、工事名が長崎久具線交付金橋梁下部工(A1・P1)工事でございます。工事場所が、不知火町亀松地内、契約金額が2億3,112万円でございます。これは税込みでございます。契約の相手方が、住所が不知火町松合842番地、商号又は名称が株式会社中内土木となっております。

本工事につきましては、2級河川大野川の橋梁工事で、平成27年度から工事に 着手しております。今回、平成28年度工事として、橋梁下部工のうち不知火側の 橋台、それから橋脚を施工するものでございます。

入札につきましては、本工事の設計額が5,000万円を超えておりますので、 条件付一般競争入札方式を採用し、施工能力や実績の資格条件を設定した上で入札 を行ったものでございます。今回の条件付一般競争入札は、入札後に落札候補者の 競争参加資格の審査を行う事後審査型入札でございまして、2月17日の指名審査 会の審議を経て落札者を決定し、2月20日に仮契約を締結したところでございま す。

また、本工事の工期設定につきましては、契約工期を平成29年3月27日としておりますけれども、適正工期を確保しますため、繰越承認をお願いしまして、平成30年3月26日までの工事完成を予定しております。

以上で議案第32号の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(入江 学君) 議案第32号の詳細説明が終わりました。これから、議案第3 2号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号の詳細説明を求めます。土木部長。

〇土木部長(岩清水伸二君) それでは、議案第33号工事請負変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(A1橋台)工事)について詳細説明を申し上げます。

議案集の3ページ、それから説明資料が4ページから5ページになります。御参照いただきたいと思います。今回、追加議案として工事請負変更契約締結の議決をお願いいたしますのは、黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(A1橋台)工事でございます。変更の内容としましては、橋台工事に伴い設置いたします仮設ヤードの施工において、その基礎となる捨石部分に円弧すべりが発生し、沈下したことに起因するものでございます。その後、地質調査の結果、想定した地盤より非常に軟弱であることが判明しましたことから、当初計画どおりでは工事現場の安全性が確保でき

ない、その対策として仮設ヤード全面の鋼矢板設置と基礎捨石の増量が必要となりました。まず、これが増額部分の説明でございます。

なお、工期につきましては現契約どおり、本年3月17日までと変更はございません。以上で、議案第33号追加議案の詳細説明を終わります。

○議長(入江 学君) 議案第33号の詳細説明が終わりました。これから、議案第33号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。土木部長。

〇土木部長(岩清水伸二君) それでは、議案第34号工事請負契約の変更契約の締結 について(黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(P4橋脚)工事)について、詳細説明 を申し上げます。

議案集が4ページになります。それと説明資料の6ページをお願いいたします。 今回、追加議案として変更契約の議決をお願いしますのは、先ほど話しました黒崎 内潟線(戸馳大橋)交付金(P4橋脚)工事でございます。

変更内容について説明いたします。当初、戸馳側のA2橋台仮設ヤードは、本工事が完了しましたあとに、同時に撤去する予定でございました。一方で、昨年12月議会で工事請負契約の議決を頂きましたP1橋脚工事、一番国道266号側の橋脚です、工事では設備ヤードとして国道266号側のA1橋台工事の仮設ヤードを活用して使用する計画としておりました。しかしながら、設備の設置範囲を詳細に検討しますと、国道側にちょっと影響、干渉しますことから、道路交通への影響、それから安全面を考慮しまして、より広い余裕のある戸馳側のA2橋台仮設ヤードを設備ヤードとして使用することといたしました。このため、先ほど申しましたように、予定しておりましたA2橋台側の仮設ヤードの撤去を取りやめる内容に契約変更をお願いするものでございます。

契約の内容でございますけれども、減額でございます。今回、減額いたしますの

は1,123万1,482円、これ税込みでございます。現請負金額が4億4,064万円でありまして、これを減じた額、変更の請負金額が4億2,940万8,518円とするものでございます。なお、工期につきましては、先ほどと同じように3月17日までとしており、変更はございません。

以上で、議案第34号追加議案の詳細説明を終わらせていただきます。御審議の ほどよろしくお願いします。

○議長(入江 学君) 議案第34号の詳細説明が終わりました。これから、議案第3 4号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。議案第32号工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下部工(A1・P1)工事)から、議案第34号工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(P4橋脚)工事)までにつきましては、お手元に配布しております平成29年第1回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、同意第6号の詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(猿渡伸之君) 同意第6号教育長の任命について御説明申し上げます。

追加議案集の5ページをお開きください。それと、説明資料の7ページにも経歴・履歴等が載っておりますので、御参照いただきたいと思います。本件は、現宇城市教育長から一身上の都合により、平成29年3月31日をもって教育長を辞職する旨の申し出があり、これを受理いたしました。それに伴い、新たな教育長の任命の同意をお願いするものでございます。

平岡和徳氏は、人格高潔にして教育行政に関し経験豊富であり、高い見識を有しておられます。また、熱意においても大変優れた方でございます。教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

今回の任命の期間でございますが、現教育長の任期の残任期間であります平成2 9年4月1日から、平成30年3月31日までの1年間となります。

○議長(入江 学君) 同意第6号の詳細説明が終わりました。これから、同意第6号 に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第6号は、委員会付託を省略 したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、同意第6号は委員会付託を 省略することに決定しました。

次に、同意第7号の詳細説明を求めます。総務部長

○総務部長(猿渡伸之君) 同意第7号教育委員会委員の任命について御説明申しあげます。追加議案集の6ページ、並びに説明資料の8ページを御覧いただきたいと思います。

本件は、現教育委員のお一人が、平成29年3月23日をもって任期満了となります。その任期満了に伴いまして、新たな教育委員会委員の任命同意をお願いするものでございます。藤田雄美氏につきましては、人格高潔にして教育、学術及び文化に関し、識見を有した方でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を提案申し上げる次第です。

なお、この教育委員会委員の任期につきましては4年間でございます。以上で同 意第7号の詳細説明を終わります。

○議長(入江 学君) 同意第7号の詳細説明が終わりました。これから、同意第7号 に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第7号については、委員会付 託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、同意第7号は委員会付託を 省略することに決定しました。

日程第43 休会の件

○議長(入江 学君) 日程第43、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日4日から来週7日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、明日4日から来週7日までは休会することに決定しました。

なお、4日及び5日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

第 3 号 3月8日 (水)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第3号)

平成29年3月8日(水) 午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1	議案第1号	平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)
日程第2	議案第2号	平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第
		3 号)
日程第3	議案第3号	平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算
		(第3号)
日程第4	議案第4号	平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第5	議案第5号	平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第
		4号)
日程第6	議案第6号	平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第7	議案第7号	平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第8	議案第8号	平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)
日程第9	議案第32号	工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下
		部工(A1・P1)工事)
日程第10	議案第33号	工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸
		馳大橋) 交付金(A1橋台)工事)
日程第11	議案第34号	工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸
		馳大橋) 交付金(P4橋脚)工事)
日程第12	同意第6号	教育長の任命について (平岡和徳氏)
日程第13	同意第7号	教育委員会委員の任命について (藤田雄美氏)

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	高	橋	佳	大	君		3番	大	村		悟	君
4番	星	田	正	弘	君		5番	福	永	貴	充	君
6番	溝	見	友	_	君		7番	園	田	幸	雄	君
8番	五.	嶋	映	司	君	1	0番	河	野	正	明	君
11番	渡	邊	裕	生	君	1	2番	大	嶋	秀	敏	君

13番 尾 彦 野一 郎 崹 治 君 14番 河 君 15番 長 誠 君 伸 君 谷 _ 16番 永 木 学 17番 入 江 君 18番 田 紀代美 君 19番 Ш 郎 堀 \equiv 君 20番 中 Щ 弘 幸 君 Ш 洋 本 泰 21番 石 君 22番 畄 章 君

4 欠席議員(2人)

2番 髙 本 敬 義 君

9番福田良二君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君 副 市 長 浅 井 正 文 君 教 育 長 大 槻 英 君 総務部長 猿 渡 伸 之 君 孝 企画部長 髙 島 君 市民環境部長 松 本 秀 幸 君 健康福祉部長 本間 郎 経済部長 晃 君 健 君 成 清 正 土木部長 岩清水 伸 君 教育部長 緒 方 昭 君 会計管理者 俊 博 君 戸 田 博 君 総務部次長 成 田 正 企画部次長 堅 君 幸 君 下 市民環境部次長 上 原 久 木 須 君 健康福祉部次長 那 聡 英 君 経済部次長 吉 田 裕 次 土木部次長 成 松 英 隆 君 教育部次長 中 村 誠 君 三角支所長 谷 亨 君 不知火支所長 辛 Ш 広 倫 君 П 小川支所長 豊野支所長 之 敏 木 村 隆 君 慰 田 行 君 農業委員会 市民病院事務長 澤 和弘 君 重 田 公 介 君 吉 事務局長 監査委員事務局長 中 村 久美子 財政課長 天 川 竜 君 治 君

開議 午前10時00分

○議長(入江 学君) これから、本日の会議を開きます。 市長から発言の申し出がありますので許可します。市長、守田憲史君。

○市長(守田憲史君) 議長のお許しを頂きましたので申し上げます。議会初日、所信表明をいたしましたが、7ページ下から2段目にあたります青年就農交付金を青年就労交付金といたしておりました。正しくは青年就農交付金ですので、訂正し、おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号) 日程第1 議案第1号 平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第 日程第2 議案第2号 3号) 日程第3 議案第3号 平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) 日程第4 議案第4号 平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3 号) 日程第5 議案第5号 平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第 4号) 日程第6 議案第6号 平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号) 日程第7 議案第7号 平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号) 平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号) 日程第8 議案第8号 日程第9 議案第32号 工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下 部工(A1·P1)工事) 日程第10 議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線 (戸馳大橋) 交付金(A1橋台)工事) 日程第11 議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線 (戸馳大橋) 交付金(P4橋脚)工事)

○議長(入江 学君) 日程第1、議案第1号平成28年度宇城市一般会計補正予算 (第6号)から日程第11、議案第34号工事請負契約の変更契約の締結について (黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(P4橋脚)工事)までを一括議題とします。

去る3月3日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。溝見友一君。

○総務文教常任委員長(溝見友一君) 総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会を3月6日、大委員会室において開催しました。委員会には全委員が出席 し、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め審査を 行いました。議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げま す。

議案第1号、平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)、総務費、財政管理費について、委員から「ふるさと納税寄附金は、寄附者から特定の条件が付いているものがあるか。その仕分けはどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「今年度は、1億1,500万円のうち、3,500万円が災害復旧に使ってください、返礼品はいりませんという主旨で寄附を頂いており、全て基金に積み立てている。用途については、平成29年度に方向性を出したい。」との答弁がありました。

また、委員から「寄附額と業務委託料の関係は。」との質疑に対し、執行部から「寄附額に応じ、返礼品及び手数料として55%支払うこととしているので、寄附額が増えると委託業者への委託料も増える。」との答弁がありました。

次に、企画費の負担金補助及び交付金について、委員から「地方バス運行等特別対策補助金1,053万9千円が増額になっているが、バスの小型化など赤字抑制策を市から要望をしてはどうか。また、乗合タクシー運行等補助金128万1千円減額になっている。高齢化で対象は多いと思うが、利用者は増えていないのか。」との質疑に対し、執行部から「地方バス運行等特別対策補助金は、既に1億円を超えている。各自治体及び運行会社と経路・ダイヤ・本数等について検討しているが、苦慮している状況である。乗合タクシーについては、現在、海東・戸馳を実施しているが、利用者が減っており、更にPRに努め、利用者の意見も引き続き聞いていく。」との答弁がありました。委員から「地域交通手段ということで、本委員会において毎回議論がなされているので、別な機会に勉強会を実施したい。」との提案がありました。

次に、教育費、給食総務費の工事請負費について、委員から「アスベスト除去工事費を計上してあるが、現在の状況と今後の見通しはどうなっているのか。ほかの施設はどうなのか。」との質疑に対し、執行部から「現在、小川小学校の給食は、海東小学校でつくり小川小学校に提供している。本年の夏頃までにアスベストを全て除去し、夏以降には小川小学校でつくった給食を提供できるように進めている。小川中学校の給食室も古く、アスベストの調査を実施したが、アスベストはないということで報告を受けている。」との答弁がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であり、これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文 教常任委員会に付託されました補正予算案件1件につきましては、可決すべきもの と決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(入江 学君) 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。堀川三郎君。

〇建設経済常任委員長(堀川三郎君) 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を報告します。

委員会を3月6日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員 として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。議案の審 査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第1号、平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)の住宅費・土地購入費について、委員から「災害公営住宅の土地についてはまだ選定中ということであるが、どのようなことに留意して土地を選定されるのか。」との質疑に対し、執行部から「土地の条件として、まず買い物や通勤等を考え、利便性がよい場所。次に、早期完成を考えると上水道や下水道といったインフラが整っている場所を選定する必要があると考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「今回の土地購入費についてはどのくらいの土地の広さを考えているのか。」との質疑に対し、執行部から「100戸建てる計画であるが、その内の30戸は市有地で確保できるため、残りの70戸分民間所有地を確保しなければならない。県の標準的な災害公営住宅の面積が一戸当たり約300平方にといわれている。70戸分掛ける300平方にということで2万1,000平方にとなるが、今回は余裕を見て約2万5,000平方にの土地購入を考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第33号工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(A1橋台)工事)について、委員から「増額分と減額分の差で約860万円増の変更契約となっているが、増額分と減額分の詳細はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「仮設工の矢板と捨石の増量で約5,280万円。工事を2か月間中止したことによる中止費用が約200万円。合計の約5,480万円が増額部分である。減額については護岸工事で約4,620万円減額されており、これを差し引いた残りの約860万円が今回の増額となっている。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、その他案件3

件、補正予算案件4件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。 以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長(入江 学君) 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。豊田紀代美君。

○民生常任委員長(豊田紀代美君) 民生常任委員会に付託された案件につきまして、 本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を3月6日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員 として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第1号、平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)について、委員から「子ども・子育て支援費の延長保育促進事業補助金の減額と障がい児保育事業補助金の増額の理由は。」との質疑に対し、執行部から「延長保育については、30分を過ぎた時点で少人数でも該当すると判断していたが、会計検査があり6人以上いなくてはいけないという指導があり、実人数に応じた形で減額した。障がい児保育については例年予算額を若干上回る程度だったが、今年度は補助対象となる園数も多くなっており、昨年に比べ申請が多くなっている。」との答弁がありました。

また、委員から「固定資産税の減額の内容について」との質疑に対し、執行部から「熊本地震により半壊以上の家屋が、1月末までの申請で約7,800件あり実績で3,620万円と申請見込額の600万円を減額している。歳入減については地方債を借り入れ、償還額の75%程度が交付税措置される。」との答弁がありました。

議案第2号平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、委員から「震災の影響が国保会計にどれくらいあったのか。」との質疑に対し、執行部から「一部負担金の免除と国保税の減免額の総額で2億769万8千円になる。一般会計繰入金の赤字繰入分の減額は保険給付費の減によるもので、理由としては病院が被災して受診できなかったり、被災して病院に行く時間がなかったのではないかと思われる。また、レセプト点検を踏まえた保健指導等、重症化予防に力を入れてきた成果が少しずつ表れてきているのではないか。」との答弁がありました。

議案第4号平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、委員から「震災による介護保険に対する影響は。」との質疑に対し、執行部から「震災による保険料の減免額は1億1千万円ほどだが、国から8,488万9千円の補助があっている。内訳は介護給付費財政調整交付金については80%の補助で1月から12月で計算され若干少なめとなっており、介護保険災害臨時特例補助金

は20%の補助で4月から3月で計算され現年度分を予算化している。」との答弁 がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、補正予算案件 5件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長(**入江 学君**) 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な しと認めます。

これから、議案第1号平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する各常任委員長報告は原案可決です。議案第1号は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な しと認めます。

これから、議案第2号平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する常任委員長報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な

しと認めます。

これから、議案第3号平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な しと認めます。

これから、議案第4号平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号) を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は 賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

〇議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な しと認めます。

これから、議案第5号平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な しと認めます。 これから、議案第6号平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な しと認めます。

これから、議案第7号平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)を 採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報 告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は 賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

〇議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論な しと認めます。

これから、議案第8号平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)を 採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報 告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は 賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

〇議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第32号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第32号工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下

部工(A1・P1)工事)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第32号は可決しました。

次に、議案第33号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論 なしと認めます。

これから、議案第33号工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(A1橋台)工事)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第33号は可決しました。

次に、議案第34号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第34号工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線 (戸馳大橋)交付金(P4橋脚)工事)を採決します。採決は、押しボタン式投票 によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号は、委員長 報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、 それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第34号は可決しました。

日程第12 同意第6号 教育長の任命について(平岡和徳氏)

○議長(入江 学君) 日程第12、同意第6号教育長の任命について(平岡和徳氏) を議題とします。

同意第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第6号教育長の任命について(平岡和徳氏)を採決します。採決は、起立によって行います。同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第6号はこれに同意すること に決定しました。

日程第13 同意第7号 教育委員会委員の任命について (藤田雄美氏)

○議長(入江 学君) 日程第13、同意第7号教育委員会委員の任命について(藤田雄美氏)を議題とします。

同意第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第7号教育委員会委員の任命について(藤田雄美氏)を採決します。採決は、起立によって行います。同意第7号は、これに同意することに賛成の 方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第7号はこれに同意することに決定しました。

○議長(入江 学君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前10時33分

第 4 号 3月9日 (木)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第4号)

平成29年3月9日(木) 午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問(代表質問)

- 2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 高 橋 佳 大 君 2番 髙 本 敬 義 君 3番 大 村 悟 君 4番 星田 正弘 君 永 貴 充 君 5番 福 6番 溝 見 友 君 7番 亰 田 幸 雄 君 8番 五嶋 映 司 君 良 二 君 君 9番 福 田 10番 河 野 正明 11番 渡 邊 裕生君 12番 大 嶋 秀 敏 君 13番 尾 﨑 治彦君 14番 河 野 郎 君 15番 長 谷 誠 一 君 永 木 伸 一 君 16番 17番 入 江 学 君 豊 田 紀代美 君 18番 19番 堀 H 三郎君 20番 中山弘 幸 君 21番 石 川 洋 一 君 岡本泰章君 22番

- 4 欠席議員はなし
- 5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君 副市 長 浅 井 正 文 君 長 大 槻 君 総務部長 猿渡 伸 之 君 教 育 英 髙 企画部長 島 孝 君 市民環境部長 幸 君 松本秀 健康福祉部長 本間健郎 君 経済部長 清 成 晃 正 君 _ 土木部長 岩清水 伸 君 教育部長 緒 方 昭 君

会計管理者 田博俊 総務部次長 戸 君 成田 正 博 君 企画部次長 下 堅 君 市民環境部次長 上 原 久 幸 君 木 健康福祉部次長 那 聡 経済部次長 君 須 英 君 吉 田 裕 次 土木部次長 成 松 英 隆 君 教育部次長 中 村 誠 君 三角支所長 亨 不知火支所長 広 谷 П 君 辛川 倫 君 豊野支所長 之 小川支所長 京 田敏行 君 木 村 隆 君 農業委員会 市民病院事務長 吉 澤和弘 君 重 田 公 介 君 事務局長 財政課長 監査委員事務局長 中 村 久美子 天 川 君 竜 治 君

開議 午前10時00分

○議長(入江 学君) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

〇議長(**入江 学君**) 日程第1、一般質問を行います。

議長から申し上げます。一般質問は代表質問より行います。代表質問に掛かる時間は、先の議会運営委員会で決定のとおり、答弁を含め会派の人数に10分を乗じた時間としますので、新志会70分、うき幸友会70分、うき未来21、30分、清風会30分となります。

なお、質問の後には必ず執行部より答弁を求めるようにお願いします。順番につきましては、会派委員の多い順となります。また、同数会派の順序は、議会運営に関する申し合わせにより、会派代表者の期数年齢順とします。

それでは通告がなされておりますので、順番に発言を許します。まず、21番、 新志会、石川洋一君の発言を許します。

〇21番(石川洋一君) 新志会の石川でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、新志会の代表質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず、守田市長には二期目の御当選、誠におめでとうございます。新志会一同、 心よりお喜びを申し上げる次第でございます。

今回の選挙を振り返りますと、昨年4月の熊本地震を受け、行政への批判の声が大きくなる一方、過去4年間の多くの実績への評価があまり前面へ出ることがない中での厳しい選挙戦であったと思います。しかし、支持が上回ったことは何よりでした。今後4年間の市政運営が正しく評価をされるために、支持された市民はもとより不支持だった市民からの良き評価を得られるよう御精進いただきたいと思います。

今回の所信は、宇城市のリーダーとして、宇城市民が安心・安全な生活ができ、減少する人口対策、高齢者対策、各産業地域振興などについて発信をされておられます。非常に重要な内容であり、また分かりやすくまとめられた表明であったと思っております。所信表明は今後4年間の宇城市が特に推進する政策課題を市民に示したものであると思います。市民への約束でもありますので、市民の立場で質問をいたしますので、市民へ説明をするという思いで答弁いただきたいと思います。

今回、6つのまちづくりについて示されておりますので、「復興する」まちづく りから順次質問をしたいと思います。

1点目の「復興する」まちづくりにおいて、熊本地震、集中豪雨により被災され

た市民に生活再建支援や、住宅確保が第一として(1)の災害復興公営住宅建設を 計画されておりますので、内容についてお聞きをいたします。

次にソフト事業として、(2)の宇城市地域支え合いセンターが昨年10月に設置されております。その運営状況をお聞きします。

次に有事の際の避難所機能を持つ施設として、(3)災害用コミュニティー施設 が建設計画されているようですので、内容についてお聞きをいたします。

次に、所信表明にありませんでしたが、熊本地震復興基金により、自治公民館再建支援事業が創設されておりますので、(4)として自治公民館整備費補助金交付要綱についてお聞きいたします。

次に、これも所信表明にありませんでしたが、熊本地震復興基金により農家の自力復興支援事業として、(5)の農地災害復旧事業が制定されておりますのでお聞きをいたします。

2点目の「育てる」まちづくりにおいて、(1) 老朽化した松橋・不知火・豊野 の各給食センターを統合して、新しいセンター建設が進められておりますが、進捗 状況についてお聞きをいたします。

3点目の「持続する」まちづくりにおいて、産業振興について触れられております。その中で、(1)の若年層の流出を食い止める良質な雇用を創出とあります。 どのような対策を考えているのかをお聞きいたします。

次に、地域を牽引する農家への重点的な支援を通じて、農業全体の底上げを進めるということで、農業の担い手確保を目指し、平成24年度より(2)の青年就農給付金の活用がされているようです。その活用状況をお聞きいたします。

4点目の「活躍する」まちづくりにおいて、超高齢化時代が進行する中、宇城市 も医療費・介護費が増加し、市財政を大きく圧迫している。そこで、高齢者が健康 で生きがいのある生活を送ることができる環境を整備するということで、(1)の 高齢者の健康寿命を延ばすための取組みをとありますが、どのような取組みをして いるのかをお聞きします。

次に、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた医療、介護、予防、 住まい、生活支援が一体となって提供するための(2)として、「地域包括ケア」 をどのように構築するのかをお聞きしたいと思います。

5点目の「住み続ける」まちづくりにおいて、新たな道路整備ということで、

(1)都市機能強化策として「道の駅うき」から八代鏡宇土線鎗ノ柄橋間のバイパス整備が明記をされております。内容の説明を求めます。

次に、宇城市の中心部は子育て世帯が流入しているが、周辺部は市街へ流出が多くなっているということで、(2)人口流出を抑制するために、中心部がダム機能

を果たすこととありますが、どのようなことを計画しているのかをお聞きします。

6点目の「選ばれる」まちづくりにおいて、平成27年7月三角西港が世界文化 遺産に登録されましたが、魅力は十分にいかされていないということで、三角東港 を含めた(1)の三角エリアの総合的振興を行うとありますが、どのような振興を していくのかお聞きをしたいと思います。

次に、(2)の宇城市の農林水産物販売を県内外にPRするとありますが、その 計画をお聞きいたします。

以上、14項目でございますが、順次御答弁をいただきたいと思います。

- ○議長(入江 学君) 答弁については、1番の「復興する」まちづくりから最後まで順次答弁をお願いいたします。守田市長。
- ○市長(守田憲史君) 先般、「UR都市機構」と災害公営住宅整備に伴う基本協定を 締結いたしました。これは、熊本地震からの早期復興を図るため、災害公営住宅整 備の基本的な事項について、「お互いが協力して事業を進めていく」という内容の 協定でございます。

住宅の建設場所につきましては、被害の大きかった松橋、小川、豊野、不知火地 区に建設したいと考えておりますが、まだ具体的な建設用地は見つかっておりませ ん。唯一、豊野町に市が所有する適地があり、建設を予定している100戸のうち、 約20戸から30戸程度ここに建設したいと考えております。現在、農振除外の手 続きを進めているところでございます。これ以外の分につきましては、適当な市有 地が見あたらないことから、民有地を購入し建設いたします。

住宅建設の完了予定としては、平成30年3月末を目標にしておりますが、用地の選定や買収交渉のほかにも、農地の場合は農振除外等の手続きが必要になりますことから、スケジュール的にはかなり厳しい状況にございます。しかしながら、被災者の生活再建のためには恒久的な住まいの確保が必須であり、最重要課題であります。一刻も早く、安心して暮らせる生活拠点が提供できますよう、精一杯努力してまいります。

○健康福祉部長(本間健郎君) 小さな2点目の宇城市地域支え合いセンターについて お答えいたします。先ほど議員話されましたとおり、10月から社会福祉協議会に 委託しまして、支え合いセンターを立ち上げている状況でございます。

センター長は副市長でございます。そのほか、社協の担当者を主任生活支援員といたしまして、生活支援相談員10人を雇用し、事業を行っているところでございます。

仮設住宅や、みなし仮設住宅、在宅での高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て 世帯などの方々を対象といたしまして、安心した日常生活を支えるため、見守り、 生活支援相談、地域交流、自立再建相談などの総合的な支援を行うこととなっております。

現在、仮設住宅では1日と15日に各家庭を訪問する見守り活動や、集会所で定期的に地域交流の場として「どぎゃん会」と名付けたコミュニティ支援活動を行っております。みなし仮設住宅につきましても、全世帯に市から支え合いセンター事業についての通知を差し上げておりまして、その返答の内容に応じまして個別の支援体制づくりを行っているところでございます。

在宅の方につきましても、嘱託員や民生委員・児童委員の情報を得ながら、個別の対応をしているところでございます。今後とも早期の生活再建に向けた支援を行いながら被災者に寄り添った活動を進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(入江 学君) 次に、災害用コミュニティ施設について、浅井副市長。
- **○副市長(浅井正文君)** 石川議員の質問3点目です。災害用施設コミュニティ施設 についてお答えいたします。

災害用のコミュニティ施設ということで、いわゆる都市防災総合推進事業についての事業説明をまずいたします。東日本大震災を踏まえ、国土交通省が都市防災総合推進事業として、避難路等の公共施設整備や、防災まちづくり拠点施設の整備、住民の防災に対する意識向上等を推進し、「地区レベルの防災性の向上を図るものですよ」ということになります。

その事業のメニューとして、被災地における復興まちづくり創業支援事業の中に 防災まちづくり拠点施設整備として、平成29年度県に申請をしている事業になり ます。今後、事業採択をされた場合は、復興まちづくり計画を策定して、その後具 体的な施設や設備の設計・施工を行う予定でおります。

- 〇議長(**入江** 学君) 公民館整備補助金について、教育部長。
- ○教育部長(緒方昭二君) (4) 自治公民館整備費補助金交付要綱についてお答えをいたします。

熊本地震から早期の復興を図るため、平成28年度熊本地震復興基金交付金交付 要綱が平成29年1月に策定され、熊本地震復興基金による地域コミュニティ施設 の復旧支援として、自治公民館再建支援事業が創設されました。

それに併せ、本市においても熊本地震で被害を受けた自治公民館を管理する行政 区を対象に、建て替え、全面改築若しくは修繕の経費の4分の3を補助する平成2 8年度熊本地震に伴う宇城市自治公民館等整備費補助金交付要綱を策定いたしました。認可地縁団体の行政区が所有する自治公民館について、支援対象経費の4分の 3にあたる額を市が補助金として地縁団体の行政区に交付します。

財源として、単独災害復旧事業債を活用することにより、交付税措置を47.

5%に想定した場合、熊本地震復興基金により、市が補助した金額の14.5%を乗じた額が市に交付されますので、実質負担割合は38%になります。認可地縁団体となっていない行政区が所有する被害を受けた自治公民館には、支援対象経費の2分の1にあたる額を市が補助金として交付し、それと合わせて支援対象経費から市が補助した金額を控除した経費の2分の1以内を熊本地震復興基金により、地元に補助するものであります。

結果的に、行政区が地縁団体であるなしに関わらず、震災の復旧を行う自治公民館については財源の違いはありますが、その復旧経費の4分の3を補助することになります。併せて、補助の上限額も建て替え・全面改築の場合は1,000万円、修繕は500万円としています。

- 〇議長(入江 学君) 次に、農地災害復旧事業について、経済部長。
- ○経済部長(清成晃正君) (5)農地災害復旧事業についてお答えいたします。これは「平成28年熊本地震復興基金」に基づき、農家の自力復旧支援として被災した農地のうち、国庫補助事業の対象にならないものにつきまして、農家自らが行う復旧工事や復旧作業と一体的に行う表土整地などの経費に対しまして補助を行う事業です。

交付等対象となりますのは宇城市内の農地であり、対象者は農地の所有者、また 耕作者、集落や地域の任意組合も対象といたします。補助金の対象内容は、作業機 械の借上げ料、機械オペレーター賃金、資材の材料費、機械の燃料費、運搬費、そ して人件費等も補助対象となります。この人件費は農家自らが作業を行った場合も 含まれますが、一定の基準に基づきまして、市で算定を行った分を対象といたしま す。

補助率につきましては、被災箇所 1 か所あたりの復旧に要した経費の 2 分の 1 以内で、交付の上限額は 1 か所あたり 2 0 万円です。なお、申請者 1 件あたりは箇所数の制限はなく、連続した一連の被害でなければ 1 か所ずつ認定することができます。

また、既に復旧した農地につきましても、被災箇所が写真や領収書・明細書等で証明できるものであれば対象となります。申請につきましては、本庁農林水産課と不知火支所を除く各支所の経済担当部署で受付を行うようにいたしております。

- ○議長(入江 学君) 次に、給食センターについて、教育部長。
- ○教育部長(緒方昭二君) 2の育てるまちづくりについてお答えをいたします。今年度の事業進捗状況については、造成測量設計業務委託は完了しておりますが、上下水道設計業務委託一期造成工事は施工中で3月末に完了予定でございます。

また、基本・実施設計業務委託については、一括でプロポーザル方式により業者

選定を行い、契約は締結済みでございます。平成29年度は実施設計業務委託、地 質調査、二期造成工事、上下水道工事を予定しております。

平成30年度に建築工事に着工し、平成31年6月末に完了の予定でございます。 また、完了までに調理設備の調達を予定しております。完了後、夏休み期間中に準備作業を行い、9月から不知火・松橋・豊野の三給食センターを統合し、新給食センターの開業となる計画でございます。

- ○議長(入江 学君) 次に3番、「持続する」まちづくりについて、企画部長。
- ○企画部長(高島孝二君) 3番の「持続する」まちづくりの中の「良質な雇用の創出とは」ということでございます。「良質な雇用の創出」とは、市内の「稼ぐ力を高める」ことにあると考えております。金融機関などの外部組織のノウハウを取り入れながら、地域全体で地場産業の稼ぐ力を高めることで市内の若者が地元で働き暮らす状況を創り出してまいります。

市内の企業では、宇城市の優秀な人材を求めております。しかしながら、約3割の若者が市外に流出している調査もあります。市では行政、企業、学校の連絡会議に積極的に参加するとともに、高校等の卒業予定者へ合同企業説明会を開催して地元で働いてもらうことを推し進めております。

市内で魅力あるものを作り上げて外に出していく。そのことで稼ぐ力を上げることで就労の場を増し、地域が元気になること。そのことが若年層の流出を食い止めることにつながると考えております。

- **〇議長(入江 学君)** 次に就農給付金について、守田市長。
- **〇市長(守田憲史君)** 農業従事者の高齢化が急速に進む中、持続可能な力強い農業 を実現するには、青年の新規就農者及び経営継承者を増加させる必要があります。

新規就農や経営継承をするにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、市では国の青年就農給付金事業を活用しております。この事業は平成23年度末に法整備化され、平成24年度より事業を始めてまいりました。年間に最大150万円、夫婦であれば225万円が最長5年間給付される制度であります。

この給付金は、使途が制限されておりませんので、設備投資だけでなく、生活資金にも活用できます。次世代を担う意欲ある新規就農者がしっかりと定着し、経営発展していくためにこの給付金制度が大きく寄与しております。

今までに、延べ65人の方が受給されており、農業に新規参入された方も23人いらっしゃいます。県内でも熊本市、玉名市に次いで多くの方が事業を活用していらっしゃいます。

○議長(入江 学君) 次に4番、「活躍する」まちづくりについて、健康福祉部長。

○健康福祉部長(本間健郎君) 「活躍する」まちづくりの中の1点目の高齢者の健康寿命を延ばすための取組みということですけども、大きく2点、「健康づくり」と「生きがいづくり」に重点をおいて取り組みたいと考えております。

「健康づくり」につきましては、生活習慣病や介護、それと認知症予防に重点をおきまして、従来の健診事業、保健指導事業や介護予防事業に工夫を重ねながら効果のあるものに改善いたしまして、市民の健康管理に努めていきたいと考えております。併せて、地域での生活改善といたしまして健康づくり推進員や食生活改善推進員などの協力をいただきまして、健康教室や栄養教室、運動教室など地元での市民参加型の健康づくり事業を実施してまいります。また、生活習慣病の予防や老化の予防の効果が期待できます野菜食を、野菜を食べる運動として市民に進めながら、併せて食事を提供される飲食店を巻き込んだ運動を展開していきたいと考えております。

「生きがいづくり」につきましては、シルバー人材センターや高齢者の生活介助を行う安心生活サポート事業など、高齢者の皆さんの働く場所をつくったり、また、老人クラブ活動、地区福祉サロン、市民クラブなどの社会参加活動を更に推進いたしまして、様々な場面で活躍していただけるような社会づくりを目指してまいります。

続きまして、2点目の2025年を見据え、地域包括ケアをどのように構築する ための取組みについてということでございますけれども、地域包括ケアシステムは 高齢者の方が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サービスを受けられるような 「医療」「介護」「生活支援」「予防」を包括的に体制整備していくことですけれ ども、現在宇城市では「地域包括ケアシステム」の構築に向けまして、いくつかの 取組みを行っているところでございます。

まず、一つ目の取組みといたしまして、保健・医療・介護の関係者が集まり利用者個人のケースごとに地域ケア会議を月1回実施しております。この地域ケア会議の実施の目的は、利用者の自立支援型のケアマネジメントの確立と、被保険者を取り巻く関係者間のネットワークの構築となっております。二つ目は今年度より在宅医療・介護連携推進事業を実施しております。まずは、宇土地区医師会と下益城郡医師会との協議を地域包括支援センターとともに開始をしております。その後、歯科医師会や薬剤師会等も含めた多職種による連携体制を徐々に構築していきたいと考えているところでございます。

認知症で在宅生活を送る方への取組みといたしまして、初期的な認知症の方に対し、早期診断・早期対応を行い、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続ける 支援体制をつくるため、認知症初期集中支援チームの設置に向けた具体的な協議を 本年度より開始いたします。

また、29年度は介護保険第7期事業計画の策定の年となっておりますので、ニーズ調査等の結果を踏まえまして、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいります。

- ○議長(入江 学君) 次に5番、「住み続ける」まちづくりについて、守田市長。
- ○市長(守田憲史君) 道の駅うきから県道14号八代鏡宇土線の鎗ノ柄橋を結ぶ、仮称ではありますが「大野川リバーサイド・ロード」の目的は、市内中心部の交通住宅の緩和と、交通拠点へのアクセス向上であります。

路線につきましては、今申し上げた県道の「鎗ノ柄橋」から大野川の上流へ河川の堤防道路を利用しながら、松橋高校、地域振興局付近の旧3号を横断しまして、道の駅うき付近の県道松橋・停車場線につなぐ約2.4 * ロルートであります。

今ある河川堤防を利用し拡幅することで、整備コストを抑えながら進めたいと思っております。まずは、これから概略設計などの調査を行いまして、概算事業費、ルート選定、道路構造などを検討しながら事業の詳細を明らかにしてまいりたいと考えています。

財源につきましては、概略設計を基に社会資本整備総合交付金をはじめ、有利な 補助事業の活用・検討を行ってまいります。

- 〇議長(入江 学君) 次に、企画部長。
- **○企画部長(髙島孝二君)** 人口流出の抑制に向け、中心部がダム機能を果たすことについてお答えいたします。

宇城市は合併以来、その地理的・社会的好条件をいかし、発展策を講じてまいりましたが、残念ながら人口減少傾向にあります。特に地域ごとに格差が生じており、その対策は急務でありますが、市全体の人口流出を抑制するためには、それぞれの地区の核となる場所が人口減少、人口を水に例えて人口減少のダム的役割を果たす必要があると考えております。

市は、昨年1月に作成した人口ビジョンに基づき、地域版の総合戦略作成に取り 組み始めました。地域自らの手で、従来のにぎわいを取り戻す活動を支援するもの でありますが、これを全市に展開していくことでコンパクトシティを実現し、助け 合いながら生活するコミュニティの再構築を目指してまいります。

- 〇議長(**入江 学君**) 次に6番、「選ばれる」まちづくり、三角エリアの総合的振 興策について、守田市長。
- ○市長(守田憲史君) 三角地区には世界文化遺産三角西港や東港の海のピラミッド、 そして戸馳花のがっこう、若宮海水浴場などの観光資源が点在しています。

また、JR三角駅前には駅と三角港桟橋をつなぐ斬新な通路三角キャノピーや物

産館などとの一体的な利用を図る広場が整備され、にぎわいの場がつくられています。これらに加え、新たな観光資源として、金桁温泉の復活に取り組んでまいります。

さらに、済生会みすみ病院の三角駅前移転を支援しながら、三角駅周辺を核としたコンパクトなまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

一方で、三角西港が世界遺産に登録され来訪者が増加しているものの、地域には 経済的な影響はあまり感じられていないとの声も聞きますので、現在、観光や物産 によって稼ぎ、地域に利益をもたらす仕組みづくり(DMOと地域商社による雇用 創出実現事業)に取り組んでいるところです。

三角エリアは「三角西港」を軸として、新たな地域資源を発掘、活用しながら、 既存施設の連携と住民が参画した総合的な振興策を展開してまいりたいと考えてお ります。

- ○議長(入江 学君) 市長には、もう一度農林水産販売県外にPRということの答 弁も含めてお願いをいたします。守田市長。
- ○市長(守田憲史君) 宇城市は八代平野に続く平坦地域から半島地域や中山間地域といった変化に富んだ地形と、不知火海や有明海に面しており、温暖な気候に恵まれ、多種多様な農林水産物が生産されております。これらの農林水産物は、主に市場や直売所で販売されておりますが、近年では一部インターネットを利用して販売されたりしております。

市ではホームページに特産物の紹介コーナーを設けたり、ふるさと納税のお礼品や東京宇城市会等を通じてPR活動を行っております。もちろん、各生産部会では独自に消費者向けの宣伝を行っていらっしゃいますし、市の直売所では千葉の幕張メッセや東京の赤坂、大阪での宣伝販売会へ参加し、PR活動をされています。また、市内の加工業者においては、福岡の商談会へ参加されたりしていらっしゃいます。

市としましても、今後もこのような催しごとには積極的な参加ができるよう推進 してまいりますとともに、学校給食等における地産地消も含め、地理的表示保護制 度(GIマーク)にも取り組むなどし、県内外に積極的なPRを行ってまいります。

〇21番(石川洋一君) 14項目にわたりまして、答弁いただきましてありがとう ございました。順次時間が予定より残りそうですので、順次お願いをしていきたい と思います。

ただいまの(1)の災害復興公営住宅建設については、URとの整備に伴う基本 協定が結ばれております。このURのノウハウというのは非常に大きいものがある と思います。十分それを発揮していただいて、協定に沿った施設整備ができますよ うに期待をしておきたいと思いますが、今テレビでよく見ますけれども、東日本大震災も6年目がやがてくると、3月ですね、3.11。やはり復興をされてますけども、かさ上げして土地を整備したけれども、できているのは復興住宅だけで、一般の住宅はなかなか建たないですね。そういうところもありますが、ただ東日本大震災と熊本地震とは少し条件が違うだろうと思います。ですから、復興は非常に早いと思いますし、また建て替えあたりも頑張っておられる方もいらっしゃると思いますので、そういった方々へもやはり今後の、さっきの1の4号でもありますように、熊本地震の復興基金あたりの拡充がされるようであれば、担当部は積極的に取り組んでいただいて地域の方々に周知をいただきたい、またご利用いただけるように対応していただきたいと思います。

それから、次の1の2の宇城市地域支えあいセンターの運営については、答弁の最後にありましたけれども、被災者に寄り添った支援活動ということをおっしゃいました。非常に重要なことだろうと思います。ここの議員にも被災された方いらっしゃいますし、おそらく執行部の方も被災された方いらっしゃると思うんですけれども、やはり寄り添うというのは難しいんです。時間が必要ですよね。それと、人材が必要ですので。是非、そういった部分には予算の配分といいますか、非常にお金が掛かることと思いますけれども、非常に大事な仕事だろうと思いますので、今後ともこのセンターの運営については執行部しっかりやっていただきたいと思います。

次に、1の3の災害用コミュニティー施設、これは防災拠点施設であると同時に、 やはり災害を減らすという減災機能もあると思います。避難所でもありますし、防 災の要にも活用できると。ただ、1か所というのはちょっと寂しいんですけど。そ ういう中で、今回こういう施設整備を計画されたということは非常に大事だろうと 思います。内容のある施設になるように、また早期に実現できるように期待をして おきたいと思います。

それから、1の4の自治公民館の整備費補助金要綱についてということで説明いただきました。実施によって被害を受けた公民館のうち、この復興基金交付対象施設が、先ほどの説明で認可地縁団体の所有する公民館が12施設、認可外施設が15施設で27の公民館がこの対象になって、4分の3の補助があるという説明でした。非常に期待をしておりましたけど、早くこの基金の交付要綱が出されたということは、地域にとっては非常にうれしいことです。しっかり対象の公民館については手立てをしていただくようにお願いをしておきたいと思います。

それから、1の5農地災害復旧事業、これにつきましても復興基金の補助事業が、 交付要綱ができて、非常に地域の農業をされる方にとっては非常に大事な補助の事 業ではないかなと思います。これまでも、先ほど説明ありましたけども、もう復旧された方、軽微なことは復興やられますよね、皆さん方。そこをしっかりすくい上げる気持ちで対応していただきたい、制度の範囲内ですけどですね。制度の範囲内でありますけれども、これは駄目、良いじゃなくて、やはりこれは対象になりはしないかという気持ちでこの基金の対応をしていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それから、次2の1、新給食センターの状況について説明がありました。現在は、水路等の一期造成工事が進められておりまして、3月末に終了をするという説明です。平成29年度が盛土等の二期造成工事で、着々と進められております。非常に安心をしているところですが、完成予定が平成31年の6月と定められているようでございますので、やはりこの給食事業というのは児童に安全な食の提供が目的です。完成に向けて、地域住民とやはり児童生徒の保護者との関係をきちんと持ちながら、説明責任を果たしながらいい施設ができますように、頑張って対応していただきたい。お願いしておきたいと思います。

次に、3の1の若年層の流出を食い止める良質な雇用ということでお考えを聞きました。この問題は非常に困難な問題だろうと思います。先ほど産業界と一体となって知恵を出し合いながらということはこれも大事なことだと思うんですけども、やはり就業の場というのがどういう形態が求められているか、そういうこともやはり金融機関とか一般の業界はよくご存じなわけです。なかなか、行政では知り得ないことたくさんあると思いますので、福祉業界もそうですよね、人材を求めてます。非常に緊迫した状況ですけれども、一般の企業、人材もやっぱり求めているということですので、そういう部分で、じゃあどういう業態なのか、どういう業種に的を絞るのかということも重要ですから、合同企業説明会というのをされておられますけれども、やはり業種を絞ったこともやってもいいんじゃないかな。そしてやはり高校生が主体でしょうから、高校に行って、どういう仕事に就きたいか聞くことも対応に結び付くことではないかなと。しておられると思いますけれども、是非そういうこともやっていただきたいと思います。

次に3の2です。青年就農給付金の活用について説明いただきました。期待できる事業だと思いますし、結果が続いていけるようにしていただきたいと思いますけども、農業の担い手確保というのは先ほどちょっと市長の答弁だったか、農業経営継承についても触れておられましたので、この農業経営継承事業があると聞いておりますので、このことについて、経済部ですか、答弁が、じゃあ市長から。

〇市長(守田憲史君) 青年就農給付金事業のほかにも、農業の担い手を育成する事業として、農業経営継承事業があります。専業農家であっても、後継者がいなけれ

ば自らが築いてきた事業資産やノウハウなどの経営資産を受け渡すことなく、離農するしかありません。優良農地や使える機械等であれば、引き継いでくれる農家等がいるかもしれませんが、個人が持っていた技術やノウハウなどの無形資産は受け渡すことができません。

しかし、家族でなくても後継者としてふさわしい人がいれば、有形資産だけなく、 自分が持っていた技術やノウハウ、販売先等のつながり等の無形資産もセットで次 の世代へと受け渡していくことができます。

また、地域農業にとっては第三者継承が個々の経営継承だけに止まらず、地域農業の新たな担い手の確保・育成につながります。これらの事業を担い手確保のための積極的な戦略として位置付けて推進してまいります。

- ○21番(石川洋一君) この事業もつい先日ちょっとお聞きしたものですから、どういう内容かなということでお聞きしたところですけれども、後継者問題というのはどの事業、業態も難しい困難な時期を迎えているというのはもう現実問題でございまして、特にこの農業の後継、私は三角に住んでおりますけれども、地域によっては非常に後継者が、子どもが継ぐという状況がありますけれども、地域によってはほとんど後継者がいない。私より高齢の方々が就農している、それで離農していく。そして休耕地が増えていく、放棄地になっていくということで、私の施設の周りもみかん畑だったのが今はもう竹山です、ほとんどが。そういう状況がありますし、ただ頑張っておられる方もたくさんいらっしゃるわけで、この今市長が御説明になった農業経営継承事業、是非これも頑張っていただきたいと思いますが、子どもさん方が農業を継ぐというときに、聞くところによりますと、同じ栽培、同じ作物を作ることについてはハードルがあると、事業について。そういうことも聞いておりまして、ただ、違う作物を作る、なかなか難しい現実的問題として難しいんじゃないかなと思いますが、そこで市長にもう一度聞いていいですか。
- 〇議長(入江 学君) 3回までいいです。
- **〇21番(石川洋一君)** もし、市長がこれだけ所信で考えておられるわけで、そういう中で今申し上げた農業後継者が、家族が継ぐ場合にほかの作物じゃなくて、今やってる農産物を作ってもそこに助成できるようなシステムがつくれないかと私は思っているわけです。後継者を維持するというのは難しいんですけども、そういった取組みも市単独でできないものかなと。これは通告も何もしておりませんので、市長が答弁があれば頂いておきたいと思います。
- ○市長(守田憲史君) 石川議員がおっしゃっているのは親子間の継承だと思いますが、これに関してはおっしゃるとおり大変重要な課題だと考えます。今後の担い手育成のためには、大変必要な制度かもしれませんが、一般財源となりますと個人の

方に数百万を投じなければならないというところで、今後皆様方との議論を待ちた いところでもございます。よろしくお願いいたします。

○21番(石川洋一君) 市長がおっしゃるのはよく分かります。一般財源から市民にそこそこ出せるのかと。考え方と思います。今、緊急事態だと思えば財政出動はありますし、復興支援についても市長はなさいました。どこがやらなくても、やっぱり小さい被害のところでも財政出動したという経緯もありますので、常に緊張感を持つことが大事だと思いますので、頭の隅においていただいて御検討いただくならばと思います。

次に、4の(1)、高齢者の健康寿命を延ばすための取組みについて、健康づくり、生きがいづくりの現状について、さっき説明をいただきました。熊本県においても、健康で長生きということを目指しておられますし、健康で長生きすることは誰もが望む生き方ではないかなと思います。今後も先ほどお話の点も含めまして、多様な取組み、いろんな情報を聞きながら、やはり先進的な自治体もあります。そういったものもしっかりアンテナを張り巡らせていただいて実現していただきたいと思います。

次に、4の(2)の地域包括ケア構築に向けての説明をいただきました。ここで再質問したいと思うんですが、この地域包括ケアシステムはなかなか絵に描いたようにはいかないですね、部長が一番御承知のように。例えばこの松橋の中心部ですと医療施設が点在して、福祉施設が点在して介護施設も点在する。ついでに有料老人ホームも点在している。非常につくりやすい地域と思いますが、宇城市はそういう地域ばかりじゃないです。まず第一点に問題になるのは、医療施設だろうと思います。医療施設が廃業されたり、ないところがたくさんあるんです。

どういうブロックでその地域包括ケアシステムをつくるのかというのは、また後日お聞きしたいと思いますが、やはり医療施設がないところにどうやってじゃあ、地域包括システムを稼働させるか、こういったところを議論もしていただきたい。どうすれば包括システムが機能するか。訪問看護システムもありますので、そういう部分で医療の手助けにはなると思いますが、なかなかドクターがいないとそういう方々は動けないですね、ドクターの指示がないと。そういうことで、医療施設の適正な配置ができればいいですけど、こればっかりはなかなかできないのが悩みだろうと思いますので、そういった分も含めて地域包括ケアシステムについてはいろんな問題点があることを承知いただいて、進めていただきたいとお願いしておきたいと思いますが、先ほどの説明の中で認知症初期集中支援チームの設置について協議を始めるとのことでした。どのようなチームを想定しているのかをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長(本間健郎君) 認知症初期集中チームは保健師、医療ソーシャルワーカー、社会福祉士、介護福祉士、医師など介護や医療の専門家によるチームで編成し、在宅で生活している方で認知症の疑いのある方の自宅を訪問いたしまして、認知症かどうかの判断を行い、認知症と判断された場合には適切な医療機関への受診を促し、継続的な医療・介護支援につなげるなどいたしまして、認知症の状態に応じ、適宜適切な医療・介護の提供を実現することを目的として組織化することを想定しているところでございます。

今現在ちょっと考えておるところでは、認知症についての介護者というか、周りの皆さんの理解も大切ですけれども、本人の方の理解といいますか、まずは痴呆とかぼけとか、言葉は悪いですけれども、そういったふうに理解されている方もいらっしゃって、家族の中ではもの忘れ外来に連れていこうとしても、本人が行きたがらないという状況も話の中ではいくつか聞いているところです。そういった理解促進についても取り組んでいきたいと考えているところです。

○21番(石川洋一君) この認知症が確実に増えるということは、国が示しておる数字のとおりです、700万人ぐらい。予備軍が、ひょっとしたら私たちも予備軍かもしれませんけれども、測定はしておりませんので分かりませんけれども、非常にこれは科学的な知見も必要ですし、今からもっと深まっていくだろうと思います。ただ、日本は少し遅れているということも聞いてます。先進国あたりはもう認知症にならないように予防網といいますか、そういったものに対して非常に金を使って対応しているということでございますので、日本が今やがて何百万人になりますよということで、この今部長が答弁されたチームを想定、これはもうおそらく国からの指示だろうと思いますけども、遅いですね。認知症は非常に大変です、介護する側が。非常に時間とお金が掛かることですので、重症にならないような対策が非常に大事になってきますので、これにも予防というのが付きまとうと思いますけれども、しつかり健康福祉部がリーダーシップをとって、この問題についてはこのチームに積極的に参加して、行政が参加をして対応していただきたいとお願いしておきたいと思います。

次に、5の(1)バイパス道路について、市長の方から直接説明をいただきました。幹線道路への接続・横断というのがたくさん解決すべき問題があるように思いますけれども、私は完成に向けて頑張っていただきたいと思いますので、地域に道路網張り巡らすことは大事なことです。特に、厳しい道路環境の部分を改善するという意味においては、非常に斬新的なお考えと私も思いますし、経費節減も考えておられるようですけれども、経費節減できていいものができるように期待をしておきたいと思います。

次に5の(2)です。人口流出抑制と、中心部がダム機能を果たすというお考えをお聞きしたわけですけれども、合併後4,000人以上の人口が減少しておりますし、この問題は宇城市が取り組むべき重要な課題と受け止めておられると思います。周辺部への施策の展開というのが求められますけども、地域版の総合戦略ですか、これが完成間近ですか、まだですか。完成されると思いますけど、非常に大事と思います。そういったデータを基につくるというのは非常に大事なんですけど、なかなかデータどおりいかないのがこの問題だろうと思います。やはり片面だけじゃなくて多方面からこの人口問題取り組まないとと思いますけれども、悩みの種ですけどもこれ避けて通れない問題ですので、しっかり力を入れて対応していただきたいと思います。

次に6の(1)の三角エリアの総合的振興ということでお聞きしました。その中で、金桁温泉の復活ということがありました。済生会みすみ病院の三角駅前の進出についてもお話がありました。非常に重要です、地域にとってはですね。是非、進めなくてはいけない問題ですけれども、この金桁温泉の復活に取り組むということでございましたので、構想があればお願いしたいと思います。

○三角支所長(谷口 亨君) 金桁温泉の復活に向けてというところでございますけども、三角町の金桁地区の資源である「金桁鉱泉」の復活のため、現在平成26年度まで浴場に使用してきました金桁鉱泉の揚水試験と泉質分析検査をただいま実施しているところでございます。その結果を踏まえて、浴場の広さ及び電気温水器の規模などについて検討していきたいと考えております。

基本的な考え方としましては、男女浴場、足湯、休憩室などの施設を整備して徐々に計画を進めてまいります。地域のコミュニティ施設となると同時に、三角地域の観光拠点の一つとして温泉施設を整備する予定でございます。今後は、過疎計画にのっとり、早期建設を目指して事業計画を進めてまいります。

〇21番(石川洋一君) 時間が10分になりましたので、この金桁温泉については 地区の区長会、老人会、いろんな組織が陳情要望活動をされてきました。非常に期 待が大きいです。

昨年にもお話ちょっと出ましたけれども、やはり取り組んでいただくことに対しては、本当に感謝したいなと、この時代にやっていただける三角地区の振興ということで頑張っていただくわけですけれども、私の同僚の議員からお話している中であの施設をつくって、やはり多くの方に来ていただくためにはいろんなお客様がいらっしゃると思いますけれども、グラウンドゴルフの設備・施設、そういったものも必要じゃないかなと。近隣の隣接地の地権者の方も、是非無償ではないですけれども提供したいという方もいらっしゃるということも聞いておりますので、土地を

広く求めて大きな大会は無理にしても、中規模の大会ができるような設備も併設で きればと思いますが、市長、いかがですか。

- ○市長(守田憲史君) 金桁温泉でございますが、それなりに今後の施設をつくるとなると、今1億円相当が休憩室をつくって、露天風呂もつくってうんぬんと、ある程度の、そしてサウナもとなりますと、3億円、4億円になります。それもまだ今の時点ではちょっと財源的にもなかなか厳しいので、年度をおきながら少しずつその施設整備をしなければならないだろうと思っております。その延長線上にグラウンドゴルフ場も考えなければなりませんが、まずは、その施設をある程度のものにしないといけないということを優先したいと考えております。
- O21番(石川洋一君) ありがとうございました。多くの方に御来場いただくということについて、やはりいろんな設備を提供するということも必要だろうと思いますし、そういう点では、今後財政との問題があるとは思いますけれども、頭の隅に入れていただいて、財政にもお願いしておきたいし、三角の支所にもそういった部分をしっかり地域振興のために検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。大きな期待をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の6の(2)の農林水産物販売のPR計画を説明いただきました。生産者との共同というのが非常に必要だと思いますし、一つ一つの積み重ねが結果への近道と思いますので、大変と思います。非常に大変と思いますが、結果が出るように期待をしておりますので頑張っていただきたいと思います。

もう6分ほどになりましたので終わりたいと思いますが、最後に市長、所信表明の終わりのところで、「住んでよかった」、「ふるさと宇城に住み続けたい」、「笑顔あふれるまちづくりを目指す」ということを、自分に課せられた使命とくくられておられます。

私たち会派新志会は今後4年間、今回表明された市長の所信に大きな期待をして おりますし、協力をしていきたいと思っております。頑張っていただきますようお 願いをいたします。

これで新志会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(入江 学君) これで、新志会石川洋一君の代表質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。

> ------ 休憩 午前11時07分 再開 午前11時20分

〇議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に12番、うき幸友会大嶋秀敏君の発言を許します。

〇12番(大嶋秀敏君) うき幸友会の大嶋でございます。議長のお許しを頂きました ので、代表質問をさせていただきます。

質問をする前に、先月の2月5日の市長選におきまして二期目の当選をされました守田市長、当選おめでとうございます。二期目でございますので、守田カラーが見えますように、ますますの御活躍を御期待申し上げます。

昨年の4月、熊本地震で亡くなられました方、そして地震関連死で亡くなられま した方に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方にお見舞いを申 し上げます。

今議会前に、尾﨑議員がうき幸友会に加入されました。うき幸友会では、旧五町 出身の議員がそろったことになり、宇城市全体の質問を取り上げて質問をさせてい ただきます。

それでは、質問に入ります。まず、熊本地震について質問をいたします。

- (1)公費解体の進捗状況について、宇城市では公費解体が県下で半分以下の進 捗率と新聞で見まして、すごく残念でなりませんでした。なぜ解体率が低いのでし ようか。業者に話を聞きますと、公費解体ばかりでは解体費のお金が入るのが遅く て、作業員への給料が払えなくなるため、自費解体や民間の仕事を入れざるを得な いとのことでありました。なぜ解体費の支払いが遅くなるのか質問をいたします。
- ○市民環境部長(松本秀幸君) まず、これまでの家屋解体の進捗状況についてお答え申し上げます。損壊家屋の公費解体につきましては、昨年7月から順次着工しているところでございまして、1月末時点で解体申請棟数2,485棟に対しまして、公費解体327棟、自主解体447棟、合計774棟の解体を終え、進捗率31.1%という状況でございまして、県平均の43.9%を13ポイントほど下回っている状況にあります。

なお、進捗率が高い市町村では、自主解体件数が公費解体件数をかなり上回っているところも見受けられます。本市でも、公費解体から自主解体への切替えの相談も寄せられているところでございますので、今後も自主解体を含めたところで早期完了を目指していきたいと思っております。

御質問にありました請負業者への支払いが遅いのが進捗率に影響しているのではないかということでございましたので、発注から支払いまでの流れについて御説明させていただきたいと思います。

まず、申請者との現地立会い後に立会い確認書を作成いたしまして、公費解体の 発注管理業務を委託しております熊本県解体工事業協会へ送付、その後同協会で解 体業者を選定し、発注いたしております。支払いにつきましては、完了検査を行い、 完了報告書とともに請求書が協会から一月分まとめて市に送付がございますので、 その後支払手続きを経て、協会に支払いしているところでございます。その後、協 会から請負業者への支払いという流れになっておりますので、市の発注工事に比べ まして支払いまでには幾分期間を要しているようでございます。

なお、進捗率が伸び悩んでいる要因の一つに、発注後の現地立会い時に家財道具等の片付けが終わっていないということから、解体作業に入れないこともあるようでございます。このようなことから、所有者に対しましては、解体予定の四、五ケ月前に解体時期を明記いたしました決定通知書をお送りし、解体がスムーズに進むよう家屋内の片付けを確実に行っていただくようお願いしているところでございます。

また、今月から迅速化を図るため、仮置場に持ち込む解体残さの搬入基準を緩和することにいたしましたので、今後は一棟あたりの解体日数も短縮されると思っております。さらに、解体作業に係る現地調査や解体計画書の作成、現地立会い等担当するコンサルタントをこれまでの2社体制から3社体制にするなど、早期の着工に努めているところでもあります。

いずれにいたしましても、家屋解体はその後の生活再建の重要な部分を占めておりますので、一層のスピードアップを解体業協会、また建設業協会にお願いしてまいりたいと考えております。

○12番(大嶋秀敏君) 1月末の解体率の発表があまりにも宇城市が低かったのが 原因でございまして、次回の解体率の発表がある時には是非県平均にいくように 努力をお願いいたします。

続きまして、空き家解体について質問をいたします。空き家解体は住家の解体が終わらないと解体ができないと聞いていますが、どのように優先順位を決めてあるのか質問をいたします。

○市民環境部長(松本秀幸君) 現在実施しております家屋解体作業につきましては、 住宅再建が復興の第一歩となりますので、住家解体を優先的に進めているところ でございまして、御質問がありました空き家の解体につきましては、住家終了後 に取り組む予定でおります。

1月末現在での空き家に係る解体申請棟数は404棟でございまして、このうち37棟は既に自主解体をされているところです。なお、倒壊の恐れがあり、道路の安全通行上危険がある空き家につきましては、道路管理者等からの要請に基づきましてこれまで6棟を既に公費解体したところでもあります。

今後は、今まで以上に住家解体の迅速化に努めまして、なるべく早い時期に非住

家の解体にも取り掛かれるように取り組んでまいりたいと思っております。

○12番(大嶋秀敏君) 一日でも早く公費解体が終わりまして、空き家解体に入れますよう切にお願いをいたしておきます。

続きまして、公営住宅について質問をいたします。災害公営住宅については、 先ほど石川代表から質問がありましたが、違う視点からちょっと話をしていきた いと思います。

宇城市とUR都市機構が2月23日に熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定を締結されまして、そして3月補正に土地代2億5,500万円が計上され、宇城市で100戸の災害公営住宅の建設が始まったわけでございます。そして、先ほど市長が話されましたように、豊野町には市の土地があり、20戸から30戸の建設で予定されているということをお聞きしました。

そこで、建設箇所を例えば松橋町なら校区ごとに1か所ずつ4か所、また小川町なら校区のように3か所と、豊野と不知火については1か所ずつでよいかと思いますが、被災地のバランスのとれた建設をお願いしたいと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

○土木部長(岩清水伸二君) 災害公営住宅の建設場所に関する御質問でございます。 市では昨年、被災者へのアンケート調査を行いました。この結果を基に、今選定 を進めている段階でございますけども、このアンケート調査によりますと、入居 を希望されている世帯の約75%が60歳以上の世帯でございました。

また、被災者に直接話を伺った際にも、「買い物に便利な場所や病院に近い場所がよい」というような御意見がございました。

このようなことから、用地の選定にあたりましては、より生活利便性の高い場所というのが重要な要件の一つとなりますが、被災者も以前住んでいた近くに住みたいという希望もあるようですので、その辺の地域的なバランスも考慮しながら用地の選定を行ってまいりたいと思います。

もう一つ付け加えて申しますと、災害公営住宅の建設については早期に完成することが最も重要なポイントだと考えておりまして、そのためにはやはり上下水道等のインフラが整った用地ということも念頭におきまして、用地を選定してまいりたいと考えております。

○12番(大嶋秀敏君) ただいま、土木部長から説明がありましたように、一刻も早く建設をするのが課題だということでありますが、東北の大地震でも現在6年になるわけで、なかなか仮設住宅を出ていかれない方がまだたくさんおられるということで、一刻も早い災害公営住宅を造っていただきたいと思うわけでございます。そしてそのバランスのとれた、そして入居者の意向を考慮して住宅を建設

していただきたいと思います。

続きまして、松橋町の公民館建設について質問いたします。これも先ほど石川 代表から質問がありました。松橋町の校区に防災施設を兼ねたコミュニティ施設 の建設計画があり、議会や地元と協議しているとの答弁でありましたが、いつ頃 からどこに建てるのか質問をいたします。

- ○副市長(浅井正文君) まず、御質問の施設は公民館としてではありません。熊本地震により被災した松橋地域の復興のため、国土交通省の先ほど言いました都市防災総合推進事業の中のメニューの中から、被災地における復興まちづくり総合支援事業があります。それを活用して、地域の防災力の強化とコミュニティ施設の機能を備えた防災コミュニティ施設を現松橋公民館の北側に建設することを計画しています。現在申請中です。事業が採択されますと、平成29年度は議会の皆さん、それと地元の方々とも協議をしながら、この施設の目的や内容を具体的にお示しをして復興まちづくり計画を策定し、平成30年度から施設の建設に入っていく予定としております。
- ○12番(大嶋秀敏君) 国の補助事業に採択されますのを願っています。そして、 たくさんの災害コミュニティ施設が建設され、いろんな災害の拠点となることを 期待いたします。

場所としては、私の考えではございますが、松橋公民館跡か、旧体育館跡地がよいのではないかと思っておりましたが、執行部の考えを、はっきりちょっと場所が分かりません。

○副市長(浅井正文君) 今、現松橋公民館北側と言いましたのは、旧松橋公民館は 今解体して更地になっております。働く女性の家といっておりましたのが、今松 橋町公民館になっておりますので、方角からいうなら北側です。元図書館のあっ た所。今、駐車場にも利用してます更地の場所があります。そこの部分を言いま した。

それと、松橋中学校と旧松橋公民館がどうだろうかという御質問だったと思います。松橋中学校の横の旧松橋公民館です。公民館や旧体育館跡地につきましては、現時点では熊本地震により被災した松橋中学校の復旧工事などの際の資材置場、それと工事事務所等への活用を考えております。確か、松橋中学校大規模改修だったと思いますので、プレハブの敷地とかそういうのに必要じゃないかと思っております。

〇12番(大嶋秀敏君) よく分かりました。是非、スムーズな建設ができますこと を願っているところでございます。

続きまして、忠霊塔の復興について質問をいたします。豊野町の忠霊塔は、誉

ヶ丘公園内にあります。近くを日奈久断層が通っており、今回の熊本地震の震源地、また豊野町の震源地の近くでもあり、宇城市内で被害が一番大きかった所じゃないかと思います。 誉ヶ丘公園内には本当にパーゴラ2基とも倒壊し、園内は本当に至る所に亀裂が走っている状況であります。

また、忠霊塔は無残な状態でございます。忠霊塔の復興について、どのように 考えておられるのか質問をいたします。

○健康福祉部長(本間健郎君) 忠霊塔とのことですけれども、慰霊碑等というところでお答えいたします。今回の熊本地震における慰霊碑等の損害状況につきましては、大きく壊れているところが豊野町と不知火町、三角町が一部被害がでているというような状況でございます。

豊野町の慰霊碑の概算見積りをいたしております。約600万円掛かるということでした。補助事業の中に、熊本地震復興基金交付金事業、またその中に地域コミュニティ施設等の再建支援事業がございます。補助率が2分の1、そして地元負担は残りの2分の1、上限が1,000万円といった事業になります。この事業については寺社仏閣等との話がございますが、まだまだ補助制度の詳細や対象要件に当てはまるか、協議する必要があります。

これらと併せまして、その他の助成制度や国・県、その他の市町の動向も視野に 入れながら今後検討させていただきたいと思います。

○12番(大嶋秀敏君) 慰霊碑の復興は、補助制度の詳細や対象要件に当てはまるか、関係機関と協議の上に進めていきたいということでありますので、この流れを期待していきたいと思っております。できれば、公園整備と一緒にしていただきたかったわけでございますが、なかなか一緒にはいかないようで残念に思うところでございます。

続きまして、耐震診断について質問をいたします。県は県内の住宅耐震化を進めるために、熊本地震復興基金を活用した耐震化支援制度を新設されました。専門家を派遣して、耐震診断を進めるほか、市町村を通じて耐震改修の設計費や工事費の一部を補助するというものであります。「2025年度までに県内の住宅耐震化率のおおむね100%を目指す」と県はいっております。市は、耐震化支援制度をどのように進めていくのか、いつから何戸ぐらいの予定で、宇城市としての対策についての質問をいたします。

○土木部長(岩清水伸二君) 今お話のとおり、県で耐震診断支援事業というものができました。これにつきましては、木造住宅で昭和56年5月末までに着手された住宅、それから、それ以降に建設されたもので熊本地震で一部損壊以上の被害を受けた住宅が対象となります。

内容としましては、家の図面がある場合が 5,500円、これは個人負担です。図面がない場合が 1万9,000円の負担で耐震診断が行えるという制度でございます。この診断で、耐震の基準が基準値以下の場合は、さらに市の事業として耐震改修設計、それからその後に耐震改修工事についても支援が受けられるというものでございます。既に本市でも平成 23年度から国の補助事業を活用し、耐震診断事業を行ってきたところですけれども、今回県が行います事業によりまして、個人負担額もかなり軽減されましたので、市民にとってより利用しやすくなったと思っております。今後、この制度を広く多くの市民に周知をいたしまして、制度の活用を促進し、住宅の耐震化につなげてまいりたいと考えております。

なお、予想されます件数ですとかは、今の段階ではちょっとまだ数は把握しておりません。

○12番(大嶋秀敏君) 今の段階では、まだ宇城市としての戸数は把握はできないということでございますが、小川町の南部田で今回熊本地震の日奈久断層のずれの調査を先日やられておりました。その結果が、ほとんど断層に動きがないということでございまして、日奈久断層はいつまた大きな地震が起きてもおかしくないというような結果のようでございます。そういうこともありまして、宅地の耐震調査を是非進めていただきたいと思います。市民への周知をよろしくお願いをいたします。

続きまして、松橋駅西の開発について質問をいたします。松橋駅西の定住促進計画について、昨年10月に松橋駅の東西を結ぶ通路及び駅舎が完成し、道路排水の道筋も決まりました。来年度から本格的に駅西の開発が始まるわけでございますが、定住促進計画も併せて進めるべきだと思いますが、執行部の考えをお聞きしたいと思います。

○企画部長(髙島孝二君) 現在、松橋駅周辺整備工事は、平成31年度完成に向けて進められているところであります。今後、東西広場が完成しますと、松橋駅を中心とした周辺地域の活性化が見込まれ、市といたしましても大いに期待しているところであります。

特に駅西側は利便性が増すことで市外からの移住・定住の有力な候補地となり、 市全体から見ても有効な活用が求められていますので、民間活力も視野に入れて、 慎重な対応をと考えております。

しかしながら、同地区は第1種農地が中心でありますので、都市計画区域あるいは農業振興地域、周辺の排水などクリアすべき点も多々ありますので、長期的視点に立った総合的な計画が必要であります。

今後も国、県、関係部署と一体となった検討を続けてまいります。

○12番(大嶋秀敏君) ただいまの答弁を聞いておりますと、平成31年には完成し

たいということでございますが、私のお聞きしたところでは、これは定住促進は遅れるのではないかと感じたわけでございますが、その辺のところはどうですか。

- ○企画部長(髙島孝二君) ただいまお話しましたとおり、同地区は農業振興地域が大きくなります。それと、都市計画区域でもありまして、総合的無秩序な開発については大変危惧しているところもありますので、整合性をもった各計画と区域等々整合性をもった開発をすべきと考えております。若干長期的になる可能性がありますので、できるだけ速やかな執行といいますか、事業を進めてまいりたいと考えております。
- **〇12番(大嶋秀敏君)** 是非スムーズな計画で頑張っていただきたいと思います。 続きまして、開発における地元地権者との話合いの必要性と計画について質問を いたします。

松橋駅西側の開発には何よりも早く地元住民との話合いが不可欠と思いますが、 特に農地を守るためにも、早く話合いの計画をつくっていただきたいと考えますが。

○企画部長(髙島孝二君) 当地区の事業推進にあたっては、地元住民の方や地権者と の合意形成が最優先であります。今後、説明会や意見聴取の場が是非必要であると 考えております。

将来展望に立って、事業規模や費用対効果、市全体への影響など調査、研究、精査し、その情報を地区の皆さんと共有することで、市民と一体となった事業展開をしていく所存であります。

〇12番(大嶋秀敏君) 住民との話合いの中で、やはり用地交渉が一番問題ではなか ろうかと思います。なかなか、100%に用地交渉がスムーズにいくとは考えられ ませんので、是非早めの計画を立てて進めてもらいたいと思います。

続きまして、小川駅西の開発について質問をいたします。小川駅管理業務委託料 として28万円計上してありますが、小川駅西開発にどのような構想をもっておら れるのか質問をいたします。

○市長(守田憲史君) JR小川駅は、熊本市だけでなく八代市への通勤・通学にも便利で、駅西側には広い土地・農地があり、幹線となる道路も整備されていることからベッドタウンとしての条件はそろっていると思います。新しく家を建てる際の大きな決め手となるのが、通勤・通学や買い物などの利便性であり、本市では子育て世代の流入という強みを持っています。

その一方で、親世代(25歳から44歳)では転出超過となっており、これらの 流出を抑制し、定住につなげるためには、本市での住宅の建設を促進する必要があ ります。このことは、昨年策定しました「宇城市まち・ひと・しごと創成総合戦 略」の「都市核の競争力強化」に掲げており、若年人口の減少が加速化する中、小 川駅西側の開発は、まさに将来にわたって持続的に発展できるまちづくりにつながるものと考えております。

御質問の駅西の開発時期につきましては、現時点では構想段階であり、まだ具体的なプランはございませんが、パークアンドライドの考えの中で駐車場の整備構想も視野に入れながら、今後、松橋駅西側の整備と並行し、事業の立案に向けた作業に着手してまいりたいと考えています。

○12番(大嶋秀敏君) 小川駅西開発は、私は構想だけに終わるのではないかと心配をしておりました。松橋駅西側の整備と並行して、事業の立案に向けた作業に着手してまいりますということで、ちょっと安心したところでございます。また、小川町におきまして、一番人口が増えているところということで、是非小川駅の開発には前向きに先に進めていただきたいと思います。

続きまして、小川駅西開発のときにどうしても必要になってくるJRとの協議について質問をいたします。小川駅を松橋駅と同じような東西駅通路をつくっていくという小川駅の構想はあるのか。JRとどのような協議をしてまいるのか、ちょっと質問をさせていただきます。

〇市長(守田憲史君) 先ほど議員の質問にもお答えいたしましたが、小川駅西側の開発に関しましては、まだ構想段階であるため J R との協議は行っておりません。

しかしながら、昨年、永木議員より小川駅の西側に改札口をという提案があり、このことについてJR九州に確認しました経緯がございます。その時のJRの話としましては、小規模駅に2か所の改札口を設置した例はないとのことで、一般的には整備費用や維持管理費は自治体の負担ということでありました。

今後、駅西計画が具体化した段階で、総合的な整備についてJRとの協議を進めてまいりたいと考えております。

〇12番(大嶋秀敏君) 是非、小川駅が松橋駅のようなすばらしい駅ができますよう に、目標に向かって努力していただきたいと思います。

続きまして、教育行政について質問をいたします。 2 学期制の検証について、宇城市は 2 学期制を導入して約 1 0 年余りになります。メリット、デメリットがでてきたと思います。導入直後には、 1 学期制の終わりに土日を利用して約 4 日から 5 日の秋休みがあったかと思いますが、近年は秋休みがありません。なぜなくなったのか、またその対策はどう考えているのか質問をいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 宇城市が導入しました2学期制のメリットでございますが、まず、学期が減る分、始業式・就業式等が減りますので、授業実数の確保ができるという点が挙げられます。同じように、通知表という評価が2回になる分、区切りが少なくなり、半年という長いスパンでじっくりきめ細かく児童生徒を見て評価で

きるというメリットです。

また、子どもと関わる時間が増えるという点も魅力となります。特に長期休業前に成績を整理し、通知表を作成する時間に充てる必要がなくなった分、子どもたちの指導に十分時間を割くことができるようになったり、教師と児童生徒による教育相談も実施できるようになったりしたという話をよく聞きます。

なお、通知表が2回になって、子どもの様子が分かりにくいという保護者の不安 を解消するため、本市では通知表と通知表の間に2回、「学習のあゆみ」という名 前で学習状況のお知らせを家庭に配布しています。

デメリットとしましては、県内でもまだ3学期制の市町村が多く、他市町村からの転校生や初めて小学校に入学する児童の保護者には丁寧に説明し、理解していただく必要がございます。また、長期休業前が学期末に重ならないため、けじめがつけにくいというデメリットも聞いております。さらにこれは、2学期制を取り入れた学校に限らず、夏休みを短くした多くの市町村に共通することですが、温暖化のため暑さ対策も同時に必要となっている点もデメリットとなっています。

本市としましては、これらの状況を踏まえ、今後も2学期制の啓発に努めるとと もに、エアコン設置等の環境教育の整備を充実してまいりたいと考えております。

〇12番(大嶋秀敏君) ゆとり教育ということで、土曜日が休みになりました。そして、世界の子どもたちの中で日本の子どもたちの成績が下がってしまいました。そういうことで、土曜日の授業が復活しつつあるわけでございます。

そして、小学校の英語の導入が始まります。授業時間が取れなくなるという話を聞きますが、夏休みも昨年のように少し短くして秋休みがつくれないのか質問をいたします。

○教育長(大槻 英君) 2学期制を取り入れました当初は、御指摘のとおり夏休みを 2日間短くすると。代わりに、10月の連休に2日間の秋休みを設定いたしました。 宇城市独自に5連休を設定して活動をしておりました。

しかしながら、新学習指導要領において英語科が新設されました。授業時数が70時間ということになりました。宇城市英会話科におきましても、授業時数の確保が必要となってきます。現在の小学校での教育課程では、英会話科は年間35時間です。平成30年度からの授業時数の不足分となる35時間をどう確保していくか、いろんなところから検討していくということとなります。大きな課題でございます。以上のようなことから、秋休みの復活ということには、かなり厳しい状況にあると思っております。

〇12番(大嶋秀敏君) ただいまの教育長の答弁で、秋休みの復活は非常に厳しいという答弁でございましたが、私としては、1学期と2学期のけじめをするためには、

どうしてもあったほうがいいのじゃないかと思いますが、是非頑張ってみていただ きたいと思います。

続きまして、宇城市の小中一貫教育推進状況について質問をいたします。国においては、平成27年6月の通常国会で9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月1日に施行されました。文部科学省が小中一貫教育を全小中学校で推進されて1年になりますが、宇城市の一貫教育はどこまで進んでいるのか質問をいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 宇城市では、小中一貫・連携教育について中学校区ごとに特色ある取組みを推進し、宇城市内の子どもたちの学力向上に努めています。これまでの取組みとして、小中連携による授業改善と家庭学習の共通実践を行ってきました。

また、宇城市の学力の課題として、前年度までの全国学力学習状況調査及び県学力調査結果の傾向を見ると、全体的には小学校で全国県平均並みか若干上回っていますが、中学校では下回るところが見られました。しかしながら、本年度の県学力調査結果では中学校で県平均を上回るところが増えてくるなど、改善傾向にあります。

一方、学校が行った調査では、学習習慣や家庭学習のあり方等に課題が見られます。そのほか、学力向上を図るため、規律ある学習態度や、落ち着いた学習環境についての共通理解や共通実践が必要ではないかと考えます。

以上のようなことから、宇城市での共通実践事項について検討し、宇城市で共通理解を図り、実践教育を進めることが大切であると考えます。宇城市としては、「義務教育9年間を見通して、できるところから取り組んでいく体制づくり」を進めていきたいと考えております。小学校1年生から、義務教育終了段階の中学校3年生の姿を見通して9年間で育てていくことや、小学校から中学校への滑らかなつなぎを意識して取り組むことが大切と考えております。

○12番(大嶋秀敏君) 昨年の3月議会の代表質問で、豊野町以外の4町の一貫教育をどう進めるのか質問をいたしました。その時、「豊野小中一貫教育を検証して進めます。」との答弁があったと思います。豊野町以外の4町の小中学校の一貫教育の話が少しも聞こえてきません。

八代市は人口13万人でございます。そして、施設一体型の一貫教育はないと思いますが、分離型で進めているのが、情報が入ってくるわけです。そういうことで、 字城市はちょっと進んでいくのが遅いなという感じを受けるわけでございます。

ちょっとそこのところを残念に思ったところでございますが、今朝の新聞にも載

っておりましたが、高森町と産山村が義務教育学校をすると新聞に出ておりましたので、「わあ、すごいな。」ということを感じたわけでございますので、施設一体型一貫教育ということで、宇城市は豊野町をモデル校として進めてきたわけでございますので、もう少しこう先に進めないとせっかく豊野町だけ進めて、豊野町だけ良くなっても意味がないと思いますので、是非こう、もう少し一貫教育が目に見える形になるように努力していただきたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。不知火小学校建設検討委員会の進 捗状況についてお聞きしたいと思います。昨年の熊本地震で被害を受けた不知火小 学校は、一部仮設の校舎で勉強している状態で、一刻も早い校舎の建設を要望する ところでありますが、検討委員会の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○教育部長(緒方昭二君) 不知火小学校の校舎は昭和47年と昭和54年に建設と、 それぞれ45年と38年と経過しており、大改修が済んでおらず、施設の老朽化が 進んでいるところでございます。

さらに、今回の地震で南側校舎が大きく被災してしまいました。このようなことから、新築での建設も視野に入れた基本構想の策定を行うこととなり、不知火小学校校舎の建設に係る検討委員会を立ち上げ、委員の意見を伺うこととしたものでございます。

その前段では、8月に松合校区地域連絡協議会に9月と12月には不知火校区地域連絡協議会に出席させていただき、小学校の被害状況、復旧計画、新築に関する説明を行いました。

御質問の検討会議につきましては、第1回会議を平成28年12月26日に開催いたしました。この会議の中で、アンケートの実施が提案されましたので、アンケート作成委員会を設立し、本年1月27日に会議を開催し、アンケートの内容を検討いたしまして、2月13日に第2回会議を開催いたしました。

さらに、3月2日に第3回会議を開催し、アンケートの内容の決定をいただきましたので、さっそく幼稚園・保育園、小学校、中学校及び地域代表等への発送準備を行い、意向調査を行う予定でございます。

今後の予定としましては、アンケートの回収のあと、集計を行いまして検討委員 会を開催し、おおむね6月末頃までに結論を見出せればと思っております。

○12番(大嶋秀敏君) 不知火小学校建設については、地震前から一般質問などで何回となく質問されてきましたが、なかなか今まで進まなかったのが残念に思うところでございます。熊本地震が昼の地震であったならばと考えますと、本当に大変恐ろしいことだと思います。一刻も早い建設をお願いいたします。

続きまして、不知火町において、施設一体型一環教育のメリットが検討委員会や

保護者に伝わっていないようですが、理解を深めるための対策について質問をいた します。

○教育部長(緒方昭二君) これまで不知火小学校校舎建設に係る検討委員会を3回開催したところでございます。

宇城市では、小中学校の教育のあり方として、地域の意見や子どもたちの実態等を考慮して、小中一貫・連携教育を推進しています。

第1回会議では、新しい校舎をどこに建設するのか、小中一貫教育を見据えた建設校舎を議論といたしましたが、建設場所の議論だけでよいのではないかとの意見がありました。第2回会議では、小中一貫・連携教育を見据えた学校配置を検討する必要があるのではないかなどの意見がありました。

議員が申されますように、小中一貫教育への周知の不足から理解がまだ深まっていなかったように思われます。小中一貫教育には、施設一体型・分離型、いずれにおきましてもそれぞれメリット、デメリットがあります。

そのことから、2月3日には不知火小学校で臨時のPTA総会を開催していただき、それぞれの施設の形態について説明を行いました。

また、アンケートを実施する際、「宇城市小中一貫Q&A」及び、不知火町校長会が作成されました「不知火中学校区小中連携・一貫教育について」という参考資料を関係者に配布し、周知を図ってまいりたいと思っております。

- ○12番(大嶋秀敏君) 不知火小学校の建設については少しずつ進んでいるようでございますが、なかなか一貫教育というのは進めるのは難しいかと思いますが、PTA役員とか、保護者に対して施設一体型一貫教育の先進地研修を取り入れていただけるならばと思いますが、県から一貫教育に対して助成金が90万円の補助が出ておりますので、それを受けられないか質問をいたします。
- **〇教育部長(緒方昭二君)** 小中一貫教育推進事業費を活用して研修とのことでございますが、検討委員や保護者等を派遣いたします視察研修につきましては該当となりませんので、他の方法にて更に周知を図ってまいりたいと考えております。
- ○12番(大嶋秀敏君) 分かりました。なかなか、保護者・PTAの研修には使えないということでございますが、豊野町の場合を申し上げますと、一貫教育を進めるという段階におきまして、保護者から独自で四、五人だったと思いますが、佐賀県に独自で一貫教育の勉強にまいりました。そういうふうに、保護者のほうが先になって一貫教育を進めたというところが、ちょっと不知火とは違うところじゃないかと思いますが、是非一貫教育ができますように進めていただきたいと思います。

ほかの補助金というか、助成方法があるなら調べていただきたいと思いますが。

○教育部長(緒方昭二君) 研修の費用につきまして、何か補助等があればそういった

ものを活用して研修に行きたいと思います。

○12番(大嶋秀敏君) 一貫教育は職員室が一つになることで、先生たちの融和ができまして、施設一体型に勝る一貫教育はないと私は思うわけでございます。できれば、不知火小学校建設は中学校の横につくっていただいて、施設一体型一貫教育ができれば最高ではないかと思います。

そして、現在ほとんど人口が減りまして、中学校でも教室がおそらく空いてきているんじゃないかと思います。そうなると、私が研修に行った場所では、これは八女市でございましたが、まだ小学校は離れていたわけですね。グラウンドの両端に小学校と中学校がありまして、やはり分離型という感じでございましたが、小学校6年生を中学校の教室にもう入れてありました。そして、教育をされておりましたので、それが3年後には小学校が中学校の所に一体型としてできますということでございまして、非常に自信を持って教頭先生が「一体型の方がいいですよ。」と言われたのを聞いておりましたので、本当にそんなところをできればそう進めていただきたいと思います。

続きまして、地域おこし協力隊について質問をいたします。議長のお許しを頂き ましたので、議員には資料を配布してありますので、見ていただきたいと思います。

戸馳地区地域おこし協力隊について質問します。国が進める地域おこし協力隊制度を導入して、昨年の4月1日に3人の隊員に辞令交付がされています。やがて1年となりますが、検証する時期にきていると思いますが、地域おこし協力隊の活動内容について質問をいたします。

○経済部長(清成晃正君) 人口減少や、高齢化等の振興が著しい戸馳地域において、 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持又は強化 を図るため、平成28年4月より地域おこし協力隊を設置しました。

戸馳島の観光振興を軸とした経済振興と、その担い手となる地域人材の掘り起こしと支援、雇用創出、定住促進を主な事業方針としております。隊員3人については、戸馳野崎地区に移住し、戸馳地区生涯学習センターの一室を事務所として、戸馳島振興事業に取り組んでおります。

主な活動ですけど、4つほど述べさせていただきます。1つ目に、地域住民との 交流と、それを通じた事業拡大や新分野進出、創業などを目指す人材を発掘。人材 同士のマッチングや組織などへの取組み。

2つ目に、隊員の専門技能をいかした、事業化、事業拡大を目指した各種支援。

3つ目に、戸馳花の学校や若宮海水浴場、若宮キャンプ場が隣接する若宮エリア の活用促進とビジネス創出。

4つ目に、移住希望者の相談対応。

主な4つを述べましたが、その取組みの中で「島で食べる、島に泊まる、島で遊ぶ、ランの島、島で働く」の5つのテーマを基に活動しておられます。

- ○12番(大嶋秀敏君) 地域おこし協力隊の活動ということで、地域住民との交流でいるいろな分野での人材を発掘する。隊員の専門技能をいかした各種支援をする。 若宮エリアでの活動促進並びに、ビジネスの創出、移住希望者への相談対応をしているということでございますが、この活動内容の成果について質問いたします。
- ○経済部長(清成晃正君) 活動の成果についてですけど、洋ラン農家、柑橘農家、酪農、漁業、サービス業など異業種の島内若者の組織化と、それぞれの強みをいかしたビジネス創出に取り組み、11月に若宮海水浴場でのキャンプと島の特色をいかした食メニューの提供、各種体験プログラムを組み合わせた商品の実験を行い、来年度からの運用のめどが立ちつつあります。

そして、当該組織と協力隊員が連携し、本年3月より特徴ある戸馳島の物産をPRする、戸馳「島の市」の立ち上げに至っております。これは昨日、テレビでPRの宣伝がありました。

また、同時に各隊員が専門技能をいかした売り場や告知、商品などのデザインを 監修するなどし、顧客に受け入れやすい売り場づくりに取り組んでおります。

その他、移住者の受入れ支援を行い、1組2人の完全移住、また1組2人の移住 に係る相談と飲食店創業を支援しております。

○12番(大嶋秀敏君) すばらしい地域おこし協力隊の活動だと思います。1年間の努力の結果が、今出ようとしているところでございますが、今年2年目が真価を問われるという時期にきているかと思います。ますます、2年目としてすばらしい成果が出まして、地域がすばらしい結果が出て、地域の発展になるように、是非がんばっていただきたいと思います。

つづきまして、地域おこし協力隊への国の予算、また市の予算についてお聞きしたいと思います。

- ○経済部長(清成晃正君) 地域おこし協力隊員に係る費用は、報償費748万8千円と、活動費405万円の計1,153万8千円掛かります。その予算については、特別交付税で措置される予定でございます。
- ○12番(大嶋秀敏君) 市の予算については。
- **〇経済部長(清成晃正君)** 市の予算ということですけど、先ほど言いましたように1, 153万8千円、全額この特別交付税で措置される予定でございます。
- **〇12番(大嶋秀敏君)** 市の予算はゼロということですね。それでいいですか。
- 〇経済部長(清成晃正君) はい。
- ○12番(大嶋秀敏君) はい、分かりました。この地域おこし協力隊というのは、ほ

かのところでやっているかと思いますが、宇城市戸馳島だけでなく、宇城市でもほ かの地域でもできないか、ちょっと質問をしたいと思いますがいいですか。

○経済部長(清成晃正君) 戸馳島だけじゃなく、ほかのところでもできないかという 御質問ですけど、これは全国で大体3千人を目安に今募集をされております。県内 でも1人から多いところでは5人、5人が隣の美里町です。

また、九州では大分県の竹田市が29人、これは全国でこの地域おこし協力隊の募集をされております。ほかの宇城市の中でできないかということですけど、この地域おこし協力隊の一つの事業としまして定住を図る、都会の人が田舎暮らしをしたい、そういう中で最高3年ですけど、いろんな地域の地域おこし活動なり、地域の活動をし、また自分の雇用・起業も含めた中で定住を図るというような事業も目的の一つでありますので、全地域でこの隊員の設置は可能と思います。

〇12番(大嶋秀敏君) ありがとうございます。是非、ほかの地域でもこのような活動ができますことを期待いたします。

続きまして、危機管理について質問をいたします。松橋町の中心部を流れます浅井手川の内水対策調査の経過報告と今後について質問をいたします。前回の12月の一般質問の中で溝見議員が質問されましたが、内水対策調査は進んでいるのか。また、経過報告と今後の対策について質問いたします。

〇土木部長(岩清水伸二君) 松橋地区の中心部を流れます浅井手川の調査につきましては、昨年の9月議会で定例会で承認をいただきまして、昨年12月に浅井手川災害箇所河川検討業務委託として発注を行っております。

年末に関係嘱託員にお集まりいただきまして、流域の現地調査、あるいは豪雨に 対応する河川断面の検討、それから対策の検討を実施する旨説明いたしまして、御 協力をお願いしたところでございます。業務につきましては、3月末までの工期で 業務を進めております。

経過と今後についてでございますけれども、現在の業務の進捗状況としましては 河川の延長約2^{*}元につきまして、河川断面の測量を行っております。この測量結 果を踏まえまして、浅井手川の流下能力の算定、それから計画断面の検討等を行う 予定としております。

今後につきましては、この委託業務の成果を基により費用効果に優れた排水対策 を計画してまいりたいと考えております。

〇12番(大嶋秀敏君) 浅井手川の内水対策が少しずつではありますが進んでいるということで安心をいたしました。昨年の6月の大雨、松橋町で確か1時間あたり135 1 1 1 だったと思います。豊野町で133 1 1 1 というとてつもない大雨でございました。

昨年1年間で、100¹,以上の雨が降った箇所が日本中で140か所あったそうでございます。そういうことで、日本中が温暖化になりまして、いつでも100¹,以上の大雨が降るということが予想されておると思います。そういうことで、浅井手川の内水対策が1日でも早く進みますことを期待いたします。

続きまして、宇城市の信号機設置について質問をいたします。前回の12月議会で高橋議員が質問されましたが、小川・氷川スマートインターチェンジが開通いたしましたので、国道3号からインターを通りまして嘉島小川線に入る大型トラックが非常に急増してまいりました。そして、豊野町を通って城南町、嘉島町と行くので、本当に横断歩道がない所は大変子どもたちの通学に厳しいなと感じておるところでございますが、高橋議員の質問の所、稲川グラウンドの所の信号機設置でございますが、その前にいくつも出ているかと思いますが、ここ10年間の信号機の設置状況をお知らせしていただきたいと思います。

○総務部長(猿渡伸之君) 10年間と話がありましたけれども、手元に5年間まで正確なものしかありませんので、申し訳ございませんが5年間のデータでまず、お答えさせていただきます。

まず、基本的に新たな信号機の設置につきましては、まず地元から要望を出していただくというのが前提になります。その後、市から警察に要望をつなぐという形で行っております。

信号機の設置状況ですけども、まず平成24年度松橋町曲野に押しボタン式信号機を1基、さらに道路新設に伴う松橋町久具に交差点の信号機を1基、合計2基を付けております。

それから平成25年度、不知火町御領に押しボタン式信号機を1基、平成26年 度道路新設に伴う小川町南小川の交差点に信号機を1基、平成27年度小川町南新 田に押しボタン式信号機を1基設置したところでございます。

そのほかに、これまで市から警察に設置を要望した中で、まだ未設置の箇所がございます。平成25年度分で2か所、平成26年度分で1か所、平成27年度分で2か所、平成28年度分で1か所など合計まだ6か所が未設置の状況でございます。

このように、要望をしたからといってすぐに設置が進んでいる状況ではないこと を御理解いただきたいと思います。宇城警察署に要望を出しますけれども、宇城署 では宇城市だけでなく、宇土市、美里町、熊本市、城南町からの要望を受けており ます。

また、県全体では相当数の要望があがっており、県本部で集約後、危険の度合い、 交通量、横断者数、付近の信号機の設置状況等々を総合的に判断され、県全体の中 で優先順位を付けられ、予算の範囲内で設置されると聞いております。ただ、宇城 市としまして、信号機の設置要望を市民の安全を守るため必要なことと考えておりますので、未設置の箇所につきましても早期実現に図られますよう引き続き警察署へ要望を続けてまいりたいと考えております。

○12番(大嶋秀敏君) 10年といいましたが、5年で6基ですか、付いている。しかし、平成28年度はまだ未定で付いていないということでございますが、要望は高橋議員が言われました稲川グラウンドまで入れますと、7基が現在あがっているということでございますが、その前に何基かあがっておりました。それは、警察の方でここは早くいえば、「そんなに危険個所でないのでここは後回しだ」というようなふうで、取り下げておられる箇所が何か所かあるようでございます。

そういうことでありますので、できれば今あがっております7基は1年でも早くほかの宇土市、美里町、城南町といろいろありますが、宇城管内で5年間ずっとついてきておりますので、1年に1基でも結構だと思いますので、是非1基獲得できますことを期待いたしまして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〇議長(入江 学君) これで、うき幸友会、大嶋秀敏君の代表質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。

> ----- 休憩 午後 0 時 3 2 分 再開 午後 1 時 3 0 分

- ○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 次に20番、うき未来21、中山弘幸君の発言を許します。
- ○20番(中山弘幸君) うき未来21代表の中山でございます。

まずは、先の市長選で再選を果たされました守田市長に、敬意を表しますとと もに今後の御奮闘を御期待申し上げまして、通告に従いまして質問をいたします。

今回通告しました3点につきましては、守田市長の選挙戦の公約でもあり、また所信でも述べられたように、守田市政二期目の目玉事業ともいえるものであります。既にほかの会派から質問があっておりますが、重複する点があるかもしれませんが質問をしたいと思います。

まずは、災害用コミュニティ施設の建設につきまして、いつ、どこで決定した のか計画の経緯につきまして、また総合計画との関連性についても答弁を求めます。

〇副市長(浅井正文君) 災害用コミュニティ施設の建設についてということで1番で す。いつどこで決定したのか計画の経緯についてお尋ねです。

今回の熊本地震にあたり、旧松橋公民館です、今更地になっています旧松橋公民

館は耐震がなく、解体予定だったため、避難所として活用はできませんでした。避 難所の不足に対し、市がどのように対応していくかといった課題も出てきておりま した。

そういった時期に、国土交通省の「都市防災総合推進事業」のメニューの中に、 地域の防災力強化とか、コミュニティ施設の機能を備えたというところがあります。 防災コミュニティ施設というのがあるということをキャッチいたしました。申請す ればできるということで、庁内で検討をした結果、特に松橋校区は避難ができる自 治公民館を持っていません。持っていない行政区が2区から10区までで、8行政 区あります。人口が密集しているところもあります。本施設の必要性を感じました。 有利な事業申請を行う予定として、去年の12月の議会の定例会の一般質問にお いて、松橋校区に防災施設を兼ねたコミュニティ施設の建設を計画している旨をお 答えしたところです。施設の詳細につきましては、今後議会の皆さんや地元の方々

○総務部長(猿渡伸之君) 総合計画との関連についてお尋ねありましたので、補足を させていただきます。

と協議していく予定でおります。

現在、宇城市の第二次総合計画につきましては、今年度中に基本的な計画、基本計画の策定を目指して、今もうできあがる寸前というところでございます。

その中には、この防災コミュニティ施設、災害用コミュニティ施設については明確な記載はございません。そもそも、まだ事業、手を挙げたばかりで、来年度以降内容の詳細なものが、まちづくり復興計画ということで提出する必要がございます。そういった松橋町のみならず、宇城市全体での配置というのも今後議論が必要になってくるかと思います。

そういったものがある程度見えてきた段階で、総合計画の中の毎年度実施計画というのを作成しますので、その実施計画にはほかの分野も含めまして、具体的な事業をかなり書き込むことになっております。その中で、できる限り市民の皆様にも分かりやすいように触れていきたいと今考えております。

- **○20番(中山弘幸君)** 経緯につきましては理解をいたしました。 次に、施設の規模、財源、時期等について答弁を求めます。
- ○総務部長(猿渡伸之君) この災害に向けた防災コミュニティ施設につきましては、 避難所として必要な、いろんな人が避難できるような広間的な空間、それからトイレ、炊き出しなどを可能とする調理場、また防災備品、資材等の備蓄しておく倉庫なども考えられます。

現在申請して、これが採択となった場合、具体的な設計に入る段階で詳細な規模、それから具体的設備、こういったものを検討していく必要がございます。ですので、

全体の大きさとか、建設費用だとか、そういったものにつきましても現時点では検 討中という段階にございます。

財源につきましては、交付率が2分の1でございます。残りにつきましては、市 の合併特例債を充当して対応していきたいと考えております。

時期につきましては平成29年度に計画の策定、それから必要な調査、一部設計 等を行い、平成30年度から工事に着手できればと考えているところでございます。

〇20番(中山弘幸君) 次に、施設の統廃合との関係について、ちょっとお尋ねをいたします。

元々、松橋公民館が、不知火公民館と統合される時ではこの計画はなかったと理解しております。働く女性の家も公民館としても利用するという説明で、その後の計画はありませんでしたけども、その点、施設の統廃合との整合性についての説明を求めます。

○総務部長(猿渡伸之君) おっしゃられますとおり、確かに熊本地震前に策定いたしました公共施設の見直し方針におきましては、老朽化も進み、耐震性がない旧松橋公民館につきましては、廃止解体として中央公民館は不知火に移して、働く女性の家を公民館としたところでございます。ただ、平常時はともかく、災害時における人口密集地区である松橋地区の防災拠点の必要性というのを申し上げるまでもなく、熊本地震や豪雨災害によって我々は知らされたところでございます。

それを踏まえまして、先ほど副市長申し上げましたが、従来型の公民館をただつくるのではなく、松橋地区の防災機能とコミュニティ機能というのを併せ持った新しい拠点をつくる必要性というのを地震後に改めて内部で検討、対応する必要があるということで、この計画に至ったものでございます。

ですので、一見矛盾しているように見えるかもしれませんけども、我々としては その時点、その時点でのベターな状況というのをかんがみて計画、今回の申請に至 ったものと考えております。

○20番(中山弘幸君) 松橋校区における公民館がない校区があるとか、そういった 議論は以前もあっておったと理解をしております。ただ今回、災害があり、更にそ の必要性を感じられたということで理解をいたしました。

次に移ります。次に、(仮称)リバーサイドロードについて質問いたします。この計画も、先の選挙戦の最中に出てきた計画が浮上してきたと思いますけども、この計画の経緯についての答弁を求めます。

〇土木部長(岩清水伸二君) 目的としましては、現在交通の要衝でございます本市の中心部におきまして、通行車両が集中しまして、慢性的な交通渋滞が発生しております。

この渋滞緩和を図るため、中心市街地を経由せずに通行できるバイパス道路として、既存の河川堤防を利用したこの(仮称)大野川リバーサイドロードの計画をしたところでございます。

○20番(中山弘幸君) 今までのほかの会派の答弁でも聞いておりますし、その点は 理解もいたします。

次に、コースの延長、財源、事業費等の詳細な計画があればお答えをお願いいた します。

○土木部長(岩清水伸二君) 延長、財源、事業費等の詳細な計画ということでございますけれども、大まかな整備ルートとしましては、重複しますけども県道14号の八代鏡宇土線の鎗ノ柄橋という橋から大野川を上流へ、この堤防道路を利用しながら宇城地域振興局を通り、道の駅うき付近の県道181号松橋停車場線につなぐ計画でございます。

路線延長につきましては、約2.5 * Lと見込んでおります。財源及び事業費についてでございますけれども、概略設計や調査を基に概算事業を行う必要がありまして、現在その辺の事業費あたりはまだつかめておりません。この概略設計を行いまして、その後事業費あたりが出てきますと、それに見合った有利な補助金、あるいは交付金の活用を考えていきたいと思います。

- **〇20番(中山弘幸君)** では、その概略設計にはいつ頃入られるのか。その点をお尋ねいたします。
- **〇土木部長(岩清水伸二君)** 概略設計に入るということで、今回の当初予算には計上しておりませんけども、直近の議会に提案をしていきたいと考えております。
- ○20番(中山弘幸君) 次に、費用対効果についてお尋ねいたします。
- ○土木部長(岩清水伸二君) 費用対効果という御質問でございますけども、先ほど申しましたように、事業費の把握というのがこの概略設計、あるいは調査で判明してまいりますので、現段階で費用に対してどれくらい効果があると、費用対効果でございますけれども、今の時点では何ともお答えできないところでございます。

整備に際しましては、既存の河川道路堤防を利用するということで、コストを極力抑えながら整備したいと考えております。

○20番(中山弘幸君) 概略設計調査をこれから行うということでございますが、当然、通行量の調査などもされると思いますが、例えば農免道路、国道266号そして県道14号を通る車がどれだけの割合で道の駅方面に向かうか、そういった調査があって、初めて費用対効果も出てくると思います。その点が当然されると思いますけど、その点が1点ですね。

それと、以前合併直後計画路線がありましたけども、具体的にはこの市役所前か

ら停車場線につながる道路がありましたけども、設計後あまりにも事業費が高額ということで中止になった経緯もあります。おそらく合併特例債は使えないことを想定すれば、そういったこともあり得ると思いますけども、長期財政計画などとの関連性はいかがか、その点をちょっとお尋ねいたします。

- **〇土木部長(岩清水伸二君)** 事業費につきましては今後というお答えをさせていただきましたけども、合併特例債の期間中は合併特例債が活用できると考えております。
- **〇20番(中山弘幸君)** 財政計画との兼ね合いは。
- ○議長(入江 学君) 合併特例債のみならず、ほかの一般財源とか何か補助金でもと、 あれば。
- **〇土木部長(岩清水伸二君)** 中長期の財政計画がまだ策定はしておりませんので、これからになるということで御理解いただきたいと思います。
- **〇20番(中山弘幸君)** これから調査をしてたぶん事業が始まる頃には合併特例債の 期限がきているだろうということで質問をしたわけです。

それと、まだ財政計画はできていなかったですか、やっぱり。私、昨日多分この コースだろうと思われるコースを走ってみました。

まず、農免道路の長崎久具線からの交差点ができるところから北上しまして、不知火支所を右折しまして、それから停車場線を右折して道の駅まで、大体4.2 * 虚めりまして、時間にして7分掛かりました。そして、逆のたぶんこの辺だろうなというところを逆に帰ってきて、大体距離はほとんどあんまり変わらずに、時間もあまり変わりませんでした。それは時間帯がお昼前で空いてましたので、朝夕のラッシュ時には相当な時間の差があるだろうという感じはしました。

また、多分橋の架け替えが2か所ぐらいあるだろうなということを思いまして、 舗装費などを合わせれば相当な金額に、延長もありますので、なるだろうというこ とを想像して、やっぱりその中で財政計画あたりとの関連も考えれば、以前事業費 が高額になりすぎて中止になった経緯もありますので、そういうこともありはしな いかということで質問をしたわけでございます。再々質問はないということで、一 応2回で終わります。そういうことを考えられまして、綿密な計画の基に事業を進 めていかれるように指摘をして、この質問を終わります。

続きまして、JR小川駅及び周辺開発の整備につきまして、これにつきましても 計画の経緯から質問をいたします。

○企画部長(髙島孝二君) 計画の経緯についてお答えをいたします。市が昨年策定しました「宇城市まち・ひと・しごと創成総合戦略」では、先ほど御説明した親世代の(25歳から44歳まで)の流出を抑制するとともに、子育て世代の流入を定住につなげるため、本市の住宅の建設を促進するものということで掲げております。

現在、松橋駅において、市全体の活性化のために西側の整備が進められておりますが、今後周辺の宅地化や商業化が見込まれ、駅周辺は市の玄関口として利便性の高いにぎわいのある拠点が形成されることと期待されております。

一方、JR小川駅周辺も通勤・通学や買い物などの利便性があり、熊本都市圏や 八代市のベットタウンという要素を兼ね備えておりますので、次に小川駅西側を整 備し、新たなまちづくりに取り組みたいという経緯でございます。

○20番(中山弘幸君) 駅の周辺も整備されることに越したことがないのが事実でありますので、その点は理解をいたします。

次に、事業規模、財源、時期等について詳細な計画があれば御答弁をお願いいたします。

○企画部長(髙島孝二君) 事業規模、財源、時期等の詳細な計画ということでございますが、小川駅西側整備計画の詳細につきましては、先ほど大嶋議員の御質問にお答えしましたとおり、現時点では構想段階でありまして、まだ具体的なプランはこれからでございます。第二次宇城市総合計画(案)の中の、「持続する」まちづくりの中で、松橋駅及び小川駅の周辺整備の取組みを掲げることとしております。

今後、松橋駅西側の整備と並行し、小川駅に関しても事業立案に向けた作業に着 手してまいりたいと考えております。

事業規模、財源につきましても未定ではあります。特に財源、各種の交付金や補助金制度の情報の収集に努めまして、より有利な財源確保に努めてまいります。

○20番(中山弘幸君) まだ構想の段階で、ほとんど詳細な計画がないと理解をいたしました。

次に、費用対効果についてお尋ねをいたします。

- ○企画部長(髙島孝二君) ただいま構想の段階ということでお話をいたしました。新規事業について、費用対効果、当初から分析することは大変重要なことでありますが、小川駅西側の整備はまだ構想の段階、何度も言いますが構想の段階であり、事業費もつかめておりません。したがいまして、費用対効果の測定はできないということであります。
- **〇20番(中山弘幸君)** 私は事業を行ううえで、費用対効果は重要であると考えます。 先ほども質問はしましたけども、財政計画との関連性もありますので、事業費主体 では事業断念ということもありはしないかと心配をしております。

今、3項目もわたって質問をしましたけども、リバーサイドロードと小川駅周辺 開発につきましては構想段階で、ほとんど詳細な計画はないということでございま したけども、あと市長に、これ市長の選挙公約でもありましたので、市長の思いを ここで語っていただければと思いますが、いかがですか。 ○市長(守田憲史君) 今、部長が申したとおりでございます。小川駅に関しましては 松橋駅みたいに線路と線路の真ん中にホームを置くスペースはありません。もう並 行の線路があるだけで、これを広げることはできませんので、今の階段を使い、駅 舎を使い、反対側にICの出入口をつくれたらというような考え方で、松橋駅みた いに大規模の駅前開発をしたいということではございません。

ただ、西側をパークアンドライドの考え方で駐車場を確保したいというような考え方でおりますが、まだまだこれもまだ初期段階でございます。

- **〇20番(中山弘幸君)** 今回、3点しか通告をしておりませんでしたけども、残念ながらほかの会派とかぶってしまいましたけども、今後この計画がスムーズに進捗しますように期待をしまして、時間が余りましたけども、うき未来21の質問を終わります。
- ○議長(入江 学君) これで、うき未来21、中山弘幸君の代表質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。

-----休憩 午後1時56分 再開 午後2時10分

○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に9番、清風会、福田良二君の発言を許します。

○9番(福田良二君) 9番、清風会を代表して質問をいたします福田でございます。 まず、昨年の熊本地震をはじめとする多発する災害において被災され、再建も 道半ばの方も多数ございます市民の方々に心からのお見舞いを申し上げるところで ございます。

行政は今回の各種災害で生じた人的・物的損害やコミュニティの再建にどう向き合い、これからの政策を立案・制作されるかが問われているところだろうと考えております。

守田市長には、大変な重圧の中でよく頑張ってこられたと敬意を表するところで もございます。これから、その観点において質問をさせていただきます。

今、本市には熊本地震で被災された方々に向け、いわゆる災害復興住宅が建設され、進められておりますが、ここに地方創生の視点も取り入れ、高齢化率が高い地域への建設と併設する形で子育て支援住宅を計画し、バランスのとれた地域コミュニティの再建をこの際構築されるおつもりはないかお尋ねいたします。

震災復興と人口減少対策としての定住政策で、宇城市の復活を一日も早く図らなければならないと考えるところであります。今、やらなければならないことだと思

っております。

次に、これも震災に伴い、本市市営住宅に一時的に避難入居されている高齢者の 方々が数多くいらっしゃるとお聞きしております。本年6月まで入居延長され、更 にプラス1年間の延長で最長2年間は入居が保証されると聞いておりますが、生活 再建のめどが立たない高齢者を含む被災者には、多少厳しい措置であると思ってお りますが、地域のコミュニティの一員として現在の市営住宅に住み続けていたいと 考えておられる高齢者の方のお話も聞いておるところであります。

本市には入居のあり方として措置が解除されたあと、賃貸として住んでいただき、 今までと同じ住み慣れたコミュニティを形成していただく考えはないのかお尋ねす るところでもあります。

次に、支所機能の充実についてお伺いいたします。今回の熊本地震において、本 市被災地区は今後更に揺れやすくなった地盤特性を持つに至りました。3月2日に は日向灘を震源とする地震が発生し、マグニチュード5.2と確認され、いつ南海 トラフに連動するか分からない状況でもあると感じております。震災を体験した本 市は、その時に備えた準備を復興と併せて行う必要があると思います。

今回、本市には災害コミュニティ施設が計画されているようでありますが、併せて今丸川五輪担当相がおられますが、数種目のオリンピック競技に東北の被災地開催を表明されました。同じ被災地として本市も誘致はできないかもしれませんが、キャンプ地や調整地として名乗りをあげてみてはいかがかと思います。そこに必要とされる施設を今国土交通省がPPPやPFIを活用する防災・減災を柱とする国土強靭化法を活用したところで、大規模災害の避難所として活用できる法案が整備されていると聞いているところであります。宇城市民の日頃のスポーツの拠点施設整備の構築をされるお考えはないか併せてお尋ねするところであります。このような危機管理は、人の命が関わる政治問題とまずは第一に考えていただきたいと考えるところでありますので、先を見据えた回答をいただきたいと思っております。

また、そこで本庁機能の分散機能保全も考えておかなくてはならない、今回の他市の状況の中から論点として浮かび上がったと思っております。物的損失だけではなく、人的な被害も考慮し、支所機能の本庁機能そのもので補う体制をある程度見直す中で、更に再構築する必要が今回出てきていると思っております。本市の今後の考え方をお尋ねいたします。

次に、地方創生なくして今後の国の発展はあり得ず、また本市の農業の発展なく しては宇城市の未来はあり得ないという中で考えますが、農業に従事される方々は 今後ますます高齢化し、将来の不安を抱えた中、今現在汗を流しておられると思い ます。去る平成28年本市本議会において、画期的な予算が計上されております。 福祉介護の現場におけるロボット、いわゆるアシスト型スーツの補助具の予算であります。このような女性や高齢者の力を補助する形でのロボット器具が、農業でも活用できるのではないかと考えておりますが、他市に先駆けて農林水産省あるいはJA等に本市より働き掛け、提案する形でこれも官の力だけではどうにもできない政治の力を必要とする案件でありますが、考えていかれるおつもりはないかお尋ねをするところであります。

次に、今回の発災以来、昼夜を分かたず復興に尽力いただいている土木、建設事業者の方々に、今大変な疲れが見えてきております。入札不調の物件が増加し、未だ垣間見られるということでありますが、迅速な復旧・復興が本市の復興には欠かせないところであります。このまま原因を究明せず、放置することがないようにしなければなりません。

また、今後同様の案件も見据える中で、地方自治法での地域要件の見直しも考える必要が今回の不調物件に限っては認められてきたと思いますが、本市の今後の方針をお尋ねいたします。一括でお答えいただきたいと思っております。

- ○議長(入江 学君) 福田議員、答弁は順次1番から5番までいいですか。
- ○9番(福田良二君) はい、一括でお願いします。
- **〇土木部長(岩清水伸二君)** まず、1番の震災復興と地方創生、その中でも災害公営 住宅と子育て支援住宅の併設の考えを問うということで、市としましては昨年被災 者アンケートを実施しました。

災害公営住宅の入居を希望される世帯の約75%が60歳以上の世帯ということでありまして、入居者が高齢者世帯に偏ることも予想されております。このため、世代を超えたコミュニティの形成、地域のコミュニティの形成という点に関しましては、非常に重要であろうと思っております。やはり、高齢者世帯と若い世帯が融合し、共に社会生活を営むことが地域における支え合いの精神を育むことにもつながるものと考えております。

御提案いただいた子育て支援住宅の併設という点についてでございますけども、 現在住宅を失った被災者の住まいの確保を最優先に考えておりまして、災害公営住 宅の建設を急いでおりますので、子育て支援住宅とは少し切り離して、当面こちら を最優先で急ぎたいと、災害公営住宅の建設を急ぎたいと考えております。

なお、今回建設いたします災害公営住宅につきましては、将来的な一般公営住宅への転換も視野に入れておりますので、建設にあたりましては子育て世帯向けの住戸タイプを混在させるなど、高齢者世帯に偏ることがないよう、配慮しながら建設を進めてまいる所存でございます。

続きまして、2番目の震災対応についてということで、市営住宅に仮入居されて

いる被災者の今後の支援についてということでございます。

現在、熊本地震により市営住宅に一時入居されている被災世帯は、2月末現在で12世帯ございます。入居期間につきましては、被災当初6か月間としておりましたけれども、現在は1年間に延長しているところでございます。入居者の自宅再建の意向につきましては、毎月その各世帯から報告を頂いておりまして、「やっと解体が終わって、新築に向けて動いている」という世帯もあります。

また一方、高齢者世帯では、「自宅を再建する資力がなく、まだ決めていない」 といった世帯もございます。こうして入居者の生活再建が見通せない状況、あるい は最近は県営住宅等への一時入居期間が2年間に延長されたことなどを踏まえまし て、市としましても2年間に延長する方向で今後検討してまいります。

- ○議長(入江 学君) 次に危機管理について、3番、総務部長。
- ○総務部長(猿渡伸之君) 危機管理のうち、まず大規模災害において、本庁機能を補 完する支所機能の充実を図る考え方について総務部よりお答えいたします。

宇城市におきましては、大規模災害発生時には宇城市役所本庁に災害対策本部を 設置した上で、被災状況の把握や応急復旧、それから避難者の安全確保などの業務 に取り組むこととしております。

今回の熊本地震におきましては、幸いにも市役所本庁舎の被災が小規模でありましたため、対策本部の設置をはじめ、情報収集、応急復旧作業、救援物資の仕分けなどのほとんどの業務を、これらの拠点として本庁機能を被災直後から維持することができました。

今後、仮に地震等によって本庁舎の機能が著しく損なわれた場合には、すぐに代替可能な施設に本庁機能を移して、災害対応業務を継続しなければなりません。

宇城市としまして、今後地域防災計画を見直す中で、業務の継続計画とともに、 複数の代替施設等の可能性についても想定シミュレーションを行いまして、実際の 災害時におきましては最も被害が少なく、災害対応にすぐに機能し得る施設を代替 施設として速やかに選定し、災害業務を実施できるよう努めてまいります。

なお、現在におきましても、局所的な災害に迅速に対応するため、各支所が設置 します現地警戒本部への派遣要員として地元に精通した職員10人程度をあらかじ め選定し、必要な場合にはすぐに派遣できるように人的対応も行っているところで ございます。

- ○議長(入江 学君) 次に、スポーツ拠点施設設置運用について、教育部長。
- **〇教育部長(緒方昭二君)** 福田議員の御質問のスポーツ拠点の設置ができないのかということでありますので、教育部でお答えをしたいと思います。

施設の建設については、合併特例期間終了後は避難所機能を併せ持った体育館で

あっても、社会体育施設の体育館ということで、国県等からの補助はありません。 現在、学校教育施設、社会教育施設の震災復旧や震災を受けての学校教育施設の 建て替え等を最優先で取り組んでおり、財政的には厳しい状況でございます。今後 の国等の新規補助事業等の動向、情報等を収集しながら可能性を探ってまいりたい と思っております。

- 〇議長(入江 学君) 次は、高齢化する農業従事者、守田市長。
- ○市長(守田憲史君) 農業を巡る高齢化や新規就農者の不足等の厳しい状況の下で、 農林水産業の競争力を強化し、農業を魅力ある産業とするとともに、担い手がその 意欲と能力を存分に発揮できる環境を創出していくためには、農業技術においても、 省力化・軽労化や精密化・情報化などの視点から、その革新を図っていくことが重 要であります。

このため国は、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業を「スマート農業」とし、その確立と方向性が示されています。

「スマート農業」を実現するため、新技術の実用化と普及を目的として、農業用ロボットの研究開発が進められています。

農業用ロボットの累計として、①車両型(ロボットトラクターなど)、②設備型(搾乳ロボットなど)、③マニピュレータ型(収穫ロボットなど)、④アシスト型(パワーアシストスーツなど)があり、福田議員が提案された介護用ロボットはアシスト型に類型されます。

提案されました、農作業を軽減するロボットの導入についてですが、日々技術革 新が進み、改良されていくものと思います。市としましても、最新の情報収集に努 めながら、できることから始めたいと思います。

- ○議長(入江 学君) 最後の不落札について、総務部長。
- ○総務部長(猿渡伸之君) 公共事業の多発する不調・不落についてでございます。

まず現状ですが、今年度の市発注工事におきまして、2月末現在通算で43件の不調・不落が発生いたしました。しかしながら、今は約10件と減少しております。不調・不落の要因の分析をしましたところ、まず、資機材が徐々に不足気味になっていることに加えまして、技術者、それから現場作業員、交通誘導員、それらを含めました下請け業者等が確保できないと。特に、下請け業者が確保できないことで、工期までに工事を完成させるめどが立たない等のケースが目立っているところでございます。

そのため、不調・不落対策として、まず入札契約制度の運用改善としまして、緊急を要する応急復旧工事発注や、入札不調時などにおいて随意契約制度の活用や、

工事発注ランクの見直しを実施しております。

また、下請け業者等施工体制の確保対策としまして、現場代理人の常駐義務の緩和、それから余裕期間を見込んだ早期契約制度の活用、合冊及び合併入札の活用、さらには復興係数及び復興歩係というものを導入しまして、より適正な設計価格を再設定するなどして再入札等を実施しております。

落札とならなかった工事につきましては、今後も速やかに再入札、随意契約で対応し、早急な復旧・復興工事の施工に努めてまいります。

○9番(福田良二君) 復興住宅についてでありますが、これは上下水道インフラの整ったところを最優先して考えていかれるというお答えを、何回も先ほどから聞いておりますけれども、宇城市にはやはりおいしい地下水、そして設備としては合併浄化槽方式もあるのかなと考えております。やはり、地域限定ありきという考え方では、やはり均衡ある宇城市の発展は、望めないのではないかなと、一市議会議員としての考えではありますけれども思うところであります。

子育て支援で地方創生につながる、こう思っておりますが、この地方創生の観点について企画部長、このような政策にやはり「仏をつくって魂を入れず」というようなところもあるのかもしれないと思いますが、思いをお聞かせいただきたいと思います。

○企画部長(髙島孝二君) 議員御指摘のとおり、地方創生の表面ばかりをしていては 創生の意義がありません。私としましては、地元の市民のお一人お一人が活力を持 つために、どうそこに誘導していくか考えを持っていくかが重要だと思っておりま す。

行政の使命も大変大きなものもありますが、これからの市の活性化といいますか、 地方創生については市民と一緒になっていく、そのために誘導できるといいますか、 一緒に考えることができる施策を展開していくことだと思っております。

〇9番(福田良二君) 今後とも頑張っていただきたいと思っております。

続いて、市営住宅の一時入居でありますが、これから2年先、2年間の猶予の後にやはりそのまま続けてコミュニティの一員として住んでいただく、その方策として賃貸での活用もあるのではないかと思っておりますが、その考えはないのかお聞きするところであります。

○土木部長(岩清水伸二君) 先ほど一時入居に関しましては、2年間の延長を検討しているということでございます。期間満了後の住まいについて、そのまま一般の公営住宅に、あそこに住み続けられるかという点に関しましては、御希望であればそして入居条件に該当する場合に限りましては、一般公営住宅の入居という形式で、引き続き入居は可能となります。優先的に、普通一般的には抽選で行いますけども、

本人が希望されれば優先的に住めるということでございます。

○9番(福田良二君) よろしくお願いしておきたいと思います。

支所機能の充実でありますが、日頃の充実も費用対効果を考えればどうなのかな と思いますけれども、大震災に備えたやはり日頃の充実も、均衡ある発展とともに、 地方創生の考え方からも必要だと思っております。

今回の震災で私は、平成17年1月15日の合併以来の選択と集中、この方式は 多少方向性が違っていたのではないかなと考えるところであります。やはり、一旦 決まった走り出した道、この車の両輪をかんで止めることはやはりなかなか難しい と思っております。

ここはやはり、政治の責任でもあると思っておりますが、守田市長、やはり天の 声だとお聞きいただいて、中長期的な視野の中においてでもお考えいただくつもり はないかお聞きするところであります。

- ○市長(守田憲史君) 実際、今でもその本庁と支所でどちらで判断するかというのはかなり難しい問題ですし、また予算その他を支所でもっていくとなりますと、また人用、そしてその手続き、また大変なコストが掛かるところで、やはり慎重に考えていかざるを得ないと考えております。
- ○9番(福田良二君) 再度、中長期的な観点からの取組みをよろしくお願いをしてお きたいと思います。

次に、避難施設でありますが、今示されている国からの予算措置では、なかなか難しいということは分かっているところでありますけれども、国土交通省から体育館的な施設の構築も視野に入れた、先ほど申しあげたPPP、PFIあたりも含めた中での新しい法案の指針が、そろそろ上がってくると聞いているところであります。このような情報をいち早く宇城市にはつかみ取って、そして他市に先んじて予算を消化していただく、このような形がやはりこれから大切になってくるんだろうと思っております。

このような形の中で、是非乗っかっていただきたいというような思いを御披露しながら、今回の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長(入江 学君) これで、清風会、福田良二君の代表質問を終わります。

ここでお諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会に したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会にすること に決定しました。本日はこれで延会します。

延会 午後2時39分

第 5 号 3月13日(月)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第5号)

平成 2 9 年 3 月 1 3 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 1 議事日程日程第1 一般質問
- 2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 髙 橋 佳 大 君 2番 髙 本 敬 義 君 3番 大 村 悟 君 4番 星 田 正 弘 君 永 貴 充 君 5番 福 6番 溝 見 友 君 7番 亰 田 幸 雄 君 8番 五嶋 映 司 君 福田良二君 河 野 君 9番 10番 正明 11番 渡 邊 裕生君 12番 大 嶋 秀 敏 君 君 13番 尾 﨑 治彦君 14番 河 野 郎 15番 長 谷 誠 一 君 永 木 伸 一 君 16番 17番 入 江 学 君 豊 田 紀代美 君 18番 19番 堀 H 三郎君 20番 中山弘 幸 君 21番 石 川 洋 一 君 岡本泰章 22番 君

- 4 欠席議員はなし
- 5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君
- 6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守田憲史 君 副市 長 浅 井 正 文 君 教 育 長 大 槻 英 君 総務部長 猿 渡 伸 之 君 髙 企画部長 島孝 君 市民環境部長 幸 君 松本秀 健康福祉部長 本間健郎 君 経済部長 清 成 晃 正 君 _ 緒 方 昭 土木部長 岩清水 伸 君 教育部長 君

会計管理者 田博俊 総務部次長 戸 君 成田 正 博 君 企画部次長 下 堅 君 市民環境部次長 上 原 久 幸 君 木 経済部次長 健康福祉部次長 那 須 聡 君 裕 英 吉 田 次 君 土木部次長 松 英 隆 君 教育部次長 中 村 誠 君 成 三角支所長 亨 不知火支所長 広 谷 П 君 辛川 倫 君 豊野支所長 之 小川支所長 京 田敏行 君 木 村 隆 君 農業委員会 市民病院事務長 吉 澤和弘 君 重 田 公 介 君 事務局長 財政課長 監査委員事務局長 中 村 久美子 天 川 君 竜 治君

開議 午前10時00分

○議長(入江 学君) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

- ○議長(入江 学君) 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。 まず、3番、大村悟君の発言を許します。
- ○3番(大村 悟君) 議席番号3番、うき幸友会の大村悟でございます。

まずは、市長の二期目の就任、誠におめでとうございます。先日、所信表明がご ざいましたが、守田市政二期目の事業が着実に、しかもスピード感をもって推進さ れていきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、私事になりますが、議席を与えていただき、まもなく3年が過ぎようとしています。市議になった時の私の約束事は大きくは2点、1つは36年間の教育現場での経験を市政にいかすこと。2つ目は、市民の皆様方の生の声を市政に届けることでありました。初心忘れることなく、今日もこのことを念頭に9回目の登壇をさせていただきました。

今日の質問は、事前に通告しました大きくは4点であります。

まず、大きな1点目は、特別支援教育の充実についてであります。最近は、どの 学校でも特別支援教育の充実が教育活動の重点項目の一つとして挙げられているの は、誰もが認めるところであります。また、経験からして特別支援教育に力を入れ れば入れるほど、普通学級を含めた学校全体の学力や、豊かな心の質が高まるとい うことも身をもって感じてきたところであります。

そこで、小さな1点目です。最近3年間の特別支援学級の児童生徒数及び普通学級における配慮を要する児童生徒数の推移についてお尋ねいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 現在、学校現場の取り組むべき大きな課題、日々解決すべき課題の第一に挙げられるものに、特別支援教育の推進があります。該当児童生徒の学力保障には大きな支援が必要な状況です。

昨年4月には「障害者差別解消法」が施行され、学校現場においても更なる対応が求められています。このことに学校をあげて取り組むことは当然のことですが、個々のケースに沿った合理的配慮の見極めとその実践には、現在の学校現場の職員数では対応が厳しいものがあり、特別支援教育支援員を非常勤職員として雇用し、学校に配置しております。

御質問の児童生徒数の推移でございますが、最近3年間の特別支援学級の児童生徒数で申しますと、平成26年度小学校26学級93人、中学校11学級37人、

合計37学級130人、平成27年度小学校30学級112人、中学校11学級47人、合計41学級159人、平成28年度小学校32学級132人、中学校10学級42人、合計42学級172人でございます。

なお、普通学級に在籍する発達障害等の可能性のある児童生徒については、具体的な数の把握はできていませんが、文部科学省の調査では6.5%であると報告されています。つまり、40人学級で2人から3人在籍していることになりますが、宇城市の学校現場ではその割合より高い状況であると感じております。

○3番(大村 悟君) 特別支援教育の推進を、学校現場の取り組むべき大きな課題と 捉え、昨年4月に施行されました「障害者差別解消法」により、学校現場において は更なる対応が求められるという認識をしていただけていることに対しまして、ま ずは安心したところであります。

質問に対しましては、普通学級に在籍する発達障害等の可能性のある児童生徒数につきましては、文部科学省の調査では6.5%であるということでありますが、 宇城市の学校現場ではこの割合より高い状況にあると感じておられるということでありました。

また、具体的に数の把握ができている特別支援学級の児童生徒数の推移は合計で答弁の内容を振り返ってみますと、平成26年度が合計130人、平成27年度が合計159人、平成28年度が合計174人と明らかに増加傾向にあります。そういう状況の中、市の姿勢としては当然学校任せの特別支援教育であってはならないと考えるところであります。

そこで、小さな2点目ですが、これまで市としては学校に対してどういう支援を してきたのかお尋ねいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 学校現場における重要な課題の一つとして、インクルーシブ教育の取組みがあります。障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を行使するため、個々に必要となる合理的配慮が提供されることが求められ、実施されています。

市では、宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼稚園・保育所及び小中高校の教職員や外部の専門家・関係機関との連絡調整にあたる体制を整え、教員相互のつながりを深め、情報の共有を図り、幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ、さらに高校へとスムーズな移行ができるような取組みを推進してきました。

さらにこれに加え、平成22年度からは人的支援策として介助員10人、介護士 1人、計11人の非常勤職員を雇用し、翌平成23年度から平成25年度の間は、 国の緊急雇用対策事業を受け、これを33人まで増員して日常生活支援や学習支援 に取り組みました。

平成26年度は国の緊急雇用対策事業が終了し、23人に縮小せざるを得ませんでしたが、特別支援教育の必然性は重々承知をしておりますので、平成27年度はこれを27人に増員し、今年度は学習支援員17人、生活支援員10人、看護師3人、合計30人を配置しているところでございます。

○3番(大村 悟君) 今、学校においては、インクルーシブ教育の取組みが実施されているとのことであります。インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のことといわれております。その教育を充実させていくためにということだと思いますが、支援策の一つとして宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、上級学校へのスムーズな移行ができるよう取組みを推進してきたということであります。

もう一つが、人的支援策として学習支援員や生活支援員、看護師を雇用し、学校に配置してきたということであります。人的支援を国の緊急雇用対策事業終了後について振り返ってみますと、その人数は平成26年度が23人、平成27年度が27人、今年の平成28年度が30人配置ということであります。年々、人的支援を増やしてはいただいていますが、小中学校長会からの情報では、来年度は更に該当児童生徒数が増えるということでもあります。

また、見逃してはならないのが最近の特別支援教育のあり方として、先ほどのインクルーシブ教育で説明しましたように、個のニーズに対して適切な対応ができるようにという流れになっているということであります。そういうことを鑑み、是非、市にはこれまで以上の学校に対する支援を考えていただきたいと思うところであります。

そこで、小さな3点目でありますが、特別支援教育の更なる充実に向けて市は何をするのか、今後の対応策について、ここは市長にお尋ねいたします。

○市長(守田憲史君) 先ほど教育部長が申したように、「障害者差別解消法」が新たに施行され、障がいのある児童生徒が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特性や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための手立て(合理的配慮)について求められることとなりました。

今後は、障がいのある人の権利や意志を尊重しながら、実現可能な配慮を対話しながら決めていくことが必要です。

今後の支援策としましては、引き続き宇城市特別支援教育連携協議会を主に、中 学校区ごとの地区別連携協議会を開催して、子どもの状態や特性、発達段階など、 個別の指導計画・個別の教育支援計画が、引き継ぎにいかされるよう内容の充実に 取り組みます。

大村議員が以前から要望されておられました学習支援員や生活支援員、看護師の増員については、平成29年度は生活支援員を6人増員して16人とし、これに学習支援員17人、看護師2人、合計35人を配置して支援の充実に取り組んでまいります。生活支援員を6人増員いたします。

○3番(大村 悟君) 1つ目が、これまでの宇城市特別支援教育連携協議会については、中学校区ごとの地区別連携協議会を開催して、内容の充実を図っていくということ。

2つ目に、人的支援について看護師は1人減るようでありますが、生活支援員を6人増員して16人とし、その結果、合計では30人が35人と、これまでと比べたら大きく増員していただけるということであります。今後につきましても、該当児童生徒数の増減等に配慮し、十分対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目の待機児童解消についてでありますが、午後の福永議員の質問と大きく重なる部分がありますので変更しまして、小さな質問項目を省略し、大きな質問事項である待機児童解消についてということで、話を進めていきたいと思います。

待機児童については、「もう少しどうにかしないと、若い人が宇城市を離れるのではないか」、これまで私が周りから言われてきた言葉であります。

今回、「待機児童についての思いをお寄せください」とちょっと呼び掛けたところ、待ってましたとばかりに短時間で10人の方から御意見を頂きました。この意見の集まり方から判断して、保育園に思うように入れることができない、小さい子どもをお持ちの皆様方がいかに多いかを如実に物語っているのではと、強く感じたところであります。

内容を整理しながら、保育園に思うように子どもを入れることができないという 悩み、そのために職場復帰が思うようにできないという悩みなどを、しっかり感じ 取ることができました。その皆様方の困り感に、今日は市長をはじめ執行部の皆様 方にも是非耳を傾けていただきたいと思い、そのままいくつか紹介させていただき ます。

Aさんの分です。「仲の良いママ友さんが、実家は近くでなく、8時半から5時までの仕事で4月から職場復帰する予定の状態で、子どもを保育園に入れることができなかったそうです。実家が近くにないので親に預けることもできず、職場に事情を話し、育児休暇を延ばしてもらったと話を聞きました。支援センターの一時預かりも電話予約するのに人気チケットを取るのと同じように、何度も電話しないと

つながらないらしいです。私は実家が近いので親に頼めますが、保育園に思うよう に入れない子どもたちが多いのは事実です。」

Bさんの分です。「私は今、5か月になる娘がおり、育児休暇中です。職場は1年の育児休暇がとれるのですが、年度途中からの0歳児入園はほぼ不可能と聞き、 非常に悩みましたが娘には申し訳ないと思いながら4月から入園させ、復帰することにしました。」

Cさんの分です。「5年前にこちらに引っ越してきた時も保育園はいっぱいで、 上の息子は受け入れてもらえず、下の子なら家から遠い場所にならいいと言われた ので、半年間はそのまま以前の熊本市内の幼稚園に連れて行ってました。その後も 空きはなく、唯一受け入れてくれたのが幼稚園だったので、2人ともそちらに入園 させ、自分の方が時間の短いパートを探しました。」

Dさんの分です。「私の友人ですが、昨年4月に4人目を産みました。10月から職場復帰して保育園申請したのですが、定員いっぱいで入れず、今は一日1,200円の預かり保育を利用しています。預かりは予約制で、月に15日程度しか利用できません。予約が取れないときは仕事を休んでいるそうです。」

最後にEさんの分です。「とにかく、働かないと食べていけない状況に陥っても、子どもを保育園や認定こども園に預けることもできず、仕事探しもまともにできず、 八方塞がりの人も少なくないと思います。私もそういう状況に陥ったので、市役所に相談に行ったのですが、三角町なら保育園が空いているとか、ほかの人も同じように我慢して待っているから、とか言われました。これからは、共働きの家庭がますます増加すると思うので、松橋町に限ってはあと一つ大きな保育園ができると全て解決できるような気もします。一日も早く待機児童がなくなることを切に願っています。」以上であります。

ここで、市長に是非お願いしたいのですが、今紹介しました市民の声をお聞きになりどう思われたのか、隠れ待機児童を含めた待機児童解消のために、何らかの新たな対策を考えていただけるのかについて、お答えいただきたいと思います。

○市長(守田憲史君) 宇城市では、これまで施設整備及び入所実態に応じた利用定員 見直しにより、児童の受入れを拡大してまいりましたが、それでもただいま御紹介 されたような年度中途に入所を希望される方々の要望にお答えできていないことに 大変申し訳なく思っております。

このような状況を少しでも早く解消し、保護者の皆様の要望にお応えできるよう、 更なる対策を講じてまいります。

○3番(大村 悟君) 市民の皆様方の声をしっかり受け止めていただけたものと判断 いたします。今後の対策につきましても、前向きな答弁をいただきましたので、具

体的なことは午後の答弁で聞くことができますことを期待しまして、次の質問に移ります。

次は大きな3点目、新学習指導要領への対応についてであります。文部科学省は 2月14日に小中学校の新学習指導要領の改定案を公表しました。

まず、パブリックコメントを実施し、新学習指導要領を3月中に告示し、解説書を6月にも公表するということであります。全面実施は小学校が2020年度、中学校は2021年度の予定であるということです。

そこで、まず小さな1点目です。新たな学習指導要領における主な改正点についてお尋ねいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 新たな学習指導要領における主な改正点として、現行学習 指導要領から授業時間数や内容の削減はせず、小学校高学年で英語が教科化されま す。育成を目指す資質能力を①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③学びに 向かう力・人間性として、主体的・対話的で、深い学びの実現に向けた授業改善を 求められています。

また、小中学校を通じて言語能力の育成や、読解力の強化を図るようになっております。併せて、幼稚園学習指導要領の改正案も示されています。そのほか、不登校や日本語の習得に困難のある児童など、特別な配慮を必要とする児童への指導に関する記述や、家庭や地域での連携に関する記述も充実されております。以上が新たな学習指導要領における主な改正点でございます。

○3番(大村 悟君) 新学習指導要領の中身の詳細まで触れていただきました。育成を目指す資質、能力として何を考えてあるのか。小中学校を通して、どういう力を育成し、どういう力の強化を図っていくのかなどについても詳しく説明していただきました。

そのほか、不登校や日本語の習得に困難のある児童等、特別な配慮を必要とする 児童への指導に関してや、家庭や地域との連携に関して等の記述が充実させてある とのことでもあります。中でも、小学校高学年の教科の中に、新たに英語科が加わ るというところが最も大きな改正点の一つであると受け止めました。

そこで、次に小さな2点目の質問です。新学習指導要領にある小学校英語の内容 についてお尋ねいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 英語科では、外国語活動を踏まえ、段階的に「読むこと」「書くこと」を加えてあります。日本語との違いや特徴に気づかせ、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するとともに、外国語活動の内容も繰り返し指導し、定着を図るようになっております。

「聞くこと」では、ゆっくり、はっきりと話された短い話の概要を捉えられるよ

うにします。

「話すこと(やり取り)」では、自分や相手のことについて、質疑や応答ができるようにすることを目指します。「話すこと(発表)」では、伝えたい内容を整理し、自分の考えや気持ちを基本的な表現で話せるようにします。

「読むこと」では、活字体の文字を識別・発音し、音声で慣れ親しんだ簡単な語句や表現の意味が分かるようにします。

「書くこと」では、大文字と小文字を活字体で書き、自分のことや身近なことを 例文を参考に書くようにします。

単語数は外国語活動を含め、600から700語程度で、肯定文や否定文、疑問 文の基本的な内容も扱うようになっております。以上が英語科の学習内容でござい ます。

○3番(大村 悟君) 間違っていたら指摘していただきたいと思いますが、私なりに 分かりやすくまとめてみました。

新学習指導要領でいう小学校英語は、3・4年生では外国語活動として、5・6年生では英語科として扱われ、3・4年生での外国語活動を踏まえ、段階的に5・6年生の英語科には読むこと、書くことが加わってくるということだと理解いたしました。

さらに、詳細なことは繰り返しませんが、今の説明の中には「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」、それぞれについてどういうことができるようになればいいと指導要領に示してあるのかの説明もあったのではないかと思います。

それを受けての小さな3点目の質問であります。宇城市が、これまで教育課程特 例校として実施してきた英会話科の内容との相違点についてお尋ねいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 宇城市英会話科の狙いは、「6年間にわたる英会話活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、聞くこと、話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うこと」です。

これは、小学校学習指導要領における「外国語活動」や中学校の「外国語」を視野に入れて設定してあります。また、小学校外国語教材「Hi, Friends」も一部取り入れた計画となっています。

宇城市の英会話科と英語科との相違点としては、英会話科は1・2年生でも実施しているところでございます。1年生から6年生まで発達段階に合わせて興味・関心を高めながら楽しく学べるよう学習を進めています。

今回の英語科は1・2年生での学習はありません。ただ、今回の英語科では学習 内容に「読むこと」「書くこと」についての学習が新たに加わっています。また、

- 5・6年生での授業時数が70時間となり、現在の年間授業時数から35時間増加 しております。以上が英会話科の内容との相違点でございます。
- ○3番(大村 悟君) 相違点は大きくは3つ。1つ目は宇城市での英会話科は1・2年生も実施しているが、新学習指導要領は1・2年生での英語の学習はないということ。

2つ目は宇城市の5・6年の英会話科では、「聞くこと」「話すこと」が中心であったが、新学習指導要領の英語科では「読むこと」「書くこと」についての学習が新たに加わってくるということ。

3つ目は現在の宇城市の英会話科は、年間35時間であるが、新学習指導要領の 5・6年での英語科は、授業時数が70時間となるということ、相違点は大きくは この3点かと理解いたしました。

そこで、小さな4点目の質問です。先日の新聞では、この英語に関しましては県内9市町村が2018年度から先行実施ということで、その中に宇城市も含まれているとの記載がありました。ということは、宇城市の場合、教育過程特例校による英会話科の実施から、新学習指導要領にのっとった英語科の実施に2018年度から完全に移行していくのか、そこらあたりも含めて宇城市の今後の英語教育の方向性についてお尋ねいたします。

○教育長(大槻 英君) 宇城市英会話科の今後の方向性につきましては、まず、授業時数の確保、これが一番必要になってまいります。現在の小学校の教育過程では、英会話科は年間35時間となっております。平成30年度からの授業時数の不足分となるのが35時間でございますので、これをどのように確保するかが課題となってまいります。

また、英語科では今回「読むこと」「書くこと」の指導が新たに追加されております。英会話科では主にコミュニケーション能力の育成を重視しておりますので、 今後この点につきましても研修を深めまして、指導内容の把握と指導力の向上を図るための研修が必要であると考えております。

以上のことから、平成29年度には英会話科の内容と英語科の内容について検討 し、宇城市としての特例校のあり方や、取組みの方向等について協議していきたい と考えております。

また、授業時数等につきましても、どのように時数を確保していくかについて協議する場を設定し、教育委員会が主体となって校長会、教頭会、教務主任会と連携しながら宇城市の今後の方向性について検討を進めていき、平成30年度の先行実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○3番(大村 悟君) 英語科につきましては、基本的には新聞記事にありましたよう

に、2018年度からの先行実施を目指すという答弁であったかと思います。プラスとなる35時間の授業時間の確保をどうするのかという課題、「読むこと」「書くこと」に関しての指導内容の把握と、指導力の向上という課題など、早急に解決しなければならない課題としてはっきりと整理してあるようですので、平成29年度の早い段階から課題解決に向けての協議や研修が、教育委員会主体で確実に進んでいきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、大きな4点目の質問は、学校教育分野に関わる教育部組織の充実についてであります。今、宇城市が抱えている教育課題を整理してみますと、被災した学校施設の早急な復旧・復興、宇城市における小中一貫教育のあり方、小学校部活動の社会体育への移行、新学習指導要領への適切な対応など、挙げればきりがありません。

さらには、先日の代表質問で、児童生徒の学力が県平均を下回っていたとか、回復して県平均を上回ってきたとかいうレベルでの答弁がありました。「熊本の教育は宇城から」との合言葉のもと、学力でも県の上位にあった時のことを考えると、宇城市の教育課題の一つとして、児童生徒の学力向上も入れておかなければならないと強く思ったところであります。学校がそういう課題に対して相談したいとき、早急に対応していただきたいのは、教育長はもちろんでありますが、教育部に籍を置かれる指導主事であったり、学校教育審議員であるのではないかと考えます。

そこでまず、小さな1点目は、他市町村の指導主事及び学校教育審議員の配置状況についてお尋ねいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 他市の指導主事の配置状況につきましては、八代市が16 人、天草市、玉名市と山鹿市が3人、宇土市が1人となっております。玉名市と山 鹿市は人口では宇城市と近いところですが、宇城市の指導主事の配置は1人となっ ております。

また、他市の学校教育審議員の配置状況につきましては菊池市が5人、山鹿市が4人、玉名市が2人となっております。なお、宇城市では3人となっております。ただ、学校教育審議員に関しましては、市によって役職名や業務等が違っていたり、県教職員名簿に掲載がなかったりすることもあり、正確な人数の把握はできておりませんので、単純に比較はできないものと思っております。

○3番(大村 悟君) まずは学校教育審議員の配置状況から言いますと、宇城市の3人と比較しながら、他の市への配置状況を紹介していただきました。ただ、役職名や業務等が異なり、さらには県教職員名簿に載っていないところもあるので、正確な人数の把握ができないこともあり、単純には比較できないということですので、指導主事で考えてみたいと思います。

指導主事に関していえば、他市町村の数を見れば分かるように、学校現場との連携、意志疎通をスムーズに図っていくためには、学校数に応じた適正な配置人数があるのではと考えます。宇城市の場合、小学校数13校、中学校数5校、合計18校と多くの学校を抱える市であります。それに対しての指導主事の数は、ずっと1人であります。以前より疑問を感じているところであります。

そこで、小さな2点目です。指導主事に限定してで結構ですので、宇城市の規模 に応じた適正配置人数についてお尋ねいたします。

○市長(守田憲史君) 宇城市の指導主事の配置は1人であり、人口や学校数で同じ規模の市町に比較すると少ない状況にあります。指導主事の業務につきましては多岐にわたり、教科指導、教職員の研修、人事管理関係、校長会議等、諸文書の処理、学校への指導、苦情対応や保護者対応等、非常に仕事量が多い立場にありますが、現在1人で対応しております。

しかしながら今後新学習指導要領への対応や、諸業務への対応等を考えますと、 議員が以前から話されておられたように、指導主事の増員は不可欠です。このよう なことから、人件費の負担は大きいですが、大村議員の要望にお応えし、指導主事 1人の増員をいたします。2人体制といたします。

さらに、議員が以前からその必要性をいわれていました外国人講師によるALTにつきましても不十分かもしれませんが、1人を民間委託により確保し、中学校英語教育の充実に取り組んでいきたいと考えます。ALTを1人確保いたします。

○3番(大村 悟君) 指導主事の業務内容を鑑み、宇城市が抱える学校数から判断すれば、1人の指導主事では厳しいものがあるとの認識のもと、今回1人増員という判断をしていただきましたことに対しまして感謝をするところであります。宇城市の学校教育の質の向上に、是非つなげていっていただきたいと思います。

なお、ALTについても触れていただきましたが、一度途切れはしましたが、今回はALTの再配置にも踏み切ったということであります。新学習指導要領では、中学校の英語は授業を原則全て英語で実施するとなっております。タイミング的にもいい判断をしていただけたと思っております。今後、1人のALTで中学校5校に対応できるのかどうか、しっかり検証もしていただきますようよろしくお願いいたします。

まとめに入ります。やがて、正式に新学習指導要領が告示され、日本の教育の流れが大きく変わろうとする教育界にとっては大事な時期であります。また、宇城市におきましては、地域で検討が進められている不知火小学校の校舎建築の問題、指定を受けて研究が進められている小中一貫教育の問題、スムーズな移行ができるのかどうかまだ流動的な小学校部活動の社会体育への移行問題、それに先ほど触れま

した児童生徒の学力向上など、宇城市にとっても今後の教育の方向性が固まってい く重要な時期に差し掛かっていると考えています。

そういう重要な時期でありますが、教育長の交代があり、4月からは新しい教育 長が任務に就かれます。新たな教育委員会制度となり、二人目の教育長であります。 私は、この新たな教育委員会制度が始まります直前の平成26年第3回定例会の一 般質問で、新たな教育長に求められる過去の経験、資質はどのようなものかについ て市長にお尋ねしたのを思い出します。私が議員となり、初めて一般質問を行った 時のことであります。会議録で確認してまいりましたが、市長からは「幅広い教育 分野に専門的な見識を有するとともに、行政にも明るく宇城市が抱える教育課題に 真摯に対応し、解決していただける方にお願いしたいと考えている。」という答弁 を頂いています。

「幅広い教育分野に専門的な見識を有する」「行政に明るい」「宇城市が抱える教育課題に対応できる」ということを考えると、私の勝手な解釈であったかもしれませんが、市長が選ばれる教育長は小中高と学校種はありますが、いろいろな学校種の経験があり、行政経験もあり、さらには宇城市のいろいろな教育課題も熟知された方なんだなと当時は私自身も納得したことを思い出します。

今回、教育長に関しましては、早い段階で新聞記事となったこともあり、私の周りからは「宇城市での教育経験、義務制の小中学校での経験、さらには行政経験など、全くない方だけど宇城市の教育は大丈夫なのか」という声が大きく聞こえてきたのも事実であります。私は、その声、不満の声ではなく、不安の声だと受け止めています。

そこで、お願いであります。そういう声があるということも心に留めていただき、どうか市長及び新たな教育長には、少なくとも不安に思っておられる、そういう 方々の不安心を完全に払拭していただけるような教育分野での力強い舵取りをして いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今月末で退職をされる教育長及び3人の執行部の皆様方、長きに渡り宇城市の発展のために御貢献いただき、ありがとうございました。今後、ますますの御健康、御多幸を祈念いたしまして、今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(入江 学君) これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----休憩 午前10時56分 再開 午前11時10分 **〇議長(入江 学君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に16番、永木伸一君の発言を許します。

〇16番(永木伸一君) 新志会の永木です。ただいま議長のお許しを頂きましたので、 通告に従って質問を行います。

まず、国営基盤整備についてお尋ねをいたします。宇城市農業の百年の計とは、 基盤整備からといっても過言ではないかと思っております。聞くところによると、 この基盤整備は県内はもとより、九州でも宇城市だけと聞いております。

また、この運びになりましたのは守田市長が事あるごとに国に足を運んで、やっとの思いで認可が下りたわけでございます。私も農業の一人として、地区の地権者の一人として、これまでの守田市長の御苦労に対し、心から敬意と感謝を申し上げたげたいと思っております。どうもありがとうございました。

再三再四、いろんなところで基盤整備のことについては守田市長が話をされておりますが、約900町歩ということは、面積で分かりやすくいえば、 $3*_{n} \times 3*_{n}$ の正方形の面積なんです。おそらく、私たち旧小川町はそれくらいの面積だったと思っております。それだけ、とてつもない大事業、とてつもない大面積だと思っております。そして、事業費が350億円、どれだけのお金か分かりませんが、分かりやすくいえば戸馳大橋が約10個分、そしてまた、宇城市の当初予算をはるかに超えた金額です。今は、宇城市の当初予算は災害によって少し高めになっておりますけれども、一般的には290億円とか、それくらいです。それよりも更に多いということは、どれだけの事業かお分かりかと思います。

やはり、私たちもこの事業が完成すれば、それぞれの農家の景色といいますか、 すばらしい景色を見ることができるかと思います。そういう意味では、私も非常に 農家として楽しみにしております。これから、様々な取組みをされて、今から12 年後ですか、それくらいの時期には宇城市の農家の水田が見違えるように変わるも のと期待をしております。

そこで、その国営事業を今後進めていかれますが、どのような取組み、そしてまた内容等について話を聞かせていただきたいと思っています。

○経済部長(清成晃正君) 国営基盤整備事業につきましては、地区調査に係る国の平成29年度概算予算が配分され、事実上の採択を受けることができました。今後の予定といたしましては、平成29年度から平成31年度までの3年間を地区調査の実施期間と位置づけ、地域の現状調査とともに整備に向けた施行計画が作成されます。

なお、実施区域を確定させるためには、今900町歩というおおむねの面積を言

われましたけど、その確定させるためには地権者の同意が必要であり、調査2年目にあたる平成30年度に仮同意の提出を要し、また調査最終年の平成31年度に本同意の提出が必要となります。どちらも農地一筆ずつの同意でありまして、100%の同意率が必要となります。これらの要件を整えますと、実施工事が平成32年度から約10年間で行われる予定でございます。

現在の農地整備の構想といたしましては、ハウスを設置する農地につきましては間口 6 にで 5 連棟のハウスが設置できるよう、縦 7 5 に、横 3 4 に程度の 2,5 5 0 平方にを一区画としており、また、土地利用型農業の作物を栽培する農地といたしましては、縦 1 0 0 に、横 5 0 にで、 5,0 0 0 平方にを一区画とする構想となっています。

なお、これはあくまでもこれからの地区調査期間において、地元と協議を行いな がら施行計画を策定していく所存でございます。

○16番(永木伸一君) ただいまの答弁で、100%の同意とありました。やはりこれまでの基盤整備において、なかなか100%まではいかなかったわけです。やはり地区にはそれなりの人がいて、誰かが反対するわけです。そういうことで、100%じゃなくても98%か、それくらいでも施行できるのか、できないのかをお尋ねしたいと思います。

そしてまた、間口6~2005連棟のハウス、これは我々が農業をしていて、理想な 形かと思っています。あまりハウスが広くても、作業効率はいいかもしれませんけ ども、いざ病気が出たときにほ場全体にまん延するから、そういうリスクを考えた ならば、私はこの間口6~20、5連棟のハウス、これはベターだと思っております。

しかし、うちのほ場はだいたい72気です、奥行きが。幅はもう自由に選ばれますけれども、じゃあ、縦75気とした場合は用水を直さなければなりません。そうするとまた、土地利用型の作物を作るとなれば、縦100気、横50気としてありますけれども、片一方は75気、片一方は100気、いろいろちぐはぐになるかと思っております。そして今既存のハウス、うちの場合は水田面積の約3割がハウスでございます。当然、そういうことになればハウスを移転しなくてはなりません。まあ、国営になればそういうところも踏まえて、いろいろ設計されたと思っております。その辺のところのこのちぐはぐなあれはどう考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○経済部長(清成晃正君) まず、100%ということで先ほど答弁しましたので、では98%ではどうかということですけど、この3年間で仮換地が行われます。最終的にも換地にはやっぱり100%が必要ですので、その計画段階から100%ということが求められます。では、98%でもということですけど、いろんな手法を行

いまして、100%に近づけていきたいと思っております。

それと、今現在72気があるので、今答弁した75気との整合性ということで言われましたけど、先ほど言ったのはあくまでも理想の形でございますので、今から地元の耕作者と協議しながら、そこの現状、地区にあった区画を練って計画していくところでございます。

それと、75 にと100 に、もうちぐはぐになるんじゃないかということでございますけど、今この計画ではそれぞれのゾーン、以前も答弁しておりますけど、施設園芸用のゾーン、集約、それと土地利用型、これは米、野菜というゾーンを設けまして、そのゾーンの理想的な形でございますので、一つ一つは先ほど申しましたように各地区の形がありますので、それは十二分に地元と協議しながら進めていきたいと思っております。

また、既存のハウスの移転というのはどうかということでございますが、中には そういうハウスの施設園芸の集約に移転するハウスも出てくると思います。そのよ うなときは、この国営事業では移転の対象にはなりません。今、農政局と県と、い ろいろ協議を進めながら、ほかの補助事業が対象にならないかということで、それ も合わせて今、この計画を作るところでございます。

○16番(永木伸一君) やっぱり部長が言われたとおり、農家も一番それを心配しています。移転するのには、国営では費用がでないと、じゃあどうするかと、どうなるのかという声も聞いております。やっぱりそういったことを、これから説明の段階で詳しく下までおろすように努力していただきたいと思っております。

それから、これはうちの地区のこの国営事業に対する心構えというか、みんな今おそらく役員というか、国営事業に向かっての委員がおそらくある程度それぞれの地区に決まっていると思っておりますが、うちは農家全員でやるという、この事業には前向きに考えております。そういうことで、うちの場合は旧小川町の中でも、一番若い世代が残っておるわけです。今、基盤整備をやりたいという小川地区のあれは、小川地区また宇城市の農家の中でも、一番元気のある地域だと私は思っております。

そういうことで、非常にこの事業には関心を持っておるし、また、期待をしておられる方がたくさんいます。そういうことで、いろいろ大変だと思っておりますが、 是非完成をさせて、美しい景色を農家の皆さんに見せていただきたいと思います。 これは答弁は要りません、これからなんだって努力だから。

それから、市長に一つ見解をお聞きしたいと思っています。やはり、先ほども申しましたとおり、350億円のお金を掛けるんだから、そしてまた、宇城市始まって以来の大掛かりなプロジェクトですから、やはりこれに対して専門分野といいま

すか、専属の部なり、課なり、係なりなんかをつくってこの事業の完成のために役 所も精一杯努力する必要があるかと思っております。そういうことで、課とか係と か部とか分かりませんが、その辺のお考えがあるのか、市長にお尋ねをいたします。

- ○市長(守田憲史君) 永木議員が指摘されておられました国営基盤整備事業の実施体制の充実については、平成29年度からの本格実施に向けて、現在、経済部農林水産課内で兼務としている「国営事業推進室」を課並びに室として独立して設置し、課長級の室長を置き、係員も増やし、この大型プロジェクトの成功に向けて体制強化を図る方針としています。
- ○16番(永木伸一君) 市長から、本当に身に余るお言葉をいただきました。是非、 そういう方向性で、農家の負託に応えるようがんばっていただきますよう切にお願 い申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次に、用水の確保についてお尋ねをいたしたいと思っております。我々が生きるためには、やはり水が一番なんです。そしてまた、農作物も水が一番大切でございます。しかしながら、今私たちの基盤整備に手を挙げているところは水がありません。あっても、溜まり水なんです。お隣の城南、そしてまた南のお隣、氷川町、八代市、ほとんどが緑川用水とか、あるいは球磨川用水で水は確保しておられます。今、県下でも全国でも、電柱が立って、溜まり水といいますか、それを汲み上げて田んぼにやっているのは宇城市だけなんです。

やはり、こういう21世紀の中に、旧体どおりの基盤整備の内容じゃいけないと思うんです。ですから、そのためには何としても、これは厳しいハードルがあると思いますけれども、用水の確保に力を入れていただきたいと思っています。その用水確保について、経済部長の見解をお尋ねしたいと思います。

○経済部長(清成晃正君) 用水の確保につきましては、これまでにも何度となく議論を重ねてまいりました。本市におきましては、農地面積に対し、明らかに用水が不足しております。そのため、各地でため池が造られてきた経緯があります。良質の水を確保するため、緑川用水を確保できないかと県にも相談し協議を重ねてまいりましたが、緑川近隣市町村の受益者の慣行水利権がありまして、難しいと断念しています。

国営基盤整備事業におきましても、面整備とともに、用排水分離を行いますので、当然ながら用水の確保について議論を重ねてまいります。農地へのパイプライン化を図ることはもとより、その水源であるため池からの用水確保に努めます。また、あくまでも現段階での構想に過ぎませんが、球磨川からの用水確保など、あらゆる可能性を検討し、また貯水施設としてのファームポンドの建設も視野に入れ、国への要望を行う予定であります。

いずれにいたしましても、用水確保を今後の検討課題の第一義として捉え、施行計画に反映させるよう国への要望を行ってまいります。

○16番(永木伸一君) ただいまの答弁で、その難しさ、あるいはハードルの高さは私も十分理解しております。しかし、せっかくの、おそらくこの基盤整備はもう最後だろうと思います。これができるか、できないかで宇城市の農業の将来は決まると思っております。そういうことで、本当に大変かと思っておりますけれども、いつも市長がいわれております可能性の追求、やはり99%無理だろうといわれても、あと1%は可能性あるということで、そういうことで、市長のお考えを基にして、担当者の皆さんたちが一生懸命その可能性の追求といいますか、1%の可能性に向けて、是非用水の確保に力を注いでいただきますよう、よろしくお願いしておきます。答弁は要りません。

次に、公有財産の無償貸付けについてお尋ねいたします。おそらく無償貸付けは いろいろあるかと思っておりますが、今日は電柱敷地の無償貸付けについて質問を したいと思うんです。この無償貸付けについては、昨年9月の定例会において、総 務部長が答弁されておられます。そういう中で、どう結論を出されたかそれはまず、 私は分かりません。そしてまた、おそらくこれも協定書があるかと思っております。 そういう中で、ちょっと聞いた話でございますけれども、今無償貸付けでやってお ります。やっぱり何かの事情によって、移転しなければならないときがあります。 そういうときに、移転費を取るから無償貸付けにしているんだという声も聞いてお ります。しかし、私たち一個人は、電柱をなおしてくれということには、移転費は 取りません。だって、市は分かりません。市は何か協定書見なければ分かりません が、もし支障がなければ、電柱は一般的に50㍍ごとに立っております。そのこと を考えれば宇城市全体の道路を考えれば、数千万の電柱が立っていると思っていま す。1本が千四、五百円だったと思っておりますが、いくらかはっきりは分かりま せんが、それを計算すると数百万円に上ると思っています。そういうことが可能な らば、是非見直しをする必要があるかと思っています。その辺のところの見解を総 務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(猿渡伸之君) 現在、宇城市において道路敷地にいわゆる道路法に基づいて占用許可をしております電柱が約5,300本、それから道路敷地以外、例えば私有地でありますとか、いわゆる普通財産もありますし、目的を持った行政財産もありますが、そういった敷地に占用許可、使用許可をしておる電柱が約700本ございます。合わせて6,000本ほどの電柱が本市の施設にあって、これを基本的には無償貸付けしているものが多くございます。

いろんな計算がありますけれども、今議会に道路占用料の条例の改定もお願いし

て、それでだいぶ占用料が差があることになりますが、とってないんですけども占 用料は、単純試算でありますと400万円から500万円程度占用料が発生するも のを無償貸付けしているという状況でございます。

ただ、先般の議会でもお答えしましたように、他の自治体ではこれを有償としているものが多くございます。宇城市もその時にもお答えしましたように、まだ有償に向けた検討段階ではございますけれども、九電と協議しながら、有償に向けて協議を続けていきたいと考えております。

○16番(永木伸一君) 今、部長から答弁がありました14市のある中で、無償は宇城市だけなんですね。そういうことで、もし可能ならば、400万円とか何か言われましたけれども、少ないお金かもしれないけど、貴重な財源の一つになりますので、そういう方向に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、日岳会の特別養護老人ホームについてお尋ねをしたいと思います。ここも 無償で今貸し付けておるわけでございます。このことを何で私が取り上げたのかと いいますと、この前の市長選挙の中で、いろいろと間違った報告といいますか、文 書で配布されております。そういうことで、やはり私は当初からこのことに関して は関わっておりましたけども、もういろんな経緯なんかを知っております。

その当時は、守田市長もそれに加わっておられたか、それは分かりません。加わっておられても、まだ当時20年前だから三十四、五歳の年代だと思っております。だから、我々の話し合いの中には当然入ることができません。そういうことで、市長もその辺の事情はおそらく分かっておられるか分かりませんけども、私の方が詳しいかと思っておりますので、それについて少しお話をさせていただきたいと思っております。

このところ、建設にあたっては、私は一期目を迎えた時に、もうその当時岡本議員がバリバリでした。岡本議員が、「小川には特老ぐらいつくれ」と、声高らかに岡本節でやりました。それは何でかというと、当時入院すれば一人30万円から35万円掛かるそうです、その時に岡本議員の話ですけど。「じゃあ、そんなにお金を出すのなら国保会計を圧迫するじゃないか。」と、「じゃあ、そういう長年病院に入院しなくてはならないそういう人たちは、老人ホームに入れたほうが安いじゃないか。」ということで、「じゃあ、やろう。」ということで、このひだけ荘持ち上がったのは、その突破口は岡本議員です。当時、旧小川町は近隣の市町村と比較して、老人福祉事業、特に特別養護老人ホームの施設建設を、そういう状況の中で急いでおりました。

また、施設を建設しても、町の直営でする場合の人件費、もう今何もかも民間になっておりますが、やっぱりその当時もそういう話も出ました。しかし、旧小川町

でやるよりも、民間に任せた方がいいんじゃないかということで、当初日岳会にお願いをされたことがあるわけでございます。そしてまた、それを社会福祉法人日岳会が引き受けることになりました。

当初は、老人施設は私も、何で海東の山奥に造るかと、失礼な話ですけど辺ぴというか端に造るかとだいぶん言いました。本来なら、町の中心部に造るはずだったんです。でも、私もその時大分突っ張りましたけれども、担当職員が「海東でお願いします」と、「納得してください」と、そういうお願いがありましたので、もうそれはしょうがないと、その時の首長は、私たちが「何で海東に、真ん中がいいじゃないか」と言った時に、「海東は端かもしれない。やっぱりお隣の豊野、あるいは東陽村あたりから入所者が来るから、その辺のところを考えれば海東が一番いい」と、そういういろんな理屈をつけて、海東地区になったわけでございます。

これだけ、いろんな方々がこの建設計画には関わりがあったわけでございます。 小川町の強い要望でもあったわけです。平成7年ですか、ひだけ荘建設とほぼ同じ ことで旧不知火町では老人ホーム蕉夢苑ですか。そしてまた、三角町では学校法人 メディカルカレッジ青照館に対して、面積はそれぞれ違いますけれども、無償で譲 渡され、所有権が移転しております。やっぱりこの事例も同じく旧町の痛切な願い だったと思っております。

そういうことで、小川町としましても平成10年2月に旧小川町と土地使用貸借契約を行いました。私は当時、この借用に関しては無償は無償でいいんですよ、ただ、その当時まだ老人ホームが営利を目的としないというあれもありましたから、やはり民間に圧迫しないように無償譲渡でもいいと、私はそういう考えでした。しかしながら、私だけじゃない、議員もたくさんいらっしゃいます、それぞれ考えが違います。そういうことで、無償になった経緯がございます。

今、いろいろと批判されております。何か虫がよすぎるとか、何とかと批判されておりますが、決してこれは我々も関わっておりますので、闇雲に無償貸与に走ったわけではございません。今、その取決めが合併後も引き継ぐということになっておりますので、私はこの無償貸付けに対しては、何ら要請はないものと思っております。

そういうことで、まだ言いたいこと多々ありますけれども、なかなか言えない部分もあります。そういうことで、今後は執行部はどういう考えを持っておられるかお尋ねをしたいと思います。

○総務部長(猿渡伸之君) 特別養護老人ホームひだけ荘に対する用地の無償貸付けについてでございますけれども、この契約は平成8年6月から旧小川町の議会で審議されまして、補助金やその他関連事項についても様々なものが可決されたことを踏

まえまして、適法に契約されたものと認識しています。

また、この契約内容につきましても、契約当時の関係法令や他市町村の事例に照らし、何ら問題ない契約であったということは宇城市の認識でございます。

なお、合併後の新たな市議会におきましても、平成21年12月定例会をはじめ としまして、これまで計3回の一般質問をいただいておりますけれども、その中で も再三、御理解、御説明を申し上げたことで、契約の有効性、また正当性について は十分市議会においても理解をいただけたものではないかなと考えております。

これらのことを踏まえまして、宇城市として契約を引き続き誠実に履行してく立場であると認識しております。

○16番(永木伸一君) 今、部長の答弁で分かりました。やはり、これはまだ、市民も知らない人もたくさんいると思っています。やはりそういうことを、こういうことになっているとやっぱり周知徹底する必要があると思っています。そういうことで、いろんな形で市民に理解できるようなあれをつくって、そのような場をつくっていただきたいと思います。

次に、都市監査基準について、まず1番目のリスクアプローチ型監査についてお尋ねをしたいと思います。昨年3月に会計監査委員の監査で地方公共団体の不適切な予算執行が指摘されたこともあり、監査により監視機能を高めるための見直しが司法制度調査会で答申されたところであります。その中で、監査の実行性を確保するため、統一的な監査基準の必要性があげられ、全国都市監査委員会では、加盟都市が監査を実施する場合の統一的な基準となる都市監査基準を制定し、平成29年の4月から執行することになっております。その都市監査基準における監査等の指標として、第7条で監査委員は効果的かつ効率的に監査等を実施するため、監査等の対象のリスクを考慮して監査を実施しなければなりません。

なお、本リスクの重要性については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で、総合的に判断しなければならないと規定してあります。 いわゆるリスクアプローチ型の監査が規定してあるわけでありますが、このリスクアプローチとは具体的にどのような監査指標なのかお尋ねいたします。

〇監査委員事務局長(中村久美子君) リスクアプローチ型監査についてお答えいたします。

まず、「リスク」には様々な定義が存在しますが、都市監査基準の逐条解説では 「組織目標の達成を阻害する要因」とされております。行政の事務事業を進めてい く過程では様々なリスクが事務事業に内在しています。

そこで、このリスクが内在していると考えられる事務事業を洗い出して、そのリスクが表に出た場合、いわゆる事務ミスや不祥事が発生した場合に社会的な影響が

大きいもの、他の市町村を含めて発生頻度が多いもの、決算額が大きいものなどの 観点からリスクの度合いを評価することによりまして事務事業を絞り込みます。

そして、その絞り込みました事務事業を監査の対象としまして、そこに重点的に アプローチしていくという手法がリスクアプローチ型監査になります。

この手法により、絞り込みました事務事業に対しまして、監査の人的資源を専門的・効果的に充てることができ、より一層の監査の実効性の確保、質の強化を図ることができるようになります。

○16番(永木伸一君) やはり、このリスクアプローチ型の監査というのは、今局長が言われたとおり、やはり新聞等々を見ておりますといろんな不祥事が起きております、失敗がおきております。その度に、市長が責任をとって頭をペコっと下げて、減給処分とかいろいろやっています。やはり、そういうことがないように、そのためにこういうリスクアプローチ型の監査になったと思っています。やっぱりそういうことを頭に入れながら、このリスクアプローチ型の監査を御理解をいただきまして次の質問にいきたいと思っております。

次に、内部統制についてお尋ねいたします。都市監査基準第7条では、内部統制 の整備及び運用状況の有効性を評価した上でとなっておりますが、内部統制という 単語はあまり耳にしない言葉であるが、この内部統制とはどのようなものかお尋ね をいたします。

○監査委員事務局長(中村久美子君) 内部統制についてのお尋ねですが、内部統制とは事務事業を進めるにあたってリスク、いわゆる事務ミスや不祥事の発生を想定し、これが発生しないような手順、方法をあらかじめ整備し、これを運用することで、事務事業を適正に処理していくための管理手法でございます。

既に企業では整備運用されておりますが、市町村ではこれから整備・運用が求められるところでございます。

市町村でも分散的には事務事業の実施要領やマニュアル、手引書などとして存在 しているものもありますが、市町村として、これを体系化して整備、運用していた だくことになります。

監査事務局としましては、宇城市においても早急に体系的な整備・運用の体制が望まれるところでございますが、一朝一夕に整備できるものではございませんので、 平成29年度からの定期監査の実施にあたりましては、体系化を念頭におきながら 既存の分散的な内部統制を基に進めてまいりたいと考えております。

〇16番(永木伸一君) 要するにこの内部統制というのは、やはり事務の効率化が主だと思っております。そういうことで、これは執行部が運用するか否かで大きく変わってくるわけでございます。そういうことで、私どもからお願いではございます

けれども、内部統制について十分理解をし、なるだけいろいろ問題がありますけれ ど、それを避けるためにも内部統制に目を向けていただきたいと思っております。

次に、都市監査基準の規範性についてをお尋ねいたします。この都市監査基準第 2条では、本基準は監査委員監査の基準であり、監査委員は実施可能にして合理的である限り、これに従って監査、検査及び審査を実施しなければなりませんと規定し、規範性を持たせてありますが、実施可能ではあるが実施することが合理的でない場合は、この基準によらなくてもよいものなのかお尋ねをいたします。

○監査委員事務局長(中村久美子君) 都市監査基準第2条の規定についてのお尋ねで すが、この規定には二つの意味があります。

一つは、各都市の監査委員が従うべき統一的な義務規範としての性格を明確に示したもので、もう一つは本基準による監査の実施が合理的でなく、基準の遵守が困難である比較的小規模な都市にあって実施しない場合は、監査委員に対して、実施できないことの合理的理由を市民へ説明する責任を規定したものでございます。

宇城市監査事務局としましては、この全国都市監査委員会加入都市のうち、人口5万人以上の都市が約7割を占める中で、人口約6万人の宇城市は比較的小規模の都市とはいい難く、また実施可能であることから、監査委員協議の上、この基準を遵守して、平成29年度の定期監査と併せて行う行政監査から実施することとしたものでございます。

○16番(永木伸一君) これから、平成29年4月1日から、新たな監査仕様で監査 をされる計画をしております。

この監査の仕様については、先だって北九州市の監査事務局に視察に行きました。そういう中で、いろんな議論をする中で、うちの代表がこれから取り組もうとしている内容等について、相手の北九州市の監査課長がびっくりされておりました。その人も公認会計士です。その方が、うちの代表の監査の取組みに対して「うちよりも進んでいる」というありがたいお言葉をいただきました。そういうことで、これから代表がこの新しい監査指標については皆さんと向き合って、お互いに手を取り合いながらすばらしい監査機能の充実といいますか、そういう方向で頑張っておられますので、その辺よろしくお願い申し上げ、次の質問にいきたいと思っております。

次に、平成27年度の決算の未収額をお尋ねしたいと思いますが、もう一人一人聞くはずだったんですが、時間の都合もございますので、だいたい全体にいくらぐらいあるか副市長は分かっていますか、だいたい。国保税とか、市民税とか、いろいろあるでしょうが、だいたいでいいから。

○16番(永木伸一君) それなら一人一人、金額だけいうとか。担当に、金額は分か

っているでしょう。こういう細々な答弁は要りません。

○市民環境部長(松本秀幸君) それでは、市民環境部所管が金額的に大きいものですから、私の部で抱えております市税、それから国民健康保険税について平成27年度の収入未済額についてお答えしたいと思います。

概算額になりますけれども、市税では現年課税分が 5, 5 9 3 万円、滞納繰越分が 2 億 6, 8 9 1 万円、合計で 3 億 2, 4 8 4 万円ということで、前年度に比べまして 5, 7 5 3 万円ほど減少しているところでございます。

一方、国民健康保険税につきましては、現年課税分が7,401万円、滞納繰越 分が3億8,820万円、合計で4億6,221万円でございますが、こちらも平成 26年度に比べまして7,262万円の減額となっているところでございます。

〇土木部長(岩清水伸二君) 土木部所管の各事業、いくつもいろいろありますので、 一つずつ御説明いたします。簡単に説明させていただきます。

まず、水道事業の水道料金についてです。過年度分の未収金が約2,368万円、現年度分の未収金が2,566万円でございます。収納率が97.1%でございます。次に、簡易水道事業特別会計についてです。過年度分の未収金が457万円、現年度分の未収金が243万円でございます。現年度分の収納率は98%でございます。

次に、下水道事業会計の分でございます。過年度分の未収金が5,568万円、 それから現年度分の収入未済額が1,173万円でございます。現年度分について は収納率96.6%でございます。

次に、市営住宅使用料についてでございます。過年度分の未収金が5,298万円、それから現年度分につきましては、未収金が608万円、現年度分の収納率につきましては95.4%でございます。

〇16番(永木伸一君) 今、報告を聞きまして、年々そういう未済額といいますか、 収納率が上がってきております。やはりそれは、皆さんたちの努力の賜物だと思っ ております。

私、資料を見させていただきましたけれども、滞納に対してマニュアルというか、 手順がございます。住宅費を滞納者に一応請求をして、何日後になってもまだ払っ ていない、そういう方々には督促状、それでも駄目なら何とか、あるいは法的差し 押さえとかいうマニュアルがあったことを記憶しておりますが、今までそういうマニュアルに沿ってやっていなかったからこういう未済額が残っていると、私はそう 感じているわけです。だからやっぱり、これからは正直者がばかを見ないように、 やっぱりマニュアルに沿っていろいろ間違いのないように、差し押さえするならす る、法的手段にするならするでもいいですから、そういう方向で滞納対策をする必 要があると思っています。

これは一つの私の案ですけど、徴収する時、ゼッケンか何かで滞納整理者というゼッケンを付けてその家庭に行くなら周りの目が気になるから、やっぱり払わないといけないと払われるかもしれない。それは個人情報じゃないんだから、むこうが勝手に周りの人が、「ああ、あそこはお金を払ってないから来られたんだ」と、そういうやっぱりあれも、今生活保護をもらっていたら、やはりもらっていい人と、悪い人といったらいけないけど、その辺の法の裏を網羅して生活保護を受ける方もたまにはおられるんですよ。今、そういう方々が「もう、もらわないと損」という考えが多いものだから、だからやっぱりそういう悪い気持ちといいますか、そういう気持ちにならないように、何か行政も知恵を出しながら滞納者をなくすように頑張っていただきたいと思っております。

次に、収入未済額の収納対策について、おそらく今からあなたたちは、そういう 滞納者に対しては何らかの指標を、やはり考えを持って取り組まれると思っており ますので、先ほど言いましたように、正直者がばかを見ないように収納に対しては 特段気を使って収納率を上げていただきたいと思っています。担当課にはよろしく お願いします。頑張ってください。

次に、アーカイブズ事業の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。この前、そういうアーカイブス公文書を格納してあるところを見させていただきました。ところが、あれは物置にしか私は見えなかった。やはり、大切な公文書だろうと思っております。やっぱりそういうことで、今旧不知火町役場の元議場ですか、あそこにも山のように積まれておりました。そして、大岳小学校の跡地にも教室いっぱい積んでありました。

特に私が心配するのは、雨が降ったときとか、火災が起きたらどうなるかと、そういう思いがあるわけです。やっぱり貴重な資料だと思っている、歴史資料だと。 また、よそではあれをきちっと整理して文化遺産として残してあるところもあります。やっぱりその辺のところは我々宇城市も、その整理について考える必要があると思っておりますけれども、これはどこが担当か。

○教育部長(緒方昭二君) まず、進捗状況について答弁をしたいと思います。アーカイブス事業につきましては、「公文書館法」及び「公文書等の管理に関する法律」に基づき行われるもので、廃棄年限に達した公文書を廃棄処分せずに保存し、評価選別の後に将来の資料・資産として保存し、市民及び行政の利用に供することを目的として行う事業でございます。

平成18年度より廃棄する文書から開始され、平成27年度末の保管数で2,359箱、簿冊数で1,839冊、評価選別保存率で50.7%となっているところで

ございます。

課題として、本事業に事業計画、構想がなく、公文書の収集・保管のみが行われており、そのため人員や保管場所等の問題が生じ、関係各所との協議が整わず、宇城市としての方向性が定まっていない状況でございます。

実際の評価選別作業は不知火支所3階議場跡に搬入し、週2回宇城市非現用文書 評価選別基準に沿って、行政経験があるシルバー会員が行っているところでござい ます。

〇16番(永木伸一君) 是非、このアーカイブス事業については真剣に向き合っていただきたいと思います。

次に、今後の方針ということをお尋ねしたいと思っておりますが、これは私の案ですけど、やはりあそこに保管されてあるのは5年間は保存しなさいとか、あるいは10年間は保存しなさいという、そういう規定も規約もあるかと思っております。そういうことで、あの整理をいち早く、今何か2人でしておられますよね。やっぱりあれを整理するためには、二、三人では到底無理だろうと思っています。やはりそれを一日も早く整理をし、公文書は残す、じゃあ残すとなればやはりきちっとした形の中で、よその自治体もやはりああいう空いている倉庫に置いておけということじゃなく、大切なものだから、将来にわたってやはり昔を振り返って、昔はどうだったかという地域住民が閲覧されたとします。「ああ、こういうことか。」と、「こういうことだったんだな、50年前は。」と、そういう貴重な遺産にもなる公文書ですから、大切に保管するものはきちっとした形で保管をし、よければ市長、ああいう腰掛けみたいな形で置かなくても、そういう公文書館といいますか、それをつくって保管することも必要かと思いますが、その辺の見解はどうですか。お金が絡みますから、なかなか難しい問題だろうけど。

〇市長(守田憲史君) 宇城市の図書館も資料としてもデータとしても、大変大量なものです。その管理、区分けするのにも相当な費用が掛かっております。

今回、この公文書につきましても多大なる量でございまして、それを系統的に区分けするとなりますと、膨大な費用が掛かるわけでございますので、その辺のところを今後宇城市議会の皆様方の議論を待つところでもございます。よろしくお願いします。

〇16番(永木伸一君) 大変だろうと思いますが、やっぱり是非公文書の意義、あるいは目的なんかを考慮しながら、対応していただきたいと思います。

最後に一つ、経済部長に答弁は要りません、申し忘れましたけれど、今農家でもいろんな声が出ております。農家の、日本だけの農業間の競争ではございません。 もう国際化に走っております。この前、アメリカはTPPから辞退されましたけれ ども、今度は新たにRCEPいわゆる東アジア地域包括的経済連携、TPPと似たり寄ったりのところで、ただアメリカが抜けているだけでございます。そういうことで、日に日に、安倍政権は農業の国際化に向けて取決めをなされています。農家は不安です。そういうことで、今度の国営事業はそういう場面にでも対応できるような国営事業を進めていただきますように、強く要望して私の一般質問を終わります。

- ○教育部長(緒方昭二君) 先ほど、アーカイブス事業の進捗状況の中で、簿冊数で1, 839冊と申しあげましたが、簿冊数は1万8,039冊の間違いでございます。 訂正させていただきます。
- ○議長(入江 学君) これで、永木伸一君の一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。

- **○議長(入江 学君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に5番、福永貴充君の発言を許します。
- ○5番(福永貴充君) 5番、清風会、福永貴充です。先月行われました市長選挙におきまして二期目の当選を果たされました守田市長、誠におめでとうございます。今後も市政におけるリーダーシップを期待しております。

宇城市は度重なる災害からの復旧・復興、地方創生による定住促進、合併特例期間終了による行財政改革の推進など、難しい課題が山積しております。今回の一般質問はそういったことから復旧・復興による安心・安全なまちづくり、子育て支援、産業振興による定住促進、こういった思いをもとに行わせていただきたいと思います。

それではまず、最初の市役所周辺の排水対策についてでありますが、昨年6月の経験したこともない豪雨、これは記憶に新しいところと思います。夜中、1時前ぐらいだったかと思いますけれども、あまりにも激しい雨で、これはただ事ではないなと思い、まず市役所に行こうとしました。いつもであれば家から数分で着くところなんですけれども、市内至る箇所が冠水しており、たどり着くのにかなり遠回りをしながらというのがありました。

災害時、市役所は対策本部としての役割があります。また、周辺には事業所、住宅もあります。大雨のあと、専決処分という形だったと思いますが、すぐに大雨による水害による水害の状況調査をコンサルタントに委託されております。その結果

を含め、市役所周辺の排水対策をどのように考えておられるのかお聞かせください。

〇総務部長(猿渡伸之君) 市役所周辺の排水対策についてでございます。昨年6月2 0日から21日にかけて降りました雨については、宇城市内の観測所データで1時間あたり136 $^{\$}$ $_{9}$ を記録する大雨となり、この市役所周辺の道路も最大で150 $^{\$}$ $_{9}$

土木コンサルタントに委託した調査結果によりますと、明神川に隣接して、ウイングまつばせの東側に所在します調整池に集まりました雨水の6割が流域からの流れ込みであったのに対しまして、残りの4割は料亭たなか付近の明神川からの越水によるものであることが分かりました。

今後の治水目標を過去の降雨記録と統計値による降雨量を参考に算出し、災害対策本部となります市役所周辺の道路を浸水させないという機能を保持するという前提で、現状分析と課題整理を行いました結果、まずこの目標を達成するためには、平成31年度頃を完了目標とします県の明神川の河川改修、こちらが前提となるということになります。これにつきましては、後ほど土木部の答弁で詳しく述べさせていただきたいと思います。

市役所周辺の抜本的な排水計画につきましては、対策を実施するにあたって、財政上の課題や、河川管理者、こちらとの協議を踏まえまして、改めて有効な整備方法や対策、それから時期等を検討し、御報告させていただきたいと思っております。

○5番(福永貴充君) 流域からの流れ込みと、明神川からの越水が要因となっている ということでありますけれども、先ほど申しましたように、市役所は災害時対策本 部となるところでもあります。

だからこそ、すぐに要因分析をコンサルタントに依頼されたんだろうと思いますけれども、まだ結果が出たばかりということで、具体的内容は今後検討していただけるということですので、早急な検討対応をよろしくお願いしたいと思いますけれども、今、その答弁の中でありましたけれども、明神川の越水もあるということですのでその次の質問に入るんですけれども、明神川は県の管理河川ということになってまいります。こちらにつきましては過去何度か一般質問にも取り上げさせていただきましたけれども、現在の状況と今後の予定をお聞かせください。

○土木部長(岩清水伸二君) 明神川の改修についてという御質問でございます。今、お話のとおり、県の管理河川でございます。明神川の河川改修につきましては、上流側の県道松橋停車場線の大野橋から、下流側は市役所前の市道久具松橋大道線、旧国道3号の新大野橋までの区間約220元の計画でございます。

平成26年度から事業に着手しておりまして、現在用地買収や補償交渉が進められております。右岸側の土地8筆のうち6筆は既に買収が完了しておる状況にござ

います。

本年度平成28年度の事業につきましては、河川改修に先立ちまして、上流部で 水路の付替工事が行われております。だいたい本年、8月頃のしゅん工の見通しと お聞きしております。

今後の予定でございますけれども、河川改修は本来、下流側から順に進めていく のが一般的でございますが、今回に限りましては浸水対策として、上流側から優先 して施工されるということになっております。

次年度平成29年度は、まず、河川幅の一番狭い大野橋から70年区間の川幅が 広がります。具体的に申しますと、川底で5年の川底が11年程度に、また上側で すね、川底じゃなくて天端部分で10年が約15年に、河川断面が大きく広がるこ とになります。

その後、引き続き平成30年度、平成31年度で市道の拡幅を兼ねた右岸の改修 が行われ、その後市道の大野橋の架替工事、それから左岸側の改修と併せた河川の 両護岸のかさ上げ、最後に県道の大野橋の改修という流れになります。

浸水被害の軽減、道路網の強化につながる大事な事業でございますので、県と連携しながら整備促進に努めてまいりたいと考えています。

○5番(福永貴充君) 今後3年間で右岸の改修と市道の整備を行うという予定、その 後新大野橋と大野橋、こちらの架替えと改修を行っていく、左岸の改修もそれで行っていくということですけれども、今回、先ほど答弁でありましたように明神川からの越水もあっております。

今まで、担当部署で県に働き掛けをしていただいているのは、私は十分知っております。ただ、こういったこともありますので、1年でも早く完成するように、更なる要望をお願いしておきます。

次に、明神川の左岸になります大野橋周辺の内水対策についてお聞きしたいと思います。この大野橋地区には明神川に向かって流れる水路が数本あります。通常時は何も問題はないんですけれども、大雨が降ったとき、明神川の水位が上がりまして、明神川と水路の接合部分、こちらよりも水位が高くなります。そうなってきますと、明神川への自然排水ができなくなりまして内水氾濫が起きると、これが度々起きている地域でもあります。

私も消防団に入っていた時などはポンプで汲み出しとか行ったこともあるんですけれども、排水ポンプの設置など、何らかの対応が必要ではないかと私は思いますけれども、この点についてお聞かせください。

〇土木部長(岩清水伸二君) 大野橋周辺につきましては、近年しばしば道路の冠水や 家屋の浸水被害に見舞われております。特に昨年の6月20日から21日にかけて

の梅雨前線豪雨におきましては、床上浸水が発生しているところでございます。

この地域の水路の流末は先ほどお話のとおり、県河川でございます明神川へ流れ 込んでおりまして、先ほどの答弁のとおり、本年度から浸水被害解消に向けた河川 改修工事が進められているところでもございます。

今後の排水能力の向上が、この改修工事で期待されるところでありますけれども、 市役所周辺や6月豪雨における他の浸水箇所同様、河川の水位や潮位の影響で自然 排水ができない時間帯が発生する地域でもございます。御指摘のとおりでございま す。

また、この地域は住宅化が進んでおりまして、水田の排水調整機能が徐々に失われつつございます。市の中心部でありますことから、これからもこの宅地化の進展は続いていくものではないかと思われます。

今後、明神川の河川改修を見据えながら、流域調査、あるいは排水ルートの検証などの基礎調査、浸水メカニズムの解明など、内水対策の調査・研究を行う必要があると考えております。

〇5番(福永貴充君) 内水対策の調査・研究の必要性はあるということで認めていただいておりますので、それが具体的な対策につながるよう、よろしくお願いしておきます。

次に、子育て支援、待機児童の現状についてお聞きしたいと思います。午前中、 大村議員の質問の中でも保護者の方々の切実な思い、こういったものを聞かせてい ただきました。私自身、小学生と保育園に通う子どもがおりまして、保育園入所の 話はよく聞くことがあります。

また、以前の話になりますけれども、上の子が保育園に入れても下の子が入れず、 上の子は認可保育園、下の子は無認可の託児所、こういった2か所に連れていくと いうことも経験しております。待機児童対策は人口減対策でもあり、定住対策でも あろうかと思いますので、宇城市における待機児童の現状をまずお聞かせください。

〇健康福祉部長(本間健郎君) まず、待機児童の現状についてお答えいたします。宇 城市の認可保育所における待機児童数につきましては、昨年度の話になりますが、 4月1日現在で8人、10月1日現在で55人という状況でございます。

また、特定の園のみを希望して待機されている児童の状況といたしましては、今年度3月時点におきまして、154人の方が入所待ちとなっております。主にその年にお生まれになられた0歳児の入所が困難な状況になっております。入所待ちを地区ごとに見ますと、松橋地区に94人、小川地区に30人、不知火地区に23人、豊野地区に7人、三角地区は0人という状況でございまして、地域間でもかなりの格差が生じており、平成26年度以降、この状況に変化はございません。

また、7歳未満の就学前児童数の推移では、平成25年度は3,640人、平成26年度が3,572人、平成27年度で3,552人、出生数につきましては、平成25年度で526人から、平成27年度で470人という状況でございまして、児童数は年々減少傾向にあります。地区ごとでは、松橋、小川、豊野地区が現状維持、三角、不知火地区で減の傾向でございます。

このように、児童数は減少傾向であるのに対しまして、待機児童が増加しておりますのは、松橋地区への一極集中もございますが、保護者の就労状況の変化及び制度改正によりまして、求職中や短時間労働での入所が可能となったことが主な要因となっております。宇城市では待機児童解消に向けた対策といたしまして、これまで認可保育所の施設整備及び受入れ実態に即した利用定員の見直しを行い、平成26年度に60人、平成27年度に201人、平成28年度に40人と、3年間で30人の受入れ枠拡大を行ってまいりました。

今後においても、これまでの取組みを継続して行ってまいりますけれども、希望が集中している松橋地区の待機状況を解消するために、抜本的な対策が必要であると考えております。

○5番(福永貴充君) 今の答弁を聞きますと、児童数は減っていると。それでも、その中で利用定数の見直しを行い、3年間で300人の定員増を行っていると、拡大していると。それでも待機児童は増えているということでありますけれども、先ほど私自身の経験も述べましたけれども、こういった状況の中では、やむを得ず利用料の高い認可外保育所を利用されている家庭もあると思います。そういったところへのなにがしかの家庭の支援を考えておられないのか。

また、今の答弁の中にありましたけれども、松橋地区に認可保育所の入所希望が 集中していると、そういうことでありましたけれども、この現状を解消するための 抜本的な対策としましては、新たな保育園の建設、新設が必要ではないかと思いま す。具体的には人口が集中しております当尾小校区、そして松橋小校区、こういっ たところに開設することが最も効果的かと思いますけれども、この点につきまして 守田市長の考えをお聞かせください。

〇市長(守田憲史君) 認可保育所に入所できず、認可外保育所を利用されている御家 庭に対しましては、経済的な支援制度を創設したいと考えております。

また、待機児童解消の抜本的な対策のためには、福永議員御提案のとおり、新たな認可保育園の開設に向けた取組みが必要と考えます。認可定員の協議など、募集要項等の策定はこれからですが、新設の保育園の運営先が早く決定できるよう協議を進めてまいりたいと思います。

○5番(福永貴充君) 新たな認可保育園の開設に向けて行っていくということであり

ますけども、市長の英断に敬意を表させていただきたいと思います。

子育て世代も大変喜んでくれることと思います、この決断には。また、先ほど私の経験も話しましたけれども、やむ無くどうしても働くためには認可外の保育所、ここに預けている方々もいらっしゃいます。そういったところにきめ細やかな支援をしていただけるということは、私としても大変うれしい思いでもあります。

是非、子育て支援日本一といわれるように今後も頑張っていただければと思って おりますので、よろしくお願いいたします。

次に、学童保育についてお聞きしたいと思いますけれども、ただいま待機児童についてお聞きしましたけれども、最近待機学童という言葉を耳にすることがあります。学童保育所に入れない小学生のことをということになってまいりますけど、宇城市においてその現状はどうなっているのか。また、学童施設が不足した場合、その場合の施設の整備についてはどのようになるのか、この点とさらには現在宇城市の学童保育は宇城市直営のものもあれば、保護者の方々が運用されているものもあります。保護者運営の施設では役員となっている保護者の方々の負担が大変大きなものだということを私も聞きます。

例えば、運営をNPO法人など、なにがしか外部の団体組織に委託することはできないのか、そうすること自体が子育て支援になるかと思いますし、保護者の負担 軽減にもなるのかと思いますけれども、この点についての考えをお聞かせください。

○健康福祉部長(本間健郎君) 待機学童保育、また運営状況、今後の施設の整備に関してですけれども、まず、運営の状況についてお答えしていきたいと思います。

宇城市において、保護者会に運営を委託している学童保育所は9か所がございます。比較的入所希望数が多いのは、当尾学童、松橋第1・第2学童、豊福第1・第2学童でございますが、年度当初には希望が多く、夏休み頃から若干利用人数が減っているという状況でございます。保護者会では、毎年年度末の今頃になりますが、新年度の入所について入所希望調査を行い、保護者の就労状況や保育の必要性などについて、保護者役員と指導員の協議・調整によりまして、今の所にどうにか希望どおり入所ができている状況であると聞いております。

なお、恒常的に待機が出るような場合には、保護者会から情報を頂くことといた しておりまして、将来の児童数等も考慮のうえ、学校と連携して施設整備の必要性 について協議・検討してまいります。

運営の方法について、毎年保護者会の皆さんと意見交換会を実施しているところ でございますけれども、職員の採用や管理事務などについて、役員の負担が大きく なっているとの御意見も伺っているところでございます。

このような状況を踏まえまして、保護者運営及び市直営の施設につきまして、先

ほど議員話されましたように、NPO法人などの外部事業者への委託や、指定管理 等に移行できないか協議・検討してまいりたいと考えているところでございます。

施設整備につきましては、恒常的な待機が今後も見込まれる場合、学校と連携を とりながら、施設整備の具体的な協議を行うこととしております。

なお、優先順位といたしまして、まず学校の空き教室を利用できないかということを協議し、利用できなかった場合には新たな施設整備の検討を行うことになります。

○5番(福永貴充君) 運営につきましては、NPO法人などを検討していただけるということでありますけれども、例えばこの間の地震の時などは、指導員の方も被災されたところがあると。そうなってくると、新たな指導員を探すのに、保護者も大変苦労したと、こういうお話も聞いたことがあります。できるだけ保護者の負担を軽減していただければと思っております。

また、待機学童も現状ではいないということですけれども、施設整備ということでは優先順位としては学校施設の空き教室ということになるということですけれども、学校の管轄は教育委員会になります。通告はしていなかったので質問はしませんけども、今後、いっぱい、いっぱいで動いている学童施設もあるのかと思います。学童保育の施設の増加・新設等必要になってきた場合は、健康福祉部と教育委員会、積極的な議論をしていただくことをお願いしておきます。

次に、自治公民館についてお聞きしたいと思いますけれども、災害時の自治公民館への避難についてですけれども、熊本地震の発災時、多くの方々が何らかの形で避難をされたことと思います。体育館などの指定避難所であったり、車中泊であったり、その中で自治公民館に避難をされた方々もいらっしゃるかと思います。指定避難所がいっぱいだったため、あるいは高齢者で移動手段がなかったからなど、理由はそれぞれ様々であろうと思いますけれども、その中で自治公民館が自主避難場所として利用されております。

自治公民館はあくまでも自主避難場所であって、指定避難場所ではありません。 そういったことから、発災直後の取り扱いとしては課題が残ったのではないかなと 私は思っております。そういったことから、今後、例えば自主防災組織などが運営 するのを条件として、発災直後の緊急時の一定期間など、避難場所として追加指定 するなど、自治公民館の扱いを何らかの形で議論して整理しておく必要があるので はないかと私は思っておりますけれども、この点について意見をお聞かせください。

○総務部長(猿渡伸之君) 災害時におけます自治公民館への避難についてでございますが、昨年の熊本地震におきましては、市の指定避難所約20か所のほかに、高齢者を中心に避難所まで移動する手段がなかったなどの理由で各地区の自治公民館に

避難され、各地区で自主的に運営しながら避難生活を送られたというケースがあったと認識しています。

また、自治公民館や車中泊などの自主避難者の把握やその方々に対する物資の支援のあり方についても、今後の大きな課題であると考えております。

その中で、自治公民館につきましては、移動が困難な方々が、やむを得ず一時的 に避難所として利用される場合もあるとは考えますけれども、やはり全ての自治公 民館が常に安全というわけではございません。そのため、避難が長期化する場合等 には地元の自主防災組織などの支援を受けながら、できる限り市の指定避難所へ移 動していただくなどの対策が必要となってまいります。

自治公民館への避難のあり方については、今後地区防災計画の見直しの中で、各地元と自主防災組織も含めて協議を重ねながら、より安全かつ迅速に被災者支援ができる新たな取組みができないかということを検討してまいります。

また、先ほど申し上げた物資の支援についても、大規模災害時にはどうしても一時的に不足することが予想されます。国の防災基本計画では、最低でも3日分、推奨は1週間分なんですけども、自分で食料や飲料水などの備蓄を行っていただくなど、自助・共助の必要性が求められております。これらの重要性、大切さを今後の防災訓練や研修会などを通じて、市民の方々に伝えていくことも我々の使命ではないかと考えております。

このように、これまで地震対応における課題については、なかなか気づかなかった部分もございます。もちろん、昨年度の被災を受けての教訓、これらを改めて整理しまして、地域の防災計画を見直す中で、検討して形にしていきたいと考えております。

○5番(福永貴充君) 防災計画の見直しの中で、協議をしていただけるということでありますので、よろしくお願いしておきます。

それと今、部長の答弁の最後にありました家庭での食料や水の備蓄、大変重要なことだと思いますので、これも含めて防災計画の中で取り上げていただければと思っております。

今の質問の中でも述べましたけれども、地震発災後自治公民館に避難された方々がいらっしゃいます。そういった方々から、避難していたけれども、公民館の耐震性が心配だったと、そういった話も聞かせてもらいました。自治公民館は地域の集まりであったり、高齢者の方々、子ども会の方々、様々な方々の活動の場であり、地域の拠点となる場所でもあります。

個人の住宅に関しましては、耐震診断の補助があるようですけれども、自治公民 館に関しても耐震診断、あるいは耐震補強、こういったことに関しての補助ができ ないのかお聞きいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 各地区の自治公民館は、集会所や高齢者の憩いの場としての役割、さらに地域住民の教育文化及びレクレーション活動など、地域住民の連帯感を高め、地域の絆や自治意識を醸成する拠点として利用されていると認識しております。

先ほど、総務部長の答弁にもありましたように、今回の熊本地震では、自家用車などの交通手段を持たない高齢者の方々が、自治公民館を身近な自主避難所として利用された事例が多くあったということです。

管内には、自治公民館として使用されている施設は、176館ありますが、昭和56年の建築基準法の新耐震基準改正以前に建築された施設は89館あり、地震時においての避難所として利用する場合の安心・安全を確保する上では、早急な耐震診断が必要と思われます。

今回の熊本復興基金では、個人住宅の耐震診断の補助制度はありますが、自治公 民館については耐震診断の補助制度は現在のところありません。また、復興基金事 業以外での国・県・市の補助事業はありません。

宇城市としても、今回における自治公民館の避難所としての利用の実態を踏まえ、 熊本県に復興基金自治公民館の耐震診断の補助等の支援事業を現在要望していると ころでございます。

○5番(福永貴充君) 現在、通常の補助などは国・県・市でもないと、その中で復興基金に関して、耐震診断の補助などを要望されておられるということでありますけれども、先ほど申しましたけれども、自治公民館は地域における防災の拠点でもあろうかと思います。このことを含めて、防災計画の見直しの中で協議していただければと思っておりますけれども、ない場合は一般財源など、いろんなことも検討していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、小中学校のガラス耐震化についてお聞きしたいと思います。熊本地震では、多くの学校が被災しております。まだまだ、復旧の真っただ中であります。学校施設の被災の中にはガラスの被害もあったかと思いますけれども、松橋中学校の体育館、これを見ていただくと分かりますけれども、ガラスが鋭利な形で割れて下に落ちております。下に生徒がいたらと思うと恐い思いがしますけれども、耐震化という言葉を今使いましたけれど、重要なのは地震の際でも割れにくいということ、仮に割れたとしても、尖った形で飛散しないということ、こういったことだろうと思っておりますけれども、現在、宇城市の小中学校におけるガラスの耐震化、これはどうなっているのかお聞かせください。

○教育部長(緒方昭二君) 熊本地震では、管内18の小中学校のうち、16の小中学

校が被災いたしました。

子どもたちの安心で安全な学校生活を取り戻すため、現在、災害復旧工事を暫時 発注しております。今しばらく御辛抱いただきたいと思います。

今回の地震では、松橋中学校体育館に見られますように大規模な構造物の一面に 張られましたガラス窓も大きく被災いたしました。他の小中学校でも程度の差はあ りますが、ガラス窓が割れる被害がありました。鋭い破片は、室内にいる人や道路 を歩いている人を傷つけ、建物は事実上使用に耐えないものとなりました。

小中学校のガラスの耐震化ということでございますが、宇城市の学校施設は建設 年度も古く、その多くがガラスの耐震化の対応ができていない状況でございます。 普通のガラスが割れますと、先の尖った破片が落下します。一方、強化ガラスが割 れますと、角の鈍い粒状の破片となります。網入りガラスになりますと、破片の落 下が少ないようでございます。

また、窓枠の止め方でも、教室の木枠とパテ止め、鉄製サッシと弾性シーラントでは危険があるようでございます。市内の小中学校には、まだこれらの工法による窓ガラスの止め方も多いようでありますので、まずは早急に調査を行いたいと考えております。

○5番(福永貴充君) 具体的にどこがどうなっているのかというのは、早急に調査を 行っていただけるということですので、その点よろしくお願いしときます。

校舎や体育館のガラスが耐震化されるということは、児童生徒にとりましても、 日頃の学校生活が安心・安全になるということでもあります。

また、災害時でも安心して避難所に避難ができるということにもつながってまいります。まずは早急な調査をお願いいたしまして、今後、学校施設の建て替え、改修が予定されていると思いますので、その中で実施をしていっていただければと思います。

次に、5番目の質問に入りたいと思いますけれども、(仮称)大野川リバーサイドロードについてですけれども、こちらにつきましては、各会派の代表質問の中で項目として挙げられておりましたので、重複するところもあるかと思いますけれども、改めてお伺いをしたいと思います。道路建設の目的、道路の概要、財源等をお聞かせください。

○土木部長(岩清水伸二君) (仮称) 大野川リバーサイドロードについての御質問でございます。現在、市内中心部におきましては、慢性的に交通渋滞が発生しております。この(仮称) 大野川リバーサイドロードは、その市街地の渋滞緩和対策の道路として整備するものでございます。これまで、国や県と連携した取組みによりまして、幾分、街中の混雑は緩和されつつございますけれども、依然、朝夕の通勤通

学の時間帯では渋滞が発生しております。

この市内中心部の渋滞緩和を図るため、東西路線網整備による都市機能強化策として、県道14号八代鏡宇土線の鎗ノ柄橋から松橋高校、宇城地域振興局を通りまして、市道の一部を改良し、道の駅うき付近の県道181号松橋停車場線と接続させるものでございます。

計画の路線延長につきましては、約2.4 * ございます。全く新たな道路を造る ものではございません。現在の大野川の河川堤防を利用しながら拡幅・改良を行い ますことで、低コストで、早期に効果が発現できる方向で今考えております。

まだ、基本構想・計画の段階でございます。整備ルート、あるいは概算事業費、 道路規格などはこれからでございまして、まずは概略の調査設計を行いたいと思っ ております。財源についてのお尋ねですが、概略設計を基に整備計画を作成しまし て、その概算事業費がでた段階で社会資本整備総合交付金や、防災・安全社会資本 整備交付金など、有利な補助事業の活用を検討したいと思っております。

○5番(福永貴充君) 今、基本構造、計画の段階ということですので、具体的なことはこれからということなんだろうと思いますけれども、私は今、道の駅うきの近く、停車場線の近くに住んでおりますけれども、部長答弁でありましたように、慢性的な交通渋滞、それを日頃感じているものの一人でもあります。そういった者にとりまして、確かにこのバイパスができるということは、渋滞緩和につながるのかなということも思います。

また、松橋インターで降りて天草方面に向かう車にとりましては、道の駅うき、 道の駅不知火を通っていくことにもなるかと思いますので、「経済効果につながる んじゃないか」、そういう声も聞くことがあります。

また、川沿いですので「サイクリングロードも併設できないか」とかいう意見も聞きますし、そしてこのリバーサイドロードは何らかの形で南田久具線と交わるか、交差するかということになろうかと思いますけれども、この南田久具線は小学校への通学路にもなっておりますので、この点、今後概略設計など行っていかれるということですが、歩道などの安全面も含めて、設計に入っていただければと思っております。

このリバーサイドロードは、まだ基本構想は計画の段階ということですので、いろいろな視点からいろいろな方の関心とか興味とか聞こえてまいります。期待も聞こえてまいります。まだまだ、先ほど言いましたようにこれからということですので、進捗状況に応じまして、折々に併せていろんな説明をしていっていただければと思いますので、その点よろしくお願いしておきます。

次に、交差点整備ですけれども、場所としましては市役所前の通称きらら通り、

これと旧国道3号が交わります変則的な交差点についての質問でありますけれども、 上ノ原大野前田線からこの交差点に出てくる、また逆に交差点からこの路線に入っ ていく際、不便さとか危険性とか、こういったことを感じることがありますけれど も、この交差点の整備についてお聞きしたいと思います。

〇土木部長(岩清水伸二君) 交差点整備についてということでございます。市役所北側の旧国道3号の交差点は、県道の松橋停車場線につながる市道上ノ原大野前田線が未改良でございますため、交通規制のかかった変則の交差点となっております。

本路線は、幅員16年の都市計画道路として、合併後直ちに事業化に向けた取組みが行われました。しかしながら、全体計画の延長約250年の改良に18億円を超える事業が必要と試算されまして、しかもその費用対効果が小さく、補助事業としての採択が見込めないような状況から、平成22年をもって事業を中止している状況にございます。

この路線は、松橋小学校の通学路になっておりまして、全線改良が見通せない中で、交差点部分のみの改良ということになりますと、不特定多数の車両進入を促すことにもなり、逆に危険性を増す可能性も考えられます。

また、先ほど水害対策の答弁でも申し上げましたけれども、明神川の河川改修と併せて、右岸側の道路を歩道付きの8 に道路に拡幅する予定でございます。したがいまして、この道路拡幅工事が完了しますと、旧国道3号と県道を結ぶ機能が拡大しまして、住宅密集地である上ノ原大野前田線の交通量も今より減少し、危険性も減少するのではないかと考えております。

以上のようなことを踏まえまして、通学児童の安全と沿線住民の方々の生活、それから都市計画道路の今後の事業方針などを総合的に勘案しながら、今後の方針を 見定めていく必要があると考えております。

○5番(福永貴充君) 現状では難しいのかなということでありますけれども、明神川の右岸の堤防道路、市道の拡幅、これも計画が進んでいるようでありますし、リバーサイドロードの構想ですか、こちらもあるようですので、道路行政全体で市内中心部の利便性、そして安全性の向上、こちらに是非取り組んでいっていただけることを期待しております。

次に、観光行政について最後の質問をさせていただきたいと思います。まず1番、外国人観光客への対応についてということでありますけれども、近年、国の政策もありまして、来日外国人が急激に増加しております。昨年は2,400万人ほどの方々が日本を訪れておられます。また、東京オリンピックが行われます2020年、この頃には国は訪日外国人を4千万人に増やしたい、こういった目標も持っているようでありますけれども、宇城市におきましても三角西港の世界遺産登録によりま

して、国内から来られるお客様だけではなく、国外から来られるお客様も増えているとお聞きします。

また、松橋町の旧パルシェには免税店が現在出店しております。八代港に来ました客船から数十台のバスが買い物ツアーにやってきます。こういったチャンスをどのようにしていかしていくのかが課題ではないかと思っておりますけれども、3月4日に行われました異業種交流会では、台湾・中国などで「くまカフェ」、くまモンのカフェですね。熊本の食材を使ったカフェになりますけども、これで成功されておられます今井社長が講演をされました。清成経済部長も出席されておられたので聞かれたことと思いますけれども。

また、3月10日には宇城地域振興局におきまして、「ようこそコミュニケーションゼミナール」と題して、英語の通訳ガイドとして活躍されている通訳案内士の吉村さんの講演がありました。この方は宇城市の方になります。

お二人の話は、今後の外国人観光客の方々への可能性を感じさせてくれるものでありましたけれども、今井社長のお話の中で、外国の方々は日本のどんな所にくるのかというと、それは、言語対応している所だと。まあ、当たり前といえば当たり前の話なんですけれども、外国語表記がない、外国語が通じる人がいない、そういった所には来ないんだと。それが、そういった条件が整っている所に来るんだということもお話でありました。

また、お二人のお話で共通していたのが、「観光農園についても可能性がありますよ」ということでありました。施設園芸で栽培されるトマトであったり、イチゴであったり、あるいはミカンであったり、ミカン狩りだったり、「海外にないもの、こういったものは喜ばれるんだ」という話もされておられました。こういったものであれば、まさに宇城市にあるものではないかと思っておりますけれども。ほかにも、外国の方々はフェイスブック、こういったSNSをよく利用されると。日本以上にかなり利用されるんだと。そして、旅行に行った際、場所や食べ物、こういったものをフェイスブックにあげられる。それによってその情報が拡散され、それを見た方々がまた日本にやってくると、こういったことが今実際に起きているんだということのお話を聞かせていただきました。

まだまだ、ほかにもいろんな有益なお話を聞かせていただきましたけれども、ちょっと長くなってしまいますので止めておきますけど、今、現在来られている外国人の方々への対応、また今後増えていくことが予想される外国人の観光客の方々へ、どうやって宇城市の経済効果を結びつけていくか、こういったことを考えていく必要があると思います。特に、先ほど話しましたように言語対応をどうしていくのか、こういったことが課題ではないかと思っておりますけれども、こういったことにつ

いて考えをお聞かせください。

〇経済部長(清成晃正君) 訪日外国人観光客は、平成25年に1,000万人を超え、 今議員話されましたように、昨年は2,400万人を突破いたしました。

まず、本市においては昨年1月から松橋町旧パルシェ内に免税店が開店し、大型 クルーズ船による中国人観光客が買い物に訪れるようになりました。平成29年は、 八代港に約70回の寄港が予定されており、昨年以上の来客が見込まれます。市と いたしましても、商工会、観光物産協会等と情報を共有し、連携を図っていきます。 また、一昨年、三角西港が世界文化遺産に登録され、以後外国人観光客も増加し ております。こういった中、外国人観光客への対応として、三角西港の観光施設の 案内板を英語、中国語、韓国語の3か国語に説明標記を変更するとともに、西港散 策マップの英語版の作成等、ソフト面の充実を図ってきました。

国においても、2020年に4,000万人の訪日外国人を目指しています。これから、地方にも多数の外国人観光客が訪れることが予想されます。

最近では、訪日外国人観光客の消費行動から、「モノ消費からコト消費」へと、 日本らしさに触れ、日本文化を体験する観光へと変わってきたといわれています。 今、福永議員が言われましたように、観光農園もその一つと思われます。その変化 に対応するため、観光地における受入体制の基本、「おもてなし」の心と、人と人 とのつながり、コミュニケーションが大事であると考えます。

そのためには、言葉の壁を解消することが必要であり、挨拶や接客及び観光案内における簡単な会話ができるよう、韓国語や中国語などの外国語セミナーを実施し、観光地のイメージアップにつなげていきたいと考えております。

- ○5番(福永貴充君) セミナーなどの開催を考えておられるということで、大変うれしく思います。そこで次の質問にもつながっていくんですけれども、宇城市版DM Oの進捗状況、こちらについて現状の取組みと今後の方向性についてお聞かせください。
- ○経済部長(清成晃正君) 本市の観光物産の振興につきましては、今年度、地方創生加速化交付金を活用した「DMOと地域商社による雇用創出実現事業」で、この分野の国の第一人者であるDMO推進機構の大社氏をアドバイザーに迎え、昨年8月から事業に取り組んでいます。

8月にマーケティングの勉強会を開催し、市内外から約70人の参加がありました。

その後、参加者の中から、将来的にマーケティングの先導的役割を担う委員(コアメンバー)の育成を12月までに集中的に行いました。そして、1月に市内様々な団体・企業の代表者を構成員としたマーケティング委員会を設置しました。この

マーケティング委員会を中心に、観光物産戦略策定に向けた実態調査を、三角町を 主なフィールドとして行っております。

本年度中に、実態調査により得られたデータを分析し、これを基に観光戦略としてまとめたいと考えています。

来年度は、観光物産戦略に基づいた試験事業の実施、更なるマーケティング及び データ収集による見える化、観光物産に関する関係団体とのつながりの強化などに 取り組んでいき、「稼ぐ観光と物産」の実現に向けて進んでいきたいと考えていま す。

○5番(福永貴充君) 「稼ぐ観光と物産」の実現に向けて進んでいきたいと、力強い答弁をいただきましたけども、観光物産協会、商工会、あるいはJAであったり漁協であったり、こういった団体と連携しまして、そこにマーケティングの考えを取り入れて、同じ目標、同じ戦略、これを共有して行動していくのがDMOではないかと思っておりますけれども、昨年8月からはまだまだ始まったばかりでありまして、現時点では三角町を主なフィールドとして活動されておられるということでありますけれど、ゆくゆくは今後はこの活動を宇城市全体に広げていっていただきたいということと、先ほど質問でも話しましたけれども、今後増加してくることが予想されます外国人観光客、こういった方々にどうやって対応していくか、こういったことも含めた観光戦略の作成が進んでいくことを期待しております。

少々時間が残ってしまいましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていた だきます。

○議長(入江 学君) これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

-----延会 午後2時05分 第 6 号 3月14日 (火)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第6号)

平成29年3月14日(火) 午前10時00分 開讀

- 1 議事日程日程第1 一般質問
- 2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 髙 橋 佳 大 君 2番 髙 本 敬 義 君 3番 大 村 悟 君 4番 星 田 正 弘 君 永 貴 充 君 5番 福 6番 溝 見 友 君 7番 園 田 幸 雄 君 8番 五嶋 映 司 君 9番福田良二君 河 野 正 明 君 10番 11番 渡 邊 裕 生 君 12番 大 嶋 秀 敏 君 君 13番 尾 﨑 治彦君 14番 河 野 郎 15番 長 谷 誠 一 君 永 木 伸 一 君 16番 17番 入 江 学 君 豊 田 紀代美 君 18番 19番 堀 Ш 三郎君 20番 中山弘 幸 君 21番 石 川 洋 一 君 岡本泰章君 22番

- 4 欠席議員なし
- 5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君
- 6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守田憲史 君 副市 長 浅 井 正 文 君 総務部長 教 育 長 大 槻 英 君 猿 渡 伸 之 君 企画部長 髙 島 孝 君 市民環境部長 幸 君 松本秀 健康福祉部長 本 間 健 郎 君 経済部長 清 成 晃 正君 岩清水 伸 二 緒 方 昭 土木部長 君 教育部長 君

会計管理者 田 博 俊 君 総務部次長 博 戸 成 田 正 君 企画部次長 下 堅 君 市民環境部次長 上 原 久 幸 君 木 健康福祉部次長 那 須 聡 君 経済部次長 裕 君 英 吉 田 次 土木部次長 松 英 隆 君 教育部次長 中 村 誠 君 成 三角支所長 亨 不知火支所長 広 谷 П 君 辛川 倫 君 豊野支所長 之 小川支所長 亰 田敏行 君 木 村 隆 君 農業委員会 市民病院事務長 吉 澤和弘 君 重 田 公 介 君 事務局長 財 政 課 長 監查委員事務局長 中 村 久美子 君 天 川 竜 君 治

開議 午前10時00分

○議長(入江 学君) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

- ○議長(入江 学君) 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。 まず、7番、園田幸雄君の発言を許します。
- **〇7番(園田幸雄君)** 7番、うき幸友会、園田幸雄でございます。

まず、先月の市長選挙において、二期目の当選をされました守田市長には心から お祝い申し上げます。今後4年間、宇城市6万市民の幸せ向上のためのかじ取りを よろしくお願いいたします。

さて、昨年4月の未曾有の大地震から、11か月がたちました。この震災では、多くのものが壊れ、失われました。その反面、平穏な生活のありがたさ、人のぬくもり、触れ合いの大切さを痛感いたしました。地震や大雨、台風、火山の噴火など、人類は有史以来、様々な自然災害に見舞われてきました。特にプレート境界近くに位置して地震が多く、台風の通り道に当たる日本列島は、戦後70年の歩みの中でも地球規模で記憶される幾多の災害を経験してきました。

私たちは、被災したふるさとを復興し、新たな文化や暮らしを築いてきた先人の営みの延長上にいます。温暖化に伴う気象の凶暴化が指摘され、地域の防災力や減災力が叫ばれる中、過去に学び、将来に備えるふだんの取組みが求められています。これからの最優先課題は、言うまでもなく被災施設の復旧・復興、そして生活の再建、経済の回復であります。スピード感を持って取り組んでいかなければなりません。

それでは通告に従い、一般質問を行います。マイナンバー制度について質問いたします。この制度は、市民にとっては行政機関に手続きをする際、添付書類が削減されるなど負担が軽減され、利便性が向上します。行政機関にとっては、マイナンバーを用いることにより、様々な情報の照合に要していた時間や労力が削減され、業務が効率化するとされています。

また、市民の所得や、ほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に逃れたり、不当に受給することを防止しやすくなるとともに、本当に困っている方への細やかな支援を行うことができることから、公平・公正な社会を実現することが期待されています。しかし、本市では現時点で申請交付数が少ないようです。そこで、現状についてお伺いいたします。

○市民環境部長(松本秀幸君) まず、マイナンバー制度について若干説明させていた

だきたいと思います。

このマイナンバー制度は、複数の機関に存在します個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うために、全ての国民に個人番号を割り振ることで、複数の機関が保有しております、個人情報の効率性・透明性を高めるための社会基盤でございます。

ただいま議員から御説明がありましたように、従来各種手続きの際に求めておりました添付書類の提出を省略するなどの国民負担の軽減と、利便性の向上に加えまして、情報の入力や照合作業の削減など行政の効率化、さらには所得や行政サービスの受給状況の的確な把握による公平・公正な社会を実現することを目的といたしております。

この制度では、全ての国民を対象に、一昨年10月、個人番号の一斉指定及び通知カードによる一斉通知が実施されまして、昨年1月からは、税や社会保障の各種手続きでの個人番号の利用及び個人番号の交付が開始されたところでございます。

さらに今年7月からは、国の行政機関同士や地方自治体を含めた公的機関での情報連携が開始される予定になっております。

御質問の個人番号カードの現在の申請状況、交付状況でございますが、2月末現在で、申請者数4,827人で、申請率が7.97%、交付者数につきましては3,859人で交付率6.37%という状況でございます。

〇7番(園田幸雄君) ただいまの答弁では、申請者数4,827人、申請率が7.9 7%、交付者数3,859人で交付率6.37%とのことですが、大変少ない数字であります。

マイナンバー制度は、平成27年10月から施行され、平成28年から医療保険、 雇用保険などの手続きや確定申告など、税の手続きで申請者にマイナンバーの記録 が求められ、年金、福祉、医療などの社会保障の分野、税の分野、災害対策の分野 で法律で定められた行政手続きにより使用されています。

利便性の高い制度でありますが、マイナンバーを利用する市民や企業に制度の仕組みが十分に周知されているは思えません。そこで、どのように広報、周知されているのかをお伺いいたします。

○市民環境部長(松本秀幸君) それでは、市民への周知についてお答え申し上げます。 このマイナンバー制度の広報活動につきましては、法律で国の責務とされていると ころで、内閣官房によりますホームページでの情報提供、コールセンターの開設、 ポスターの作成、掲示などが実施されているところでございます。

本市におきましても、このマイナンバー制度の普及促進のため、国と協調しながらホームページや「広報うき」に掲載いたしまして周知を図っているところであり

ます。

なお、3月号の「広報うき」にも掲載しておりますが、来月1日から個人番号カードの電子証明書を活用いたしまして、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書のコンビニエンスストアでの交付を開始することにいたしております。

宇城市内だけでなく、全国各地のコンビニエンスストアで、一部の証明書を除きまして土曜、日曜、祝日も含めまして、午前6時30分から午後11時まで取得でき、休日や仕事が終わったあとでも利用が可能になるため、非常に利便性が高いサービスになると考えております。

また、今後実施されます「子育てワンストップサービス」など多種多様な利便性 の高い行政サービスの提供につきましても、市民の皆様方へ周知を図り、個人番号 カードの普及促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○7番(園田幸雄君) 新年度の来月1日から、マイナンバーカードの電子証明書を活用し、住民票の写しや印鑑登録証明など、各種証明書のコンビニでの交付が始まります。ますます利便性が高まると思われます。このコンビニ交付を起爆剤として、普及が進むことを期待したいと思います。引き続き広報活動をお願いして、次の質問に入ります。

ふるさと納税について質問いたします。この制度は、平成20年に始まり、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄付することによって、居住地の住民税などが軽減され、全国どこの都道府県や市町村でも寄附者が応援したい自治体を選んで納付できる仕組みです。寄附を行った自治体から領収書をもらって確定申告をすれば、寄附額のうち2,000円を超える部分が所得税と住民税から差し引かれるというものです。寄附者に対し、地元特産品などを送る自治体が急速に増えてきたことから、単純にふるさとを応援するという意味だけでなく、節税対策に加え、様々な特産品の魅力でふるさと納税をする人が増加しているようです。

総務省の調査では、平成27年度には全国で1,653億円で、前年度の4倍に達し、昨年には2,000億円を超えたそうであります。そこで、宇城市でも広報誌やホームページなどを使って、ふるさと納税を広く呼び掛けられていると思いますが、寄附の金額と現状についてお伺いいたします。

○総務部長(猿渡伸之君) ふるさと納税に関しまして、現状と金額等について御回答します。議員話されたようにふるさと納税は、自治体に寄附をしますと、寄附金が一定の額に達するまで金額から2,000円を差し引いた全額が個人住民税、所得税から控除される制度として、宇城市においても定着してまいりました。

また、平成27年度税制改革によりまして、この控除される上限額の拡大に加えて確定申告が不要な給与所得者の方々が、ある一定の条件を満たせば確定申告を行

わなくても控除を受けられるという便利な「ふるさと納税ワンストップ特例制度」 が創設され、より寄附しやすいような制度に拡充が行われています。

加えて、最近ではふるさと納税がかなりメディアで取り上げられるようになりまして、ふるさと納税の認知度も高まり、全国的にふるさと納税が活発化している状況です。

宇城市におきましても同様でございまして、開始当初は宇城市出身の方からの寄附がほとんどでしたけれども、返礼品を拡充するようになってからは、寄附者のほとんどが宇城市出身者以外の方となりまして、返礼品を取り扱っていなかった平成20年度から平成24年度まで、この間の寄附の平均は約84万円でした。ただ、返礼品を取り扱い始めました平成25年度以降、平成25年度が130万円、平成26年度が330万円、平成27年度が940万円と年々増えてきたところでございます。

特に今年度平成28年度は、平成29年2月末現在で7,063件、約1億1,500万円の寄附があっております。これは昨年同期と比べますと、約17.7倍の増と飛躍的に伸びております。

今年度寄附が増加した大きな理由は、まずはやはり熊本地震に対しまして、温かい支援名目の寄附が約3,500万円ほどあったこと、加えまして昨年12月からふるさと納税一括代行業者であります「さとふる」や「楽天」、こういった業者と契約しまして、返礼品の拡充、ウェブサイト、ホームページ等での周知が進んだことで、12月だけで約5,000万円もの寄附が集まりました。こういったいろんな工夫、努力によって現在活況を呈しているところでございます。

○7番(園田幸雄君) この制度の始まった当初は、宇城市出身の方からの寄附がほとんどであったかと思います。しかし、現在では逆にただいまの答弁でほとんどが宇城市外の方からの寄附ということで、少々驚いているところであります。

最初の5年間は、約500万円ぐらいでしたが、近年では寄附額が大きく伸びています。大きく伸びた要因と返礼品の品数や人気の返礼品についてお伺いいたします。

○総務部長(猿渡伸之君) 返礼品の状況、人気の返礼品ということですけども、当初は返礼品はデコポン、アイコミニトマトなど4品のみの取り扱いでございました。その後、年々返礼品の品数を増やしてまいりまして、昨年「さとふる」、「楽天」に返礼品の開発を依頼しております。昨年には、市内の事業者を集めての説明会等も行いましたけれども、その結果、平成29年2月末現在では56品まで返礼品を増やしたところでございます。

主な返礼品ですけども、特産品でありますデコポン、胡蝶蘭に加えまして熊本名

物の馬刺し、それから、あか牛のステーキ、すき焼き用の牛肉、からしレンコン、 宇城産のお米、森のくまさんなどがあります。

その中でも人気のある返礼品としては、やはり時期的なものもあったのかもしれませんが牛肉、それからお米、デコポンなどがやはり人気が高く、最近ではやはりあか牛の牛肉、こちらが寄附を希望される方々の返礼品の半分近くを占めている状況でございます。

現在取り扱っています返礼品は全て市内に事業所、工場等のある事業所から調達しております。そのため、ふるさと納税制度による返礼品が宇城市の特産品の知名度アップ、地域経済の活性化、地場産業の育成などにしっかりつながっているのではないかと考えております。

○7番(園田幸雄君) 大きく伸びた要因の一つに、平成25年からのデコポンやミニトマト、それに米などの4品の返礼品から、ふるさと納税一括代行業者である「さとふる」や「楽天」に返礼品開発を依頼して、今では56品の品ぞろえがあるということです。このことが大変要因として大きいものだと思います。

現在取り扱っている返礼品は、全て宇城市内の業者が関わっているということで、大変いいことだと私も評価したいと思います。今後、宇城市の特産品のブランドカアップや、地域経済の活性化、地場産業の育成などの強化につながることを期待して次の質問に入ります。

次に、被災農業関連施設について質問いたします。先の熊本地震では、家屋や公共施設、農業関連施設などで大きな被害を受けました。その中で、豊川地区の豊崎、南豊崎、両区水田農地約200%の水がめである豊野に位置する鐙ケ鼻ため池の堤防に大きな亀裂が入り、貯水ができない状態に陥り、6月の田植えはできるか大いに心配したところであります。

しかし、幸いにして隣接地の萩尾大ため池の被害が軽傷だったということで、農業用水を融通してもらい、また栽培期間中は適度の雨もあり、助かりました。

しかし、今期は大丈夫か心配であります。復旧はいつ完了するのかお伺いいたします。

○経済部長(清成晃正君) 本市におきましては、昨年の熊本地震及び豪雨災害により 甚大な被害を受けました。その内訳は災害査定決定額で、農地17か所、3,36 5万6千円、ため池などの施設44か所で5億461万円に上ります。

施設被害のうち、鐙ケ鼻ため池など3か所がため池で1億7,928万2千円、1か所がふるさと農道で6,525万6千円の計4か所で、2億4,453万8千円が、今回県営事業となります。

議員お尋ねの鐙ケ鼻ため池につきましては、県によりますと上ため池と下ため池

の2か所に分けて発注予定で、上ため池は3月9日に市内業者と契約が締結されており、下ため池においては今月下旬には契約ができるものと思っております。完成の時期については、本年12月中旬にはできるということを県より報告を受けております。

また、地元分担金につきましては、設計額の総額が上下ため池合わせて約1億800万円程度です。国の査定を受けまして国の補助が95.7%、補助残4.3%ございますが、そのうち80%を市が補助いたします。今回に限り、上乗せの補助を行っています。それで、分担金率としましては0.86%で、負担金の総額が約150万円程度と見込んでおります。

また、工事期間中の農繁期の用水確保につきましては、県営事業で現在災害復旧工事を行っている萩尾のため池が予想以上に被害が小さく、2月末には工事は完了しているという報告を受けています。しゅん工検査後は、貯水機能も被災以前と同様なため池機能として利用でき、今年の農繁期の用水確保ができるものと思います。今後もその他農業用施設等の災害につきましても、入札手続は終わりましたので、

○7番(園田幸雄君) ただいまの答弁では、鐙ケ鼻ため池の復旧完了は本年12月とのことであります。今年の6月の田植えには間に合いません。今回も萩尾ため池の農業用水をお願いしなければならないと思います。そして、干ばつの年にならないように天にも恵みの雨を祈りたいと思います。

早期完成に取り組んでまいります。

それでは、次の質問に入ります。国営基盤整備事業について質問いたします。先日の守田市政二期目の所信表明の中で、「重要課題の一つとして国営ほ場整備事業の実施があります。ほ場整備事業においては、土地利用型作物と施設園芸団地等のゾーニングを行い、担い手への農地集積、集約化を目指します。また、施設野菜の高品質化と作物の導入促進による収益性の高い農業経営が可能となり、稼げる農業の実現につながります。」とあります。

まさしくこの事業は、宇城市の基幹産業である農業の未来を開く事業であります。 本年から地区調査が始まり、平成30年、平成31年には仮同意、本同意が必要に なると思います。

昨日も質問がありましたが、この事業は100%の同意が必要ということでありますが、地区によってはかなりの温度差があると聞いています。そこで、同意推進に向けての市の取組みについてお伺いいたします。

○経済部長(清成晃正君) 国営事業の実施におきましては、地権者が所有する農地に対して一筆ごとに施工に関する同意が必要となります。区域内における100%の同意が基本であります。しかしながら、現時点では100%までの同意に至ってお

りません。平成29年度からの地区調査期間内に今議員おっしゃられましたとおり、 平成30年に仮同意、平成31年本同意が必要となります。今からできる限り10 0%の同意を得たいと考えております。

そのためには、各地域においての説明会や座談会を何度も開催し、詳細にわたる 説明を行うとともに、地域ぐるみで計画策定を進め、地域で基盤整備を成功させる 機運を高めたいと考えております。

地区調査に入る時の同意につきましては、営農されている農家の皆さんの同意は 多く得られていますが、土地持ち非農家の同意率が少し低いようです。各地区の推 進委員の御協力を得ながら、同意取得の促進に当たりたいと考えております。

どうしても同意が得られなかった農地は、地区から除外することになりますが、 地区の中心にある農地などは、農地の集積や団地化から考えますと、区域からの除 外は困難でありますので、地権者の意向を確認し、農地の交換分合を行うなど、で きる限り広い面積を確保できるよう努めたいと考えております。

○7番(園田幸雄君) まさしく、これからが正念場だと思います。私も経験がありますが、やはり成功の鍵は推進委員の皆さんの熱意、それとがんばりが必要だと考えます。担当部局におかれましては、それぞれの地区委員の皆さんと一緒になって粘り強い推進を期待したいと思います。

また、所信表明の中で、「農地の汎用化及び淡水被害の解消に必要な農業用排水施設の一体的な整備のため、国営ほ場整備事業を実施します。」とあります。今回の整備地区は、ほとんどが江戸時代末期の干拓地の平坦地です。排水不良地帯です。不知火海沿岸に幾つかの排水機場がありますが、最近のゲリラ豪雨に対して、明らかに排水能力が不足しています。この国営基盤整備事業において、排水機場整備の計画はあるのかお伺いします。

○経済部長(清成晃正君) 今回の国営基盤整備事業を担当されます「九州農政局北部 九州土地改良調査管理事務所」によりますと、基本調査の構想としましては、農地 の大区画化並びに地下かんがいシステムの導入、それに伴う排水改良、用排水路の 整備等行い、農地集積を行うには排水対策が大変重要となっています。

今回の整備計画予定地域内に9か所の排水機場があり、そのうち豊川海岸の2か 所の排水機場において、今、県の機場の工事が始まっております。そのほか、あと 豊川海岸1か所、不知火海岸1か所の2か所において更新が進められる計画でござ います。

現在把握しています国営基盤整備事業での排水計画では、先ほど言いました県が4か所の更新を完了後の数値は、毎秒59.7~の排水機能がありますが、本地区での必要排水量は毎秒113.7~を予測しており、毎秒54~の排水量不足が考

えられるところでございます。そのため、排水機場の整備は必要だと農政局も市も 同様に考えております。

今後は、この一大プロジェクトを一日も早く成功させ、次世代につなげる営農環境の充実を目指してまいります。

○7番(園田幸雄君) この地域は、御承知のように不知火海の干潟堆積により浅海化が進行中であり、樋門での事前排水が思うようにできない状況が続いています。

答弁にありましたとおり、老朽化したたん水防除排水機場を更新しても、大量の排水量不足が発生します。立派なほ場ができても、大雨・豪雨時の排水をコントロールできなければ、「仏つくって魂入れず」になります。安心してできる排水機場の整備を要望して次の質問に入ります。

次に、農業後継者対策について質問いたします。宇城市の基幹産業の一つが農業です。農業の振興なくして宇城市の発展はあり得ません。人口の高齢化に伴って、農業従事者も高齢化し、後継者がいないので、「農業は自分の代で終わりだ。」という声をよく耳にします。後継者のいる、いないは基本的には個々の問題でありますが、基幹産業の一つである農業だけに、看過できない問題であろうと考えます。そこで、本市の農業従事者の現状についてお伺いいたします。

○経済部長(清成晃正君) 農業は深刻な高齢化の問題を抱えています。日本の農業人口は平成27年のデータでは、209万7千人。この農業人口の63.5%が65歳以上であり、35歳未満の働き盛りはわずか4.7%ということになっています。65歳以上という、それより高齢の人もいるところで、農家の平均年齢は66.8歳、70歳に近い世代が一生懸命農業に従事しているところでございます。

宇城市においても同様な傾向であり、農業従事者数3,995人中、20代で86人、30代で225人、40代で357人となっており、先ほどの比較と比べますと35歳未満の割合は4.6%と全国平均と同じでございます。

〇7番(園田幸雄君) まさしく、数字を見れば深刻な状況が続いています。

しかし、20代、30代、40代で668人後継者がいます。この668人が多いのか、少ないのかの判断はおきまして、この精鋭668人で宇城市の農業の未来を切り開いてくれると信じています。

また、新規農業後継者、担い手の確保も不可欠だと考えます。青年就農給付金などを活用して、「稼げる農業」を展開してほしいと思います。これからの、この農業後継者たちが、次の世代にバトンタッチするには、良き伴侶が必要でもあります。しかし、農業後継者の花嫁不足が大きな悩みでもあります。行政として、何か打つ手はあるのかお伺いいたします。

○経済部長(清成晃正君) 今、議員申されましたように、農業に限った傾向ではあり

ませんが、全国的に若年層における晩婚化・未婚化は進展しています。晩婚化・未婚化が進めば、少子化も進行いたします。

1970年代での平均初婚年齢は、男性が26.9歳、女性が24.2歳でございましたが、この約40年で男性は約4歳、女性は約5歳上がっており、晩婚化が進んでいます。

生涯未婚率についても年々上昇しており、男性では20.14%、女性が10.6 1%となっています。特に男性は5人に1人が一生に一度も結婚しないことになっています。このような状況で、宇城市としましては、宇城市、広域連合、JAが取り組んでおります。

まず、宇城市でございますが、後継者結婚対策推進委員会を立ち上げ、独自に婚活事業を行っております。平成20年度より婚活イベント等を通じ、男女の出会いの場を提供し、今までに8組が成婚に至りました。

宇城広域連合では、宇城管内等に居住する方に結婚相手のあっせん及び仲介を行い、未婚化及び晩婚化の解消並びに少子化対策、定住化促進対策を図ることを目的として、平成23年度から結婚活動支援事業を行っています。それと併せて、宇城広域連合2階に「結婚活動支援センター」が開設されています。現在、男性105人、女性81人が登録されており、現在まで23組の方が成婚されています。

JAうきでは、農業者に限定した婚活事業を展開されています。男性は組合員限定で、農作物の収穫体験などもイベントの中に取り込まれており、今年で5回目を迎えられました。現在までに、7組が成婚されています。

市としましても、このような取組みを推進していくことにより、若者の交流に努めてまいります。また、このような事業の取組みにより、若者の定住化を図り、担い手育成にもつながっていくと思います。

○7番(園田幸雄君) 結婚するかどうかは、本人の価値観が尊重されるべきでありますが、結婚を望むが、なかなかきっかけをつかめない男女が多いと思います。多くの自治体が人口減少に悩む今、婚活支援の重要性は年々増しています。

宇城市では、後継者結婚対策推進委員会での婚活事業が行われています。また、 広域連合やJAでも結婚活動支援が行われ、成果は出ているように思います。これ からも、支援活動の充実をお願いして、次の質問に入ります。

企業誘致、ホテル誘致について質問いたします。宇城市も他市町村同様に、人口減少が進んでいます。人口減少に歯止めをかけるためには、いろいろな方策がありますが、企業誘致もその一つであります。現在のグローバル社会の流れは、企業誘致が簡単にできないのは私も重々承知しております。

また、地域経済のためにも、企業誘致同様にホテル誘致も不可欠だと考えます。

そこで、本市の企業誘致、ホテル誘致対策についてお伺いいたします。

○企画部長(高島孝二君) 年々人口減少が進む中で、雇用対策は地域振興の中の最優先課題だと認識しております。そのため、企業誘致・新たな雇用の創出に積極的に取り組んでいるところであります。

具体的な取組み状況といたしましては、各企業が集まる展示会等のブースに参加 しております。企業立地セミナーや立地フェア等の参加をして、企業の地方進出動 向の情報収集に努めて、アプローチを心がけております。

また、本市誘致企業の本社訪問を実施しておりますが、その時、熊本県及び県の 東京事務所の同行を願うなど、県とともに各企業の現状と課題を共有しているとこ ろであります。

本市への企業立地は合併以来9社であります。経済動向及び社会情勢などで思うように進んでいないのが現状でありますけども、来ていただいている企業については、事業展開相談の実施など、その後のフォローを行うことが、今後、他の企業の誘致につながると考え、取り組んでいるところであります。

さらに、市内高校生の地元定着と地元企業等の人材確保を図るために、合同就職説明会を開催し、地元への就職促進と企業活動の活性化に取り組んでいるところであります。

ホテルにつきまして、ホテルの現状は熊本地震前は市内で11社のホテル、旅館で約350人の収容ができる体制でありましたけども、地震でその数48社、3社 少なくなりまして8社、約230人の収容となってしまいました。

昨年度行いました宿泊施設市場調査によりますと、本市の立地条件から見て、ベッドタウン的な立地と交通の便の面からも、小規模のホテルについては採算性が取れるという結果が出ております。

一部進出相談があっておりますが、不知火町にありましたグッドイン松橋が地震で営業ができなくなり、建て替えを行います。以前より37室多い88室の計画があっております。今後も、市場調査等の宇城市の好条件を示し、ホテルの誘致に積極的に取り組んでまいります。

○7番(園田幸雄君) ただいまの答弁で、企業誘致、ホテル誘致に積極的に取り組まれているのは分かりました。宇城市は県央に位置し、交通の要衝であり、インターチェンジも2か所あり、この地理的好条件を前面に出して、粘り強い交渉を期待したいと思います。

これからは、この厳しく困難な局面を突破するには、守田市長の県議時代からの大きく強いパイプをいかしたトップセールスが必要だと考えます。企業誘致、ホテル誘致への市長の意気込みをお伺いいたします。

○市長(守田憲史君) 議員話されるとおり、本市の活性化は地元で稼ぐ力を高めることに尽きると考えます。私も一期4年の中でだいぶ企業訪問もさせていただきましたが、なかなか厳しい状況がございます。

また、熊本地震もありまして、より一層企業進出は厳しく情勢が続いているんですが、今後、私自ら企業誘致の先頭に立って、良質の雇用の拡大を目指してまいります。

○7番(園田幸雄君) 企業誘致によって、新たな雇用が生まれます。また、規模の大きいホテルがあれば、各種イベントでの経済効果も大きなものがあると思います。 市長には、地震の復興がまず先ではありますが、復興を進めながら、是非先頭に立っての企業誘致、ホテル誘致活動を強く要望して次の質問に入ります。

小学校、中学校の学力、体力テストについて質問いたします。昨年、熊本県学力 調査が実施されています。また、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査が実施さ れています。そこで、本市の児童生徒の体力測定の結果についてお伺いいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 学力テストの結果につきましては、前年度までの全国学力・学習状況調査及び熊本県学力調査結果によりますと、全体的には小学校で全国県平均並みか、若干上回っていますが、中学校では下回るところが見られました。しかしながら、本年度の県学力調査結果では、中学校で県平均を上回るところが増えてくるなど、改善傾向にあります。

また、平成28年度の体力テストの結果では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、小学校5年生では男女とも全国・県平均を上回っております。各種目につきましても、ほとんどの種目で全国・県平均を上回っております。ただ、中学校2年生においては、全国・県平均を下回っております。各種目につきましても、全国・県平均を下回っている種目が半数程度となっているところでございます。以上が本年度の学力・体力の結果でございます。

○7番(園田幸雄君) 学力調査では、小学校4年生は算数以外で県平均以上で、5年生の国語は県平均と同じで、中学校1年生は全ての教科で県平均以上、2年生では社会、理科以外は県平均以下ということでありますが、最近、本市の学力低下が懸念されている声もあります。何かを実施したら、その結果を確かめ分析して将来にいかすことが肝要であると考えます。

昨年、会派研修で球磨郡山江村の山田小学校へICTを活用した授業を見学してきました。平成23年に電子黒板3台からスタートして、現在は全児童にタブレットが村から支給され、平成27年度の県の学力調査では、全ての教科で県平均を大幅に上回っていたそうであります。

本市でも、今後のICTを含めた学力向上のための取組みはあるのかお伺いいた

します。

○教育部長(緒方昭二君) 教育現場におけるICT活用につきましては、新しい教育の方向性から見ましても必要なことであると思っております。今後、ますます情報化やグローバル化が進展するにつれて、コンピューター等のICT活用能力の育成も重要になってくると考えております。

山江村や高森町においては、先進的な取組みがなされており、ICT活用による 学力向上の成果も見られます。このようなことから、宇城市においても、本年度か ら電子黒板と書画カメラを各学校に配置して、取組みを進めているところでござい ます。今後、効果的な活用方法について研究を深めて、子どもたちの学力向上につ なげるような取組みを推進していきたいと考えております。

○7番(園田幸雄君) ただ単に、テストの点数の向上だけでなく、東日本大震災や熊本地震で示された、命を守る防災教育の重要性、生きる力をつける教育、郷土の歴史を踏まえた教育、このようなことは学力テストには出てきませんが、重要であると考えます。

次に、体力向上についてお伺いいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 子どもたちの体力等につきましては、先ほどの結果を見ますと、中学校での低下が心配されるところでございます。これは、熊本地震の影響により、体育の授業で体育館等が使えなかったり、部活動等がしばらくできなかった影響があるものと考えております。

しかし、そのような現状の中でも松橋中学校のハンドボール部の活躍など、宇城 市の子どもたちのがんばりが幾つか見られました。

このようなことから、現在、体育施設・設備等の補修等を早急に進めているとこ ろでございます。

〇7番(園田幸雄君) 体力テストの結果では、小学校5年生で全国・県の平均を上回っていますが、中学校2年生では全国県平均を下回っているようです。

熊本地震の影響があるかもしれません。しかし、健全なる精神は健全なる身体に 宿るといわれます。宇城市児童生徒4,745人の健全な成長のための教育力の充 実を期待して次の質問に入ります。

次に、部活動の社会体育への移行について質問いたします。平成31年に現在の 部活動から社会体育に移行します。あと2年でありますが、いろいろと難題、課題 が見えてきたようであります。現在の状況についてお伺いいたします。

○教育部長(緒方昭二君) 社会体育移行につきましては、平成27年度社会体育移行 に係る準備委員会を学校の関係者及び社会体育の関係者等と現状についての話合い を重ね、今年度早々に準備委員会の意見を基に、「宇城市社会体育移行検討委員会 設置要綱」を策定いたしました。同時に、「小学校運動部活動の社会体育移行」の 方針等も策定し、市内小中学校の校長先生、保護者代表、スポーツ団体等関係者等 の委員18人で構成する「宇城市社会体育移行検討委員会」を昨年5月に第1回目 を開催し、今年度3回実施しております。

検討委員会では、いろいろな協議を行いましたが、社会体育移行に対する最大の 課題は、指導者確保というのが検討委員会委員の共通した認識でございます。

そこで、その最大の課題である指導者確保及び部活動の競技種目の選定については、まず、地域の方に御協力をお願いしながら取り組んでいくことが必要ということで、現在市内全ての小学校13校で校内委員会を設置してもらっています。その校内委員会には、教育部職員と社会体育移行のコーディネーターが出席して、社会体育移行への概要、移行への方針、移行するための取組み、また各小学校の具体的な取組み等についての説明を行い、保護者の方々も理解をしていただいている状況でございます。

- ○7番(園田幸雄君) ただいまの答弁で、小学校運動部活動の社会体育移行への方針等の策定や委員18人で構成された宇城市社会体育移行検討委員会などで協議が行われていますが、ただいまのお話のように、最大の課題は指導者の確保だと思います。そこで、指導者の確保についてお伺いいたします。
- ○教育部長(緒方昭二君) 指導者確保につきましては、検討委員会では地域の人材等の情報を豊富に持っている各小学校の校内委員会で、まず探していただくよう依頼をしております。

教育委員会といたしましても、今年度から指導者バンク設置要綱を作成し、広報 誌等で指導者を募集しています。今後も指導者確保等に取り組み、平成29年度中 にはある程度の方向性を定め、平成31年度から社会体育へ移行する計画でござい ます。

○7番(園田幸雄君) ただいまの答弁では、指導者バンクを設置して広く募集しているとのことですが、なかなか集まっていないのが現状ではなかろうかと思います。 それぞれの小学校単位での地域の人材確保も大事であります。これと併せて、市体育協会や総合スポーツクラブ、種目別協会への依頼も必要だと考えます。

それから、保護者の声として「社会体育に移行すれば費用面で心配だ」や、「小規模校ではチーム編成ができない」などの意見があります。まだ2年あると考えるのか、あと2年しかないと考えるかであります。私は、あと2年しかないと考えます。スピード感を持って、校内委員会や検討委員会での十分な協議を重ねていただき、平成31年度のスムーズな移行を願って次の質問に入りたいのでありますが、残り1分でありますので、総合スポーツ公園についての質問は次回に回したいと思

います。

最後に、今回退任・退職される大槻教育長をはじめ、猿渡総務部長、髙島企画部 長、谷口三角所長の皆様には、市政発展のために御尽力、御活躍いただき、ありが とうございました。感謝申し上げます。これで、私の一般質問を終わります。御清 聴ありがとうございました。

○議長(入江 学君) これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

------休憩 午前11時02分 再開 午前11時15分 -----

O議長(**入江 学君**) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に8番、五嶋映司君の発言を許します。

○8番(五嶋映司君) 8番、日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを受けて一般 質問をいたします。

まずは先の市長選、御当選おめでとうございました。県議三期、ほぼ10年間、 市長は二期目で政治経験も十分で、年齢的にも脂ののりきったこの4年間になると 思います。市民の暮らし、福祉を守るという地方自治体の長として、宇城市発展の ため力を尽くされることを期待いたします。

もう一つ、投票率がどこの選挙を見ても低くなってきています。今回の市長選挙の守田市長の得票数は、投票総数の54.68%ですが、対有権者比で見てみると、有権者5万166人に対して29.63%の投票率で、7割の市民は守田市長への支持を表明しなかったということになります。このようなことも心に留めて、所信表明でも述べられたとおり、市民の声に耳を傾け、市政を進めていただくことをお願いしたいと思います。

ところで、先週、国会の議論に大きな二つの変化がありました。一つは、首相夫人の安倍昭恵氏が名誉校長であった、瑞穂の國記念小學院開校予定地の国有地の安売り問題です。森友学園の理事長の籠池氏が右翼団体日本会議のメンバーで、安倍首相と思想的に共鳴している状況で起こった問題です。また、感謝状を贈った稲田朋美防衛相とのつながりも問題になり、次から次にマスコミに取り上げられる籠池氏の不正問題、ついには許可申請の取下げにもなりました。

もう一つは、南スーダンのPKOの撤収問題です。戦闘が起こっているという報告にも関わらず、ジュバは比較的安定しているとしてきた政府見解に矛盾が生じたのか、施設整備に一定の区切りができるとして5月末での撤収という突然の発表、

この二つの問題が同時期に、しかも同時刻に発表されたことにマスコミは露骨な世 論操作ではないかと疑問を投げかけています。

この二つの出来事は、昨年から使われるようになったいわゆるポスト・トゥルース (post truth)、訳の仕方はいろいろありますが、客観的な事実や真実が重視されない時代を地で行く出来事のように思えてなりません。

このようなことは、地方政治においても起こりがちなことだと思います。市政のあり方をチェックし、提案するという市議会の役割をしっかり果たすことの重要性を痛感させられました。

それでは、具体的な質問に移ります。所信表明で、6つの重要課題を掲げられました。その中の復興するまちづくりの中で取り上げられた災害コミュニティ施設について、先日の代表質問でも3人の方がこの問題を取り上げられました。重複する部分もあるかと思いますが、どうかよろしくお願いしたいと思います。

旧松橋公民館の廃止後、市の中心部に市民の願いでもあった普段は公民館の機能を発揮できるこのような施設の建設を提案されたことに、賛同と敬意を表します。まだ議事録ができてきておりませんので、正確ではないかもしれませんが、昨年12月の第4回議会の溝見議員の質問の中で、初めてこの件に触れられたように思います。

私は、松橋公民館や図書館の統廃合が提案された時、緊急アンケートを行って、 多くの市民の皆さんからの「市の中心部に代替施設としての自治公民館が必要」と いう声をこの議会にも届けてきました。

また、介護保険の要支援1、2が総合事業へ移行することになり、地域介護の必要性に伴う場所の確保の問題なども絡めて、平成27年1月の第1回定例会と、同年の12月の第3回の定例会でも質問させていただきました。代替施設の建設を訴えましたが、働く女性の家の改修やインダストリアル館などで十分であるとの考え方でした。

また、答弁の中では時間を掛けてグランドビジョンは考えていきたいともありましたが、今回建設されるようになった経過と理由をまずは伺いたい。同時に、所信表明などで重要課題の3点目での持続するまちづくりで述べられた総合管理計画との関連、また重点課題5の住み続けるまちづくりで、人口減少対策として市中心部のダム機能の強化を訴えられ、中心市街地の活性化を挙げられています。これらとの関連も含め、御説明をいただきたい。

○総務部長(猿渡伸之君) 御質問いただいた施設は、改めまして公民館としてではなく、熊本地震により被災した松橋地域の復興のため、国土交通省の事業を活用しまして、地域の防災力の強化とコミュニティ施設の機能を備えた防災コミュニティ施

設として、現松橋公民館の北側に建設するという計画でございます。

今回の熊本地震発生にあたりまして、旧松橋公民館は耐震がありませんで、解体 予定でもございましたため、避難所として活用しませんでしたけども、避難所の不 足に対して、どのように対応していくかという喫緊の課題が出てきたというのがき っかけでございます。

代表質問でも一部回答しておりますけども、現在、事業については申請中で、事業が採択されますと平成29年度に議会や地元とも協議しながら、施設の目的、内容を具体的に示した復興まちづくり計画というものを、これは松橋地域のみならず、ほかの地域も含めたものになる可能性もございます。こちらの経過を策定して、平成30年度からの施設建設に入っていく予定としております。

総合計画の中には、はっきりとこの施設のこと、個別施設については書いてございません。やはりこの復興まちづくり計画の中で、どのような配置、どのような内容にしていくのかというのを議論しながら、これも代表質問で一部答えておりますけれども、総合計画の中には今現在つくっております基本計画と別に、毎年度策定する実施計画というのがございます。その中で、宇城市の発展のためにどのような位置づけになるかというのもできるだけ触れて、皆様に分かるような形で御説明していきたいと考えております。

○8番(五嶋映司君) 代表質問でも出てきましたとおり、今のような答弁になるのかと思いますけども、実はこの問題、今総合計画等の問題はともかくとしてですね、総合管理計画との関連をもっと明確にしてほしかった。いわゆる施設統合計画に関しては、総合管理計画でこれは行政改革当然含めてですね、総合管理計画に基づいて施設統廃合やっていくと。そういう意味では、市民の利便性が非常に悪くなる部分があるものですから、そういうことに関しての利便性を含めて大体の問題などをその時に具体的に提案するんではなくて、概略的にこういう形でこういきたいというビジョンの中でこの問題を進めていただきたかったというような気がいたします。今おっしゃるように、今後のこのいわゆる緊急を要する課題、震災のあとの状況ですから、そういう中でのこういう課題を出されたということに関しては、私もこの施設をつくること自体には非常に良いことだと、最初に申し上げたとおりでございます。

そういう総合管理計画との中と、今回所信表明で出された関連の中での位置付けで、相対的に中心市街地をどう活性化するかということも含めて、是非考えていただきたいと思います。この問題はそれ以上言っても進まないと思いますから、是非そういう要望をして、この問題についてのもう一つの点を伺いたいと思います。

今日の熊日にもでておりましたけども、今回の震災では車中避難が非常に大きな

話題になって、車中避難をどうするかというのも一つの課題だという熊日の報道が ございました。今回、この災害時に向けてのコミュニティ施設をおつくりになる、 場所の設定も明確に旧図書館跡地ということを言われております。

はたして、この問題について、災害時には御存じのとおり車で避難する人が非常に多い。それと同時に、今回の避難の経験の中からも車中泊がものすごく多くて、特に今度は災害コミュニティをつくるとそこに災害のある意味では拠点みたいなものがあって、そこでは救助物資を一時的に蓄えたりなんかいろいろなさる。そういうことを考えると、交通アクセスや駐車場の問題がここでどうも十分なのかと非常に疑問があるんですけれども、その辺はどういう具合に御判断されているのかを、場所も今からだとおっしゃるなら別ですけど、大体場所のことを明確におっしゃっているから、その辺のお考えを少し伺っておきたいと思います。

○総務部長(猿渡伸之君) 確かに今の、こちらが建設を予定している場所というのは少しアクセス道路も大型車両がどんどん入れるような道路ばかりではございませんし、駐車場の数としてもここに何百人という方が来られると、それに何百台という規模で車が来られた場合は非常に厳しい部分もあるやに思います。

ただ、ここだけではなく、松橋地域においては松橋小学校も今回使いましたし、 松橋中学校も改修等行われれば機能するかと思います。もちろん、働く女性の家も ございます。こういったものも活用しながらしていきますので、現時点で駐車場が 不足しているという議論は行っておりません。

もう一つ、これは原則として地域の方々、避難される方々はキャパからいっても、 ここら辺周辺に居住されている方々が徒歩で大半は行かれるという前提で想定して いるものもございます。ここが何千人も収容するという施設であれば、駐車場問題 大変深刻ですけれども、そこまで深刻なものではないのかなと考えております。

○8番(五嶋映司君) 場所の問題からしても何千人というのは無理な話で、災害が起きたときには今の状況の中でもあの場所は松橋保育園が、発表会だとか卒園式とか入園式をやると、多分駐車場が今の空いている状態でもかなり難しいのかなというような、その人たちでいっぱいになって、あと周りのインダストリアル館とかほかの方を利用する人たちの駐車場の確保はちょっと難しいのかな、という気もしないではありませんので、今総務部長がおっしゃった何千人というのは、私も考えておりませんし、少なくともあそこがそういう施設だって分かると、少なくとも何百台かはダーッとくる。そういう可能性があるので、是非この問題は、駐車場の問題、アクセスの問題、検討していただいて進めていただきたいと思います。

この問題に関しては以上にしておいて、次の所信表明の中で言われた子育て支援 についてを伺います。重要課題の2点目に、育てるまちづくり、子育て支援策が他 の自治体と遜色ないレベルの手厚いものとなっていると述べられています。その認 識の根拠をまずは伺いたいと思います。

○健康福祉部長(本間健郎君) 宇城市の子育て支援策につきましては、他の自治体で実施している事業とほぼ同様というように感じておりますが、内容については自治体によって様々な状況になっております。宇城市の特徴といたしましては、保育料が挙げられると思いますけれども、他の自治体と比較いたしますと、世帯所得に対する料金設定をかなり低くしている状況でございます。その関係で、保護者の負担は軽いものとなっていると思っております。

また、第三子以降の保育料無料化実施など、手厚い内容になっているという状況で、遜色のないレベルであると認識しているところでございます。

○8番(五嶋映司君) おっしゃるように、宇城市は資料も頂きました。ちょっと今出して見る暇ありませんけども、一人当たりの保育料はかなり安くなっています。しかも第三子の保育料の無料も割と早い時期に始めて、他の市町村に関して、そういう意味ではかなり進んでいる部分だと思います。

しかし、子育て支援という部分では、昨日の大村議員や福永議員の質問にもありましたが、待機児童の問題だとか、例えば大村議員の質問なさった教育支援員や生活支援員の問題だとか、例えば食育の問題、奨学金の問題、子育てという問題では多岐にわたる部分にわたります。ところが、この部分では子育て支援については一定の、宇城市は遜色のないという言葉の表現がどう理解しているのかちょっとあれですけども、宇城市、ほかの地域に比べると、進んではいないというのが事実だろうと思うんです。そういう意味では、そういう認識については多少の疑問を感じますので、次、この子育て支援については実は質問事項の3番目に挙げております。

今、子育て支援の問題この所信表明のところで始めましたので、この時点で質問の順序を変えて、3番の災害復旧については最後にして、続けて子育て支援の問題を質問していきたいと思いますので、おそれいりますがよろしくお願いしたいと思います。

今、そういう子育て支援については、執行部としては遜色のないという認識を持っているとおっしゃいましたので、それはそれとして、今後の議論が必要かと思いますが、今回はそれを置いとくことにして、それでは、まずは宇城市の子どもの生活実態、どのように捉えておいでになるか、その点をまずお伺いしたいと思います。

〇健康福祉部長(本間健郎君) 子どもの生活という大くくりで見ますといろんなパターンがあるかと思いますけれども、先般の議会の中で渡邊議員に申し上げました貧困の関係について申し上げたいと思います。

我が国の子どもの貧困率につきましては、16.3%、子どもの6人に1人が貧

困世帯に属していると厚生労働省が国民生活基礎調査を基に発表しておりますが、 調査が基礎抽出調査となっており、自治体レベルでの算出はされておりませんので、 本市の参考となる就学援助の状況、保育所等の入所者の市民税非課税世帯の状況を もってお答えしたいと思います。

要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の状況では、平成28年11月現在で17.6%、保育所等入所者の市民税非課税世帯の状況では、平成28年9月現在で11.8%となっております。

以上のことから、単純に分析いたしますと、本市における子どもの貧困の状況は全国と比較し、特段厳しい状況は認められませんけれども、子どもたちが生まれ育った環境により、夢や希望をかなえられないなど、世帯間の貧困の連鎖を打ち切り、子どもの貧困を解消するため、経済的に厳しい事情や環境のある子どもやその保護者の支援について、本市の状況や国・県の施策の状況を注視しながら取り組む必要があると考えています。

また、子どもたちの状況については、相談、乳幼児検診、保育園や学校生活、民 生児童委員などの情報によりまして、関係部署で連携を取りながら対応していると ころでございます。

○8番(五嶋映司君) 前回の渡邊議員の質問で、就学援助の数字を出されました。私 もその問題取り上げましたが、時間がなかったので簡単な指摘に終わらせていただ きましたが、この表を見てみますと、平成24年から平成28年の4年の間に、就 学援助の件数が、小中合わせて579から846、なんと1.4倍近くに増えてい る。こういう現状がありました。

今、いわゆる入学前の子どもたちの問題については、宇城市には統計がないので非課税世帯の問題でお答えになりました。これも前回の渡邊議員の数字の時に、数字を提示いただいております。11.8%、私の計算では、まあだいたい11.8%、そのくらいの割合になっています。

ただ、この問題は住民税非課税世帯というのは、所得が例えば、父母二人の計算でいきますと、例えば所得税非課税、所得税が掛からない部分の方が金額が高いんですけども、これだと収入で237万円ぐらいなんですね。そうすると、この非課税世帯は、この237万円の方の所得は65万円これから引きますから、給与所得、給与所得の場合ですね、65万円引きますから、170万円ぐらいになるんですか。そういうぐらい、月平均すると19万円、所得というか収入にすると19万円に満たないぐらい、単純な計算ではそういう計算になって、この数字では、この非課税世帯では貧困の状況がうまくつかめない状況だと思いますが、この辺での貧困の状況の把握、就学前のですね、その辺は何か方法をお考えになっているかどうか。ま

ず、その点を確認しておきたいと思います。

- **〇健康福祉部長(本間健郎君)** 保育料が軽減されて、大きいのが非課税世帯となって おりますので、現在のところ、そういったところで厳しいのか、厳しくないのかと いうような考え方を持っていますけど。
- ○8番(五嶋映司君) これは、まずこの辺を含めて、できればもう一回しっかり宇城 市の状況をつかむためには、今は就学援助とこれだけしか数字がありませんけども、 いわゆる厚生労働省がやっている基準に合わせた数値を一回検討していただくこと を是非お願いをして、次の項に移りたいと思います。

子どもの医療費の助成拡大について伺おうと思います。去年の6月に、厚生労働省が出した子どもの医療費の無料化の実施状況が、平成27年度、去年の6月に厚生労働省の調べですから、6月3日に厚生労働省が発表した資料に、平成27年度の子どもの医療費の助成の状況の調査があります。これを見てみると、まだ宇城市は去年の10月から中学校3年生までですから、この段階では12歳未満、小学校6年生までの数字になっています。10月からこれ中学校3年生までになってますけども、この時点で、熊本県内の45市町村の状況を見てますと、一部負担があるのが、45市町村のうちの9件、そしてこの時点では、宇城市はこの時点から抜けてますから、小学校までしか無料じゃなかったのが、この時点でも40分の7というような状況になっています。

この数字を見てみますと、1,740自治体のうちの全ての自治体が、子どもの 医療費の無料化の実施をしています。差は随分ありますけれども。県段階でいくと、 熊本県は全国で1番目か2番目ぐらい遅れているという状況で、このことに関して は、行政も皆さんも、県に対しても国に対しても早くこれを国の制度化にしてほし いという要望を出していると同時に、審議会もこれを無料化すべきだというような 意見も出しております。

そこで、もう完全無料化が必要ではないかと思います。もう47県のうちの、これは日本国民であるならばなるべく進んだほうに平等にしてほしいという願いがあると思いますが、その辺のお考えをまず伺いたいと思います。

○健康福祉部長(本間健郎君) 子ども医療費の助成についてお答えいたします。今、 議員話されましたとおり、昨年の10月から小学校6年生を中学校3年生まで拡大 したばかりでございます。年間の実績等出ておりませんけども、大体1千万円前後 ぐらいの影響があるのかなと考えております。

また、仮に中学校3年生までの自己負担を完全無料化した場合、大体3千万円程度の負担増が見込まれると考えております。

子ども医療費の助成に関しましては、少子化対策の一環として、助成対象年齢や

完全無料化など、県内各自治体によって支援の範囲が様々な状況であるということ は私も承知しているところでございます。

また、本制度は都道府県の単独補助事業になっており、熊本県は3歳までの医療費に対する助成でなっているというような現状でございまして、先ほどおっしゃられましたように、他の都道府県と比較して低い水準となっておりますので、県内の市町村では、市長会・町村会等を通じまして、助成拡大の要望を続けているところでもございます。

今後におきましても、他の自治体の動向を注視するとともに、自治体間の連携、 また財政的な面からも考えまして、議論していきたいと考えております。

○8番(五嶋映司君) これも、今日の熊日に熊本市の医療費の無料化の問題が出てて、あそこはその今もめているのが、一部負担を千円とると、一部分が今よりも悪くなっちゃうんです、千円とると。そういう状況が出てきてる。だから一部負担千円は、中によっては、それが無料という意味があんまり意味をなさない部分が存在してる。そういう状況もあるんじゃないかと思います。

そういうことも考えると、今おっしゃったように、他の市町村の動きも勘案してという状況ではない。他の市町村の勘案してると、もうほかのところは進んじゃって、宇城だけ残っちゃったよということになりかねない状況もあります。是非、早めに負担も確かに全然負担がないわけじゃありません。財政負担はありますけども、周りの市町村がもうどんどん進めている、そういう課題ですから、そんなことを言っている場合ではないということを指摘して、次の項に移りますが、次の項も子育ての問題です。

今、子どもの貧困のつながりの中で、子どもの食事が十分にできていない、学校 給食費が最大のちゃんとした食事だというような状況が垣間見られる。報道の中な んかでも見られる状況があります。そして、全国的にも給食費の無料化や助成制度 が拡大をしております。まず、そういう全国的な動きの認識と、宇城市ではどうい う具合にお考えになっているかをまず伺いたい。

○教育部長(緒方昭二君) 憲法で義務教育を無償としていることから、学校給食の経費負担については、学校給食法第11条で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担として、「学校給食費」は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする規定となっており、食材費を保護者がそれ以外を自治体が負担することと明確に規定されております。

また、給食費は就学援助制度の支給対象経費となっており、経済的に困窮している世帯については、全額を支援している状況でございます。

仮に、全て給食費を負担した場合につきましては、法律で明確に規定されており

ますが、宇城市が助成制度を創設し、全額補助した場合、約2億2,300万円の一般財源が必要ということになりますので、以上の観点からした場合、財政状況及び他自治体の動向を踏まえ、慎重な議論が必要であると考えております。

○8番(五嶋映司君) 日本の学校給食制度は、もともとは戦後のいわゆる欠食児童の 救済から始まったといわれてます。私は昭和25年の小学校の入学です。戦後のま だ名残が残った頃の小学校の入学ですから、この恩恵を受けた世代だと思いますが、 私が小学校入った当時は、麦飯の日の丸弁当が主力で、当時僕は天草なものですか ら、サッカリンの効いたいわゆる黄色いたくあんなんていうのは、買わないとなか った。こういう弁当持ってくる子が羨ましかったというようなことも覚えています。 これは、小学校四、五年に転校してちょっと町部にきてますが、私が小学校5年 生の頃には町部の学校で給食が始まったと聞いて、どんなおいしいものが食べられ るのか、とっても羨ましかったということもあります。

余談でありますが、田舎の学校にいた私は給食の経験が一切ありません。ところが、子どもの貧困化が問題視されている今、給食費未納、子どもの貧困と食生活格差という本が書かれるなど、戦後の欠食児の存在と多少の意味が違うものがあるかもしれませんが、食事が十分に取れていない子どもの問題がいわれています。宇城市の中では、今部長がお答えになった中には、宇城市の状況をどう把握されているかということのお答えをいただけませんでしたが、こういう子どもたちの状況、どのような部分で捉えている部分があったらお知らせをいただきたい。

- **〇教育部長(緒方昭二君)** 子どもたちの貧困については、先ほど就学援助というところで把握しているところでございます。
 - 一応平成27年度の就学援助につきましては、小学校で524人、16.2%でございます。また、中学校の就学援助支給については288人で、18.2%という状況でございます。
- ○8番(五嶋映司君) すれ違った答弁で申し訳ないんですけど、今、私が聞いたのは 学校の先生たちがどのくらい子どもの貧困の状況を把握しているのか、教育委員会 としてどの程度その辺を把握しているのかというのを聞きたかった。その辺はいろ いろ掛かりますから、あとで答えていただきたいと思いますが、そういうことを答えていただきたかったのと、今、全国では55の自治体が給食費を無料にしている という報道が、昨年の12月19日の朝日放送のデジタル版にも報道されてるし、毎日でも報道されました。

別の私どもの資料によりますと、全国1,741自治体のうち、給食費助成をしているのは24%、417。今、部長は給食費無料というんじゃなくて、私はできる範囲で始めなさいといっているんであって、無料にしなさいといって、その金額

をお聞きしているわけではありません。是非、無料化じゃなくて、補助制度をつくったらどうかということを、今申し上げています。

例えば、県内の熊本県の教育委員会に聞いたら、県内助成しているのつかんでないというんですね、残念ながら。独自に私が知っている範囲では、玉東町では2千円の助成をしてる、南関町でも5百円ぐらいの助成をしてる。県内では、45市町村のうち、助成しているところ、山江村と水上村は無料化しています。県内での、どのくらい自治体助成制度やってるか、分かってればお答えください。それと、ついでに宇城市の状況もその時一緒に答えてください。

○教育部長(緒方昭二君) 14市のうちで、助成しているところにつきましては、人吉市が千円を助成しているところでございます。これは月額です。あと、宇土市におきましては、小中学校に在籍している子どもが3人以上いる場合、第三子以降につきまして給食費の相当額の補助が実施されているところでございます。

あと、市町村におきましては、南関町、玉東町、人吉市、球磨村、五木村、山江村、相良村、あと産山村が助成を行っているという状況でございます。

あと、宇城市の状況については、していないというところでございます。

○8番(五嶋映司君) 今、おっしゃったように農村部のところが割と多いのは事実みたいですね。宇土が3人目をやっているというのは僕は残念ながらそれは知りませんでしたのであれですけども、是非この問題は今すぐ始めろということではなくて、検討していただきたい、どのくらいなのか。

そして、朝食を食べずに学校に来ている子どもがいるために、学級運営がなかな か難しくなるというような事例なんかも報告があります。これは、残念ながら私の 知っているのはこの宇城市の状況ではありません。ほかの状況の中ではそういう状 況も報告をされてます。

そういうことも含めて、この給食費の助成制度の創設を是非図っていただきたい ということをお願いしておきます。

子ども食堂については、これはまだ宇城市の場合は、この前打ち合わせの中でいるいろ聞いたら、まだ特別進んでいない部分もあるし、今、これをどう取り組むかという多少のまだ僕も疑問を持っていますので、この問題は飛ばして、次の就学援助の入学援助金の支給時期についてを伺います。

去年、文部科学省が給食費の入学助成金の基準の見直しを提唱して、本年度から 大幅に入学準備金が大幅に増えております。全国的にほぼ2倍ぐらいになっていま すし、宇城市も小学校で2倍弱、中学校で2倍強、今まで2万円ぐらいだったのが 両方とも4万円を超える金額になっています。ということは、この援助金がかなり 大きなウエイトを占めているということだと思います。 ところが、じゃあ、ついでに今お伺いしたいのは、この援助金、宇城市で支給されている時期をまず伺っておきたいと思います。

- ○教育部長(緒方昭二君) 支給に関しましては年4回、3か月ごとに支給をしているところでございます。一応、7月、10月、そして1月。大変申し訳ございません、一応3回でございます。7月と12月と3月と3回に分けて支給をしているところでございます。
- **〇8番(五嶋映司君)** 今、入学するためにはかなりの費用がやっぱり掛かるんです。 だから今回、こういう基準の見直しを文部科学省もやったんだろうと思います。

例えば、今、全国で支給時期を入学前に広げているところは全国に広がっています。今回のこの3月議会の中でも、まだ僕も正確につかんでませんが、私どもの仲間が各議会で質問した中では、実施するというような回答いただいているところもかなりあるみたいです。

例えば神奈川県の例で私が申し上げますと、今までは8月に、だから入学して翌8月に支給していたそうです。ところがこれを12月の支給に切り替えた。そのために、制服が年内に注文できると、非常に喜ばれていると。結局、要保護の人たちはまた別ですけども、準要保護、いわゆる就学援助の人たちは、この時期にやったら入学する時に、下手すると借金してランドセル買ったり、自転車買ったり、制服作ったりしなきゃいけない。そういう状況があるようにも聞いております。これを是非、年度内の支給に変えることができないのか。その辺についてのお考えを伺いたい。

○教育部長(緒方昭二君) 近年、新入学用品等の支給時期を前倒しする動きが広がり つつあります。熊本市、天草市、また菊池市においては、平成29年度から実施す るということでございます。また、宇土市におきましても平成30年度からの実施 ということでございます。

経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者を援助する趣旨の 制度でありますので、宇城市も検討してまいりたいと考えております。

○8番(五嶋映司君) 是非、早めに実施をいただきたいと思います。

これは予算が掛かる、増えるわけではない。ただ、収入によってはどうするとか という細かな問題はあるかもしれませんが、それは部内で解決できる問題ですから、 市の考え方一つでどうにでもなる問題です。是非、今前向きの答弁いただきました ので、早く実施していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

保育園の助成制度については、まず、これは問題提起として提起をしておきたい と思います。子どもの貧困化に伴って、ないしは少子化対策も含めて、先ほど教育 部長もおっしゃったが、教育費や子育てに関してはできるだけ親の負担を軽くしよ うという全体的な流れの中で、今全国的にまだ数が少ないと思いますが、第三子の 保育料の無料化という問題が提起され始めました。すぐにできる問題ではないかも しれません。しかし、検討していく課題だと思いますが、まず、これに対する市の 見解だけ、まず伺っておきたいと思います。

- 〇健康福祉部長(本間健郎君) 第二子ですね。
- 〇8番(五嶋映司君) 第二子。
- **〇健康福祉部長(本間健郎君)** 第二子の無料化をしている自治体が、平成27年度子 ども子育ての新制度が始まって、若干見られるような状況になっております。

基本的には、新制度になって多子世帯への国の補助金がちょっと若干付くようになったというのが起因になって、それに上乗せして都道府県等が単独で補助を行っているというような状況が見られます。

いずれの場合にもかなりの負担増ということが考えられますので、慎重な対応が必要と考えております。あと、国の補助率のアップだったり、県の単独補助等々がついていけば、その辺も研究しながら考えていかなくちゃならないのかなと思います。

ちょっと、私たちが第二子の無料化を実施している市を研究しましたところ、無料化はされてるんですけれども、保育料については基本的に国の基準に近いようなとり方をされています。子育て支援についても、やってるところ、やらないところ、基本的にデコボコがありまして、その市、自治体の重点とか、選択とか、その中で取り組まれているんじゃないのかなと考えております。

○8番(五嶋映司君) この問題は予算も掛かるし、まだ進んでいるところも非常に少ない部分があると思いますけれども、新しい子育て支援が出てきた中で、是非宇城市でも早めにその辺を検討しながらしていっていただきたい。是非その辺をまずお願いして、次の質問に移りたいと思います。

子育て支援は一応そういうことにして、次は災害復旧についてお伺いしたいと思います。この災害復旧については、もう市長も今回の所信表明の中でも選挙公約の中でも、まずは災害復旧第一だということを訴えられました。まさしく、そのとおりだと思います。

ところが、災害復旧に向けてはいろいろ課題も、震災後ほぼ1年近くになるにつれて、新しい課題も出てきたように思います。

例えば、具体的にもう1年過ぎると、あと1年で仮設を出なきゃいけないなんて 話が出てくると、それぞれ自宅再建ができる人、できない人、公営住宅を希望する 人、例えば再建が進み始めると、いろいろな考え事がいっぱい出てきて、精神的に もかなり負担が増える人など、新たな問題が出てくるように思います。 復旧に向けて、こういうハード面、ソフト面、どのような課題があるとお考えになっているか。また、今仮設に入居している人や、みなし仮設に入居の数などを含めて教えていただけるなら、お考えを伺いたいと思います。

○健康福祉部長(本間健郎君) 仮設、みなしに現在入っている人、その後仮設が終わったらどうするのか等々について、私から答弁申し上げます。

現在の入居状況につきましては、応急仮設住宅への入居者が3月6日現在で173世帯の448人、みなし仮設住宅への入居者が昨年末現在で487世帯、1,291人となっております。

入居期間が制度上2年間となっておりますので、おおむねあと1年となっております。現在、地域支え合いセンターでは、仮設住宅での生活や心の安定に視点をおいた支援を実施しておりますけども、最終的には入居者の皆さんの「終の棲家はどうするの?」ということになります。

今後、先ほど五嶋議員がおっしゃられましたような課題、例えば自宅を改修して新築して家に帰られる人や、民間住宅を借りられる人、公営住宅に入居を希望されている人などの、個別のニーズの調査を行いながら、そのニーズに応じた課題解決や情報提供、助言等を行い、自立再建のお手伝いを実施してまいります。

自立再建後におきましても、生活環境の変化等も考えられますので、状況に応じて見守り活動を継続していく必要があると感じております。

また、現在、みなし仮設、はっきりいって応急仮設というか、ばらばらに住んでおられる方になりますけども、「その人たちはどうしているんですか」というような御質問だったかと思いますけれども、市からそういった方には通知を差し上げております。その中で、市の支え合いセンターの調査票を同封し、支援の必要性の有無等の意向調査を行っております。

市内はもちろんでありますが、市外への戸別訪問も実施している状況です。生活 状況の把握や相談を受けたり、話し相手を努めたり、また、自立再建に向けての情 報提供・助言を行っているところです。

県内では市町村間の相互協力により、入居先の市町村の地域支援センターで、みなし仮設入居者の見守り等の支援を相互に執り行う取組みが始まります。これに参画しながら、入居者の支援にあたっていきたいと考えています。

また、市外に避難されている方へは、宇城市とのつながりを切らさないよう、広報紙等の情報を提供し、また、市内の自分の地区外へ避難されている方には、嘱託員や民生委員たちに転居先の情報を提供しておりますので、地区行事等への声掛けをしていただくようお願いいたしまして、地域コミュニティとの縁を切らさないように御協力をいただいているところでございます。

このような取組みを通じまして、仮設住宅入居者等の皆さんの不安等の解消に努めているというような状況でございます。

○8番(五嶋映司君) 地域支え合いセンターの、これは代表質問の中でもありましたけれども、ここの役割が非常に大きいんだろう。特にみなし仮設が、普通の仮設はよく目に見えますから手当はいくんだと思いますが、この辺が非常に大きな問題だろうと思います。

今の答弁の中で、一つ確認しておきたいのが、仮設は2年過ぎても状況によっては、これは東北大震災で6年たってもまだ仮設に何万人とお住いになっていますよね。これは、ある程度幅が持てる部分はあると思うんですけれども、みなし仮設487世帯、これがどういう具合になるのか。その辺の展望を是非、次聞く質問の中で一緒に答えていただきたいと思います。

まず、今回復旧を進める上で、災害復興住宅の建設を都市再生機構と基本協定を 結ばれた、このことは僕は大変いいことだと思います。例えば、専門家の人材不足 が各地方自治体で盛んにいわれてます。そのためにも、懸命な方法だと思いますし、 機構との十分な意思疎通を図って進めていけば、僕はこれはいい選択だろうと思い ます。

ところが、報道によると、災害を受けた他の市町村では、復興に向けての人材、職種によっては人材不足が盛んにいわれている。益城町などでは100人程度の規模の人材要請があっているという部分があるみたいですけども、宇城市の場合は、これは土木、農地、普通の住宅その他全部復興ありますが、そういう面を含めて、人材不足の心配はないのかどうか。今の点をお答えいただきたい。ちょっと二つに掛かるかもしれませんけども、福島にはこのみなし仮設の展望、どうなるのかということも一緒にお答えをいただきたいと思います。

○健康福祉部長(本間健郎君) 仮設住宅が今2年というような話で、みなし住宅も2年なんですけども、どうなるのかという御質問ですけども、確認しているわけではございませんが、みなしについても県の制度の仮設住宅扱いでございますので、仮設住宅の延長があれば、みなしについても延長があるのかなと考えています。

ただし、それなりに年間の取組み、例えば災害復旧住宅、公営住宅が建設が遅れる事情があったりとか、解体が遅れて、自分の家の建築が遅れているとか、特殊な事情に限った場合なのかなとは考えています。その辺は確認しながら、要請もしながら努めていきたいと思います。

○総務部長(猿渡伸之君) 災害対応、復旧・復興に向けた人材体制ということでございます。

新聞等の報道で、要望人数が各市町ばらばら出ているかと思います。現状申し上

げますと、今年度他の自治体から宇城市に対して6人の技術者の方、土木職が4人、 それから建築職が2人、現在も応援をいただいております。

それから、自治体職員ではございませんけれども、様々な申請関係に関して、非常勤それから臨時職員等々の方を6人から7人ほど雇用しているところでございます。来年度、引き続き技術職の方を新聞等にありますように3人、土木職を2人と、建築職を1人を応援いただきます。

それから、家屋解体業務だとか応急修理だとか、そういった支援金関係に係る派 遣職員とか非常勤職員、派遣職員は民間の雇用を引き続き6人ほど予定しておりま す。そのほかに、土木課には設計等できます民間技術員の方も1人、別途民間等な どで雇用する予定にしております。

こういったものは基本的に、何か決まりがあるわけではなくて、各課の今後の業務見通しの中から必要な人数を出してもらって、県とも協議しながら決まった結果でございます。不安と心配はゼロというのは、未来永劫(えいごう)あり得ないと思っています。現時点においても不安がゼロではございませんが、基本的な最低限必要な人数は確保したものと考えています。

○8番(五嶋映司君) みなし仮設も、仮設と同じ条件とおっしゃるから、ただ、みなし仮設なんか住んでいる人たちは、非常にバラバラに住んでおられるから、非常に心配だろうと思うんです。だから、その辺のこともしっかり情報提供して、心の負担にならないような手立てを是非お願いをしておきたい。

人材の問題については、今、おっしゃったようにいろいろアンケートとっておやりになってということですから、復興に支障がないようにそういうことを念頭におやりになると思いますが、民間を含めた人材派遣の要請、人材の確保をして、復興に滞りがないように是非進めていただきたいと思います。

次の最後の問題がちょっと大きな問題だったんですが、時間がなくなりましたけども、農地の災害復旧が非常に大きな問題だと思います。宇城市でも、今回は限って私の周りの地域だけの問題を聞きたいと思いますが、当尾台地、私が確認したのは25か所ぐらい、被害の場所を確認しました。区長と一緒に行政が一緒に確認したのは35か所ほどといわれております。補助事業はもう締切りになっております。今回の全員協議会の中で説明いただいたように、あとは県の基金事業、その他の部分については今度は災害復旧のいわゆる8割補助事業みたいな形になるんだろうと思いますが、一番有利な補助事業、この35か所確認になった中で、補助事業対象になったのが何箇所あるのかと、災害復旧しなきゃいけない当尾台地で必要な箇所が何か所あるのかを、まずは確認しておきたいと思います。

○経済部長(清成晃正君) 平成28年発生の災害については、熊本地震及び豪雨によ

り甚大な被害を受けております。

御質問は農地に限ってということで申し上げます。宇城市全体、その2つの災害により、農地については地元の区長及び地権者より130件の被害報告がきていまして、そのうち補助災には17件が査定を受けて採択されています。

議員お尋ねの、また小さい地区で、古保山地区に限らせて答弁させていただきますが、古保山地区における農地被災箇所については13件の被害報告を受けております。そのうち、2件が補助災で査定を受け、既に契約をしています。残り11件につきましては、被災額が40万円未満ということで、自力復旧をお願いしているところでございます。

ただ、今言われましたように熊本地震復興基金による新しい事業ができましたので、その事業を御活用いただきたいと思います。補助内容については代表質問でも説明しておりますので省略させていただきます。

○8番(五嶋映司君) 時間になりました。終わりにしたいと思いますが、今おっしゃったように、実際の被害と補助対象になっているのが非常に少ない。あとは市民の皆さんが、農家の皆さんが自分でなおさなきゃいけないという状況が出てきそうな気がします。この点については、私も調べて職員の方とも一緒に回っていただきましたので、議会のあと、執行部と打合せしながら、市民の負担がなるべく少ないような方法を探していきたいと思いますから、どうか御協力をよろしくお願いしたいと思います。

時間が少し伸びてしまいましたが、これで私の一般質問を終わります。最後に、教育長はじめ、退職の皆さん、本当に御苦労様でした。あと20年近くの余生があるのかと思います。是非、その余生をしっかり楽しく過ごしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長(入江 学君) これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

O議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に11番、渡邊裕生君の発言を許します。

○11番(渡邊裕生君) うき未来21、渡邊です。ただいまより一般質問に入らせていただきます。

皆さん御存じのとおり、昨年6月の豪雨災害、大変大きな被害をもたらしました。

特に、私が感じている分に関しては、宇土半島の河川、その流域の農地、それから その集落、大変大きな被害があったと思います。

その後、応急処置はなされたものの、今現在見る限りでは、一部箇所を除いてほとんどまだ手付かずの状態で荒れたままとなっています。そういう状況を、今後どう復旧・復興していくのかという部分について、最初にお尋ねをしたいと思いますので、宇城市内の河川の災害復旧のスケジュールについて質問をしたいと思います。通告では、市河川についてと、県河川について分けて書いておりますが、もう時間の問題もありますし、良かったらまとめてお答えいただいて、あとの質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇土木部長(岩清水伸二君) 災害復旧についてということで、市河川の災害復旧、それから県河川の災害復旧、併せてということでございます。続けて答弁させていただきます。

まず、市河川の災害復旧のスケジュールについてでございます。平成28年発生 の公共土木補助災害復旧は145件、査定額で約13億4千万円の被害が発生して おります。このうち、河川につきましては48件、約5億円の被害でございました。

この河川の災害の復旧スケジュールとしましては、今年度末、今月の末までに48件のうち、45件、全体の94%を契約いたしまして、工事の完了予定としては 平成28年度中に終わるものが11件、それから29年度にずれ込む、繰越しでご ざいますけども、これは36件、平成30年度に1件の完了を予定しております。 発生から約3か年での完了となります。

河川災の地域別の内訳を申し上げます。三角町10件、約6千万円、不知火町が9件、約2億5千万円、松橋町6件、約6千万円、小川町6件、約2千万円、豊野町が17件で約1億1千万円と、先ほど議員話されましたとおり、不知火町の被害が河川被害の約半分を占めておるような状況でございます。

これらの災害につきましては、早期復旧を目指しておりますけれども、平成28年発生災害につきましては、地震、それから豪雨とともに甚大な被害であったため、災害査定が昨年の12月末までずれ込むような状況でございました。また、復旧を担う建設業者の数も限られておりますことから、単年度での復旧が困難な状況にございます。

不知火町管内の市管理河川の復旧スケジュールについてのお尋ねです。不知火町における2級河川及び砂防指定河川(県の管理河川になります)を除く、市管理河川が10河川ありまして、うち被災を受けている河川が、尻川、新村川、桂原川、黒田川、於呂口川、救の浦川の6河川でございます。ちなみに平成28年度に復旧が完了する河川はありませんで、救の浦川を除く5つの河川が平成29年度中の工

事完了を予定しております。

もあると伺っております。

特に被害が大きくございました救の浦川は、被災延長が約700 に、450 工区に分かれておりまして、査定額が約1 億2, 800 万円と非常に大規模な被害でございました。そういうことから、平成29 年度に工事を発注いたしまして、完了は平成30 年度を見込んでいるところでございます。

続いて、県管理河川の復旧の状況ということでお答えいたします。被災した河川 につきましては、先ほどありましたように、流下断面の確保ですとか、堤防の沈下 や亀裂などの応急対策は終えておりますけども、今後の洪水に備えますため、県に おいても優先した工事の発注が行われております。

宇城市管内の河川被害の状況につきましては、31本の河川で、106か所、延長7.8^{*}」にわたる被害となっており、被害額で約14億3,000万円に上ります。この106か所の被害箇所のうち、平成28年度内に完了見込みのものが6か所に留まる見込みでございます。御存じのとおり工期の不足、あるいは入札の不調・不落も発生しておりまして、残りは次年度平成29年度へ繰り越しての工事となります。なお、予算配分や計画変更等で場合によっては平成30年度まで掛かる場合

不知火町管内の被災の状況でございます。長崎川、大見川、浦上川、西浦川、本 浦川と砂防河川の春の川の6河川についての工事の予定があります。

まず、長崎川でございます。砂防施設も含め、被災箇所が12か所、被災延長は約670年でございます。うち、2か所、27年につきましては、既に工事が完了しております。残りの10か所のうち4か所が3月中に発注の見込みでございますが、これ以外の6か所につきましては、平成29年度の梅雨明けからの施工の予定と聞いております。

次に、大見地区の中央を流れます大見川でありますが、5か所、約550 にで被害を受けております。3か所は3月末までに発注見込みでございますが、残りの2か所につきましては、平成29年度発注でございます。

浦上地区から亀尾地区に流れます浦上川は、2か所、約150元の被災で、3月中に発注の見込みです。

古屋敷から永尾地区の西部を流れます西浦川は、河川で3か所、砂防施設で3か 所、約750 流で被災を受けております。河川が3月発注、砂防施設についてが平 成29年度発注の見込みとなっております。

永尾地区東部を流れます本浦川は、砂防施設6か所、約590元の被害で、平成29年度の発注見込みとなっております。

最後に、松合地区の砂防河川春の川は、1か所、約130粒の被害でございまし

て、こちらも平成29年度の発注見込みでございます。

ただいま申し上げました不知火町管内6河川で、被災延長が約2.8^{*}。、被害は 査定額ベースで6億3,000万円でありました。宇城市管内における被害額の4 4%を占める状況となっております。以上が県河川の復旧状況でございます。

○11番(渡邊裕生君) 詳しい説明をいただき、宇城市内での河川の大体被害状況が皆さんもお分かりになられたかと思います。特に不知火町の被害が甚大だということも、今はっきり分かりました。

住民の皆さん方が今不安に思っていらっしゃるのは、やはり今年の梅雨です。去年のような100%を超えるような豪雨はないにしても、例えば不知火中学校の北側あたりが冠水するというのは、大体年に1回ぐらいは起こり得ると私は思っています。そういう雨が降ったときに、果たして今の被害を受けている河川が、更に大きな被害をもたらすんじゃないか、大丈夫かという声が、その地域に住んでいらっしゃる方から聞かれます。

特に、その地区内を川が通っている所、例えば大見であったり、長崎であったり、いろんな所に区の、民家のすぐそばを川が通っているという所は、まだ災害復旧が行われておらず、今後の工事の進捗状況をやっぱり非常に心配しておられるというのが現状ではないかと思います。

そのことについての見通しといいますか、土木サイドでの今年の梅雨、梅雨に限らず、そこそこの大雨に対する考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、今回の豪雨災害で、川そのものが埋まっています。かなり浅くなっています。災害復旧では、元の深さまでその深さをしゅんせつなり、深さを元に戻していただけるのか。先ほどから出ています、救の浦川もおそらく半分ぐらいは埋まっている所が、一目で見て分かります。そういう土砂を取り除かないと、河川断面の確保はできないと思っております。崩れた所だけを修繕するというのが復旧の原則かと思いますけども、河川の場合、この川底に溜まった土砂を全て撤去しないと、元々の川、そのものの機能までは戻せないと私は思いますが、そこら辺のところについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○土木部長(岩清水伸二君) 梅雨時期までの対応という御質問でございます。御存じのとおり、今大量の災害復旧工事、発注しております。その中でも、なかなか受け手、つまり建設業者が不足しているというところで、市としましてもいろんな対策、工期を30日間延長したり、そういったところで発注を行っておりますけども、全てが6月の雨までに復旧が完了するというのはなかなか難しい状況にあると思います。そういう事情は、業者と打合せしながら、「早急にできる所からやってくれ」というような要請はしておりますが、なかなかそこまでいけるかどうかというのは

現段階では断言はできませんが、極力努力して早期に対応ができますよう主導していきたいと思っております。

また、仮の応急復旧でございますが、先ほど話のように、河川がもう潰れて土砂で埋まっているという所につきましては、ある一定の土砂の排出は済んでおりますが、おっしゃるとおり、現断面の確保というところまではいっております。最終的にはそれはもう災害復旧工事が終わらないと確保ができないと考えております。今は、あくまでも応急、仮の姿の復旧に留まっているというような状況で、確かに今後の梅雨時期辺りは心配される地元の方もございますので、その辺再度チェックをしながら、最大限の対応、復旧までの間の管理をしていきたいと考えております。

○11番(渡邊裕生君) もう、部長がおっしゃること、私も十分理解できます。やっぱり人間には限界というものがあろうかと思います。今、業者の数も本当に手一杯だろうと思います。ただ、特にこの川が浅くなった所は、ちょっとの大雨でもそこはもうすぐ溢れてしまうというという状況が目に見えてますので、その管理については最大限の努力を払っていただきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は、各行政区からの要望事項が毎年、最近は一地区に1件というところで上がってきていると思うんですが、平成27年度、平成28年度におけるその要望箇所の採択状況、達成率等についての状況をまずお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長(猿渡伸之君) 総務部で地区要望については取りまとめを行っておりますので、総務部の方でまず概要をお知らせいたします。

まず、平成27年度です。土木案件で183件、農林水産案件で33件、その他13件、計229件行政区事業要望がございました。このうち、県が所管する部分については、県へ要望ということで44件、それから平成26年度に既に対応していたもの等々を差し引いた、177件の要望があり、そのうち60件を採択いたしまして、平成27年度は採択率33.9%、約3分の1でございました。

続いて、平成28年度ですけれども、土木案件が194件、農林水産案件が37件、その他10件で、計241件の要望でした。このうち、また県の要望等を差し引くと、169件の要望実数に対して、採択件数が127件、採択率が75.1%でございました。

このうち、大半はもうしゅん工しておりますけれども、このうち18件を翌年度 平成29年度に繰り越してしゅん工する予定でしております。

〇11番(渡邊裕生君) 状況が分かりました。平成27年度の採択率が33.9%、 平成28年度の採択率が75.1%と、倍以上に採択率が上がっています。

まず、この採択率が上がった理由と、平成27年度のその予算、予算規模でいい

ですから、どれくらいの事業費が掛かったのか。同じく平成28年度もこの127件の採択でどれくらいの予算がついたのか、なかなかこれは私たちが議会で予算、 決算を見ても非常に分かりにくい数字だと思いますので、是非よろしかったらその 辺のところを説明していただきたいと思います。

〇総務部長(猿渡伸之君) 平成27年度、平成28年度の事業費等々についてでございますけれども、まず平成27年度の事業費につきましては、予算ベースで1億5,937万円、平成28年度につきましては、4億189万円となっております。

財源につきましては、ほとんどが市の一般財源で対応しております。平成27年度までは、各地区にも毎年要望していただいたんですけれども、かなり我慢していただいたと。この採択率も、3割前後ぐらいでずっときていたものを、この平成28年度は交付税が25億円の削減予定で見込んでおりましたところ、たまたまといいますか、算定根拠の見直しによりまして、18億円の減にとどまったということもございました。これは年度途中でもう分かりましたので、これらを財源として活用することができるということが分かりましたもので、ずっと我慢をしてきたこともあり、平成28年度につきましては、多くの予算を活用することができました。

ちなみに、来年度、平成29年度ですけども、要望自体は同様の二百数十件でております。ただ、今回は骨格までの予算で、この地区要望については6月補正の肉付けで予定しておりますので、その予算の査定の状況も踏まえて、採択については決定してまいりたいと思っております。

〇11番(渡邊裕生君) 財源は、交付税が減る予定だったのが小幅になったからということを今おっしゃいましたが、財政方がよく言われるのは、減るのは減りますからということで、財政厳しいということをおっしゃってこられたと思います。

今回、25億円が18億円になったから、じゃあそれは余裕なのかという話で、 私たちはそういうふうで、それでいいんじゃないですかって今まで言ってきたつも りなんですが、現実ここでそのことが実際に予算化された、少し財政当局との話に、 私からするならちょっとずれがあるというか、いいことなんですよ、これは。それ だけ地区の要望に予算がついたということは、非常にありがたい話だと思っており ます。

であるならば、今年もそのいわば減る度合いは去年と変わらず、今年も減る度合いは予想よりも少ないという見通しでありますから、平成29年度も6月予算では、 ある程度の採択が見込めるんじゃないかと私は期待感をもって、今話をしているんですが、総務部長、いかがですか。

○総務部長(猿渡伸之君) 平成29年度につきましては、まだこれからのことでございまして、現時点で前年度並みとか、増やすとか、減らすとか、そういったものに

ついて確約はなかなか難しいと考えております。

〇11番(渡邊裕生君) 私は前年度並み、平成28年度並みの予算がつけばいいなと 思ってますので、是非お考えいただきたいと思います。

それから、ここにいわば採択されなかった案件、いろんなものがあるんでしょうね。一つ一つの内容については、私も分かりません。しかし、その残された案件については今後どうなさるのかについてお聞きしたいと思います。

〇土木部長(岩清水伸二君) 土木部にも各地区から要望がございまして、そういった 案件が発生しておりますので、土木部からお答えをしたいと思います。

例年、各行政区に地区要望に対する回答を行っております。「これはできます」、「これはちょっと難しいです」というような回答をしておりますけれども、この内容につきましては、まず「実施」、それから「一部実施」、それから「過年度対応済み」、もう既に対応はしましたと、それから「県へ要望」、これはもう県道とか県河川のことでしたということです。それから「見送り」、それから「対応困難」というようなところで、各行政区にお伝えをしております。

議員お尋ねの件につきましては、この中で見送られた「対応困難」というものについてではないかということで、お答えいたします。

このような事業の中で考えられますのが、事業の予算規模が余りにも多額にわたって、すぐには事業化できないという場合。それから、逆に今度は事業費に対して余りにも効果が小さい場合。それから、そもそも市の関係の事業じゃなくて、民有地の事業の要望というのもよくございますので、こうした事例が主に対応困難、見送りというようなことになろうかと思います。

これまで、事業採択につきましては、道路の場合で申しますと、拡幅改良事業という内容のものより、まず市民生活に影響を与えないような、支障がでないような 舗装の打替え、あるいは道路側溝の布設など、今ある道路機能の維持管理に重点を 置いた採択方針をとっているところでございます。

中には、「何年も同じ要望を出しているけれども、採択されない」という声もよくお聞きいたしますが、毎年毎年、全地区から出された要望につきましては、過去に何回要望があったということとは関係なく、緊急性あるいは危険性、費用対効果などなど、総合的な観点から検証し、事業の採択を行ってきております。ですので、何年間要望を出し続けたから、もうそろそろ採択できるといった類のものではまずございません。市としましても、できるだけ多くの地区要望に応えたいとは重々思っておりますけれども、先ほどの話のように、市全体の予算の中で、要望事業に対する予算にもおのずと限界がございますので、その点は御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

- ○11番(渡邊裕生君) 今、土木部長がおっしゃられました対応困難というような話 は私も理解できます。我が地区の救の浦区の区内3号線というのがありまして、そ れが途中で止まっています。それは、用地買収の中に筆界未定だったり、地権者が 近くにいなかったりということで用地買収が困難という、そういう事情は私も分か りますので、そういう対応困難事例というのはあろうかと思いますが、例えばその 地区の中の道が狭くて救急車が入ってこれないと、そういう理由で要望を出されて いる地区も幾つかあろうかと思います。入るのは入るけども、結局今度は救急車が 出てこれない、車を回す場所がないとか、そういった意味の地区内の道路改善を求 める要望があると、それは当然用地買収から入っていって、それが数年に及ぶと思 います。そういうのは、毎年毎年出し続けていかないと、それを出さなかったら 「ああ、もう要らないんだろう」というところで却下される可能性もあると聞いて おりますので、そういうのはやっぱり出し続けていかないと、その道路が拡幅され て、救急車が村の中まで入っていって出てこれるという、それが完了するまでの間 は、やっぱり要望事項として出し続けなければいけないのかなと私は思うんですけ ども、それがやっぱりその地域の要望であるならば、それはそれとしてやっぱり認 めてあげないといけないんじゃないのかなと思います。それが完了したら、その地 区はもうそれで要望箇所がなくなったら、もう出てこないだろうし、ほかにまた案 件があれば出てくるだろうしと思いますが、やっぱり一つの要望は続けて出さない とできていかないんじゃないかなと思いますが、土木部長いかがですか、そういう 0
- **〇土木部長(岩清水伸二君)** おっしゃるとおり、そういった強い要望がある場合は続けて出されてほしいと思います、逆に。出さなければいけないと思いますけれども、それが採択とはまた別の問題で、先ほど申しましたように予算の問題でしたり、いるいろな総合的な観点からその時点で判断してまいりたい。

ただ、そういう強い要望であれば、私たちもその辺は感じとるつもりでございます。

〇11番(渡邊裕生君) そういう地区があれば、そうしてやっていただきたいという ことも伝えていただければと思います。

次に、市民サービスに対する考え方についてと書いておりますけども、各旧町支 所・公民館に、印刷機、通常輪転機といいますけど、要するに大量の印刷物を印刷 するための機械が、今私の知っている限りでは、かなりもう古くなって、壊れて使 い物にならないというのが出てまいりまして、そこで老人会やら、婦人会やら、私 はその支部の体協をしていますけども、そういった時の総会資料だったりとか、町 民体育祭のプログラムの印刷だったりとか、そういう輪転機が身近にないと、とて もやっぱり私たちとしては困るというか、不自由な思いをしております。そういう、 その輪転機の、今その宇城市全体を見渡したときの、印刷機使用の状況や、その提 供について今どうなっているのか、まず状況をお話いただければと思います。

○教育部長(緒方昭二君) 市内5か所の公民館につきましては、熊本地震により被災し、会議室等の貸出しが一定期間できなかったり、避難施設として利用されていましたので、平成27年度の各公民館の印刷機使用状況で御説明をいたします。

各地区の老人会、婦人会等の社会教育団体等が印刷しました枚数は4万7,74 0枚で、そのうち4万3,526枚が輪転機での印刷になります。

各支所での印刷枚数は、2万2, 915 枚で、そのうち2万2, 627 枚が輪転機での印刷になります。

A4 サイズを輪転機で印刷するための公民館の年間手数料は、1 枚 2 円ですので、約 8 万 7 , 0 0 0 円でございます。しかし、輪転機 1 台を 5 年でリース契約する場合、税込みで約月額 1 万 8 , 0 0 0 円で、年間 2 1 万 6 , 0 0 0 円になります。5 館に設置しますと、1 0 8 万円という金額となります。

各公民館に設置されています輪転機の設置状況につきましては、3館で旧松橋公 民館及び不知火、三角公民館に設置されていましたが、故障などにより、現在は三 角公民館1台となっています。支所につきましては、三角、小川、豊野支所に設置 されています。

公民館及び支所に輪転機が設置されているのは、業務のために使用するのが前提 となりますので、社会教育団体等が印刷される際は、職員が在籍している時間内で の御利用をお願いしているところでございます。

○11番(渡邊裕生君) 今、輪転機がないところは、支所公民館ともにない所は不知火なんですよね、ありません。よそは支所にあったりとか、公民館にあったりとかいうところで、どちらかにあればその利用は可能というところでありますので、私が地元で不知火町のことをいうのはどうかなと思うんですが、その基本的には業務で使ったプラスアルファの部分で市民サービスということは、そこは私はちゃんと理解しているつもりです。

ですが、今、不知火町には支所にも公民館にもその輪転機はありません。じゃあ、行政の職員の皆さん方はどうやって多量の印刷をされているのかなと思ってお聞きしますと、大量の印刷物は本庁に来てやりますと。そこ、数十枚単位でありますと、各公民館なり、支所にあるレーザープリンターで印刷をされているようです。ですから、行政職員の皆さん方は、別に今輪転機がなくても、基本的には困らないという状況にあられるみたいです。ただ、レーザープリンターは、1枚単価で計算すると、約7円ぐらい掛かるそうですので、かなり高いコストになろうかと私は個人的

にそう思っていますけども、輪転機だと先ほどおっしゃいました1枚2円というコストであります。

そこのところをどう考えられるかは、財政も絡む話ではありましょうが、その市民サービスというところを合致させると、やはり、低コストの輪転機がその行政地域、例えば不知火支所、公民館に1台ぐらいはあってもいいのかな。当然、それは行政の職員が使われた上での話ですけど、でないと婦人会やら、老人会やら、私たち各スポーツ団体やら、いろんなことをいろんな所でやってる人たちが、「すみません、印刷したいのですが。」と来ても、「いや、機械がありませんから、どこかよそでお願いします。」というような話にしかならないと思います。

こういう状況がいいのか、悪いのか、その辺についてどう思われますか、教育部 長。

- ○教育部長(緒方昭二君) 先ほど申し上げましたように、輪転機で印刷するための公民館の年間手数料は年間約8万7,000円となりますが、輪転機を5館に設置しますと108万円となりますので、費用対効果から見た場合、設置は困難と思われますので、既に設置しています本庁及び三角、小川、豊野支所の輪転機で御利用いただきたいと思っております。
- ○11番(渡邊裕生君) 考えは分かりました。もし、お金のことをおっしゃるんであれば、少し話をさせていただくと、今、機械がどんどん進歩しています。A3が印刷できて、インク代込みでリース月1万円という、そういう機械もあると聞きました。随分コストパフォーマンスだろうと思います。

そういうのが、大体1万8,000円のが1万円になったから、じゃあという話になるのかどうかは、財政サイド検討していただければと思いますが、私が思うのは、公民館や、例えばスポーツ振興課、スポーツ振興係、その地域との接点、いわば前線基地みたいなものです。市民との一番接触の多いところであります。そこで、そういう市民サービスが今後行われないとなると、やっぱり市民の気持ちが離れていく。「ああ、今まではできてたけど、もう機械がないから、あそこはしてくれないから。」ということで足が遠のくと一緒に、「もう、それだったら私たちも無理して協力はしなくてもいいんじゃないの。」みたいな思いが、出てくるのが私は怖いです。

市民と行政が一体となって、この宇城市づくりをしなきゃいけないと私は思っているんですが、それを阻害するこういう案件が出てくる。お金が掛かるから置きませんということを市民の皆さんが聞かれた時に、どう思われるのかなと私は心配をします。そういう市民サービスのあり方が、宇城市にとってのこれが表の顔だと思われてはほしくないんです。十分、その市民サービスとは何ぞやというところを考

え合わせて、費用対効果というものも考えなきゃいけないんじゃないかと私は思います。

次に質問に移ります。入札についてと書いております。市発注の中で、入札の地元優先に対する考え方についてお聞きしたいと思います。

○総務部長(猿渡伸之君) 市発注の入札の考え方でございますけれども、こちらについては公共工事、物品調達、委託業務いろいろございますが、まず入札における業者選定につきましては、まずその業務を的確に行える能力があるかを考慮しまして、指名審査会等で選定を行い、地元業者で調達可能なものは、できる限り地元業者に発注しております。

そもそも、公共調達、公共工事の発注もですけれども、大原則が最小の経費で最大の効果を上げるということに由来しております。そのためには、公平・公正な競争性を入札の中で確保していくことが市民の付託を受けた市の責務と考えております。

一方で、地場産業の発展、地元業者の育成、こちらも非常に大事な視点でございます。そのため、引き続き地元業者で調達が可能なものにつきましては、できる限り地元業者への発注というのを優先して行ってまいりたいと考えております。

- ○11番(渡邊裕生君) 基本的な今の姿勢というのは、何ら問題はないと私もそう思います。
 - 一つだけ、ちょっとお尋ねしたいんですが、市には指名願いの登録制度というのがあろうかと思いますが、その指名願いを出す業者、工事関係も物品関係も含めてなんですが、宇城市内はもとより市外の業者もたくさん登録をされておられると思います。じゃあそこで、「登録をされている業者だったら、どこの業者でもいいんですか。」と私がお尋ねしたら、どうお答えになりますか。
- ○総務部長(猿渡伸之君) 市発注のものについては、非常に多くのものがございますので、なかなか一概にいえない部分もございますが、基本的には指名においては、まず地元業者は全て何百社とあった場合はもちろん限られますけども、物品入札等で七、八社市内の業者がいるとすれば、ほぼ全てをまず地元優先として指名いたします。

それ以外に、市外にも非常に競争性が確保できるということであれば、市外の業者ももちろん入れることもございます。汎用品であって、日本全国どこの業者でも入れられるようなものであれば、市外の業者もその中に一定の割合で入れて、ただ、地元業者よりも多くなるということは基本的には、これまでのケースではなかったかと思いますが、できる限り先ほど言いましたように、入札の競争性を高めるために市内・市外業者併せてやるのが基本だと考えております。

〇11番(渡邊裕生君) 指名願いを出していたら、市内・市外関係なくという考え方は、お隣の宇土市辺りでは違うような気がしてる。あくまで、地元優先であろうと、宇土市の方から聞くと、そういうお答えが返ってきます。

やはり、地元に発注するということは、その地域の経済を回していくということですから、市外の業者にお金を出しても、全然それは宇城市には還元がされないということですので、指名願いが出ている、出ていないに関わらず、私は地元発注というのを最優先で行うという考え方に立つべきではないかと思いますが、まあいいです。お答えは要りませんので、そういう宇城市の方針が今おっしゃられたように、市内外問わずという考え方でありますので、とても宇城市はちょっと私は残念な気がしました。

次に、物品の入札における最低価格の設定についてと書いておりますが、最近の 入札で、2月14日にここの3階、宇城市本庁3階の移動式書庫が、入札工事価格 276万2千円に対して、136万9千円で落札をされております。これは一例で す。

こういう50%にも満たないような入札価格で本当にいいのかなと私は思うんですけども、まず、基本的に物品入札における最低価格の設定は、私は必要だと思っているんですが、そこら辺の考え方についてお聞かせください。

- ○総務部長(猿渡伸之君) 物品の入札における最低制限価格につきまして、先ほどから言ってますように、一応物品に関して申し上げるとすれば、まず、物品の調達においては公共工事における現場による違いだとか、建築するときと違いまして、指定した物品を調達するという行為においては、品質の低下等の懸念が少ないこと、それから物品の実勢価格、こちらが非常に難しいものがございまして、世の中今一体幾らぐらいで流通しているのかというのを、価格の妥当性というのを把握するのが非常に難しいこと、それから業者によって違いが大きすぎること。要するに、在庫を大量に抱えている業者は非常に低価格で入札が可能であること、そういったものが事前に図ることは非常に難しいことなどから、最低制限価格を設定することによって、宇城市が損をしてしまうという可能性が否めないものですから、これらのことを踏まえまして、物品調達については最低制限価格を設けておりませんし、今後も設ける予定はございません。
- ○11番(渡邊裕生君) その実勢価格、入札予定価格の設定が今おっしゃられたように、非常に実勢価格の判断が難しいと、私もそれはいろいろあろうかと思いますが、余りにもその予定価格と入札価格のギャップが大きいものに関しては、本当にこれでいいのかなと、逆に業者を心配するわけですが、例えばパソコンなんかは、メーカーがしっかりしていたものを指定すれば、それは工業製品ですから間違いなく良

いものが安く手に入るということは私も理解できる。

しかし、例えば先ほど申しましたその移動式書庫等については、本当に品質が保 てているのかどうかというのは、私は分からないです。例えば、ホームセンターに 行って物置一つ見ても、一流メーカーの例えばヨドコウとかいう、それは10万円 ぐらいするのが、片一方では鉄板の薄い、本当にバールでこじ開ければすぐ開くよ うなのは3万円とかで売ってある。同じ倉庫であります。

だから、行政が入札にかけるときに、その品質の確認といいますか、そこら辺はどうやって確認されているのかな。要するに、納入・設置が終わってしまって、「ああ、やっぱりこれはだめだった。」ということに、その低価格がつながるようなことがあるとすれば、やっぱりそこの品質保持をきちっとしていかなきゃならないだろうと私は思って言っているんです。その辺については、どうお考えですか。

○総務部長(猿渡伸之君) 今、御指摘にありましたように、安かろう、悪かろうでは、 それはもう逆に宇城市、ひいては宇城市民の損失になってまいりますので、やはり 発注の時の仕様書におきまして、できるだけ客観的な材質だとか、機能だとか、大 きさ等々の客観的な要するに比較、再現可能といいますか、確実にこちらが検査で 「これはオッケー」、「これはだめだ」とそういう明確にこちらが意図したものが 入っているかどうかが分かるような仕様書を、そういったものをできるだけ作ろう と考えて、仕様書を付けております。

移動式書庫も既成品であれば、品番、型番がありますので問題ないんですけども、作り付けで、オプションでオーダーメイド的なものが含まれている分については、今申し上げたような規格だとか、材質、その一定の基準をクリアした部品だとか、そういったものをやはり細かく規定して、ブレがないように、しっかりしたものが納入できるように我々としては、大変気をつけなければならないと思っております。ただ、物品の購入においては、そこまで細かく指定するケースは年間でそう多くはございませんので、今のところはある程度こちらが意図したものが入っていると理解しております。

- ○11番(渡邊裕生君) 十分、注意をしておいてくださいという言い方しかできないんですが、業者も損をしてまで入札はされないと思っておりますので、それが7割だったり、6割だったりの価格で入札をされたとしても、その業者の利益率がいわば低くなるだけの話といえばそれで終わりなんですが、本当に地元を優先して、地域の経済を浮揚させていこうという考え方に立てば、ある程度の利益は乗せてあげてもいいじゃないのかなと思ったところです。これで、私の一般質問を終わります。
- ○議長(入江 学君) これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会に

したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

第 7 号 3月15日 (水)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第7号)

平成29年3月15日(水) 午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案第35号 工事請負契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補

助金(上部工)工事)

日程第3 議案第36号 工事請負契約の締結について(熊本地震による松橋中学校

屋内運動場災害復旧工事)

日程第4 休会の件

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 高 橋 佳 大 君 2番 髙 本 敬 義 君 3番 大 村 悟 君 4番 星 田 正 弘 君 5番 福 永 貴 充 君 6番 溝 見 友 一 君 7番 園 田 幸 雄 君 五嶋映司 君 8番 9番福田良二君 10番 河 野 正明 君 生 君 11番 渡 邊 裕 12番 大 嶋 秀 敏 君 君 13番尾崎治彦君 14番 河 野 一 郎 15番 長 谷 誠 一 君 君 16番 永 木 伸 一 学 君 17番 入 江 18番 豊 田 紀代美 君 19番 堀 川 三 郎 君 20番 中山弘幸 君 21番 石 川 洋 一 君 22番 岡 本 泰 章 君

- 4 欠席議員はなし
- 5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君
- 6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君 副 市 長 浅 井 正 文 君 槻 之 君 教 育 長 大 英 君 総務部長 猿 渡 伸 孝 市民環境部長 幸 企画部長 髙 島 君 松 本 秀 君 健康福祉部長 本 間 健 郎 経済部長 成 晃 君 君 清 正 土木部長 岩清水 伸 教育部長 緒 方 昭 君 君 会計管理者 田 博 君 戸 博 俊 君 総務部次長 成 田 正 企画部次長 堅 木 下 君 市民環境部次長 上 原 久 幸 君 健康福祉部次長 那 須 聡 英 君 経済部次長 吉 田 裕 次 君 土木部次長 成 松 英 隆 君 教育部次長 中 村 誠 君 三角支所長 谷 亨 君 不知火支所長 辛 Ш 広 倫 君 П 之 小川支所長 亰 田 敏 行 君 豊野支所長 木 村 隆 君 農業委員会 市民病院事務長 澤 和 弘 重 介 君 吉 君 田 公 事務局長 監査委員事務局長 中 村 久美子 君 財政課長 天 川 竜 治 君

開議 午前10時00分

○議長(入江 学君) これから、本日の会議を開きます。

○議長(入江 学君) まず、報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配付しております議事日程記載の日程第2、 議案第35号及び日程第3、議案第36号であります。

日程第1 一般質問

- ○議長(入江 学君) 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。 まず、10番、河野正明君の発言を許します。
- ○10番(河野正明君) おはようございます。質問の前に一言、今回、先の字城市長選挙におきまして、再選を果たされました守田市長に心よりお喜び申し上げます。本当におめでとうございます。復興に向けて大変でありますけれども、宇城市のリーダーとして全力で取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会派、公明党の河野正明でございます。質問の前に訂正をさせていただくところがございます。質問事項の2番、仮設住宅の生活支援についての4点目でございますけれども、昨日、五嶋議員が質問されました内容と同じでございますので、この点、今回省かせていただきたいと思います。御了承よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問事項1、災害発生時における避難所運営について。小さい1点目、災害発生時における避難所運営について、昨年の熊本地震、そして大雨災害は熊本県、そして熊本県下、そして宇城市において大規模な被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地方防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速、適切化等を定めており、更に、様々な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっています。

そこで、本市の避難所運営について質問をさせていただきます。避難所運営のマニュアルの作成についてお伺いをいたします。

2点目、続けて質問をさせていただきます。内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっておりますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか。とりわけ初動期の避難所

にあっては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっておりますけれども、本市においてはどうなっているのか、お伺いをいたします。

次の3点目、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組み方針には、 地域住民も参加する訓練を実施することとなっていますが、避難所運営マニュアル に基づく避難所設営の訓練に対しての考えをお伺いいたします。

次に、4点目、熊本地震では、最大1日1,400人を超える他の自治体職員の派遣を受け入れました。内閣府の避難所運営等の基本方針によりますと、被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織しとありますが、本市ではどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのか、その点、4点についてお伺いをいたします。まとめて答弁をお願いいたします。

〇健康福祉部長(本間健郎君) ただいま 4 点の御質問についてお答えさせていただきます。

本市の現在の防災計画におきましては、避難所運営に関しまして、地震対応については、風水被害の対応に準ずるものとして作成されている状況でございます。

避難所運営マニュアルにつきましては、昨年、以前からですね、作成を進めていたところでございますけれども、昨年4月の発災段階ではまだ案の状況でございました。今後、昨年の4月に内閣府が東日本大震災の教訓を受けて示しました、避難所運営ガイドラインが示されております。それと併せて、今回の熊本地震の本市の教訓をもとに、今案段階であります、避難所運営マニュアルを全面的に見直しを行い、また共通事項等併せて、本市の避難所の状況に応じた具体的な避難所運営マニュアルの作成を進めてまいりたいと考えております。

現在、詳細なマニュアルというのが案段階ということですけれども、避難所運営につきましては、簡易的なマニュアルを持ちながら避難所で職員がどういう対応をするのかというのは、簡易的なマニュアルに基づいて実施しているような状況でございます。

今申し上げましたガイドラインには、避難所は、被災者が一定の期間を送る場所であり、避難所の運営の体制づくりの確立が必要である。また、原則的には被災者が自ら行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められているなどが示されております。今後は長期化する避難所設営の場合は、職員のみの避難所対応ではなく、住民の方々の協力を求め、運営にあたるマニュアル等をお手本にしてまいりたいと考えております。

また、避難所運営マニュアルを作成したのちには、防災訓練等を通じて避難者、

地域住民、職員など、避難所運営に関わる者の役割について確認や周知を図っていきたいと考えております。避難所支援班については、ガイドラインを見ますと、宇城市の場合、防災計画にあります避難所の担当対策部が該当すると思われます。今回の熊本地震におきましても、担当対策部であります市民環境部、健康福祉部、教育部の3つの部が連携を図りながら他の対策部や他の自治体の応援を頂き、避難所からの要望等の対応にあたり運営を行ったところでございます。このように、災害対策本部で避難所開設の決定がなされ次第、担当対策部が避難所運営の対策づくり等の対応に当たっているような状況でございます。

○10番(河野正明君) 今後は内閣府が東日本大震災の教訓を受けて示したガイドラインと、今回の熊本地震の本市の教訓等を参考に、現在の案をですね、全面的に見直しを行って、本市の避難所の状況に応じた具体的な避難所マニュアルの作成を進めていきたいとの答弁でございました。本当に前向きな答弁をしていただきました。本市にとっては、熊本県下ですけれども、今回の地震を体験しております。これを教訓にですね、しっかりした案を示していただきたいと思っております。

なぜ、避難所運営マニュアル、これが必要になってくるかと申しますと、その理由として、昨年の熊本地震においてはですね、一部自治体の避難所運営に職員が加わったということによって災害対応に支障を来したと、そういったことが見られたと。国や県との連携、そしてまた、大事な支援の受入れ等々、職員は特に発災初動期において大変忙しい、多忙を極めます。この間に職員が様々な事情から避難所運営にあたってしまうならば、もう大変な状態になるわけであります。被災者救済をはじめとして、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。そこでですね、こういった事態にならないように避難所運営マニュアル、整備、そしてまた作成が必要になってくると思います。どうか今回の熊本地震、本市のですね、教訓をもうしっかりと受けてですね、早く取りかかっていただいて、住民、市民が安心できるような、そういったマニュアルにしていただきたいと思います。

次に、質問に移りたいと思います。すみません、以上です。よければ、最後に部 長からもう一言、それに対しての決意でもよございますので、おっしゃっていただ ければ。

○健康福祉部長(本間健郎君) 本市の教訓ということですけれども、避難所運営の担当対策部といたしまして、確かに、避難場所としての対応につきましては、職員もですね、全体の奉仕者としての責務がありますので、それなりの対応はできてたんですけども、避難所になって長期化した場合に、やっぱり通常業務もありますし、いろんな面で不都合が出てきたというのは、もう教訓として持っております。そういった中で、やっぱりそこに避難される方、または地域の人たちの助けを借りなが

ら避難所運営をしていかなくちゃならないというようなことを痛切に感じておりま すので、周知徹底等を図りながら、市民等の協力を頂きたいと考えております。

○10番(河野正明君) 今部長より決意ともとるべき答弁をいただきました。どうか 作成に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。質問事項2、仮設住宅の生活支援についてということで質問をいたします。(1)買い物や病院等への交通手段がない方に対する現状をお伺いいたします。

- ○健康福祉部長(本間健郎君) 今の現状ということで、仮設住宅入居者の方の買い物 や病院等の交通手段につきましては、現在はそれぞれ個人で対応されているという ところでございますが、スーパー等が遠い豊野・当尾仮設住宅につきましては、ア グリパーク豊野の移動販売事業を週に2回、見守り支援を兼ねて個別訪問型での買 い物支援を実施しているというような状況でございます。
- **〇10番(河野正明君)** それでは、2番目の食料品や生活用品等を備えたコンビニの 出店、あるいは移動販売等の導入の考えをお尋ねいたします。
- ○健康福祉部長(本間健郎君) 益城町辺りはですね、仮設住宅の規模も大変広うございます。そういった関係で、うちの場合小規模ということで、コンビニ出店等々、いろいろお考えはあるかもしれませんけども、先ほど申し上げましたように、現在のところはアグリパーク豊野の活用ということになっております。ただ、アグリパーク豊野の販売の仕方がですね、現在の配達車の機能の都合により、注文を受けた品物を届ける方式でありますので、事前の注文が必要で、一部の品物については希望に添えない品物も出ているというのが現状でございます。今後は利用者のニーズの把握を再度行いながら、品物の充実や販売手法等の変更等を含め、住民の要望に近づくことができるよう協議してまいりたいと考えております。
- ○10番(河野正明君) 買い物に対してはですね、質問でも発言しておりますとおり、生活用品ですね、食料品だけじゃなくして、こういったものもそろったこういった移動販売であるとか、そういったこともですね、考えていかなければいけないんじゃないかなと、ニーズにあわせてですけど。その前にやはりこのニーズの調査というのをもう1回行っていただくということも必要になってくると思います。どれだけのですね、そういったニーズがあがっているかというのも一つのあれですけど、やはりこの数が少なくてもですね、それに対してしっかりとやっぱり寄り添ってですね、やっぱり被災された方、また半壊、または半壊から全壊といった家がなくなった方、いろんな先々将来の点に対しても大変こう不安を持っておられる方、仮設住宅で生活をされる中でですね、その心境を考えますと、大変な苦労があると思います。そういった方々に対してですね、本当にこの交通弱者、またはその何と言い

ますか、高齢の方々、また低所得者の方々、タクシーとかですね、そういった出費等に対してもですね、大変こう困っている方々もいらっしゃると思うんです。ですから、その点に対してですね、やはり何らかの手立てをしてあげるのが、やっぱり行政の役目じゃなかろうかと思っております。買い物、いろいろとこの品物等、今答弁で申されましたけれども、品ぞろえが難しいというのが現状であると。また、今アグリパーク豊野が移動販売ということで、担っていただいているわけですけども、ほかにですね、協力していただけるところ、そういった探すような努力も必要だと思います。宇城彩館であるとか、農協ですね、それとかスーパー、また商工会等と連携等もですね、していただく必要があるんじゃなかろうかと思います。まずもってですね、やはりこの入居されてからかなり月日が経ちますので、ある程度そのまずもってそのニーズの把握を、また再度調査をしていただいて、スピード感を持ってですね、やっていただきたいと、要望しておきます。

次に、乗合タクシーの導入についてということでお伺いをいたします。

〇健康福祉部長(本間健郎君) ニーズ調査をしていただきたいというような御質問も ありましたが、乗合タクシーについてお答えいたします。

現在、宇城市では、小川の海東地区や不知火の長崎などで実施しておりますような、国土交通省所管の事業で仮設住宅等にエリアを広げたり、もしくは新たに導入するということは、制度上のことはまた認可が必要でございますので、その手続き等、時間的なことで非常に厳しいものがございます。しかしながら、現に困っておられる方がおられれば何らかの対応が必要であると考えております。基本的には、災害対策も一緒ですけども、コミュニティ活動も一緒です。自助・共助で手立てがない場合は、様々な方策を考えてまいりますけれども、今回の仮設等につきましては、その前段といたしまして、まずは全体的な実態調査や意向調査を行い、検討させていただきたいと考えております。

〇10番(河野正明君) まずこれもですね、ニーズ調査というのを行っていただきたいと思います。まずもって、乗合タクシーは不可能であるということでありますので、であれば、ほかのいろんな知恵を出し合いながら、策がないかというのを考えていただくということになります。

これは先ほど調査、第1回目のニーズ調査の結果を頂きましたので、その中で、これは当尾仮設の調査ですが、全74世帯ありますが、交通手段がある方というのが52世帯、交通手段がない方が2世帯、これは今現在はタクシーを利用しておられたり、また食料品については、アグリの移動販売を利用していらっしゃるという方、無回答というのが30世帯あるということですから、まずもって、またニーズの調査をしていただく必要があるんじゃなかろうかと。無回答の方は、まだそうい

ったニーズがあがっておりませんので、その点をしっかりお願いをいたしておきたいと思います。

本当に今3点についていろいろとお伺いをし、答弁を頂きましたけれども、まず もって、この方々はやはり交通弱者でいらっしゃいます。これに対して、やはり健 康福祉部としては、しっかりと数は少ないかもしれませんけれども、対応をしてい かなければいけないと、私は思っております。先ほど益城町の仮設住宅との比較で すね、そういった話をされましたけれども、やはりこの日頃も本当にマスコミ等で、 テレビ、新聞で益城町の仮設住宅がもう本当ににぎわった中での生活というか、そ ういったふうに私もとっておりますが、宇城市の仮設住宅に今入居されている方々 も条件は一緒なんですよね。先ほど申しましたとおり、被災をされ、家をなくされ、 だから、入居されている方々はどう思っておられるかというのは分かりませんけれ ども、我々第三者から見て、やはり市としても比較したらいけないです。それは規 模が違いますから。しかしですね、市としてやれることはですね、しっかりやって いかなければ、と私は感じました。入居されている方々はどう思っておられるかわ かりませんけれどもね、そういった点で、宇城市はとなりますので、その点をしっ かりとやはりこの被災された方々に心境、また寄り添う気持ちでですね、もういろ いろとやっぱりやっていただければと思いますので、その点重々よろしくお願いを いたしておきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。3番目の災害時におけるペットの対応について ということで、小さい1点、2点ともに質問させていただきます。

ペット飼育人口の状況をお尋ねします。 2点目がペットと共に避難できる避難所 についてということでお尋ねいたします。一緒に答弁していただければと思います。 よろしくお願いします。

○総務部長(猿渡伸之君) こちらについては、全体にまたがるということもありまして、総務部で答えさせていただきます。

まず、ペットの飼育人口ですけれども、狂犬病予防法等によりですね、届け出がなされております犬につきましてはデータがございます。市内で2,725世帯、3,256頭が狂犬病予防法による登録、届け出がなされております。ただし、猫や鳥などは届け出の義務がございませんので、犬以外のですね、ペットの飼育状況は把握できていない状況にございます。

次に、ペット同伴の避難についてでございます。平成25年に環境省から災害時におけるペットの救護対策ガイドラインというものが示されております。県でも平成27年度にペットの受入れに関する避難所運営の手引きといったものの作成が行われているところで、こちらを周知・徹底する最中といいますか、その途中に昨年

熊本地震が発生したという状況でございます。現状につきまして、本市でもですね、 平成27年10月に全戸配付しました、宇城市ハザードマップにおきまして、ペット避難につきまして、ペットをケージ、大きなかごといいますか、入れ物ですね。 ケージなどに入れて避難することや、ペット用の用品のですね、備蓄準備や避難所 における世話は飼い主が責任を持って行うこと。また、日頃からのしつけや健康管 理、予防接種など、他人に影響があるようなものですね、ほかの犬も含めまして、 影響あるようなものについてはきちんと飼い主が行っていることなどをですね、同 伴避難の必要な条件として掲載しているところです。

しかしながら、昨年の熊本地震におきましては、大規模災害ということで、大変多くの被災者の方が避難所を利用されまして、率直に言いまして、非常に密集した生活を余儀なくされるという状況はございました。その中ではですね、やはり動物が苦手な方、アレルギーをお持ちの方、それからペットの鳴き声、臭い等が苦手な方、こういったことがですね、避難者同士、避難者関連のですね、トラブルになることも考慮しまして、避難所内でのペットの同伴避難は御遠慮いただきました。そのためですね、やむを得ず、ペットと共にですね、避難所敷地内で車中泊をされた避難者もいらっしゃったようです。これは昨日の熊日朝刊でもですね、車中泊の記事がございました。その中で、約10%の方がペットがいるから車中泊しましたと、答えておられます。宇城市においてもそういう方が多数おられたと考えられます。

今後ですけれども、ペットの保有者の方にですね、同伴避難における注意点、先ほど申し上げましたケージにきちんと入れて管理する。それから、日頃からですね、しつけ、健康管理、予防接種など、同伴ルールというものをですね、きちんと周知して、ペットがその避難においても必要な方、パートナーとして必要な方、それから、そうではない方、双方がおられます。その双方に理解を求めていくような周知・徹底を図っていきたいと思っております。そういった一定の理解と、皆さんの合意形成の中でですね、今後は指定避難所の中でペット同伴可能な避難所を設定し、同伴避難者を誘導していくということも、防災計画等の見直しの中でですね、検討してまいりたいと考えております。

○10番(河野正明君) 今後は、ペット保有者に同伴避難における注意点であったり、そういったことを訴えながらですね、徹底しながら啓発していくということ。また、指定避難所の中でペット同伴可能な避難所を指定して、同伴避難者を誘導することを検討してまいりたいというような答弁をいただきました。大変こう前向きな答弁だと思います。今回の地震において、熊本県下、自治体ですね、ほとんど受入れはできなかったのが現状じゃなかったかなと思っております。しかしですね、環境省はですね、2013年に、これは理由としては、東日本大震災でペットとはぐれた

人が多かったということを教訓にですね、災害時は、ペットとの同行避難を原則として、自治体に体制整備を促すといった指針が出ております。県もですね、同行避難を推奨しているということを聞いておりますが、なかなかですね、これは難しいことであります。今答弁にありましたとおり、ペットを飼っていらっしゃらない方々もいらっしゃいますので、いろんな面からですね、やっぱり難しいことはわかっております。しかし、やっぱり先ほど申されましたけど、宇城市管内にはですね、犬についてだけですけど、2,725世帯の方がいらっしゃるわけですよね。そのほかに猫とかいろんなペットを合わせるならば相当な数になると思います。それで、今回の熊本地震、宇城災害を受けて、避難所といった、そういった教訓ですね、受けてもう今後はですね、しっかりとした今申されましたとおり、同伴で避難できる施設というのをですね、やはり真剣に検討をしていく必要があると、私は思いますが、その点、もう1回ですね、部長からお願いしたいと思います。もしもですね、そういっためどが、施設があるならばですね、なければ結構ですけど、よろしくお願いいたします。

- ○総務部長(猿渡伸之君) その方向でですね、検討させていただきますけど、まだどこの避難所にそういうものを設置すると、まして施設内にですね、設置するというのは、いろんな制約もございますので、確約はできないんですけども、やはり普段の、普段といいますか、集中豪雨とかですね、そういったものの避難、1泊とか2泊ぐらいのとき、そういったときに、避難所に余裕があればですね、例えば、隣接する施設とか、場合によっては、まさに車で避難されて来られた方に対しては、その車をですね、ケージ代わりといいますか、ペットの居場所にしていただいて、避難された方は避難所におられるとか、そういった住み分けみたいなものをですね、その施設ごとにエリアを設けて、その一般的な避難者の方の分離ができるところからですね、受け入れというのを、少なくとも基本は飼い主の責任において管理していただくことになるんですけども、ほかの方に迷惑掛からないような状況をですね、つくりやすいように、市としてもそういう方向で整備できるようにですね、考えさせていただきたいと思います。
- **〇10番(河野正明君)** 県下で宇城市が第一番目にそういった避難所を、同伴できる 避難所をつくったということなればですね、もう本当に、そういった方向にいくよ うによろしくお願いしたいと思います。

もう1点ですね、いいでしょうか。今回の地震においてですね、環境省の動きですよね。環境省と、また県・市・自治体との連携といいますか、ペットの相談窓口といいますか、一時預かり等の相談と、開設されたところもあるわけですけど、また熊本市あたりはですね、市役所に設置したと。ペットの相談窓口とか。そういっ

たこともですね、今後やはり必要であると思いますので、その点もですね、しっか りと検討していただけるようにお願いしておきます。

- ○総務部長(猿渡伸之君) 御指摘の点は、今後もますます重要といいますか、市民の期待も大きいと思います。具体的なものをですね、ここでちょっとお返事がなかなか難しゅうございますけれども、少なくともそういった方々がたくさんおられるということは、今後の避難誘導にあたりましてですね、我々としてもしっかり認識して、その御相談にですね、できるだけ添えるようにですね、準備をしていきたいと思います。
- **〇10番(河野正明君)** 前向きな答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

それでは、次の最後の質問に移りたいと思います。質問事項の4番、観光振興について。小さい1点目、新年度に向けたクルーズ船の誘致状況についてお伺いをいたします。

○三角支所長(谷口 亨君) お答えいたします。新年度は、日本クルーズ客船株式会社の自主クルーズとして、10月8日、日曜に「ぱしふいっくびいなす」が三角西港沖に寄港する予定でございます。

今回のコースは、神戸から中津、長崎、三角西港、それから油津、で、寄港の神戸の5泊6日のクルーズとなっております。当日の日程は、前港の長崎から午前6時30分に三角西港沖に入港し、8時から昨年同様、通船により乗船客の運航を開始し、西港浮桟橋に上陸される予定となっております。午後4時30分で通船作業を終了し、午後5時に三角西港沖を次港の油津に向けて出航する計画となっております。

昨年は、台風の影響により寄港が危惧されておりましたが、無事に寄港が実現し、 更に2年連続で寄港していただきますので、絶好の機会として世界遺産の三角西港 はもとより、宇城市全体の観光振興に努めてまいります。

今後も、日本クルーズ客船株式会社と連絡を密に取り、寄港に向けて最善の計画 を準備していきます。

また、7月29日、土曜日には、熊本復興支援事業として総トン数230トン、 全長52年の練習帆船兼旅客船「みらいへ」が小・中学生を対象とした宿泊型体験 航海などを実施し、海や船、船員に対する興味・関心を高めるため三角東港に寄港 する計画があります。

今後の誘致活動につきましては、九州クルーズ振興協議会の主催によるクルーズ セミナーに参加するなど、宇城市を含めた広域観光の促進に努めてまいります。

同時に、三角町出身の神戸在住でございます、船の水先案内人をしておられる高

濱さんにもクルーズ船誘致に向けて相談していければと考えております。

〇10番(河野正明君) いろいろと今詳しく新たなですね、誘致状況について答弁を していただきました。

新年度は、「ぱしふぃっくびいなす」が10月4日に寄港予定であるということですね。そして、また新たに7月29日に、その前にですね、7月29日、土曜に練習帆船兼旅客船である「みらいへ」というのが寄港するということで、昨年は1槽、また新年度は2槽ということで、こういった状況をですね、少しでも増えていくならばと、私は思っております。それでですね、八代市、比較すればちょっとあれですけど、比較にならないんですけども、規模も違いますから、新年度は、70槽を目標にしているということでございます。

宇城市においてもですね、小さいながらにも目標はやはり立てないとと思います。 ことわざにもあります。棒ほど願って針ほど叶うということわざがあります。高い 目標を掲げてこそ、事が成し遂げられます。こういった意味であると思います。や はり昨年よりも着実に1槽増えました。この5年後をめどに目標を掲げていただい て、支所長の思いといいますか、よければですね、目標、どのくらいの目標を掲げ ていらっしゃるのか、というのをお尋ねできればと思います。よろしくお願いしま す。

- ○三角支所長(谷口 亨君) 河野議員のおっしゃる、5年後の目標ということでございますけども、とにかく目標は高く持っております。それに近づくようにですね、今後、今より多く寄港していただきますよう、今後も更に誘致活動を行いまして、努めてまいりたいと思います。
- ○10番(河野正明君) それでは、次の質問に移りたいと思います。 小さい2点目、おもてなし事業について、新たな展開あればお伺いをしたいと思います。
- **〇三角支所長(谷口 亨君)** 昨年は、「ぱしふぃっくびいなす」の船内において、歓迎セレモニーを実施したところでございます。入港プレートと三角町の特産品であります胡蝶蘭・みかんを船長に贈呈したところです。

また、お客様へのおもてなし事業としては、本船から通船を利用されて西港浮桟橋に上陸された約200人のお客様に、三角町特産の極早生みかん「肥のあかり」を配布してかなりの好評だったと伺っております。

今回の寄港に際しましても、昨年のおもてなし事業をベースに、参加者の意向を 調査し、体験型の観光プラン等を検討してまいります。

○10番(河野正明君) 昨年は上陸された約200人のお客様に三角町の特産の極早 生みかん「肥のあかり」を配布して、大変好評だったということでありますね。昨 年のおもてなし事業をベースにして、参加者の意向をですね、調査し、また体験型の観光プランを検討してまいりたいとの答弁でありましたけれど、ここでですね、10月寄港となればですよ、ちょうどみかんの最盛期であります。極早生みかんの「肥のあかり」が大変好評であったということでありますので、だから体験型の観光プラン等にですね、お客さんに実際食べておいしかったと、どういうところでなって、実際ですね、収穫をしていただくというような、みかん狩りをですね、こういったこともこの体験型の観光プランの中に入れていただけるならいいんじゃないか。多いにこの宇城市の特産というのも発信の材料になると思いますんで、その点をですね、しっかりお願いしたい。その点に対して、はい。

- **〇三角支所長(谷口 亨君)** 河野議員が申されているとおりですね、体験型ということで、三角町はみかんの産地でもございますので、みかん狩り等ですね、そういう果物の収穫、実際にやってもらうようなことを考えております。
- ○10番(河野正明君) それともう1点、これは通告しておりませんでしたけど、昨年は船長の計らいで、宇城市の子どもと保護者の方、招待をしていただきましたけども、今回はどういうふうになっておりますか。計画としては。よければですね、昨年よりも多くの子どもたちにやはりこの初めて客船に乗ったり、見学する子どもたちが多いと思うんですけど、なかなかですね、客船あたりには乗ったことがないという子どもがたくさんいると思います。そういった子どもたちのためにも、やはりこのクルーズ会社に対してですね、要望をですね、行っていただきたいと思いますが、その点に対してお願いできますか。
- **○三角支所長(谷口 亨君)** 昨年はですね、少数の小・中学生だったと思うんですけども、あれも寄港前で事前がなかったもんですから、あの規模になりました。今回は、そういう要望をですね、船会社にまた強く求めていきたいと思います。
- ○10番(河野正明君) 大変こう通告をしていませんで、答弁に困られたと思いますが、その点御了承願いたいと思います。せっかくですね、宇城市合併後、また、客船の誘致を再開しましたので、これをですね、今後しっかりとですね、受け継いで、続けていくと。そしてまた、先ほど申されましたように、ほかの会社にもしっかりとセールスをしていただく。以前は「飛鳥」も入ったことだと思います。昨年の反省として、やはりこの通船でやっぱり上陸したり乗船したりしますんで、雨が降った場合ですね、お客さんが濡れるということで、東港にですね、やはり付けていただくような努力をというようなことでありましたが、その点はどんなでしょうか。そういった点でまだまだ課題はたくさんありますので、これを機にですね、宇城市の観光振興ますます発展していくように、また、経済に結び付けていくようにですね、お互い、やはりこの先ほど紹介されましたけれども、大変お世話になっており

ます、水先案内人の高濱さん等積極的に協力していただける方がいらっしゃいますので、遠慮なくですね、もう本当にお願いして、ほかの会社にもセールスをしていただき、努力していただいて、「飛鳥」もまた呼べるように、そういったことでですね、今後支所長、本当に今年度で退職をされますけれども、どうか引き継ぎをしっかりお願いいたしまして、まだ時間はありますが、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(入江 学君) これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----休憩 午前10時51分 再開 午前11時05分

○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、20番、中山弘幸君の発言を許します。

〇20番(中山弘幸君) 20番、うき未来21の中山でございます。通告に従いまして、早速質問を行います。

あらかじめお断りをいたしますが、質問の順番を入れ替えまして、4番目の三角 西港における火災時の対応についてを最後にまわしたいと思います。

まず、宇城市の医療体制の充実につきまして、宇城市の小児医療についてからお 尋ねをいたします。

去る2月18日、土曜日、三角に住む中学2年生の男子生徒がインフルエンザが急に悪化し、救急車で搬送されることとなりました。三角にある救急病院では、14歳は薬の量が違うからといって診てもらえませんでした。松橋にある救急病院では、小児科があるにも関わらず診てもらえませんでした。あとでそこのホームページを確認すると、土曜日は担当医による緊急対応と掲載されておりました。結果的に、土曜日の午前中ということでかかりつけのクリニックに診てもらうこととなりました。幸い大事には至らなかったので事なきを得ましたが、これが一刻を争うような病状だったらと想像すれば怖くなります。守田市長は、2期目の課題として人口増を上げておられます。宇城市の一部では人口が増えておりますが、周辺部、特に三角町では、合併後2,000人以上が減り、若い層の人口流出も目立っております。三角には以前から小児科の診療所がありません。このことが三角における若い層の人口流出の一因になっているのではないかと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長(守田憲史君) 病院や診療所といった医療機関は、私たちの暮らしに不可欠な

ものであると思います。しかしながら、全国的な問題として、地域によっては、医療機関の減少、医師不足、小児科・産科医の減少などが深刻な問題となっています。

人口減少との関連については、人口の減少が医療機関等の減少へ、医療機関等の減少が人口減少へと相互に関係していると思います。医療面だけでなく、出産しやすいまち・子育てしやすいまちということもこれからのまちづくりにおいて重要な課題であると考えています。総合戦略に基づく人口減少対策や、今年度策定の第2次総合計画においても、課題と施策に掲げ取り組んでまいりたいと考えています。なお、この2期目に関しまして、人口増加ではなく、人口減少の緩和でございま

す。

〇20番(中山弘幸君) それは言葉はですね、多分何かのインタビューでそういうの も何か見たような気がしておりました。

三角はですね、以前から小児科の診療所がなく、そのことに対して不安の声がありました。市長は、三角にある救急病院の役員にもなっておられると思いますので、 是非、市民の声としまして、今回の件も踏まえまして、届けてほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

○市長(守田憲史君) 宇城圏域の救急医療は、救急告示病院が4カ所、初期救急医療体制としては、郡・市医師会が在宅当番医制により休日の対応をしています。また、二次救急は熊本中央救急医療圏域に属し、三次救急は熊本日赤の救急救命センターが指定され、高度医療が提供可能な熊本市を含んだ救急医療圏域に属しており、他の医療圏域に比べ充実していると考えています。しかしながら、この圏域内であっても地域格差が存在していることは認識しているところです。

こうした医療施設や医師不足の偏在性の是正等については、県の保健医療計画や 宇城地域保健医療計画において医療機関との連携によって地域に不足する医療機能 を確保することが目指されています。私も宇城地域保健医療推進協議会委員として 参画していますので、問題提起をしながら働き掛けを行い、宇城地域の救急医療体 制を含めた地域医療体制の充実に努めてまいります。

○20番(中山弘幸君) 今、次のですね、答弁までしていただきましたけども、守田市長はですね、選挙戦の中で、ちょうどいい住みやすさを実感できるまち宇城をあげられました。そのためには救急医療体制の整備は不可欠だと思います。平成27年の9月でも、松橋の救急病院で診てもらえなかったことを質問しましたけども、残念ながら宇城市の救急医療体制は厳しい環境にあることは否定できません。このことに対して、市長の見解をお尋ねする予定でしたが、今答弁がありましたので、続きまして、地域医療体制の充実に努めると答弁をされましたけども、今回の事例を踏まえまして、宇城市の救急医療体制はどうあるべきと考えておられるかをお尋

ねいたします。

- ○市長(守田憲史君) 先ほど申し上げましたように、他の医療圏域に比べ充実していると考えています。しかしながら、この圏域内であっても地域格差が存在していることは認識しているところでございます。宇城地域の救急医療体制を含めた、地域医療体制の充実に努めてまいります。
- O20番(中山弘幸君) 市長の認識は、宇城市の医療圏はほかよりも充実をしていると。しかし、宇城圏内で格差があるということでございますけども、私はですね、だからその充実に向けて具体的にどういった、宇城市が今後どうあるべきかということをお尋ねしたわけですけども、宇城市はですね、熊本の中心に位置しまして、まだまだ発展の可能性があります。そのためには、理想ではありますけども、すべての救急搬送が宇城市の救急病院で対応ができることを目標として、医療機関並びに関係機関に働き掛けをしていただきたいと思いますけども、市長、いかがでしょうか。
- ○市長(守田憲史君) 今中山議員のおっしゃることをするということは、必ず救急医療体制で救急車が宇城圏内の病院にまず連れて行かれるということでございますが、やはり済生会病院や日赤病院、大学病院に直接行きたいという方もいらっしゃいますので、ここはかなり慎重に考えていただかないといけません。
- **○20番(中山弘幸君)** 確かに、その病状次第ではですね、その病院も選ばなきゃなりませんけども、理想としてですね、理想として宇城市もほとんどの救急患者に対してはですね、対応できるということをですね、将来的には目指してほしいという希望であります。現在ですね、今事例をですね、申し上げましたように、なかなか宇城市の病院で受け入れてもらえない、そういった現状がありますので、極力ですね、受け入れてもらえるように、市長としても働き掛けをしてほしいということでの質問でございました。

次に、小中一貫教育について質問をいたします。

豊野小中一貫教育の検証についてお尋ねをいたします。豊野小中一貫校が開校して4月で4年となります。守田市長は、この4年間どのような関わりを持ち、御自分なりにどのような検証をし、どのような問題点をお持ちかをお尋ねをいたします。

○市長(守田憲史君) 豊野小中学校は、施設一体型小中一貫教育として4年目を終えようとしています。学校評価において、「小学生と中学生が楽しく交流しているか」「一貫教育のよさをいかした授業や活動に取り組んでいるか」という設問で「そう思う」「どちらかというとそう思う」と回答した割合で、年度ごとの増加がみられました。

児童・生徒の生活態度は、全体的に落ち着いていて、特に、中学生の成長が顕著

であり、学年が上がるにしたがい、下級生に対して模範となるような態度で生活しています。小学生からは、中学生をよきモデルとして自分たちの成長にいかしていけるよう努めています。

課題としましては、教職員の意識を更に高めることが必要であると考えます。 小・中学校それぞれの文化の違いを互いに認めながら、それぞれのよさを指導・支援に取り入れていく必要があります。今後の取組みとして全職員で確認していることは、「小中学校それぞれのよさをいかしながら、小中学校が一緒になって活動することが確実に効果を高める」と思われる教育方法や内容を吟味しながら実践を重ねることです。このような取組みを進めることにより、地域や保護者から、義務教育9年間をより一層安心して任せてもらえる学校にしていきたいと考えています。

- ○20番(中山弘幸君) 市長は、その豊野小中一貫教育につきましては、評価をされていると理解をいたしました。豊野小中一貫校が開校するにあたりましては、県内初の施設一体型の小中一貫校として、全国のモデル校、また教育のまち豊野町を目指して開校したと記憶をしております。結果として、豊野町への定住促進につなげたい、そういった思いもあったと思っております。市長はこの4年間、どのような思いで豊野小中一貫校に対して向き合ってこられたんでしょうか。お尋ねをいたします。
- ○市長(守田憲史君) 先ほど申しましたように、小中学校それぞれのよさをいかしながら、小中学校が一緒になって活動することが確実に効果を高めると思われる教育方法や内容を吟味しながら実践を重ねることです。このような取組みを進めることにより、地域や保護者から義務教育9年間をより一層安心して任せてもらえる学校にしていきたいと考えています。
- ○20番(中山弘幸君) 教育はですね、市長並びに教育長、トップリーダーの熱意がすべてじゃないかと、私は考えます。4年間ではですね、その結果は出ないかもしれませんけども、高い理想の旗を降ろすことなく、今後の守田市長のリーダーシップに期待をしたいと思います。

続きまして、小中一貫教育の充実につきまして、この4年間どのような充実策が 行われ、今後どのような充実策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○教育長(大槻 英君) 宇城市では、小中一貫・連携教育については、中学校区ごとに特色ある取組みを推進して、宇城市内の子どもたちの学力向上に努めているところでございます。

これまでの取組みとして、小中連携による授業改善、そして家庭学習の共通実践を行ってまいりました。これは一つの中学校、あるいはその周辺の小学校のことでございます。

豊野小中学校においては、小中一貫教育による取組みを積極的に推進していただいております。例えば、小中学校の職員室が一緒であることから、校内研修等も共同で開催され、学力向上に関する取組みが共通実践されています。また、小学校と中学校の教職員同士が積極的に意見交換をしたり、課題解決を図ったりすることによって、児童生徒が安心して学校生活を過ごせることができるようになっております。

小中一貫教育の成果の一つとして、他の中学校への進学が以前より減少してきたことが挙げられております。小学校と中学校とのギャップを少なくして、滑らかなつなぎを意識した取組みが推進されてきたことによって、豊野中学校への進学が増えてきたのではないかと考えております。

- **〇20番(中山弘幸君)** では、その今現在、十分に施設一体型の一貫教育のメリット がいかされていると認識されていると理解してよろしいですか。
- ○教育長(大槻 英君) 豊野小中学校を訪れますと、中学生の表情がすごく柔らかくて、小学生を見る目が慈愛に満ちているような感じもします。小学生1、2年生の表情を見ますと、中学生と触れ合う時に、尊敬のまなざしで見ています。いわゆる、中学生は小学生の憧れというような部分もございます。そういう意味からいったら、人間関係は非常にうまくいって、中学生もこれはぼんやりしていられないなというような気持ちになって毎日の生活を送っているんじゃないかと思っております。
- ○20番(中山弘幸君) 次に、小中一貫教育の推進について質問いたします。 現在、不知火小学校の改築に伴い、小中一貫教育を前提とした議論が進んでいる ようですが、宇城市の方針をお尋ねいたします。
- ○教育長(大槻 英君) 宇城市では、小中学校の教育のあり方として、9年間を見通すと、そういう教育の推進によって児童生徒の学力向上を図るとともに、中1ギャップの解消、いじめや不登校の解消などの教育課題を解決する有効な手段のひとつとして小中一貫・連携教育を推進しているところでございます。

現在、不知火小学校の建設を議論します「不知火小学校校舎建設に係る検討委員会」を3回開催しました。災害により被災した校舎の復旧を最優先に取り組んでおりますが、新しい校舎をどこに建設するかと、このことによって、施設一体型、または分離型による小中一貫教育の方向性が見えてくるんじゃないかと考えております。

それぞれにメリット・デメリットがありますので、保護者はもとより、関係者へ小中一貫教育の理解を深めていただけるよう、「宇城市小中一貫Q&A」及び「不知火中学校区小中連携・一貫教育について」という参考資料などを配布いたしまして、理解を深めていただきながら推進してまいりたいと考えております。

また、ほかの中学校区でも、施設の形態を議論するには及んでいませんが、各小中学校におきましても、宇城市全体の共通実践事項として学習規律、これには返事、挨拶、姿勢というのは、全部の小中学校で規律として決めていこう、実践していこうということでございます。そして、家庭学習の充実を特に重点的に行っており、「できるところから取り組んで行く」という体制づくりを進めて行きたいと考えております。

○20番(中山弘幸君) これまで「不知火小学校校舎建設に係る検討委員会」を3回開催し、どこに建設するかで施設一体型か分離型による小中一貫教育の方向性が見えてくるという答弁でしたが、私は、そうはちょっと理解ができませんけども、地域の人に意見を聞くことは大切だと思いますが、いきなり資料を配布してですね、どっちがいいですかということではですね、私は困られると思います。それよりもですね、まずですね、私は行政がビジョンを示すべきだと考えます。

豊野の施設一体型にしましても、当初は相当な反対がありました。けれども、それを保護者の皆さんが自主的に研修されて、施設一体型のメリットの理解をされたという経緯があります。もし、市長並びに教育委員会が宇城市の教育を考えて本当に施設一体型一貫教育がいいと思うのであれば、私はそれを示すべきではないかと思います。その上でですね、しかし、それにはこういう課題がありますとかですね、きちんとした情報がなければ、地域の人も判断はできないのではないかと、私は考えます。

それから、仮にですね、中学校の敷地に小学校を建設することになった場合、それは可能でしょうか。聞くところによれば、体育館とプールは別に必要と聞きますし、また、サブのグラウンドも必要となれば敷地が足らないと思いますが、そのようなことは検討委員会では示されていますか。いかがですか。

- ○教育部長(緒方昭二君) 検討委員会の中におきましては、一応配置図についてお配りをしているところでございます。そういったところで、体育館、またプールについても、今の施設一体型にした場合ですね、今の現中学校に建設をしたいというところで考えています。ただ、議員おっしゃるとおり、敷地的にかなり狭いというところがありますので、そういったところでサブグラウンドというところをですね、やはり今後違う場所に設けるべきじゃないのかというところで、検討しているところでございます。
- **○20番(中山弘幸君)** 今その答弁もありましたように、当然、グラウンドはですね、極端に狭くなり、別な場所に必要になってくると思います。もうそこまで検討されているということで、やはりその宇城市としてはやっぱり施設一体型の方がいいと思っておられるように、私はそう理解しますが、その点は、教育長、いかがですか。

- ○教育長(大槻 英君) まず、不知火地区の皆さんの御意向を調査すると、そしてしっかり案を提案している場所などについてのアンケートによってしっかり意見を集約して次に進みたいと。分離型、あるいは一体型というところに進んでいきたいなと思っております。
- **〇20番(中山弘幸君)** このことはですね、宇城市の子どもたちにとりまして、とても重要なことだと私は考えます。特に、松合小学校との兼ね合いもあります。また、通学が遠くなる地域もあります。そういったこともありますので、慎重に進められることを指摘して、次に進みたいと思います。

次に、農業振興についてお尋ねをいたします。

市長は、所信表明で山間部における「稼ぐ農業」の推進をあげておられます。ど のような具体的な政策、支援策を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長(清成晃正君) 平野の外縁部から山間部に至る、いわゆる中山間地域は、 国土の骨格部分に位置し、全国土の7割程度の面積を占め、総人口の約14%が居 住する地域です。また、耕地面積、農家数、農業総生産額で全国の約4割、全体の 農業集落数の約5割を占めるなど、我が国の農業・農村の中で重要な地位を占めて います。

しかしながら、平坦な土地が少ない上、耕地も狭小でかつ分散しており、農業の発展、多様な就業機会の創出、生活の利便性の享受などにつき不利な面を多く抱えています。

一方、平地と比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件をいかし、収益力のある農業を営む可能性を秘めた重要な地域でもございます。

宇城市においても、宇土半島の樹園地地帯をはじめ、九州山脈のすそ野である、 小川、豊野地区まで広いエリアがこのような地域を占めております。

市では、このような中山間地域、その他の条件不利地域においては、中山間直接支払事業を活用し、農地保全管理について補助を実施しています。

また、果樹経営支援事業を活用し、優良品種への改植による転換や園内作業路を整備するとともに、果樹競争力強化推進事業による全面シートマルチ栽培等を推進し、高品質安定生産技術の導入により、収益力を向上させる取り組みを行い、また、新たな施策である中山間地域所得向上支援対策や中山間地農業ルネッサンス事業の活用にも取り組んでまいります。

インフラの整備としましては、大口地区、大口西部地区の畑地帯総合整備事業に 代表されるような基盤整備事業を進めるとともに、小規模な基盤整備事業、単県事 業樹園地集積モデル事業として、三角町にモデル地区を選定し、地権者や生産部会、 県と協議を重ねながら取り組んでおります。 平成29年度からは、新たに農地中山間管理機構を利用した農地の大区画化や耕作条件を改善する事業も始まる予定です。宇城市では、このような取組みを進めてまいりながら、中山間地の農業所得向上を推進し、稼げる農業の実現を進めてまいります。

○20番(中山弘幸君) 私もですね、中山間地で農業を営む者として、積極的に事業 に取り組んでおられることは評価したいと思います。

ただ現在ですね、大きな問題としまして、イノシシとシカの被害があります。この問題は改めてですね、詳しく質問をしたいと思っておりますけども、2点だけですね、ちょっと問題提起をしたいと思います。

現在、三角においてシカの生息が確認されております。このことに対する対策と、 もう1点ですね、やはり捕獲をして生息数を減らさなければ被害は減りません。そ こでですね、より捕獲を進めるために捕獲処理、そしてジビエとしての活用、また は食肉としての販売ができるようなシステムづくりが課題になると思います。

現在、捕獲したイノシシの処理は猟友会任せ、また肉も利用されているのは一部であり、有効利用がされておりません。これが有効利用されれば、更に捕獲が進むと考えますので、そのシステムづくりの考えがあるかどうか、その2点、お尋ねをします。

○経済部長(清成晃正君) 2点の質問でございます。

まず、シカの対策、認識ということですけど、今現在、宇土半島において不知火地区、三角地区の捕獲はありません。駆除の申請もあってない状況でございます。 しかしながら、シカの生息確認ということで、宇城市においてもJAともに認識しております。今後そのような対策をしなければならないということを認識しております。

また、捕獲したイノシシ等、大変多くなっております。そのような処理、また有効利用はできないかということでございますが、12月に堀川議員の質問がございましたけど、近年増加する有害鳥獣の処理問題については宇城市だけではなく、宇土市や美里町も抱える問題です。既に宇城地区の鳥獣被害防止対策会議においてこの問題は提起されておりますので、今後、県、市、JA、猟友会との関係者で協議を行っていく予定でございます。

〇20番(中山弘幸君) この件はですね、次回詳しく質問をしたいと思いますので、 その取組みに期待をしております。

次に、道路整備について質問いたします。

守田市長は、2期目の課題として市中心部の道路整備をあげておられます。中心 部の新たな道路の整備も必要ですけども、周辺地域で途中で整備が中断している路 線があります。特に山間部の費用対効果の高い路線につきましては、早急に整備を 再開することが稼ぐ農業の推進には不可欠と考えますが、執行部の見解をお尋ねい たします。

〇土木部長(岩清水伸二君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

道路の整備につきましては、産業経済基盤の強化、あるいは交通安全の観点から、 交通量が多く、渋滞や日常生活の安全を確保する対策を優先して進めております。

また、地域の活性化や振興のための道路や市民生活に密着した道路につきましては、地元の意見をお聞きしながら計画的に拡幅、舗装、排水機能強化などの整備に取り組んでいるところでございます。特に、通勤・通学路における危険箇所の改良に努めているところでございます。

山間部の農業振興を図る区域の市道、並びに国・県道などの幹線道路と中山間地域を結びます農業生産や生活に密着した道路につきましては、周辺を含む道路の整備状況、あるいは交通量、路線の特性、実情等に応じまして優先度を勘案しつつ整備を進めてまいりたいと考えております。

- **〇20番(中山弘幸君)** 現在ですね、設計が進み、改良工事に着手している路線はですね、今答弁がありましたようなことを考慮した上で事業が進んでいると私は理解しております。そうであるならば、早期完成を目指してですね、事業を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。
- ○土木部長(岩清水伸二君) ただいまの質問は、全体計画ができまして、もう用地買収も済んでいるというところで工事が一時滞っているというようなことだと思います。まず、そういった全体計画の中で、用地買収が完了したことをもって、その事業計画が完了するまで毎年ずっと切れ目なくですね、事業をやっていくという約束をするものではございません。毎年いろんな要望が各地区からですね、上がってきております。急を要する工事、危険性の高い工事要望など、毎年毎年新たに要望が上がってまいります。その中で、これらも含めました全体的な要望の中からまた優先度を考慮しまして、予算の枠内において事業の採択を行っております。こうした予算との関係もございまして、当初の計画では何年までという予定をしておりますが、こうしたことで間が空いてしまうというケースも発生しております。どうかこの点は御理解をお願いしたいと思います。
- **〇20番(中山弘幸君)** その点は理解します。

では、次に進みたいと思います。次に、金桁温泉の復活につきまして質問をしたいと思います。

市長は、今回の選挙の公約で、金桁温泉の復活という大風呂敷を広げられました。もともと地元の要望として、老人福祉センターの存続の要望が上がっておりました

ので計画自体は大歓迎をいたします。しかしながら、立地条件、また採算性など 様々な課題ある中でどのような構想を持っておられるのかをお尋ねをいたします。

○市長(守田憲史君) 金桁温泉は、泉質が「単純二酸化炭素冷鉱泉」泉温は19度で神経痛、筋肉痛、五十肩などに効用があるとされており、大正14年頃に旅館3軒が開業されたとお聞きしております。

今回、宇城市公共施設の見直しの中で、老人福祉センターの統廃合が決定されており、このような現状を踏まえ、地元のいろんな方々から要望があり、金桁地区の資源であります「金桁鉱泉」の温泉を復活するという目的で、過疎計画により整備していきたいと考えています。

12月議会でも答弁しましたとおり、地区老人会や地域住民の利用だけでなく、宇城市民の「くつろぎと癒しの空間」の場とし、併せて三角町を訪れる観光客も利用できる観光拠点の一つとした温泉施設の整備。世代間の交流を目的とした地域のコミュニティの役割を担う施設として整備する予定でございます。

- ○20番(中山弘幸君) 温泉を復活し、地域のコミュニティ、また三角地域の観光の 拠点としたいという考えでありますけども、この計画が地域の活性化につながるの であれば大歓迎をいたします。そのためにはですね、周辺の整備も含めてそれなり の施設が必要になってくると思いますけども、市長として、現在、その青写真的な ものがもしあればお答えいただきたいと思います。
- **〇副市長(浅井正文君)** 中山議員の質問にお答えします。

青写真的なものはないといえばないというふうなところになります。ただあそこは温泉施設だけじゃなくて、排水問題もあります。それがありますもので、一緒に検討してまいりたいと思っています。当然、266号と東港金桁線ですかね、あそこがよく浸かるという話になっておりますので、排水の問題は確か1度ここで述べたと思いますけども、それも併せて計画はしております。

- **○20番(中山弘幸君)** まだその詳しい青写真的なものはないと理解しました。私は、 先ほども申しましたけども、基本的には計画には賛同しますけども、つくればいい というものではないと思っています。地域の人の意見を聞きますと、やはり同じよ うな考えを持っておられます。そこで、地域のコミュニティ施設という面もあると いうことですけども、採算性を全く度外するわけにはいかないと思います。そこで、 事業の規模、財源、時期についてのお考えをお尋ねいたします。
- ○市長(守田憲史君) 事業規模、財源、時期につきましては、現在、既存の井戸の揚水試験、泉質分析検査を実施しているところです。その調査結果を踏まえて、浴場の広さ及び電気温水器の規模などについて検討していきたいと考えております。

基本的な考えとしましては、男女浴場、休憩室と交流の場として足湯などの施設

を整備して、徐々に計画を進めてまいります。

今後は、過疎計画に則り早期建設を目指して事業計画を進めてまいります。

○20番(中山弘幸君) 徐々に進めるという答弁がありましたけども、財源について の答弁がありませんでした。また、事業費はどれくらいを考えておられるのかをお 尋ねいたします。

それから、そのボーリング、井戸の湧出量で浴場の広さを検討するということでありますけども、やっぱりまずですね、採算性でありますとか、集客力なども考える必要があると思いますけども、その点はどのようなお考えを持ちなのか。

〇副市長(浅井正文君) まず、計画はですね、過疎計画に則るということで、以前申 しましたように、過疎計画に載せてあります。

それと、具体的に言いますと、料金問題とかいろいろ出てまいります。ですから、 ある程度のたたき台を決めてから住民の皆様にという思いでおります。そういうと ころで今取り組んでおるところです。

すみません、大事なところを不足しておりました。過疎債と三角振興基金の一部を使わせていただくということで、金額は1億300万円ほどありますけど、幾らというふうには決まっておりません。ただ地域審議会ですかね、地域審議会の確か最終のところで、三角町に20人ぐらいの委員がおられますので、その中で地域振興基金は使っていいよという判断は得ております。ただ幾らというのは決まっておりません。その財源の一部です。

- **〇20番(中山弘幸君)** 事業規模についても答弁がありませんでしたが、あとですね、 採算性、集客力ですね、そういったことも考えながらですね、その湧出量ありきで その規模が決まるということではですね、私はいけないと思います。やはりその採 算性とか、集客性、その辺をですね、考慮してどれくらいの施設が必要であるかと か、そういったところからですね、私は始めるべきだと思っております。
- ○副市長(浅井正文君) 一応その点についてはですね、先ほど三角を観光の拠点にということで言いました。三角西港でも1番から10番までというところで番号をふってですね、距離、時間と入れております。ですから、ここの宇土半島南岸の観光についてもですね、例えば、不知火町のゴルフ場、あそこ眺めがいいですね、あそこをスタートにして、大見の石畳、そうすると大見の石畳から郡浦の天神樟、そして金桁、そして戸馳、東港、西港、三角岳、天翔台、高野山というふうに10か所になります。ですから、観光に来られる方も全部を回れということじゃありません。ですから、こことここは何番と何番ならば何キロで何分ぐらいで帰れるなという日帰りコースもできるんじゃないかと思っています。そういうところも併せてつくりたいと思っています。

〇20番(中山弘幸君) では、次に移ります。

今後のですね、進め方ですけども、どのような形で今後その住民のニーズの把握 など含めまして進めていかれるのか、その点をお尋ねいたします。

- ○市長(守田憲史君) 今後は、今までの主な利用者である高齢者を対象に、これまでの施設状況や現在の活動状況、今後のあり方について住民の聞き取り調査、情報交換会などを開催し、住民のニーズを踏まえつつ、持続可能な資源活用に関する方向性を見出すことができるように努めてまいります。
- ○20番(中山弘幸君) 住民からの聞き取り調査、または情報交換、また住民のニーズの把握は必要と思います。住民にとってですね、それはあればですね、私は有り難いと思います。しかし、私は議員としてですね、ある程度の将来の見通しが立たなければですね、無条件で賛成することはできません。そこでですね、より多くの住民を交えて計画を進めていく必要があると考えております。例えば、検討委員会を設置するなど、具体的な考えがもしあればお答えを願います。
- **〇市長(守田憲史君)** 現在、今後のあり方についての住民の聞き取り調査、情報交換会などを開催し、そのニーズを捉えていきたいと考えております。
- **〇20番(中山弘幸君)** なかなかその的確な答弁が頂けないのが残念でございます。 いろいろ質問もしてきましたけども、まだその白紙に近い状態であると理解しました。今後はですね、専門的な意見も参考にしながら、様々な情報を集めて、三角町 の活性化になるような計画を期待をしております。

次に、三角西港及び東港地区の総合的な観光拠点づくりについて質問をいたします。

このことも市長の公約でもあり、所信表明でも述べられておりますので具体的な 構想についてお尋ねをいたします。

〇企画部長(髙島孝二君) 西港及び東港の総合的な観光拠点づくりにつきましては、 既に動き出しているものもございますので、私から御質問にお答えいたします。

三角西港は、本市の観光拠点的な場所となり、世界文化遺産の登録された平成27年度には、来訪者51万6,000人と、登録前と比べて19万人ほど増加しております。

一方、東港地区には、海のピラミッドと一体的な利用を図る緑地公園が整備され、 東港の魅力度が向上し、地域活性化のイベントによる交流人口の増加が期待されて います。

とはいいましても、これらを利用されるお客様が一つのエリアだけで満足いただけることは難しく、地域全体で観光物産関係者などと連携をすることがこれから三角地区の観光振興のカギとなると考えています。

そのため、地域資源をいかした観光戦略を策定することが必要であり、その基礎となる観光や物産によって稼ぎ、地域に利益をもたらす仕組みづくりを実現することを構想といたしております。

- ○20番(中山弘幸君) ちょっと時間がありませんので、次のをですね、一つ飛ばしまして、済生会みすみ病院の移転との整合性についてお尋ねしたいと思います。 私、以前もですね、質問で述べましたけども、済生会みすみ病院の東港移転につきましては、大歓迎であります。ただ、このことが三角東港地区の観光拠点づくりに結び付くとは考えられませんが、その整合性についての答弁を求めます。
- ○企画部長(髙島孝二君) 済生会みすみ病院の移転につきましては、昨年12月の議員の御質問にお答えしておりますが、拠点づくりにどう整合性があるかということでございます。済生会みすみ病院につきましては、1階にテナントなどの入るスペースが確保されており、毎日ほぼ500人程度の行き来がある施設ということで、市としては大きなチャンスと捉えております。

済生会みすみ病院は、地域の健康づくりの拠点でもあり、従来の医療機関の概念から、地域振興の核となる施設として病院の御協力を得ながら新しい視点で新たなまちづくりを展開していけると確信しております。

現在、三角地域の観光や物産によって稼ぎ、地域に利益をもたらす仕組みづくりが進められており、それに加えて、済生会みすみ病院の移転は駅周辺のにぎわいとビジネスの機会の拡大につながると考えているものです。

- ○20番(中山弘幸君) 私、前回の質問で述べましたけども、病院の1階に物産館が入れば、その機能は完全になくなると、私は思います。それよりもですね、もっと東側の隣接地、もしくはですね、ショッピングセンターコーエイの跡地付近ならばですね、市有地、県有地もあり、十分な面積が確保できるんではないかと考えます。加えて、にぎわいの範囲も拡大し、その経済効果も大きくなると私は考えます。なぜですね、今の計画の土地でなければならないのか、その理由を聞きたいと思います。これは市長に是非ともお答えを願います。
- ○市長(守田憲史君) 何度も申しますように、済生会病院の意向で、県有地の現在の ラガールのところに建てられる予定だと、宇城市としてはそれを歓迎したいという ことでありまして、あくまでも済生会の御判断でございます。お間違えのないよう に。
- ○20番(中山弘幸君) 私はですね、何度も申し上げますけども、病院の移転はですね、三角東港地区の活性化の起爆剤になりですね、私は、その活性化の最後の切り札と思っております。ですからですね、宇城市としても、その病院の意向とかでなくてですね、積極的に関わっていくべきと考えております。病院の都合ではなくで

すね、宇城市としてどこに誘致した方がベストか、そういうことを踏まえてですね、 是非とも地域の人の意見に耳を傾けていただきたいと思っておりますけども、市長、 いかがでしょうか。

- **〇市長(守田憲史君)** 済生会病院のお考えのところが一番よろしいと思っております。 宇城市としましては。
- **〇20番(中山弘幸君)** ですからですね、市長はそう思っておられますけども、是非とも地域の人のですね、意見にも耳を傾けてほしいと、私は言っているのでございます。この件もですね、引き続き機会を見つけて質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、三角西港地区における火災時の対応につきましてを質問いたします。 まず、三角西港区における水利の現状についての説明を求めます。

- ○総務部長(猿渡伸之君) 現在の三角西港区におけます水利につきましては、40%級の防火水槽が5か所、地下式消火栓口径65ミリのものが8か所設置されています。これらの消防水利は、消防法に基づく基準におきまして、120%に1施設の設置が基準と定められておりますけれども、三角西港区においてはこの基準を満たしている状況にございます。
- ○20番(中山弘幸君) 消防法に基づく基準をほぼ満たしているという答弁がありました。三角西港区はですね、水道の配水池から遠距離にあり、水圧が足りないこともあり、以前の火災時もですね、海水を利用したことがあります。しかも港の構造上、積載車、消防車が岸壁まで行けず、加えて干潮時には、給水管が届かないという現実があります。そのことを踏まえた上で、火災時の対応についてお尋ねをいたします。このような現状の中で、防火用水、また消火栓だけでは足りないことが考えられます。その場合、どのような対応が求められるか。また、何か改善策はあるか。お尋ねをいたします。
- ○総務部長(猿渡伸之君) 基本的に、先ほど申し上げた水利を利用して三角西港区における火災時の対応を行いますけれども、大規模火災が起こった場合、こちらについてはですね、既存の水利施設では不足することも想定されております。そのため、過去にもございましたが、海水を利用しての消火活動もやむを得ないと考えています。海水を利用する場合ですけども、堤防まで消防団が保有している小型ポンプを人力で運びます。このほうが機動的ということで定着している方法ですけれども、ポンプ車やタンク車など火点への給水作業をここから行うこととしております。

ただ、干潮時には、堤防から海面までの距離が長くなりますので、通常消防団が 保有している6メートル水管では届かなくなることも想定されますため、この水管 を連結して海水面まで届くようにして給水作業を実施します。 このような事態、三角西港区に限らずですね、こういう海岸沿いにおきましては、 このような事態を想定して、消防署と消防団が連携し、消火訓練等もこのような想 定のもと実施しております。

- ○20番(中山弘幸君) 今の答弁ではですね、その小型ポンプを人力で海岸に運んで、ポンプ車は火点側に置くという答弁でございましたけども、私は、その大火災のときはですね、消防車の応援も多数来ると思われますし、できれば積載車、ポンプ車をですね、海岸に降ろした方が有効ではないかという考え方もあります。そこで、現在、海岸への降り口が2か所ございますけども、1か所はですね、車止めがあって入れませんので、その1か所をですね、今取り外し可能なように改造すれば、私はその非常時にポンプ車が応援に来たときも、そこを利用して海岸まで降りれると、その方が有効ではないかと考えますので、その撤去というか、撤去できるような構造への変換は可能でしょうか。
- ○総務部長(猿渡伸之君) 現在、設置してあります車止めは一応取り外し可能なものではございます。ただおっしゃられるように、ポンプ車を直接進入、非常に段差もありますし、時間も掛かります。それよりも先ほど申し上げたように、人力ではありますけれども、小型ポンプをですね、機動的に運んで、ポンプ車に送水してポンプ車で放水するという方法の方がより安全性が確保でき、迅速かつ効率的な対応ができるというのが、現在の消防署、消防団の共通認識でございます。
- **〇20番(中山弘幸君)** それがその消防署、消防団の共通認識であればそれで結構と 思いますけども、できればですね、今あれは構造的に外れるようになっております けども、実際的にはですね、相当な重量があって外れませんので、その点も何かの 機会に考慮していただきたいと思います。

以上で終わりますけども、最後になりますけども、大槻教育長はじめ、今月3月で退任、退職される皆様方の新たなステージでの活躍を祈念申し上げまして、私の 質問を終わります。

〇議長(入江 学君) これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。

> ----- 休憩 午後 0 時 0 7 分 再開 午後 1 時 0 0 分

○議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、18番、豊田紀代美君の発言を許します。

○18番(豊田紀代美君) 皆さん、こんにちは。ただいま議長のお許しを頂きました

ので、先般、御通告申し上げておきました、大きくは3点について一般質問をさせていただきます。

その前に、守田市長には、2期目の御当選誠におめでとうございます。本議会の 冒頭の所信表明で守田市長は、「市長として2期目の舵取りを任せていただくこと になりました。改めて、その責任の重さを痛感するとともに、市民の皆様の大きな 期待と信頼に応えられるよう、ふるさと宇城市の復興と発展のために全力を傾注し ていく所存である」と、力強く所信表明をなさいました。1期目の大きな成果と課 題を分析され、災害からの復興と地方創生に向け、市長がおっしゃる時代を切り開 く覚悟を持たれ、全身全霊を傾けられ、宇城市民のために市政運営に取り組んでい ただきたいと期待をいたしております。

大きな1点目、熊本地震からの復興について。小さな1点目、2月24日の熊日新聞にカラー版で大きく掲載されておりました、熊本県初災害公営住宅整備をUR都市機構と基本協定を締結したとありました。熊本県が1,000戸整備をする計画をしているうちの100戸を宇城市に整備する。守田市長が選挙中に掲げられました、いざ復興の大きな一歩として、宇城市の復興を加速させる取組みだと思っております。

そこで、UR都市機構との協定に至った経緯について、まずお尋ねをいたします。 〇土木部長(岩清水伸二君) ただいまのUR都市機構との協定に至った経緯というこ とでございます。

災害公営住宅整備につきましては、もう発災後、昨年6月頃から国土交通省、あるいは熊本県とともに協議を行ってきたところでございまして、その中で、建設方法には、直接建設方式、それから買取り方式、それから借上げ方式という3通りの方法があり、東日本大震災では、買取り方式が最も多かったという情報なり、アドバイスを頂きました。

市としましても、復興業務に対する職員、いわゆるマンパワーが不足しておりまして、特に技術系職員の不足が顕著でございます。そうしたことから、この買取り 方式を選択したところでございます。

UR都市機構にお願いすることにした経緯につきましては、東日本大震災でも多くの災害公営住宅を建設した実績、約6,000戸と聞いておりますが、そうした 実績と機構が持っておられる豊富な経験やノウハウ、技術力を持って早期の住宅建 設が期待できると考えまして、このUR都市機構を選択したところでございます。

○18番(豊田紀代美君) 土木部長もこの件でNHKのテレビのニュースに出ておられたとお聞きをしました。残念ながら、私は見ることができませんでしたが、私のフェイスブックにたくさんの人からコメントがありました。非常にテレビ映りがよ

かったということでございました。平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)の住宅費の土地購入費として2億5,500万円計上されております。災害公営住宅に関する予算ですが、UR都市機構との契約内容と今後の計画について、土木部長にお尋ねをいたします。

〇土木部長(岩清水伸二君) 今後の計画についてでございます。まず、契約内容につきましては、熊本地震の被災地におきます早期復興を図るため、相互に協力して住宅を整備するということで、基本的な全体計画について事業を進めていくという、まず基本的な内容でございます。

市といたしましては、市内数ヶ所への建設を予定しておりまして、これから建設する個々の団地における詳細な契約につきましては、新たに締結することとなります。

今後の計画につきましては、まずは建設場所の確保、特定でございます。仮に、 民有地になりました場合には、用地買収、あるいは農地の場合ですと農振除外・農 地転用等の手続きが必要となってまいります。

建設の完了時期につきましては、平成30年3月末を目指して頑張っているところですが、スケジュール的にはかなり厳しい状況にあるのも事実です。ですが、市としましては、最大限の努力をもって、一刻も早い建設を目指してまいりたいと考えております。

○18番(豊田紀代美君) ここで守田市長にお尋ねをいたします。

災害公営住宅建設に際しましての市長の強い思いをお示しいただきたいと存じます。

○市長(守田憲史君) 被災者の方のお気持ちに応えて、一刻も早く落ち着いた生活環境を整えるということです。そういうことから、今回、東日本大震災においても経験豊富なUR都市機構にお願いすることにしたところであります。

建設に際して、特に用地買収については、相手があることですので、なかなか難 しいことがあるかもしれませんが、少しでも被災者の方の希望に応えられるように 一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○18番(豊田紀代美君) 市長の今思いを述べていただきました。被災者のお気持ちに応えということでございますので、一刻も早く建設がなされますように望んでおります。建設経済常任委員会の審査報告にもございましたように、100戸建設計画のうち30戸は市有地で確保できるけども、残りの70戸は民間の所有地を確保しなければならないとありました。また、買い物や通勤等を考え利便性がよい場所、さらには、早期完成を考えて、上下水道のインフラが整備されている場所の選定等、市長御指摘のとおり、用地買収等が大変だと判断いたしますが、被災者のため、そ

して市民のために全力で頑張っていただきたいと思います。

続きまして、小さな2点目、県は、県内の住宅耐震化を進めるため、熊本地震復興基金を活用した耐震化支援制度を新設するとあります。専門化を派遣して耐震診断を進めるほか、市町村を通じて耐震改修の設計費や工事費の一部を補助して2025年度末までに県内の住宅耐震化率をおおむね100%達成することを目指し、今後の大規模地震に備えるとあります。本市の取組みを土木部長にお尋ねをいたします。

〇土木部長(岩清水伸二君) ただいまの豊田議員の御質問にお答えします。

まず、本市におきます耐震化率の現状についてお知らせいたします。平成 17年で耐震化率が 57.5%、それからちょうど 10年後になりますが、平成 27年が 62%でございます。

これまで本市の取組みとしましては、既に平成23年度から国の補助制度を活用しながら、この耐震診断事業に取組んできております。平成29年2月末現在でこれまで12件の診断を行ってきております。

今回、県が支援する事業につきましては、木造住宅で昭和56年5月末までに着手したもの、それ以降に着手されたものであっても熊本地震で一部損壊以上の判定を受けたものが対象でございます。内容は、家の図面がある場合が5,500円、図面無しが1万9,000円の個人負担で耐震診断が行えるという内容でございます。なお、事業の実施期間につきましては、平成32年度までとなっております。以上でございます。

- ○18番(豊田紀代美君) 今回の県の支援事業、今部長より御答弁をいただきましたが、木造住宅で昭和56年5月末までに着手したもの、及びそれ以降に着手して熊本地震で一部損壊以上の判定を受けたものについて、図面有りが5,500円、図面無しが1万9,000円の個人負担で耐震診断が行えるという御報告を頂きました。耐震診断については了解をいたしましたが、耐震工事についての支援があるのか、ないのか、お尋ねをいたします。
- ○土木部長(岩清水伸二君) ただいまの耐震診断を行われて、その診断の結果、耐震率が基準値以下と判定されました場合、更に耐震改修設計、そしてその後に続く耐震改修工事が必要となりますけれども、これにつきましても、今回支援が拡充されております。事業の内容としましては、耐震改修設計につきましては、補助率3分の2、補助金の上限額が20万円でございます。

それから、耐震改修工事につきましては、補助率2分の1、上限が60万円でございます。それと新たに拡充されましたのが、シェルター工事、ひとつがシェルター工事がございます。シェルター工事と申しますのは、地震で家屋が倒壊しても家

の中でシェルターに囲まれた一定の空間を守るということで、主にベッド型、それから部屋型というパターンがございます。このシェルターを設ける場合の補助工事ですね、補助事業が制度化されました。これが補助率2分の1、それから上限額は20万円でございます。

それともう1点、建て替え工事にも補助が新設されました。補助率が23%、上限60万円でございます。

市としましても、このような支援事業を多くの市民の皆さんに知っていただきまして、制度を有効活用し、住宅の耐震化率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、先ほどの耐震診断につきましては32年度までと申しましたけども、この 設計工事につきましては37年度までが事業実施期間となっております。

- ○18番(豊田紀代美君) 今土木部長の御答弁で、新たにシェルター工事、建て替え工事への補助が制度化されたということを御説明いただきました。補助率が2分の1で、上限20万円ということでございます。耐震改修設計や耐震改修工事についても一部損壊以上ということですが、これらは一部損壊の判定がないと支援を受けられないのかどうかということをお尋ねをいたしたいと思います。
- ○土木部長(岩清水伸二君) 今回、新耐震基準、昭和56年5月以降の建物についても対象になるということを申し上げましたけども、この耐震診断、耐震設計、耐震改修工事のいずれにおきましても、その昭和56年6月以降に建てられました住宅につきましては、今回の熊本地震での被害が一部損壊以上という判定が必要となります。そういうことで、この罹災証明を持って、取っておかないと事業の対象となりませんので、いろんな事業、特に建て替え等を今後検討されている場合は、その点留意が必要となります。
- ○18番(豊田紀代美君) 土木部長に御答弁をいただきました。支援事業の制度を有効活用できますように、市民の皆様に周知をされまして、積極的にお取組みをいただきますように要望をいたしておきます。

続きまして、小さな3点目でございます。全国体力テストで熊本県の小中学校平均が前年度を下回ったとのことですが、本市でも熊本地震の影響で体育館やグラウンドが使用できず、体力低下が懸念されるところでありますが、宇城市の小学校部活動が31年度には社会体育に移行する計画であるとお聞きをいたしております。これまで既に部活動から社会体育に移行している県内の自治体で、部活では100%だったのが、社会体育になって40%に減り、6割が辞めたということ。減になっているという事例があります。とにもなおさず、体力が落ちる結果とつながります。社会体育に移行して参加しなかった児童は、中学校になっても部活動をしな

くなる可能性が大です。また、部活と違って社会体育に移行すれば、送迎や指導者 への謝礼等、いろいろな経済的な負担が必要になると心配されている保護者もたく さんおられます。社会体育に移行したあとも部活動と同様、補助をすべきだと強く 思います。単に社会体育としての視点ではなく、宇城市の子どもたちの子育て支援 と位置付けるべきだと考えております。御承知のとおり、子どもの貧困率は年々高 くなっております。昨日の五嶋議員の質問に、健康福祉部長が御答弁されておりま しが、要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助の状況は、平成28年11月現 在、4,811人の中で846人で17.6%、児童扶養手当の状況は、支給世帯5 86、支給対象世帯が643で、91.1%、ひとり親世帯は困窮度が高い、生活 保護の状況は、平成28年8月現在で11世帯、就学前が4人、小学校5人、中学 校3人、高校生6人の計18人であります。世帯所得の状況は、市民税の非課税世 帯の割合が、なんと30%と厳しい状況下にあります。このことを考えますと、先 ほど申しました、他の自治体で100%参加していた部活から社会体育に移行する ことで40%減になって、6割が減になったというお話をいたしました。そういう ことで、今学童保育、もし宇城市の子どもたちが部活を、27年度で部活をしてい る宇城市の子どもたちは1,132人おります。その中の例えば半分が部活から移 行する時に辞めたとして550人にすれば一般財源の持ち出しが2,300万円に なります。その子たちが学童保育に行くとして、今現在711人の学童保育の子ど もたちがいます。その中で財源から申し上げますと、予算現額が6,983万5千 円で、負担行為済額が6,376万1,279円で約6,300万円、一般財源が2, 976万円、これは国・県の補助金がそれぞれ約1,800万円ありますので、約 3,000万円の一般財源を今学童保育の子どもたち、711人に予算措置がされ ております。今部活動をやっている子どもたちの現在の部活動補助は41万円です。 是非ですね、こういう、例えばそういう子どもたちが行くところがなくて学童保育 に行ったら2,300万円の一般財源が必要となる。半分が行けばですよ。そうで あるならば、今現在41万円の予算措置で済んでいる部活をそのまま社会体育に移 行して、それを予算措置をそのまましてやっていくことで解決は、私ははるかに一 般財源の持ち出しも少ないし、スムーズに移行するし、そのことが将来の社会体育 の充実、子どもたちの健康や精神面を充実させることができるのではないかと考え ております。今申し上げたことをしっかりとまずは受け止めていただきたいと思い ます。経済的に厳しい事情や環境にある子どもたちや、その保護者への支援をして、 安心して参加できる社会体育であるべきだと私は考えております。その件につきま して、教育部長に御答弁をいただきたいと思います。

○教育部長(緒方昭二君) 宇城市の小学校運動部活動の社会体育移行に対する基本的

な方針としては、指導者を除いて、現在の小学校の部活動の内容をできる限り変えることなく、社会体育へと移行することを目標に取り組んでおります。

小学生期間は、身体の運動機能が急速に発達する期間といわれている大事な期間です。部活動は、運動機能の発達にとっても、精神的な発達にとっても重要な役割を担っています。

社会体育に移行しても、児童・保護者に経済的負担を掛けることなく、安心して 参加できる社会体育への移行を支援する必要があると思っております。

現在、宇城市の社会体育移行については、小学校ごとに部活動の内容や事情が異なるということもあり、市内の全小学校に社会体育移行の校内委員会を設置してもらい、その委員会には、教育委員会から担当者も出席するなど合同で協議しているところでございます。必要であれば、保護者等に対して社会体育移行についての説明も行っております。

社会体育移行の最大の課題は、指導者の確保であり、現段階では、各小学校の校 内委員会に指導者の確保をお願いしているところでございます。

また、宇城市では、現在、移行後の小学校社会体育活動を事務局的に統括するような役割を、総合型地域スポーツクラブに担ってもらうような働き掛けを行っているところでございます。

宇城市としては、今後の各小学校における校内委員会での指導者確保の状況や、 移行に関する問題等を洗い出し、ひとつひとつ解決しながら、各小学校の状況に合った社会体育移行を支援してまいりたいと考えております。

○18番(豊田紀代美君) 教育部長、御指摘のとおり、社会体育の最大の課題は、指導者の確保だと思います。各小学校に校内委員会を設置され、社会体育移行に取り組んでいただいていることを御報告いただきました。また、指導者の確保状況や移行に関する問題点を洗い出し、ひとつひとつ解決しながら、各小学校における社会体育移行を支援すると力強い教育部長の御答弁を頂きました。移行後の小学校を社会体育活動を事務局的に統括するような役割を総合型地域のスポーツクラブに担ってもらうような働き掛けをしていただいているということで、他の自治体にない行政の積極的な支援に対して高く評価をしておきたいと思います。是非、宇城市モデルをつくっていただき、他の自治体が宇城市をモデルに、目標にされるような特段の御努力をお願いいたしておきます。

また、新教育長の平岡教育長の得意分野でもあると思います。子どもの輝き日本 一とはりきっておいでであると思いますので、平岡新教育長に対する期待度は非常 に高く、共に宇城市の子どもたちのために頑張っていただきたいと思います。

そこで、社会体育移行を円滑にするために、また、先ほど本市の貧困率について

も触れましたが、次世代を担う宇城市の子どもたちが社会体育に移行しても経済的な理由等で教育格差のない部活動と同様に元気でたくましく成長できるように、部活同様の補助金等の支援をすべきだと考えておりますが、御答弁をお願いします。

- ○教育部長(緒方昭二君) 現在、小中学校の部活動に対して、部員数に応じた学校部活動補助金を出して支援しております。今回の社会体育移行において、従来の部活動内容を引き継いで、学校内で活動する社会体育活動については、それにかわる形を支援してまいりたいと思っております。
- ○18番(豊田紀代美君) 先ほど教育部長の御指摘のように、小学生期間は、子どもの運動機能が急速に発達する期間でもありますし、大事な時期です。部活動が社会体育に移行しても、運動機能が発達するのにとても大事ですし、精神的な発達にとても重要な役割を担っていると思います。社会体育に移行しても、児童や保護者に経済的な負担を掛けることなく、安心して参加できる環境の整備を強く要望をいたしておきます。

次に、小さな4点目、学校指導要領改正で、外国語活動、小学校3年生から始まる時間割の過密化が懸念されております。また、地震の影響で学力低下があると感じております。また、中学校にALTを1人配置されますが、以前、ALTの資質が問われる状況にありました。経緯についてもお尋ねをいたしたいと思います。大村議員からもこの件では一般質問があっておりましたので、なるべく重複しないような形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。教育長に御答弁をお願いいたしたいと思います。

○教育長(大槻 英君) 現在の小学校の教育課程では、英会話科は年間35時間となっております。平成30年度から授業時数が英語活動で70時間となります。35時間分余計とらなくてはいけない。いわゆる時数35時間不足するという形になってきます。このことにつきましては、どのようにして授業時数を確保していくか。これが最大の課題でございます。懸念しているところでございます。先ほど御質問の中にありました、外国語指導助手、いわゆるALTにつきましては、これまでJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)によります派遣業務にて受入れを行って、配置しておりました。JETプログラムで選任された指導助手が来ることから、個人の力量に大きな差があって、そしてそれは影響が大きかったと思っております。授業重視よりも個人の要求等が目立ちはじめたというようなこともございます。そして、その労務管理にも苦慮するようにもなったわけでございます。また、学校からもいろいろな意見を頂くようになり、一度見直しを行うことといたしまして、これまで中断をしておりました。

しかしながら、中学校現場での生きた英語は必要との声が強く、また高校受験に

おきましてもリスニングテストが行われる等、生きた英語に触れる機会をつくることが重要であります。そういうことから、改めて実施を行うことといたしました。

今回は、これまでのJETによる受入れを改めまして、業務委託による受入れといたしました。これによって、人材が当市において適用できない状況が発生した場合には、委託先に講師の変更を求めることも可能でございます。より適確な人材を確保できると期待してるところでございます。

議員が申されますように、学習指導要領改正案で、外国語活動がますます重要となりますので、小学校から中学校へのスムーズな移行の上でも推進していきたいと考えております。

○18番(豊田紀代美君) 以前、この件につきましては、一般質問をした経緯がございますが、要するに、1人のALTに約年間600万円の予算措置が必要でした。確かに、力量のあるALTだといいんですけれども、ホームシックにかかって簡単に母国に帰ってしまう、そういう責任のなさが非常に問題になって、宇城市としても考えられた経緯がございます。議会もそうでございました。今回は業務委託によって、そういう適確な人材を確保できるということで、非常に喜んでおるわけでございます。是非そういうことで、ALTの、素晴らしいALTが来られることを期待をいたしております。

教育長におかれましては、これまで宇城市の教育行政へ御尽力を賜り、感謝申し上げております。いつでも平常心で笑顔を絶やすことなく、子どもたちを慈しみいただきました。いろいろと無理なことも申し上げた経緯もありますが、共に宇城市の宝である子どもたちのために、大槻教育長と共に歩ませていただきましたことを誇りに思っております。大変ありがとうございました。

再質問に入ります。

教育部長にお尋ねをいたします。生きた英語をいかすために、国際交流は必要と 考えております。是非今後も継続して交流事業を続けていただきたい、継続してい ただきたいと考えておりますが、御答弁を頂きたいと思います。

○教育部長(緒方昭二君) 現在、シンガポールのブーンレイ中学校と国際交流を行っております。8月初旬に各中学校から合わせて10人の生徒を派遣しており、4泊5日の日程のうち、ホストファミリーの家に2泊滞在しています。子どもたちには、この経験が大きな自信となっているようで、帰国の際には、目の輝きが全く違っており、英会話が普通に飛び出ている状況でございます。

また、昨年は熊本地震で見合わせとなりましたが、本年11月には、ブーンレイ 中学校が宇城市に来られ、県立豊野少年自然の家に宿泊される予定でございます。 前回の交流会では、お互いの再会を喜びながら英語で話をしています。まさにこれ が生きた英語であることを実感するところでございます。 今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

○18番(豊田紀代美君) 教育部長、ありがとうございます。宇城市の国際交流に参加した生徒がそのことをきっかけに、現在、航空会社に勤務をしているとお聞きをいたしました。大変喜ばしいことです。大きな成果だと思います。今後も積極的に国際交流事業の推進をしていただきたいと思います。

生きた英語をいかすためにテレビ電話を活用して海外の子どもたちと直接会話をする授業について、教室に無線LAN等の整備を提案したいと思いますが、教育部長にお尋ねをいたします。

〇教育部長(緒方昭二君) 生きた英語を習得するには、教科としての英語科授業はも ちろんですが、実際の英会話に触れることが重要でございます。

議員が申されますように、テレビ電話を活用して外国の子どもたちと直接話をする授業も効果であると考えておりますので、まずは校内への無線LANの効用等について調査を行いたいと思っております。

〇18番(豊田紀代美君) 無線LANにつきましても、調査、検討を早急にしていただき、生きた英語を楽しく学ぶ機会を与えていただければと思います。

続きまして、大きな2点目、情報発信力の強化についてでございます。

守田市長の所信表明の中に、重要課題6点目に、選ばれるまちづくりとございます。そのためには、人口減対策、観光振興、定住促進、雇用拡大、企業誘致等の発信力が必要と判断をいたします。発信力強化について、企画部長にお尋ねをいたしたいと思います。

○企画部長(髙島孝二君) 宇城市の情報を広く発信することは、議員御指摘のとおり、 人口減対策、観光振興、定住促進、雇用拡大、企業誘致等の基本となるものと考え ています。

情報の発信の考え方として、不特定多数の方を対象に発信する考え方と、必要な 人に必要なことを発信する考え方がありますが、従来、行政情報は公平性・平等性 の立場から前者を優先してまいりました。

しかしながら、現在はLINE、フェイスブック、インスタグラムなど、ソーシャル・ネットワーク・サービスを始めとして、個人が発信し、受け手が取捨選択をする。それがまた広がっていくという伝達方法が広がりつつあります。まさに必要な人に必要なことを伝える時代となってきました。

現在、宇城市では、広報紙・公式ホームページ・メール・LINE・一部フェイスブック・報道機関への情報提供で宇城市の魅力のPRを行っていますが、発信力はまだまだ強化する必要があると認識しております。

これからは、「どの情報」を「どの手段」で「誰に」発信するかが重要なことと 考えます。

市としましては、広く伝えるべき行政情報を定期的に発信することを充実させて、 更に市情報について、受け手の反響も大切にするため、職員の若手層が中心となっ て、それぞれの個々のネットワークを活用できないか、あるいは市が市民情報の発 信窓口になれないかなど、発信力強化策を研究してまいります。

○18番(豊田紀代美君) 企画部長におかれましても、情報発信の重要性については 十分に認識していただいておると思い、力強く思います。特に市の情報について、 受け手側の反響も大切にするために、若手職員が発信の窓口になれるよう、職員が 中心となって個々のネットワークの活用や本市が市民の皆様の発信の窓口になれる ように、発信力強化策を研究していただけるとの御答弁に大きな期待をいたしてお ります。

また、平成28年4月に施行されました、障害者差別解消法により、視覚などの 障害のある方も確実に情報を入手し、理解できるシステム構築が義務付けられてお ります。これに関しても特段の御配慮お願いしたいと思いますが、企画部長に御答 弁をいただきます。

- ○企画部長(高島孝二君) 宇城市の公式ホームページにおいては、平成27年に実施 企画に基づいて総務省が定めたウェブアクセシビリティ運用モデルに準拠しており ます。今後の情報発信についても、当然これらを考慮しながら設定していくという ことになると考えております。
- ○18番(豊田紀代美君) それでは、小さな2点目、SNS等での情報発信についてでございますが、広報力を上げ、発信力を強化するためには、一般用SNSとマスコミ用プレスリリースの2本柱で情報発信が必要と考えております。1人でも多くの人に本市の様々な情報や魅力を強力に発信できるよう取組みが必要だと強く思います。本市の記者クラブへのプレスリリースを見せていただきましたが、今後は記者クラブ以外にも登録制にしてプレスリリースを出すようにしていただきたいと思います。

また、一般の人に伝えてもいい情報であればLINEやツイッター、フェイスブック、インスタグラムで発信すべきだと思いますが、企画部長のお考えをお尋ねいたします。

○企画部長(髙島孝二君) 現在、市のSNSはほぼLINEのみであります。先ほどお答えしましたとおり、多様化する情報入手方法を考慮し、ほかのSNSの情報発信もと考えております。

ただいま作製中の「第2次宇城市総合計画(案)」では、前期基本計画の中で

「SNSの市公式アカウントを新たに取得し、若者層にも行政情報が入手できるような体制を構築する」と、そういう旨、記載されており、SNSの種類ごとの対象者と効果を精査しながら、効率的な活用を目指してまいります。

○18番(豊田紀代美君) 企画部長よりSNSの市公式アカウントを新たに取得して、若年層にも行政情報が入手できるような体制づくりを構築されるというお話がございました。ただ発信するだけでは効果が見えにくく、その場合、友達数、フォロワー数、いいね!の数を目標設定することが必要です。

また、第2次総合計画のSNSについての情報発信についても再度企画部長にお 尋ねをいたしたいと思います。

〇企画部長(髙島孝二君) 行政事業の目標値設定、これはPDCAサイクルを実施していく上で必須項目であると考えます。

今後、総合計画の基本計画を実行する上で、具体的な実施計画を毎年作成してまいりますけども、議員おっしゃられるとおり、SNSの登録者数、あるいはファン数など、年次ごとの目標値を設定していくこといたします。

○18番(豊田紀代美君) 企画部長より具体的な実施計画を作成する際に、年次ごとの目標値を設定していただくと御答弁いただきました。ここで4大SNSを同列に考えにくいところもありますが、2016年の12月現在のマンスリーアクティブユーザーの実利用者数をちょっとネットで検索しましたので、御紹介を申し上げたいと思います。

LINEを使っている人、国内が6,400万人、海外が2億1,700万人、ツイッターが4,000万人、海外が3億1,000万人、フェイスブックが国内2,600万人、海外が18億6,000万人、インスタグラムが国内が1,200万人、それから海外は6億人以上となっております。先日の福永議員の一般質問の中に、外国人の観光客の対応として、観光農園が非常に興味を示されているということでした。フェイスブックでそれを知られたということでございますので、是非そういうことでアップすれば海外フェイスブックでは18億6,000万人もいらっしゃるわけですから、そういうことで非常に有利になるんではないか、発信できるのではないかと思っておりますし、先ほどの河野正明議員の一般質問の中に、「ぱしふいっくびいなす」が10月8日と、7月29日には「みらいへ」が、三角東港とそれぞれ西港に寄港するというお話もありました。そういうことで、先ほど谷口支所長の御答弁にも、三角西港が文化遺産に登録されたあと19万人もの人が増加をしているという御答弁をいただきました。その中でも、本年度は体験型のその「ぱしふいっくびいなす」とか「みらいへ」の寄港に対して、体験型の観光プランがあると、ミカン狩りとかでその観光農園の計画があるとおっしゃいました。そういうこ

とも是非こういうSNSを使って、広く発信をされたら非常に効果が高くなるのではないかと考えております。

実は、企画部よりSNSのフォロワー数のランキング資料を頂きました。時間の 都合で全部は紹介できかねますけれども、私がネット検索しました自治体関係の個 人も含むツイッターのフォロワー数のランキングを申し上げますと、1位が秘書官 邸、フォロワー数が211万2,947人、橋本徹氏、182万7,045人、猪瀬 氏、前の東京都知事ですね、92万1,344人、安倍首相が67万3,123人、 東国原氏が67万3,040人、そして、我らがくまモンが59万4,763人、厚 生労働省が42万7,100人、そして熊本市の大西市長が8万4,042人で30 位にランクされております。実は何でこういうことを申しますかと申しますと、大 西熊本市長がツイートされたことを紹介いたしますと、2016年の4月19日、 本震から3日後でございますが、「皆様からの支援に関するお問い合わせのお電話 をたくさん頂き感謝をいたしております。しかし、物資を被災者に届ける職員が電 話対応で全く動きが取れません。こういうことを申し上げるのは大変失礼ですが、 電話での問い合わせを極力御遠慮いただけますと大変助かります。今後熊本市ホー ムページにて義援金口座等も記載しますので、そちらを是非御参照ください」とい うようなツイートをされました。また、職員が災害対応に追われまして現場までな かなか行ける状況下にはない時に、「道路が冠水した場合は、場所とその写真を送 ってください」とツイートされました。皆さんも御承知のように、災害直後、被災 直後ですね、ネットにYouTubeだったと思いますが、ライオンが動物園から 逃げたということがありました。その時も大西市長は、すぐ「ライオンが逃げたと いうのはデマですよ」というのを発信されて、8万4,000人がツイートをすぐ できるわけですね。それを媒体にまた拡散できて、みんなが「ああ、あれはデマだ ったんだ」とすぐ認識ができる。短時間で正しい情報を、知ってほしい情報を多く の人に発信できる。それを受けた人が拡散するような、そういう効果が非常に高い ということでございます。

一部ですが、SNSについてのべさせていただきました。自治体の長がSNSを利用されて、自らの声を発信し、一定の効果を上げておられます。守田市長にも是非お取組みをいただきたいと思いますが、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長(守田憲史君) 情報発信にSNSを活用することは、議員申されるとおり、大変有効であり、私も新たに取り組む方向で考えています。多様な情報を日頃から発信し、ネットワークを広げておくことで、市民はもとより、全国や世界に宇城市の魅力を知っていただき、来ていただく一助になればと考えております。

○18番(豊田紀代美君) 市長、御期待申し上げております。その際、一番に友達申請をさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、平時からフォロワー数を増やしておくことで、緊急時にも役に立ちますし、人口減対策、観光振興、定住促進、雇用拡大、企業誘致、さらには、子育て支援の本庁のPRが全世界に発信できるいい機会ではないかと思っております。情報発信の有効な手段として、ツイッター、LINE、フェイスブック、インタグラムを自治体として取り組む必要性を市長はじめ、執行部の皆さんが御認識いただき、積極的にお取組みをいただくということの御答弁をちょうだいいたしました。本当に有り難いと思っております。本市のフォロワー数が、まずは県内トップを目指して頑張っていただくように期待をいたしております。

先ほど時間的な余裕がないのでわざわざ企画部の職員の皆さんがツイッターのフ オロー数や4大SNSのフォロー数のランキングをちょうだいいたしましたので、 少しだけ紹介をいたしておきます。自治体は、1位が神奈川県の横浜市の危機管理 室で16万6,091人、千葉県の広聴課が6万6,402人、北海道札幌の広報部 が6万2,535人、それから札幌市の観光推進室が5万2,055人、5位がさい たま市の5万561人、県内の自治体では、八代市が3,167人、合志市が2,1 59人でございます。LINEは福岡市が3万9,499人、千葉市が1万2,35 2人、丹波市が7,477人、水戸市が5,337人、瀬戸市が4,131人、県内 の自治体では、上天草市が友達数が4,280人、八代市が855人、そして宇城 市が4,571人でございます。フェイスブックのいいね!の件数は、長野県の白 馬村が8万545人、それから佐賀県の武雄市が3万4,978人、金沢市が1万 6,355人、熊本市が1万3,794人、弘前市が1万3,205人、県内は八代 市が一番多くて3,283人、あ、阿蘇市が8,568人でトップでございました。 インスタグラムの数でございますが、これは非常に大切だなと思いました、と申し ますのが、岐阜県の白川村は、何とそのフォロワー数が10万8,000人で、白 川郷が非常に有名なのはこういうところから来ているのかなと思っております。神 奈川県の平塚市は、優秀な作品として選ばれると、平塚市で今後政策する広報媒体 のメインビジュアルに採用されたり、大阪府の高槻市は、選ばれた人には、豪華賞 品や地域のキャラクターグッズなどがプレゼントされて、広報紙で紹介され、ポス ターにしてもらえるとかですね。いろんな画像の説明文に英語を用いて海外のユー ザーをもターゲットにするとか、いろんなことでインスタグラムというのは、この フォロワー数が伸びているのはこういうところにあるのかなと思っておりますので、 こういうことも参考にしていただいて、企画でどうぞ案を練っていただき、今後の 活動の一助にしていただければと考えております。

それでは、最後の質問になりましたが、国営基盤整備事業についてでございます。国・県、そして守田市長のトップリーダーとしての頑張りで、総事業費350億円の国営基盤整備事業は農林水産省管轄で、新規採択されたのは、宇城市が全国でただ1カ所とお聞きをいたしております。先日、永木議員、園田議員からも国営基盤整備事業について質問がありました。その中で、この事業に対する市長の熱意が並々ならぬものだと感じました。と申しますのは、まず経済部に国営事業推進室、仮称ですが、課長1人、係長1人、係員を数名配置されるという御答弁でございました。また、経済部長の御答弁の中に、それぞれの地形に応じた区間の設定が必要なため、施設園芸や土地利用型など、ゾーン設定とともに協議を重ね、地区に適した価格の設定を行っていくとの御答弁も頂きました。さらには、国営緊急農地再編整備事業においては、ハウス移設の補助がないため、九州農政局や北部九州土地改良調査管理事務所でも方策の模索をしていただいていると経済部長から御答弁を頂きました。

そこで、国営による農地の集積と農業基盤の整備計画についてでございますが、 農地の整備が遅れている地域では、ほ場整備の悪さから担い手の農地集積が円滑に 進まず、また、農業者の高齢化に伴い、農地の荒廃が進んでおります。今回の国営 事業でその解消ができると期待をいたしております。地区調査において、担い手の 集積は何パーセント程度必要なのか。また、整備計画にあたり、どのような事業が 行われるのか、農業者の意見をどのように整備計画に反映されるのかを経済部長に お尋ねをいたします。

○経済部長(清成晃正君) 今回の国営基盤整備事業は、今申されましたように、国営緊急再編整備事業となります。対策のポイントは、農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止や解消を図ることです。農地整備の実施に当たっては、担い手への体質強化が一層図れるよう、農地集積を加速化するとともに、産地収益力の向上のため、生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組みに繋げていくことが重要となります。

基幹事業としては、区画整理となりますが、併せて行う事業としまして、用排水路施設整備、これは排水機場も含まれます。それと暗きょ排水、客土等が行われます。今回では、暗きょ排水は次世代暗きょ排水ということで、地下水制御システムが行われる暗きょ排水を考えております。

採択要件としましては、担い手への集積率を80%以上、受益面積が400%となっていますが、今回の地区調査に当たり、担い手への集積率は85%を目指したいと思っております。また、受益面積は、地区調査申請時に884%となっていますが、2人の議員の質問がありましたように100%の同意が必要ですので、同意

が得られないところは削除となるということになります。そのようなことから、なるべく100%を目指して、880%以上の対象地区を整備したいと思っております。

それと、特に重要なのがこの整備によって、10年後、20年後、画期的によくなる収益力向上の基本構想の策定が求められています。地区調査においてその作成をしなければなりませんが、その方法として、農家の皆様がこの地区を国営事業でどう変わりたいのか。どうなりたいのかを十分話し合い、作り上げていくワークショップ方式などを取り入れる予定でございます。国・県・市も入り、集落座談会を重ねてまいります。

○18番(豊田紀代美君) 経済部長、ありがとうございます。国・県・市、農家の皆さんが一体となって集落座談会を粘り強く重ねていくことが重要だと思っております。農地集積を加速させるとともに、農地収益力の向上のため、さらには、生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組みに繋げていただけるよう事業推進に特段の御努力をお願いをいたしたいと思います。

また、事業の実施負担が2.2%ですが、農地集積を85%以上行うと、促進費として事業費2.2%が補助金として返ってくると聞いております。受益者負担は実績ゼロとなるように頑張っていただきたいと思いますし、相当の今経済部長がおっしゃるように、覚悟と努力が必要だと思います。どうかひとつ事業推進にまい進していただきたいと思いますし、市長の御努力でこの事業が農林水産省管轄では全国で宇城市だけが事業ができるということを誇りに思って、大変御苦労かけると思いますが、この事業を成功させていただきたい。総力戦で頑張っていかなければならないと考えております。

以上で、私の一般質問は終わりますが、最後になりましたが、本年度をもって御 勇退なさる大槻教育長、そして県庁にお帰りなる猿渡総務部長、それから退職され る髙島企画部長、谷口三角支所長、これまで宇城市発展のために、宇城市民のため に御尽力を賜りましたことを心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがと うございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長(**入江 学君**) これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。

------○休憩 午後2時01分再開 午後2時15分-----○

〇議長(入江 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第35号 工事請負契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)

日程第3 議案第36号 工事請負契約の締結について (熊本地震による松橋中学校 屋内運動場災害復旧工事)

○議長(入江 学君) 日程第2、議案第35号工事請負契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)及び日程第3、議案第36号工事請負契約の締結について(熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 今回、2回目の追加議案として提出します議案としまして、その他の案件が2件あります。2件とも工事請負契約の締結についてであります。1件目は、黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事であります。もう1本は、熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事の合計2件です。合計2件の追加議案提出、そして審議をお願いすることになります。

詳細につきましては、関係部長から説明いたします。よろしくお願いいたしま す。

- O議長(入江 学君) 提案理由の説明が終わりました。 これから議案第35号の詳細説明を求めます。
- **〇土木部長(岩清水伸二君)** それでは、議案第35号工事請負契約の締結について、 詳細説明を申し上げます。

追加の議案集の2ページ、それから説明資料の2ページ、3ページを御参照いただきたいと思います。

今回の黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事に係る工事請負契約の締結につきましては、平成29年3月10日、契約の相手方と仮契約を締結したところでございます。

契約の内容でございますけれども、工事名は、黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事、契約金額が14億5,994万4,000円。これは税込みでございます。契約の相手方、日立高圧建設工事共同企業体でございます。この日立は日立造船でございます。この共同企業体ということです。工期につきましては、平成31年3月18日までとしております。

戸馳大橋整備事業につきましては、平成25年度から工事に着手しておりまして、今回、平成28年度から平成30年度までの継続費工事として、橋りょう上

部工を施工するものでございます。工事の設計金額が5,000万円を超えますため、条件付き一般競争入札において実施をいたしました。また、技術的な工夫の余地が大きい工事である特殊性から、確実かつ円滑な施工を必要とするため、鋼道路橋、メタルですね。鋼道路橋上部工とPC橋、プレストレストコンクリート橋でございます。PC橋上部工施工業者のジョイントベンチャーを条件としまして、総合評価方式により業者選定をいたしました。

この総合評価方式と申しますのは、入札者の施工能力及び施工計画等に対する 評価、技術評価と申しますけども、この技術評価と入札価格を総合的に評価し、 落札者を決定する方式でございます。

この結果をもとに、3月2日の指名審査会を経て、学識経験者の意見聴取を行った上で、落札者の決定に至っております。

もう一つ付け加えて申し上げますと、県内におきまして、各種の災害復旧工事の事業量が増大し、これに伴いまして、工事価格が上昇、高騰しております。このことから、本年2月1日以降の工事費の設計積算においては、既に諸経費等の割り増し措置が実施されております。今回の工事につきましては、2月1日以前の設計積算によるものでございますけれども、2月1日以降の契約案件についても対象工事となりますので、契約後におきまして、復興割増しに基づく工事費の変更増額が別途必要となってまいります。この点、あらかじめ御了承願いたいと思います。

以上で、議案第35号の詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

- ○議長(入江 学君) 議案第35号の詳細説明が終わりました。 これから議案第35号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(五嶋映司君) これで大体、今おっしゃった変更金額があるかどうかという問題は別として、ほぼ戸馳大橋の工事費が確定に近いんだろうと思いますが、今の時点でこれが、契約が完全に成立した時点で、戸馳大橋平成25年から始めたとおっしゃいますけども、その時点でのコンサル、いわゆる橋を壊す費用のコンサルの費用も含めて、この戸馳大橋をつくるために掛かった費用の総額はどのくらいになるのか。概略教えていただければと思います。
- ○土木部長(岩清水伸二君) 概略的には40億円概算で掛かると。実際には39億6,000万円ぐらいだったと思います。その時点におきましては、この上部工を17億円と見込んでおりました。その点から考えますと、今回14億6,000万円ほどの金額ですので、それからは若干下がってはまいります。ただ、先ほど申しました、これから工事を行っていくわけですけれども、今後どのような変更が

生じるかもわかりません。現時点では40億円は超えないという判断でおります。 今後の工事としましては、大きなものが、解体工事があります。それが今現在 3億5,000万円ほど予定しております。ただ、今の状況で考えますと、かなり 解体工事の費用が高騰しておるというような状況にございますので、このあとの 平成31年の3月以降の工事になりますけれども、この辺の動向がちょっと心配 ではあるところではございます。今のところは40億円を下回るということでご ざいます。

- ○8番(五嶋映司君) 大体分りました。できればですね、一覧表にしていただいて、最初のものから含めて、コンサル、例えば、コンサルの費用もえらい上に行ったり下に行ったりいろいろしたこともありました。こちらで予定した金額の半分で済んだとかというようなこともありましたし、そういうことも含めて、一覧表にして御提示を是非頂きたいと思います。どうかよろしくお願いします。
- **〇土木部長(岩清水伸二君)** ただいまのこれまでの確定した金額につきましては一覧表にして、でき次第皆さん方にお示ししたいと思います。ただ先ほども申しました、不確定要素は多分にございますので、あらかじめ御了承願いたいと思います。
- ○議長(入江 学君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

 O議長(入江 学君)
 ごれで質疑を終結します。

次に、議案第36号の詳細説明を求めます。

○教育部長(緒方昭二君) 議案第36号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。

追加議案 (2) の 3 ページと追加議案説明資料 (2) の 4 ページから 5 ページ をお願いいたします。

今回の熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事に係る工事請負契約 の締結につきまして、平成29年3月14日、契約の相手方と仮契約を締結して いるところでございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに宇城市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要 がありますので提案するものでございます。

1、工事名、熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事。 2、工事場所、宇城市松橋町松橋 5 2 2番地1。 3、契約金額、1億6,394万4,000円、税込みでございます。 4、契約の相手方請負者、住所、熊本県宇城市松橋町松橋1028、称号または名称、株式会社髙橋建設、代表者氏名、代表取締役髙

橋溥明。

松橋中学校屋内運動場につきましては、先の熊本地震により、屋根や柱、窓等が大きく被災をいたしました。さらに、6月の梅雨前線豪雨により、天井や床等が被災をいたしました。その後も余震が相次ぎ、壁、梁等が増破し、事業費が大きく増加したところでございます。指名競争入札を行いまして、落札者の決定に至っているところでございます。

工事概要といたしましては、アリーナ天井撤去 1, 3 2 0 平方に、ひび割れ捕集 2 0 6 . 6 に、フローリング張り 1, 3 2 0 平方に、無収縮モルタル注入 1 . 7 立方に、工期は平成 2 9 年 3 月 3 0 日までとしています。なお、繰越承認を頂いておりますので、工期延長契約の締結を平成 3 0 年 1 月末ぐらいにさせていただきたいと考えております。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(入江 学君) 議案第36号の詳細説明が終わりました。
 - これから議案第36号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(五嶋映司君) 自席で行わせていただきます。

この工事については、修理に大変金が掛かると、修理に金を掛けるのと、新築があんまりかわらないから新築にするんだというような御説明で、新築されるという方向で進んでいると思いますけども、ですから、新築の方向に向かうのであって、この今のは修理をしないという理解で、私どもは理解しておりました。ところが修理をして使うと、新築は新築でするということになりますと、新築との関係でどうなるのか。その辺がね、ちょっと分りにくいんですけども、何年間ぐらい使うのか。この金額を掛けて補修した場合に、耐震性の問題がどうなるのか。耐用年数はどのくらいになるのか。その辺との兼ね合いでいくと、例えば、新築はいつになるのかというような問題もありますけども、ちょっとその辺をわかりやすく説明していただくと有り難いですけど。

○教育部長(緒方昭二君) 今現在、松橋中学校の体育館については、平成31年度、平成32年3月建設に向けて今検討を行っているところでございます。ただ、松橋中学校、現在、松橋中学校につきましては、災害復旧というところでございますので、工事をすることによって耐用年数が変わるということではありません。元の姿に戻すというのが原則でございますので、そういったところで御理解をしていただきたいと思います。

なぜ補修しなければならないのかと申しますと、やはり昨年4月に松橋中学校 地震によってかなりの被害を受けました。その間、平成32年3月までは使えな いというような状況になると、中学校に入ってもずっと3年間生徒が体育館を使 えないという状況になりますので、そういった点をですね、避ける意味もあります。また、卒業式とか、入学式、また全体集会等でどうしても体育館が必要となりますので、そういったところで一旦補修を行って、それと並行しながら新築をするというようなところでしていきたいと思っております。

- ○8番(五嶋映司君) 最初の報告では、文部科学省の調査によれば、あそこは補修 して使えるというような方針でしたよね。そういうことで、ところが、その補修 をしてね、ちゃんと使えるようにするとなると、先ほども申しましたが、新築す るのとあんまり変わらないと。それならもう新築した方がいいというのは、もう これは私どももそう思います。しかし、今のおっしゃるのでいくと、1億6,00 0万円掛けて修理しても、31年から工事始めて何年で終わるのか知りませんけ ど、2、3年しか使わない。これに関しては、その市の財政負担もあんまりない のかもしれませんけども、所詮税金ですから、国民の税金を使うわけですから、 その辺の問題もかなりあると思うんですけども、この今の状況からすると、これ 多分不知火小学校も全く同じ状況になるのかなという感じを今受けましたけども、 そうすると、ちょっとその私も市民の皆さんに言うときにね、どうなんだという ようなちょっと気がするんですけども、その辺のないと困るというのはよくわか ります。もうそれは入って3年間何もできない。先ほど一般質問でもありました けども、入った子どもたちの運動能力がどうなんだとか、体力の向上どうなんだ というような疑問点も出てきますから、そういう意味ではよくわかりますけども、 どうも流れの中での理解がうまくいかないんですが、その辺もしよければ御説明 を。
- ○市長(守田憲史君) 新築をいたします。そうすると新築するのに今後完成までに 2年か3年、まだちょっと分りませんが、2年か3年掛かる。その間、現在の松 橋中学校体育館は使えません。それを使えない体育館を応急的に修理する金額が この1億6,300万円ですか、でございます。この1億6,300万円に関して は、国が98%、宇城市が2%ですので、いろいろ議論もあるところではござい ますが、やはり応急修理をさせていただきたいというところでございます。
- ○議長(入江 学君) 五嶋議員、よろしいですか。
- ○8番(五嶋映司君) はい。
- ○議長(入江 学君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) ないようでありますので、これで質疑を終結します。

議案第35号工事請負契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)は、建設経済常任委員会、議案第36号工事請負契約の締結について

(熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事)は、総務文教常任委員会に それぞれ審査を付託します。

日程第4 休会の件

○議長(入江 学君) 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日16日から来週21日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、明日16日から来週21日 までは休会することに決定しました。

なお、18日から20日までは市の休日のため休会であります。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後2時37分

第 8 号 3月22日(水)

平成29年第1回宇城市議会定例会(第8号)

平成29年3月22日 (水) 午前10時00分 開議

1 議事日程		114 T 0 14 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
日程第1	議案第9号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
		条例の制定について
日程第2	議案第10号	宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第11号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番
		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
		定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第4	議案第12号	宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第13号	宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例
		の制定について
日程第6	議案第14号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第7	議案第15号	宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
		定数を定める条例の制定について
日程第8	議案第16号	宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第9	議案第17号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第18号	財産の無償譲渡について
日程第11	議案第19号	宇城市市道路線の認定について
日程第12	議案第20号	建設事業に関する基本協定書の変更について
日程第13	議案第21号	指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城
		市松合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、
		宇城市不知火グラウンド)
日程第14	議案第22号	宇城広域連合規約の一部変更について
日程第15	議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算
日程第16	議案第24号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第25号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第18	議案第26号	平成29年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第19	議案第27号	平成29年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第20	議案第28号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
日程第21	議案第29号	平成29年度宇城市水道事業会計予算
日程第22	議案第30号	平成29年度宇城市下水道事業会計予算
日程第23	議案第31号	平成29年度宇城市民病院事業会計予算
日程第24	議案第35号	工事請負契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)
		補助金(上部工)工事)
日程第25	議案第36号	工事請負契約の締結について(熊本地震による松橋中学
		校屋内運動場災害復旧工事)
日程第26	請願第1号	戸馳犬櫓堤防に関する請願(継続審査)
日程第27	請願第4号	宇城市立河江保育所の平成29年度民間委託の延期を求
		める請願(継続審査)
日程第28	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸
		氏)
日程第29	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(山本正治
		氏)
日程第30	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中島美世
		子氏)
日程第31	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(村本憲昭
		氏)
日程第32	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明
		氏)
日程第33	発議第1号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出
		等について
日程第34	選挙第1号	宇城市選挙管理委員会委員の選挙
日程第35	選挙第2号	宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙
日程第36		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第37		各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員は次のとおりである。(22人) 1番 高 橋 佳 大 君

2番 髙 本 敬 義 君

大 村 悟 君 3番 福 充 君 5番 永 貴 7番 亰 田 幸 雄 君 9番 福 田 良 君 11番 渡 邊 裕 生 君 13番 尾 崹 治 彦 君 15番 長 谷 誠 君 17番 入 江 学 君 三 19番 堀 Ш 郎 君 Ш 洋 君 21番 石

4番 星 田 正 弘 君 6番 溝 友 君 見 8番 五. 嶋 映 司 君 10番 河 野 正 明 君 大 12番 嶋 秀 敏 君 君 14番 河 野 郎 16番 永 木 伸 君 18番 豊 紀代美 君 田 20番 中 山 弘 幸 君 22番 尚 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

財政課長

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君 槻 英 君 教 育 長 大 市民環境部長 本 秀 君 松 幸 成 晃 経済部長 清 君 正 方 教育部長 緒 昭 君 総務部次長 成 田 正 博 君 市民環境部次長 原 久 幸 君 上 経済部次長 吉 田 裕 次 君 教育部次長 中 村 誠 君 不知火支所長 Ш 広 辛 倫 君 豊野支所長 村 隆 之 君 木 農業委員会 君 重 田 公 介 事務局長

天 川

竜

治

君

副 市 長 浅 井 正 文 君 企画部長 孝 君 髙 島 間 郎 君 健康福祉部長 健 本 君 土木部長 岩清水 伸 会計管理者 戸 田 博 俊 君 企画部次長 木 下 堅 君 君 健康福祉部次長 須 聡 英 那 土木部次長 成 松 英 隆 君 三角支所長 谷 亨 君 П 君 小川支所長 亰 敏 行 田 市民病院事務長 澤 和 弘 君 吉 中 村 久美子 君 監査委員事務局長

開議 午前10時00分

〇議長(入江	学君) これか	いら、本日の会議を開きます。
日程第1	議案第9号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
		条例の制定について
日程第2	議案第10号	宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定につい
		τ
日程第3	議案第11号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番
		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
		定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第4	議案第12号	宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第13号	宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例
		の制定について
日程第6	議案第14号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第7	議案第15号	宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
		定数を定める条例の制定について
日程第8	議案第16号	宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第9	議案第17号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第18号	財産の無償譲渡について
日程第11	議案第19号	宇城市市道路線の認定について
日程第12	議案第20号	建設事業に関する基本協定書の変更について
日程第13	議案第21号	指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城
		市松合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、
		宇城市不知火グラウンド)
日程第14	議案第22号	宇城広域連合規約の一部変更について
日程第15	議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算
日程第16	議案第24号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第25号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第26号 平成29年度宇城市介護保険特別会計予算日程第19 議案第27号 平成29年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第20 議案第28号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算

日程第21 議案第29号 平成29年度宇城市水道事業会計予算

日程第22 議案第30号 平成29年度宇城市下水道事業会計予算

日程第23 議案第31号 平成29年度宇城市民病院事業会計予算

日程第24 議案第35号 工事請負契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋) 補助金(上部工)工事)

日程第25 議案第36号 工事請負契約の締結について (熊本地震による松橋中学 校屋内運動場災害復旧工事)

日程第26 請願第1号 戸馳犬櫓堤防に関する請願(継続審査)

日程第27 請願第4号 宇城市立河江保育所の平成29年度民間委託の延期を求める請願(継続審査)

○議長(入江 学君) 日程第1、議案第9号宇城市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてから、日程第27、請願第4号宇城市立河江保 育所の平成29年度民間委託の延期を求める請願(継続審査)までを一括議題とし ます。

去る3月3日及び15日の会議において、審査を付託しておりましたので、各常任委員会から審査結果の報告があります。ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長(溝見友一君) 総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会を3月6日及び16日に大委員会室において開催しました。委員会には 全委員が出席し、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出 席を求め審査を行いました。議案の審査の過程で論議された、主なものを要約し て御報告申し上げます。

議案第23号平成29年度宇城市一般会計補正予算、総務費、総務管理費について、委員から「ふるさと納税事務一括代行業務委託料で、返礼品は寄附金の4割とのことだが基準はあるのか。また、代行事務手数料の15%についての契約はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「返礼品の割合について基準はない。参考数値だが、平成27年度は2割程度、平成28年度から4割程度としている。契約については随意契約とし、市にとって効果が大きいと認められた「さとふる」「楽天」の2社と契約しており、2社の手数料は全国一律となっている。」との答弁がありました。委員から「頂いた寄附金は使わなければならない。用途については市から発信すべきではないか。」との意見がありました。

次に、人事管理について委員から「非常勤職員報酬が各部署に計上してあるが、 3年、6年の任用について整理はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行 部から「平成29年度に検討し、専門性の高い非常勤職員や募集しても人材が確 保できない職種については見直したい。」との答弁がありました。

次に、教育部所管のICT教育教材について、委員から「以前の答弁で、電子 黒板やタブレット、電子教科書を導入している学校の効果を検証し、導入を図る とのことであったがどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「まず 電子黒板を導入したいということで、各学校1台ずつ導入している。検証はまだ 行っていない。」との答弁があり、委員から「電子黒板はタブレットや電子教科 書と一緒に使用することで効果があると思うので是非検証していただきたい。ま た、導入の年次計画表を作成し、学校間の格差が出ないよう対応していただきた い。」と要望がありました。

次に、小中推進一貫事業について委員から「3年間の事業ということだが、終了年度に方向性は出るのか。」との質疑に対し、執行部から「最終年の平成29年度に各中学校区でどの小中一貫教育がベストなのかを出し、それをベースにスケジュールを作成したい。」との答弁がありました。

次に、議案第27号平成29年度奨学金特別会計予算について、委員から「システムを改修し、いつでも貸付けができるということだが、国等で問題になっている貸与型という点での議論はなされているのか。」との質疑に対し、執行部から「奨学金のあり方について、今後検討すべきと考えている。」との答弁がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であり、これらの質疑を終結し、採決の結果、総務 文教常任委員会に付託されました条例案件4件、予算案件2件、その他案件3件 につきましては、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(**入江** 学君) 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

〇建設経済常任委員長(堀川三郎君) 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を3月6日及び17日に大委員会室において開催しました。委員会には 説明員として関係部長、次長、並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。 議案の審査の過程で論議されました、主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第15号宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、委員から「今回の改正で、農業委員が13人、農地利用最

適化推進委員が20人ということであるが、この定数について改正前同様、旧町ごとに割り振った定数を考えているのか。」との質疑に対し、執行部から「農業委員13人の積算根拠については、青年女性、中立委員を入れなくてはならないため、その3人に枠を考え、あとの10人については旧町ごとに各2人ずつの合計13人を考えている。改正法により、これまでの地域割はなくなり、活動区域は市全域となる。農地利用最適化推進委員については、地域割にする形になる。」との答弁がありました。

次に、議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算の観光費について、委員から「報酬費は戸馳島観光推進事業推進委員3人分の謝礼金ということであったが、推進委員はどのような活動を行うのか。」との質疑に対し、執行部から「現在、花のがっこうで島の市を開催しており、その支援を推進委員である地域おこし協力隊が行っている。今後については、若宮エリアの商業的な活用法について試験的に活動し検証していく。顧客の需要や要望などを聞いて回りながら、若宮エリアの活性化に寄与してもらえばと考えている。」との答弁がありました。

次に、住宅管理費について、委員会から「報奨金336万円は、住宅移転報奨金ということであったが、どの団地が対象となっているのか。」との質疑に対し、執行部から「解体を予定しているのが曲野南田団地3棟3戸、曲野長谷川団地3棟7戸、小川の井尻団地4棟6戸である。また、このほか土砂災害特別警戒区域内の市営住宅からの移転費用も含まれている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「各団地については以前から耐震審査で問題ありと出されており、それによって引っ越しを促すよう状況説明をされていると思うが、移転につながってきているのか。」との質疑に対し、執行部から「団地については昨年度から交渉しており、この場所を希望する、できればこのまま住み続けたい、などと要望があっているが、現状では市としては来年度以降も粘り強く交渉を続けていきたい。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件2件、 その他案件3件、予算案件4件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

また、継続審査となっておりました請願第1号戸馳犬櫓堤防に関する請願については、(1)請願事項であった堤防を宇城市または熊本県の管理下とすること、(2)堤防及び水門の補強又は新築、(3)えび養殖場を構図とする境界線まで引いてもらうこととあるが、このうち(1)堤防を宇城市または熊本県の管理下とす

ること、(2)堤防及び水門の補強、または新築のみの一部を採択してはどうかと

の意見があり、採決した結果、上記のとおり、(1)及び(2)のみを一部採択することに決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長(入江 学君) 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長(豊田紀代美君) 民生常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件3件、予算案件5件、請願1件の9件であります。

委員会を3月6日及び17日に第3委員会室において開催しました。委員会には 説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算の衛生費について、委員から「災害廃棄物処理業務委託料として、35億9,400万円、損壊家屋解体撤去業務委託料として20億7,600万円計上してあるが、解体棟数はあとどのくらいあるのか。」との質疑に対し、執行部から「解体申請棟数が全部で2,485棟あり、2月末現在で867棟の解体が終了しているが、あと1,618棟の解体が予定されている。予算については平成28年度の繰越し分と平成29年度予算で対応し、実質的な市の負担は事業費の0.6%程度になる見込みである。」との答弁がありました。

議案第24号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算において、委員から「健康づくりの成果が予算にどう反映されているか。」との質疑に対し、執行部から「一般被保険者療養給付費において、平成28年度当初と比較して5,600万円ほど減額している。国保中央会で国保データベースシステムが開発され、レセプトの分析ができる体制ができてきている。システムを国保係と保健センターにも導入し、レセプトの分析を踏まえた保険指導を行うことができる。」との答弁がありました。

議案第18号財産の無償譲渡について、委員から「財産の無償譲渡の理由について。」との質疑に対し、執行部から「建物を鑑定評価した結果、690万円の評価となっている。耐用年数が残っており、有償で譲渡した場合、約600万円の補助金返還が必要となるが、移管後3年以内の施設整備を条件としており、整備計画の策定や施設の解体も発生するため、不要な投資となってしまう。このため、無償譲渡としてその分を保育の方に振り向けてもらいたい。」との答弁がありました。その後、討論では市民感情として「無償譲渡は違和感があるし、新設に比べれば優位

な条件での無償譲渡には反対する。」との反対討論がありました。

以上が質疑と討論等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件3件、 予算案件5件については全て可決すべきものと決定し、継続審査となっていた請願 第4号宇城市立河江保育所の平成29年度民間委託の延期を求める請願については、 不採択とするべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長(**入江 学君**) 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第17号宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第9号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

〇議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第10号宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを 採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報 告は、原案可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の 方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第11号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第12号宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第13号宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

〇議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第14号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに

賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第15号宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第16号宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第17号宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを採 決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告 は、原案可決です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方 は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第18号財産の無償譲渡についての討論に入ります。通告があります ので、発言を許します。8番、五嶋映司君。

○8番(五嶋映司君) 8番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております 議案第18号財産の無償譲渡について、反対の立場で討論いたします。

河江保育所の減価償却後の残存価格は700万円弱とのことですが、施設はまだ十分に利用可能な施設であり、その運用によりかなり大きな余剰を生み出すことが十分に可能であります。調達原価は9,900万円強とされる財産の無償譲渡ということになります。

また、附帯設備や備品も含んで譲渡されるもので、利用価値は不動産鑑定評価表に示された699万6千円をはるかに超えるものといわざるを得ません。国民の税金でつくられた施設を有償で譲渡すると返還金が生じ、市には利益にならないとのことで、福祉法人とはいえ、民間へ無償譲渡することに市民の多くからの税金の無駄遣いとの疑問の声があげられています。また、この民営化自体に反対する保護者の声も寄せられています。

こうした市民の声を市政に届けることを役割とする市議会議員として、この議案 第18号財産の無償譲渡については反対をいたします。議員諸氏の御賛同をよろし くお願いいたします。

○議長(入江 学君) これで討論を終結します。

これから、議案第18号財産の無償譲渡についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第18号は可決しました。

次に、議案第19号宇城市市道路線の認定についてから、議案第22号宇城広域 連合規約の一部変更についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したが って、討論なしと認めます。

これから、議案第19号宇城市市道路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第19号は可決しました。

次に、議案第20号建設事業に関する基本協定書の変更についてを採決します。 採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。 議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反 対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第20号は可決しました。

次に、議案第21号指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城市松 合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、宇城市不知火グラウンド)を 採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報 告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛 成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第21号は可決しました。

次に、議案第22号宇城広域連合規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第22号は可決しました。 しばらく休憩します。 ------休憩 午前10時35分 再開 午前10時37分

〇議長(入江 学君) 会議を再開します。

次に、議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算の討論に入ります。通告が ありますので、発言を許します。

○8番(五嶋映司君) 8番、日本共産党の五嶋映司です。ただいま、議題になっております議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

まず、議案第18号でも述べたとおり、河江保育所の民営化を具体化する予算となっていること。前年も指摘してきた人件費の中に市民の暮らし・福祉を守るには必要としない人件費が含まれていること。教育費の中に、以前として同和団体への補助金が計上されていることなどがあります。

また、骨格予算とはいえ、事業費の畜産業者に対する予算はわずか84万9千円の必要経費のみで、何の施策も講じないに等しい予算となっています。職員削減によって、その必要性が大きくなり、職員の過半数が非正規の非常勤職員となった中で、その非常勤職員の賃金は150万円前後で、まさしくワーキングプアの状態です。この地域では、宇城市が一雇用者としては、働く貧困層を最も多く雇用しているといえます。今、貧困と格差が拡大し、大きな社会問題となっている中、行政がその原因を作り出していることを示す予算となっています。このような内容を持つ議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算には反対をいたします。議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(入江 学君) これで討論を終結します。

これから、議案第23号平成29年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議 案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の 方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

〇議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。 次に、議案第24号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算から、議案第 36号工事請負契約の締結について(熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事)までの討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第24号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第25号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第26号平成29年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採 決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決 です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタン を、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第27号平成29年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第28号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算を採決します。 採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可 決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタ ンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第29号平成29年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。 議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反 対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第30号平成29年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第31号平成29年度宇城市民病院事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は、原案可決で

す。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、 反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第35号工事請負契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

〇議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第35号は可決しました。

次に、議案第36号工事請負契約の締結について(熊本地震による松橋中学校屋 内運動場災害復旧工事)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行いま す。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決 定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押して ください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第36号は可決しました。

次に、請願第1号戸馳犬櫓堤防に関する請願(継続審査)の討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 討論なしと認めます。これから、請願第1号戸馳犬櫓堤防に関する請願(継続審査)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は一部採択です。請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押し

てください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、請願第1号は一部採択とすることに決定しました。 次に、請願第4号宇城市立河江保育所の平成29年度民間委託の延期を求める請願(継続審査)の討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 討論なしと認めます。これから、請願第4号宇城市立河江保育所の平成29年度民間委託の延期を求める請願(継続審査)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は不採択です。請願第4号は、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

日程第28 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸氏)

日程第29 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(山本正治氏)

日程第30 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (中島美世子 氏)

日程第31 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(村本憲昭氏)

日程第32 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明氏)

○議長(入江 学君) 日程第28、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸氏)から、日程第32、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明氏)までを議題とします。

これから、同意第1号から同意第5号までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

次に、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田信幸氏)を 採決します。採決は、起立によって行います。同意第1号は、これに同意すること に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第1号はこれに同意すること に決定しました。

次に、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について(山本正治氏)を 採決します。採決は、起立によって行います。同意第2号は、これに同意すること に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について(中島美世子氏) を採決します。採決は、起立によって行います。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第3号はこれに同意すること に決定しました。

次に、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について(村本憲昭氏)を 採決します。採決は、起立によって行います。同意第4号は、これに同意すること に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について(福田道明氏)を 採決します。採決は、起立によって行います。同意第5号は、これに同意すること に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

日程第33 発議第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等 について

- ○議長(入江 学君) 日程第33、発議第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等についてを議題とします。本案について、提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、長谷誠一君。
- ○議会運営委員長(長谷誠一君) 発議第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求め

る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

若干経過を申しますと、平成の大合併によりまして、退職議員が激増し、受給者が増加したため財源が不足し、平成23年6月に地方議会議員年金制度は廃止となったところであります。

近年、地方創生の実現に向け、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要となっております。しかしながら、統一地方選挙の結果を見ますと、投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。地方議会における人材確保等を図るための法整備が必要であります。

昨年、10月14日に開催されました全国市議会議長会の正副会長の基に設置されております、被用者年金制度加入促進会議において、地方議会議員においても厚生年金に加入できるようにするための法整備を徹底し、その実現に向けて取り組んでいるところが確認されました。そのため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、本意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長(入江 学君) 提案の趣旨説明が終わりました。これから、発議第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 質疑なしと認めます。お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を 省略することに決定しました。

これから、発議第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 討論なしと認めます。これから、発議第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しま した。

日程第34 選挙第1号 宇城市選挙管理委員会委員の選挙

○議長(入江 学君) 日程第34、選挙第1号宇城市選挙管理委員会委員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。宇城市選挙管理委員会委員に、光浦温涼君、上田盛雄君、橋本恒廣君、岩岡直久君、以上4人を指名します。

お諮りします。議長において指名しました4人を宇城市選挙管理委員会委員の当 選人と定めることに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が、宇城市選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第35 選挙第2号 宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙

〇議長(入江 学君) 日程第35、選挙第2号宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。宇城市選挙管理委員会委員補充員に、第1順位前田博幸君、第2順

位松本忠義君、第3順位蛇島幸雄君、第4順位岩岡邦明君、以上4人を指名します。

お諮りします。議長において指名しました4人を宇城市選挙管理委員会委員補充 員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が、宇城市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長(入江 学君) 日程第36、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第11 0条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申 し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第37 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

〇議長(入江 学君) 日程第37、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第1回宇城市議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 入 江 学 様

総務文教常任委員長 溝 見 友 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、 会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第 1 号	平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 9 号	字城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第10号	宇城市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	宇城市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	指定管理者の指定について(宇城市不知火体育館、宇城 市松合体育館、宇城市武道館、宇城市不知火温水プール、 宇城市不知火グラウンド)	可 決
議案第22号	宇城広域連合規約の一部変更について	可決
議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第27号	平成29年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決
議案第36号	工事請負契約の締結について(熊本地震による松橋中学 校屋内運動場災害復旧工事)	可 決

宇城市議会議長 入 江 学 様

建設経済常任委員長 堀 川 三 郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、 会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第 1 号	平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 5 号	平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第 6 号	平成28年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第 7 号	平成28年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第14号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決
議案第15号	宇城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数を定める条例の制定について	原案可決
議案第19号	宇城市市道路線の認定について	可 決
議案第20号	建設事業に関する基本協定書の変更について	可 決
議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第28号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	平成29年度宇城市水道事業会計予算	原案可決

議案番号	件名	審査の結果
議案第30号	平成29年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決
議案第32号	工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下 部工(A1・P1)工事)	可 決
議案第33号	工事請負契約の変更契約の締結について (黒崎内潟線 (戸 馳大橋)交付金 (A1橋台) 工事)	可 決
議案第34号	工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸 馳大橋) 交付金(P4橋脚)工事)	可 決
議案第35号	工事請負契約の締結について (黒崎内潟線 (戸馳大橋) 補 助金 (上部工) 工事)	可 決
請願第 1 号	戸馳犬櫓堤防に関する請願(継続審査)	一部採択
	【以下余白】	

宇城市議会議長 入 江 学 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、 会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果		
議案第 1 号	平成28年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	原案可決		
議案第 2 号	平成28年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	原案可決		
議案第 3 号	平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	原案可決		
議案第 4 号	平成28年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決		
議案第 8 号	平成28年度宇城市民病院事業会計補正予算(第4号)	原案可決		
議案第11号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決		
議案第12号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決		
議案第13号	宇城市小川総合福祉センター条例の一部を改正する条 例の制定について	原案可決		
議案第18号	財産の無償譲渡について	可 決		
議案第23号	平成29年度宇城市一般会計予算	原案可決		
議案第24号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決		

議案番号	件名	審査の結果
議案第25号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成29年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決
請願第 4 号	宇城市立河江保育所の平成29年度民間委託の延期を 求める請願(継続審査)	不採択
	【以下余白】	

平成29年第1回定例会 議案等賛否表 ○:賛成 棄:棄権 ●:反対 除:除斥 3 5 6 7 8 9 10 11 12 | 13 | 14 | 15 16 17 18 19 20 21 22 1 2 4 高 髙 大 溝 亰 河 渡 尾 長 豊 堀 中 星 福 Ŧ. 福 河 永 石 出 議員名 賛 反 橋 嶋 野 邊 嶋 﨑野 本村 田 永 見 田 田 谷 木 江 田 川山 川本 審議 佳 敬 貴 友 幸 映 良 秀 治 誠 伸 紀 弘 洋 正 正 裕 泰 結果 成 対 件 名 生 代郎幸 義悟 弘 充 雄 司 明 敏 郎 学 章 彦 美 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることに 欠 \bigcirc \bigcirc 承認 20 0 ついて(専決第1号) 議 議案第1号 長 原案 平成28年度宇城市一般会計補正予算 ○○欠棄○ 欠一 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 18 0 \bigcirc 0 可決 (第6号) 議案第2号 原案 め 平成28年度宇城市国民健康保険特別 欠 欠 \bigcirc \bigcirc 0 ()() \bigcirc \bigcirc ()19 可決 表 会計補正予算(第3号) 決 議案第3号 原案 平成28年度宇城市後期高齢者医療特 欠 \bigcirc 欠 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 19 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc 可決 別会計補正予算(第3号) は 議案第4号 加 原案 平成28年度宇城市介護保険特別会計 欠 欠 \bigcirc 19 0 わ 可決 補正予算(第3号) 1) 議案第5号 原案 ま 平成28年度宇城市簡易水道事業特別 欠 欠 \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 19 0 可決 せ 会計補正予算(第4号) 議案第6号 原案 平成28年度宇城市水道事業会計補正 欠 \bigcirc 欠 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc \bigcirc 19 可決 予算(第4号) 議案第7号 原案 平成28年度宇城市下水道事業会計補 欠 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 欠 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 19 0 \bigcirc \bigcirc 可決 正予算(第3号) 議案第8号 原案 平成28年度宇城市民病院事業会計補 欠 \bigcirc 欠 \bigcirc \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc \bigcirc 19 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 正予算(第4号) 議案第9号 原案 宇城市職員の育児休業等に関する条例 21 \bigcirc \bigcirc 0 可決 の一部を改正する条例の制定について 議案第10号 原案 宇城市防災会議条例の一部を改正する \bigcirc \bigcirc 21 0 可決 条例の制定について 議案第11号 宇城市行政手続における特定の個人を 原案 識別するための番号の利用等に関する ○|棄|○|棄| \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 棄 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 17 1 法律に基づく個人番号の利用及び特定 可決 個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 議案第12号 原案 宇城市税条例の一部を改正する条例の ○|棄| \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 20 0 可決 制定について 議案第13号 原案 宇城市小川総合福祉センター条例の一 \bigcirc \bigcirc 21 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc 可決 部を改正する条例の制定について 議案第14号 原案 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 21 0 () \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 正する条例の制定について 議案第15号 原案 宇城市農業委員会の委員及び農地利用 20 \bigcirc \bigcirc 1 最適化推進委員の定数を定める条例の 可決 制定について 議案第16号 原案 宇城市就学指導委員会条例の一部を改 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C 21 0 可決 正する条例の制定について 議案第17号 原案 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 宇城市奨学金条例の一部を改正する条 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 21 0 \bigcirc \bigcirc 可決 例の制定について

平成29年第1回定例会 議案等賛否表 ○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権 2 3 5 6 7 8 9 10 11 12 | 13 | 14 | 15 16 17 18 19 20 21 22 1 4 豊 高 髙 大 星 福 溝 亰 福 渡 尾 長 堀 中 Ŧ. 河 河 永 石 出 議員名 賛 反 橋 嶋 野 邊 嶋 﨑野 本村 田 永 見 田 田 谷 木 江 田 Ш Ш 川本 審議 幸 映 佳 敬 貴 友 良 秀 治 誠 伸 紀 弘 洋 正 正 裕 泰 結果 件 名 成 対 弘 雄 明 郎 学 代郎幸 大 義悟 充 司 生 敏 彦 章 美 議案第18号 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 17 4 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc 財産の無償譲渡について 議案第19号 0 \bigcirc 棄 0 \bigcirc 0 \bigcirc C \bigcirc \bigcirc 可決 20 0 \bigcirc \bigcirc 宇城市市道路線の認定について 議案第20号 建設事業に関する基本協定書の変更に 可決 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc ()0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 21 0 ()ついて 議案第21号 指定管理者の指定について(宇城市不 知火体育館、宇城市松合体育館、宇城 \bigcirc 棄 \bigcirc \bigcirc 棄 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 19 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 市武道館、宇城市不知火温水プール、宇 城市不知火グラウンド) 議案第22号 \bigcirc \bigcirc 棄 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 20 0 \bigcirc 宇城広域連合規約の一部変更について 原案 議案第23号 棄 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 19 1 平成29年度宇城市一般会計予算 可決 議案第24号 原案 平成29年度宇城市国民健康保険特別 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 20 1 可決 会計予算 議案第25号 原案 平成29年度宇城市後期高齢者医療特 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 20 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C1 ()可決 別会計予算 議案第26号 原案 平成29年度宇城市介護保険特別会計 \bigcirc \bigcirc 20 1 可決 予質 議案第27号 原案 平成29年度宇城市奨学金特別会計予 \bigcirc 21 \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 篁 議案第28号 原案 平成29年度宇城市簡易水道事業特別 \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc C21 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc C可決 会計予算 原案 議案第29号 \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc C \bigcirc \bigcirc \bigcirc 20 1 \bigcirc 平成29年度宇城市水道事業会計予算 可決 議案第30号 原案 平成29年度宇城市下水道事業会計予 \bigcirc 棄 \bigcirc \bigcirc 19 1 可決 質 議案第31号 原案 平成29年度宇城市民病院事業会計予 \bigcirc \bigcirc 21 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 算 議案第32号 工事請負契約の締結について(長崎久 欠 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 棄欠 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 18 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 具線交付金橋梁下部工(A1·P1)工事) 議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結につい 欠一 〇|〇|棄|欠|〇| \bigcirc \bigcirc 18 0 て(黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(A1 可決 橋台)工事) 議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結につい \bigcirc 欠一 \bigcirc \bigcirc \bigcirc ○|棄|欠| \bigcirc \bigcirc 可決 18 0 て(黒崎内潟線(戸馳大橋)交付金(P4橋 脚)工事) 議案第35号 工事請負契約の締結について(黒崎内 棄 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 棄 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 可決 19 0 \bigcirc \bigcirc 潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事) 議案第36号 工事請負契約の締結について(熊本地 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc ○ 棄 \bigcirc \bigcirc 可決 20 0 震による松橋中学校屋内運動場災害復

平成29年第1回定例会 議案等賛否表): [賛成	兌		:反	対		欠:	欠人	席	J.	1:4	涂月	Ŕ	棄	:棄権		
議員名 件 名	1高橋佳大	本敬		田正		見友	田	嶋	田良	野正	渡邊	嶋秀	尾﨑治	河野一	15 長谷誠一	永木伸	入江	豊	堀川三	中山弘	石川洋		審議結果	賛成	反対
請願第1号 戸馳犬櫓堤防に関する請願(継続審査)	0	棄	0	\circ	\circ	0	\circ	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	一部 採択	20	0
請願第4号 宇城市立河江保育所の平成29年度民間 委託の延期を求める請願(継続審査)	•	棄	•	\circ	•	•	•	0	0	•	\circ	•	•	•	•	0		•	0	0	•	•	不採択	7	13
発議第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求 める意見書の提出等について	0	0	0	\circ	\circ	0	\circ	0	0	\circ	\circ	\circ	0	\circ	\circ	0		\circ	0	0	0	\bigcirc	原案 可決	21	0